

FACT BOOK

ファクトブック・2011年版 2010年度決算のご報告など

全労済ファクトブック 2011年版

C O N T E N T S

ごあいさつ	1	■VII. 社会貢献活動	
全労済の理念	2	1.社会貢献活動	44
より良い「共生の社会」のために	3	■VIII. 協同組合との連携・提携	
東日本大震災に関わる取り組み	4	1.協同組合間の協同の活動	50
2010年度の主な出来事	6	2.国際活動	51
業務改善の取り組み		■IX. 全労済の組織と概要	
1.苦情対応マネジメントシステム「ISO10002」の取り組み	8	1.全労済のあゆみ	53
2.お客さまの声にもとづく業務改善の取り組み	9	2.協同組合としての全労済	55
■I. 事業と経営の概況		3.組合員の運営参加	57
1.経営発展の状況	11	4.全労済の組織	58
2.共済契約および支払共済金の状況	13	5.全労済の役職員	61
3.損益および財務の状況	15	6.子会社の概況	63
4.資産運用	16	7.全労済グループ	63
5.経営指標	17	●データ編	64
■II. 経営の健全性		●全労済Q&A	100
1.健全性向上のための取り組み	18	●資料集	105
2.総合的リスク管理	20	●共済用語の解説	127
■III. 法令の遵守		●消費生活協同組合法施行規則にもとづく索引	129
1.コンプライアンスへの取り組み	22		
2.個人情報の保護	23		
3.全労済ヘルプライン制度	25		
■IV. 情報開示と組合員向けサービス			
1.情報開示	26		
2.組合員向けサービスの拡充	30		
■V. 生活保障の考え方と共済制度			
1.生活保障設計運動の展開	32		
2.住まいと暮らしの防災・保障点検運動	33		
3.保障の考え方	33		
4.保障分野と対応する各種共済	34		
5.共済商品の概要と特長	35		
6.勧誘方針・共済の推進・共済金支払いのしくみ	40		
■VI. 高齢社会への対応			
1.生活創造事業	42		

全労済の概要

- 名称
全国労働者共済生活協同組合連合会
(略称:全労済)
National Federation of Workers and
Consumers Insurance Cooperatives
- 創立
1957年9月29日
- 所在地
全労済本部
〒151-8571 東京都渋谷区代々木2-12-10
tel:03-3299-0161
- 常勤役職員数
3,379名(2011年5月末) ※他団体出向者含む

最良の品質を組合員の皆さまへ

このたびの東日本大震災により犠牲になられた方々とそのご遺族に謹んで哀悼の意を表します。また、被災されたすべての皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

全労済では、今回の大震災発生後直ちに災害対策本部を立ち上げ、被災者の皆さまの一日も早い生活再建のため、迅速な共済金の支払いを最大の使命とし、全役職員の総力を挙げて被災者対応に取り組んでまいりました。また、一日も早い被災地の復興を願い、義援金等を自治体へ寄贈するとともに、全労済グループの役職員をはじめ、組合員・協力団体のみならず、広く一般の方々から募金活動にご協力いただき、共済生活協同組合としての助け合いの輪を広げる活動を展開しています。

全労済は、2010年度を「中期経営政策(2009年度～2013年度)」にもとづく「フェーズI(2009年度～2010年度)」の後半年度として、「組合員から信頼・支持される事業体基盤への革新」に向けてのさまざまな改革に取り組んでまいりました。

組合員のニーズの多様化に応えるため、全労済の主力商品である「こくみん共済」に「生きるための保障」として新たな保障タイプ・プランの新設などを行いました。また、「日本の共済協同組合と全労済グループの21世紀における組織構想」にもとづき、2011年6月1日に自治労共済および全水道共済との事業統合を行い、それぞれ「全労済自治労共済本部」、「全労済全水道共済本部」が発足し、労働者共済の大同団結を着実にすすめることができました。

2011年度は、中期経営政策「フェーズII(2011年度～2012年度)」の初年度として、「フェーズI(2009年度～2010年度)」での実行課題の定着とその成果の発揮をめざした取り組みをすすめてまいります。

特に、東日本大震災への対応を最優先課題と位置づけ、被災組合員の生活再建に向けた迅速な共済金支払いに総力をあげて取り組みながら、共済生活協同組合としての全労済の真価を発揮していきます。

また、2012年の「国際協同組合年」を契機として、「協同組合がよりよい社会を築きます」のスローガンのもと、協同組合間の連携を促進するとともに、保障の生協として、組合員、協力団体、さらに広く社会に向けて、全労済として協同組合の社会的役割の認知度を高める取り組みをすすめます。

今回の東日本大震災による被災者の生活再建や被災地の復興には、まだ長い時間が必要ですが、全労済は、『みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり』の理念にもとづき、組合員・協力団体や地域社会の皆さまとのつながりを大切にしながら、この東日本大震災の被災者と被災地の支援を続けてまいります。そして、県本部・事業本部・本部が一体となり、ゆるぎない経営基盤を確立し、最良の品質を組合員の皆さまへ提供し続けることにより、社会的な責任と役割を果たしてまいります。

今後とも変わらぬご支援・ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上



2011年10月

全労済 代表理事 理事長

田原 憲次郎

全労済の理念

全労済は50周年(2007年)を機に、原点に立ち返り、これまでの50年で培われた全労済の精神と、これからの50年を大事にする精神を再認識する「全労済の理念」を制定しました。

理念を将来にわたる全労済の最上位概念として、変わらぬ価値観、事業運営における基本的な価値・態度・信条として位置づけます。私たちはこの理念を基本にして活動を展開していきます。

理念 組合員の皆さんと共有すべき全労済の変わらぬ価値観です。

みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり

「みんなで」 全労済に集う組合員、さらにはすべての勤労者・生活者を意味します。また、生協の理念である「万人が一人のために」という万人の意味を付しています。さらに、組合員の自主的参加を高めていくという意味を込めています。

「たすけあい」 労働者のたすけあいからスタートした全労済創立当初からの礎であることを意味します。また、これからの50年も共済であること、そして共助の精神を持ち続けることが全労済の不変の存在意義であることを意味しています。

「豊かで」 経済的な豊かさとともに精神的な豊かさの向上を意味します。また、全労済の出発点である「労働者のためのより安い保障」から、より経済的な保障を得ることで精神的な安心を得るという共済の本来の役割も意味しています。

「安心」 たすけあいの成果であることを意味します。さらに、社会不安の解消こそが現在から未来に向かって欠くことのできない変わらぬ価値観であることを意味しています。

「社会づくり」 全労済が労働者福祉運動として始まった歴史的経過を踏まえ、個々の組合員の生活向上に止まらず、社会全体に貢献していく姿勢を意味します。また、共済というたすけあいの輪の広がりが運動となり、より良い社会の実現に向けて行動していくという、協同組合運動の趣旨も意味しています。

信条 理念実現に向けた全労済役職員の行動規範です。

私たちは、理念を変わらぬ価値観として、これからの事業活動を実施していきます。

労働者の共済からより広い意味での勤労者、生活者の共済へたすけあいの精神を変わらぬ存在意義として

万一の保障から安心の保障へ

私たちは、これまでの50年に感謝し、大事にしながら、チャレンジします。

組合員のために、正直に、努力し続けます。

組合員の全労済

私たちは、組合員のくらしを何よりも大切に、組合員の参加をひろげ、組合員とともに、歩み続けます。

正直な全労済

私たちは、正直さを大切に、組合員や地域社会からの信頼に応え、社会の発展のために、行動し続けます。

努力の全労済

私たちは、たすけあいの心を大切に、全労済にかかわるすべての人の満足に向け、努力し続けます。

より良い「共生の社会」のために

新しい社会に向けて

今、時代が大きく変化しています。

これまでの競争社会で行われてきた、

一方通行の扶助も変えていく必要があるのではないのでしょうか。

これからは、自立しながら人と人とのつながりを大事にし、

お互いにたすけあう……

こうしてお互いを尊重することが、本当に豊かな暮らしを実現できる社会へとつながっていきます。

「組合員の全労済」をめざして

全労済は、たすけあいの組織として、共済事業を営んでいます。

「組合員の全労済」をめざして、組合員の豊かで安心な暮らしのための、生涯にわたる総合的な生活の保障をお手伝いするため、各種共済をご用意しています。

全労済は、営利を目的とせず、すべての勤労者・生活者がたすけあって、本当に豊かな暮らしが実現できるよう、活動を続けています。

協同の輪は、着実に広がっています。

これからも、全労済は
組合員の皆さまとともに、歩み続けます。

全労済マーク
について



全労済マークは火災の“炎”をイメージしたもので、不慮の事故に対する労働者共済の使命を表しています。また、円は「支援」と「団結」を意味すると同時に、内側から外側に向かって伸びていることから「発展」する姿が込められています。

東日本大震災に関する取り組み

このたびの震災により被害を受けられた皆さまに謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

全労済では、被災者対応を最優先課題と位置づけ、被災された組合員の皆さまに対する迅速な共済金・見舞金のお支払いに総力をあげて取り組んでいます。

被災者対応が最大の使命です

全労済では3月11日の大震災発生後、ただちに本部災害対策本部を立ち上げ、全国の役職員の協力のもと、3月23日より栃木県本部、千葉県本部への第1次全国支援動員を皮切りに、被災された組合員の皆さまのもとへ向かいました。同時に、正確な調査活動と迅速な共済金のお支払いを行うために、集中支払拠点を設置し動員を行いました。

共済金のお支払い

1.火災共済の見舞金全額支払い

火災共済の地震等災害見舞金については、削減規定を適用せず、全額お支払いします。

2.自然災害共済の共済金全額支払い

自然災害共済の共済金については、削減規定を適用せず、全額お支払いします。

3.災害死亡共済金等の全額支払い

生命系保障については、災害死亡共済金等の削減規定を適用せず、全額お支払いします。

全国総動員で被災地に災害支援要員を派遣

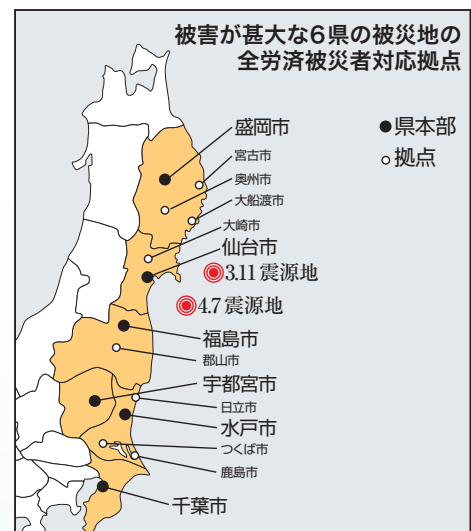
このたびの地震による被害は、22道都県に及びました。被害が甚大な6県(岩手・宮城・福島・茨城・栃木・千葉)に7泊8日体制で200~300名規模の現場調査要員派遣を行いました。全労済の建物自体が被害にあい、当初はライフラインが整わない中での活動となりました。



現地対策本部



現場調査の様子



共済金等のご請求にあたっての簡易迅速なお支払いについて

ご請求手続きにあたり、必要書類の一部を省略させていただき、簡易な手続きにより迅速なお支払いに努めています。また、津波や火災によって多大な被害にあわれた被災地の契約者の方に1日でも早く共済金をお支払いするため、航空写真・衛星写真を用いて被災地区(市街の一区画、ブロック)を確定し、認定しています。

共済掛金の払い込みおよび更新手続きについて

災害救助法適用地域において、お申し出により、共済掛金の払込猶予期間および更新手続きの猶予期間を被災より最長6ヵ月間延長するお取り扱いをします。

*大量の帰宅困難者が発生したことにより適用された東京都は除きます。

被災した自治体へ支援金を寄贈

被害が甚大な各自治体の災害対策に対し、総額1億1,000万円を支援金として寄贈しました。

岩手県	2,500万円	福島県	2,500万円	栃木県	1,000万円
宮城県	3,000万円	茨城県	1,000万円	千葉県	1,000万円

緊急募金活動の展開

全労済窓口には募金箱を設置し、募金活動を行いました。また、義援金口座を開設し、組合員の皆さま、労働組合などの協力団体、指定整備工場、一般の方々を対象に募金活動を呼びかけました。集まった資金は日本赤十字社や中央共同募金会を通じて、被災地および被害にあわれた方々へお渡しする予定です。

「被災者専用サポートダイヤル」の設置

全労済では、被災されたご契約者とその家族の皆さまに、少しでも心やからだの負担が軽くなるよう、無料の電話相談ダイヤルを設けました。

震災による心やからだの不安について、看護師や臨床心理士等による電話相談を行っています。また、法律や税金についてのご相談にもお答えするために弁護士による「法律相談」や税理士による「税務相談」も実施しています。

電話番号:0120-568-856(フリーダイヤル)*携帯電話からもご利用になれます。

受付期間:2011年5月9日(月)~12月31日(土)

【受付時間】

ご相談内容	受付時間	備考
心とからだのご相談	月~金曜日 9:00~21:00 土曜日 10:00~18:00	日曜・祝日は休みとなります。
法律のご相談	毎週火曜日(祝日除く) 10:00~17:00	当日予約制
税務のご相談	毎週水曜日(祝日除く) 10:00~17:00	当日予約制

東日本大震災共済金等のお支払い状況(2011年9月27日現在)

- (1) 損害系共済(火災・自然災害共済)…………… 支払件数:133,872件 支払金額:994億1,531万円
 (2) 生命系共済(こくみん共済他)…………… 支払件数:774件 支払金額:40億2,698万円

<参考>

近年の主な自然災害に対する共済金等の支払い状況(2011年5月31日現在)

(単位:百万円)

年 度	共済金額	主な自然災害名
2000年度	3,201	東海豪雨、芸予地震、関東甲信越地方降雪、鳥取西部地震、有珠山噴火災害
2001年度	108	—
2002年度	555	台風16・21号、宮城県沖地震、島根県異常寒波
2003年度	1,352	九州豪雨、宮城県北部地震、台風14号、十勝沖地震
2004年度	25,745	新潟豪雨、福井豪雨、台風15・16・18・21・22・23号、新潟県中越地震、青森の雪害、福岡県西方沖地震
2005年度	5,926	宮城県沖地震、台風14号、平成18年豪雪
2006年度	5,172	平成18年7月豪雨、台風13号、能登半島地震、三重県中部地震
2007年度	4,771	新潟県中越沖地震、台風4・5・9号、低気圧通過に伴う強風
2008年度	821	岩手・宮城内陸地震、岩手県沿岸北部地震
2009年度	1,739	駿河湾を震源とする地震、台風18号、鶴岡市を中心とした豪雪
2010年度	50,254	奄美地方集中豪雨、山陰地方を中心とした豪雪、北陸・東海地方を中心とした大雪、北日本域における平成23年雪害、東日本大震災

2010年度の主な出来事

1 「2009年度～2013年度 中期経営政策」におけるフェーズI期間の取り組み

2010年度は、中期経営政策の「フェーズI(2009年度～2010年度)」の後半年度として、「組合員から信頼・支持される事業体基盤への革新」に向けて、「2009年度～2010年度計画」において、さまざまな改革課題の方針・計画などの確立を行いました。

2 「組合員の全労済」をめざした業務品質のさらなる向上に向けた取り組み

苦情対応の強化と再発防止、業務改善をはかるため、「全労済苦情対応・再発防止計画」を策定し、組織的な苦情対応をすすめました。そして、第106回通常総会(2010年8月26日開催)において、「ISO10002(苦情対応マネジメントシステムの国際規格)」に適合した苦情対応システムを構築したことを共済団体として初めて宣言しました。

3 組合員のニーズにきめ細かに応えられる共済商品の開発・改定の取り組み

- 2010年12月より、新団体年金共済を開発しました。
- 組合員の利便性向上に向けて、個人年金共済(終身年金)受給中の積立金一括受け取りを可能とする制度改定を行いました。
- 2011年4月より、全労済の主力商品である「こくみん共済」に新たな保障タイプ・プランを新設し保障内容の充実を実現しました。

4 業務の品質向上と効率化に向けた業務拠点および機能の再編統合

業務品質のさらなる向上と業務の効率化に向け、全国に分散していたコールセンターの再編・移行計画を策定し、お客さまとのコミュニケーションをさらに追求したコンタクトセンターを札幌および福岡に開設し、2011年6月1日より業務を開始しました。

5 自治労共済および全水道共済との事業統合

第69回通常総会(1997年8月)において「日本の共済協同組合と全労済グループの21世紀における組織構想」を決定し、これまで労働者共済の大同団結をめざした事業連携と事業統合を着実にすすめました。

そして、2011年6月1日に、自治労共済および全水道共済が、新たに全労済との事業統合を行い、それぞれ「全労済自治労共済本部」、「全労済全水道共済本部」が発足しました。

6 全労済の社会貢献活動

全労済は、「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」という理念にもとづき、「防災・減災」「環境保全」「子どもの健全育成」を重点分野としたさまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。そして、中期経営政策でめざす「社会的責任の発揮」に向けて、2010年12月にこれまでの社会貢献活動等の取り組みを踏まえながら、今後の社会的取り組みの指針として「新たな社会的取り組みに向けた構想案」を策定しました。

1年間の主な出来事

2010年 8月	<ul style="list-style-type: none"> ●「第106回通常総会」の開催 2009年度計画事業報告が承認され、2010年度事業計画等を決定 ●苦情対応マネジメントシステム「ISO10002」の自己適合宣言
11月	<ul style="list-style-type: none"> ●全労済ホームページから「新せいめい共済」「新総合医療共済」の申込書のダウンロード・サービスを開始 ●ぼうさいカフェ(岡山・群馬)の開催
12月	<ul style="list-style-type: none"> ●ぼうさいカフェ(徳島)の開催 ●個人年金共済の改定 終身年金受給中の積立金一括受取の実施 ●新団体年金の開発 ・将来保障選択プランの実施 ・税制適格プランの実施
2011年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ●ぼうさいカフェ(大分・愛媛)の開催
2月	<ul style="list-style-type: none"> ●ぼうさいカフェ(広島)の開催
3月	<ul style="list-style-type: none"> ●「全労済文化フェスティバル2011」の開催
4月	<ul style="list-style-type: none"> ●こくみん共済の改定 ・「生きる安心タイプ」「医療安心タイプ」「がん保障プラス」「キッズ満期金付プラン」の新設 ・「重度障害支援共済金」「疾病障害共済金」「先進医療共済金」の新設 ・継続利用できるしくみの充実 ●ぼうさいカフェ(鹿児島)の開催
5月	<ul style="list-style-type: none"> ●ぼうさいカフェ(長崎)の開催
6月	<ul style="list-style-type: none"> ●コンタクトセンター札幌・福岡の開設 ●全労済自治労共済本部、全労済全水道共済本部の発足

業務改善の取り組み

1 苦情対応マネジメントシステム「ISO10002」の取り組み

全労済は、第106回通常総会（2010年8月26日開催）において、苦情対応の国際規格「ISO10002（JISQ10002:2005）」（品質マネジメント—顧客満足—組織における苦情対応のための指針）に適合した苦情対応システムを構築したことを宣言いたしました。

全労済では、今回の「ISO10002」自己適合宣言を新たなスタートと位置づけ、これからは「お客様の声」を大切に、業務改善や業務品質の向上に生かす活動をすすめてまいります。



(1) 自己適合宣言の目的

全労済は、本宣言を契機に、これまで以上に「お客様の声」を大切に、お客さまからの苦情を最優先課題として捉え、常に共済商品・事業運営の改善お

よび業務品質の向上をはかり、「お客様満足」の向上をめざしてまいります。

(2) 2010年度の取り組み

① 苦情対応マネジメントシステム「ISO10002」自己適合宣言

苦情対応を適切に行っていることを全労済内外に明示し、更なる「お客様満足」の向上をめざし、苦情対応マネジメントシステムの国際規格である「ISO10002」について、2010年8月開催の全労済通常総会で自己適合宣言を行いました。

自己適合宣言後は、全役職員がその趣旨や内容を十分理解し、お客さま対応を行う必要があることか

ら、各部門の苦情対応責任者が中心となり、苦情対応プロセスの定着にむけた理解をはかりながら実効性を高めました。

② マネジメントの強化について

「ISO10002」自己適合宣言に伴い、各苦情対応部門において、「全労済苦情対応方針」および「全労済苦情対応規程」に準拠し、管内のお客さま対応部門への指導等、マネジメントの強化をはかりました。

(3) 今後の取り組み

「ISO10002」自己適合宣言のもとに、全役職員への苦情対応の更なる浸透とお客さま意識向上のため、苦情対応のプロセスの定着、各部門でのマネジメ

ントの強化による同種苦情の再発防止、苦情からの業務改善をめざした取り組みをすすめます。

全労済苦情対応方針

基本理念

信頼され、選ばれる「組合員の全労済」をめざし、お客さまからの苦情を最優先課題として捉え、誠実かつ迅速な対応を心がけるとともに、常に共済商品・事業運営の改善および業務品質の向上に努めます。

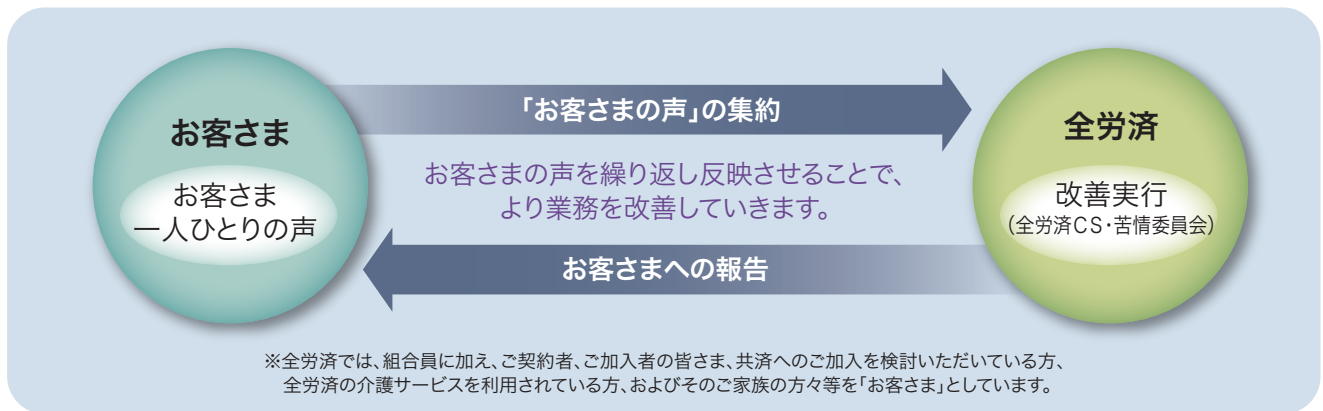
基本方針

1. お客さまからの苦情への対応は、当会のすべての部門において最優先課題であると認識します。
2. お客さまからの苦情は、誠意をもって積極的に受け止め、公平・迅速・適切かつ誠実に対応します。
3. お客さまからの苦情は、組織をあげて最後まで責任のある対応を行います。
4. お客さまからの苦情は、組織全体で共有し、徹底的な原因究明による同種苦情の未然防止・再発防止、業務改善、および業務品質の向上につながる貴重な情報とします。
5. お客さまの情報は厳重に保護します。
6. 不当な要求に関しては、毅然とした対応を行います。

2 お客さまの声にもとづく業務改善の取り組み

全労済では、コールセンターへのお電話や最寄りの全労済窓口寄せられた一つひとつの苦情、感謝の声を「お客さまの声」として大切に取扱っています。

「お客さまの声」のうち、苦情について分析し、「お客さま満足」の向上に向けた業務改善の取り組みを行っています。



(1) お寄せいただいたお客さまの声

より多くの「お客さまの声」から、いっそうの業務改善をすすめるために、2008年12月1日より苦情の定義を拡大し、「お客さまから不満の表明のあったもの」に改定しました。(注)

これにともない、従来の「ご意見・ご要望」も「苦情」としました。

(注)改定前の苦情の定義…全労済の事業活動に起因して、お客さまから寄せられるご不満のうち、対応および回答を求められたもの

■これまでにお寄せいただいたお客さまの声 (件数)

年度・区分	お客さまの声			
	ご意見・ご要望	苦情	感謝	総数
2006年度	9,577	814	441	10,832
2007年度	9,476	967	472	10,915

年度・区分	お客さまの声		
	苦情	感謝	総数
2008年度	9,820	700	10,520
2009年度	10,943	1,573	12,516
2010年度	10,280	1,651	11,931

※2008年度は、下半期から苦情の定義を「お客さまから不満の表明があったもの」に改定しましたが、上半期の「ご意見・ご要望」についても「苦情」として集計しています。

※全労済の事業年度は、6月1日から翌年5月31日までとなります。

■2010年度のお客さまの声の詳細 (件数、%)

申立内容による分類	苦情		感謝	
	件数	占有率	件数	占有率
お申し込み手続きに関するもの	2,674	26.0	9	0.5
ご契約の保全、掛金収納に関するもの	3,276	31.9	44	2.7
共済金のお支払いに関するもの	1,119	10.9	296	17.9
共済商品に関するもの	759	7.4	120	7.3
応対に関するもの	2,312	22.5	1,111	67.3
その他	140	1.4	71	4.3
合計	10,280	100.0	1,651	100.0

(2) お客さまの声にもとづく業務改善の取り組み

全労済では、「お客さまの声」にもとづく業務改善活動に取り組み、活動を強化してまいりました。

お寄せいただいた「お客さまの声」は、データベースに登録して共有化をはかるとともに、集約・分析を行います。

「お客さまの声」の分析および職員からの提案にもとづき、役員が委員長を務め、各部門の責任者で構成する「全労済CS・苦情委員会」(毎月開催)にて、業務改善課題の設定、改善実行の進捗管理、促進を行っています。

※お客さまの声、業務改善の取り組みについては、組合員情報紙(セイフティ・ファミリー)、全労済ホームページ(<http://www.zenrosai.coop>)でもご紹介しています。

(3) お客様の声にもとづく業務改善例～最近の改善内容～

最近の主な業務改善内容をご案内します。

分類	お客様の声	改善内容
ご契約の保全、掛金収納に関するもの	●共済証書をわかりやすくしてほしい。	●「マイカー共済」の共済証書の「効力開始日」について、説明文を追加しました。【2010年5月より】
	●共済掛金払込証明書や割り戻し金の通知をわかりやすくしてほしい。	●お送りするご案内文書・帳票等について、レイアウトや文言の見直し、記入例の掲載を行い、より丁寧でわかりやすい内容へ変更しました。【2010年10月より】
	●共済掛金をクレジット払いできるようにしてほしい。	●こくみん共済・新せいめい共済・新総合医療共済の申込書を全労済ホームページよりダウンロードし、お申し込みいただく場合に、初回掛金のクレジット払いができるようにしました。【2011年4月より】 ※2回目以降の掛金は、金融機関からの口座振替となります。 ※火災共済は、以前より実施しています。
共済金のお支払いに関するもの	●共済金の請求について、わかりやすく、スムーズに進められるようにしてほしい。	●「ねんきん共済」の「年金受給証」に表示する「受取月」について、わかりやすく改善するとともに、説明文を見直しました。【2010年4月より】
	●共済金請求書類の形式をユニバーサルデザイン(※)に変更し、あわせてカラー化を行い、わかりやすい帳票に変更しました。【2011年1月より】 ※すべての人にとって、できる限り利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインすること	●共済金請求書類の形式をユニバーサルデザイン(※)に変更し、あわせてカラー化を行い、わかりやすい帳票に変更しました。【2011年1月より】 ※すべての人にとって、できる限り利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインすること
	●共済金請求をいつでもできるようにしてほしい。	●全労済ホームページでの住宅災害受付について、これまでは耳や言葉の不自由な方に限らせていただいていたが、すべての方からの受付を行うように変更しました。【2011年4月より】 ※病気やけがによるご請求の受け付けは、以前より実施しています。
共済商品に関するもの	●「自然災害共済」の地震等の保障を大きくしてほしい。	●「自然災害共済」の大型タイプの取り扱いを開始しました。地震の保障は標準タイプの1.5倍となります。【2010年4月より】
	●こくみん共済の保障を充実させてほしい。	●手術保障・先進医療保障が充実した「医療安心タイプ」、重度障がいになられたあとの生活を支援する保障を加えた「生きる安心タイプ」、がん保障に特化した「がん保障プラス」、お子さまの教育資金準備にもご利用できる「キッズ満期金付プラン」をご用意しました。【2011年4月より】
	●先進医療の保障額をもっと増やしてほしい。	●こくみん共済の新しい保障タイプとして、先進医療を最高600万円まで保障する「医療安心タイプ」を実施しました。【2011年4月より】
対応に関するもの	●個人情報の取り扱いについて、配慮してほしい。	●お客様にお使いいただく返信用封筒について、差出人欄の電話番号の記載を廃止しました。【2010年5月より】
	●全労済から、問い合わせの文書が届いたため連絡をしたが、対応者が要領を得なかった。	●お客様からいただいた加入申込書や変更届等に関して、お問い合わせやお知らせの文書をお送りした場合には、その内容を「コンタクト履歴」としてシステム登録し、どこの窓口・拠点でもスムーズな対応が可能となるようにしました。【2010年10月より】 ※窓口やお電話での対応履歴については、以前より登録を行っています。
	●地震や津波の際の保障について知りたい。	●東日本大震災の影響により、増加したお問い合わせに対応するために、全労済ホームページの「よくあるご質問」のコーナーに、「地震関連」の項目を追加しました。【2011年4月より】
	●保障内容について、わかりやすく説明してほしい。	●マナーの向上や商品知識・業務知識に関する研修会を実施しています。【継続実施】 ●自動車事故の損害査定について、実務経験に応じた集合研修、通信教育等を実施するとともに、資格試験への合格を義務付けています。【継続実施】

I 事業と経営の概況

1 経営発展の状況

(1) 契約高は676.7兆円

2010年度は、〈最良の品質を組合員へ〉をめざした「2009年度～2013年度 中期経営政策」のフェーズI(2009年度～2010年度計画)の後半年度にあたり、「組合員から信頼・支持される事業体基盤への革新」に向けて、さまざまな改革課題へ着手および実施してきました。

また、2011年3月11日に発生した東日本大震災に対しては、すべての重点政策課題に優先する最上位の課題と位置づけ、全労済の総力をあげて被災者対応に取り組んできました。

この結果、2010年度中に504億円の共済金・見舞金のお

支払いをすることができました。最終的な支払い総額は1,200億円程度を見込んでおり、2010年度決算においてはこの支払いに備えて支払備金等を計上しました。また、将来的に発生しうる共済金等の支払いに備えても責任準備金の積み増しを継続的に実施しており、総資産は前年度より609億円増加の3兆470億円となり、初めて3兆円の大台を超えました。保有契約は下表に示すとおり、契約件数3,454万件(1.4%減)、契約口数36.5億口(1.5%減)、契約高676.7兆円(0.6%増)となりました。

(2) 「自然災害共済」と「マイカー共済」が順調に推移

契約件数は49.1万件(1.4%)減少し、3,454万件となりました。共済別の主な特徴として、自然災害共済が5.5万件(3.1%)増加し、マイカー共済が2.4万件(1.3%)増加、終身共済が1.1万件(2.7%)の増加と

なりました。一方、団塊世代の退職等による職域向け制度加入者の減少により団体生命共済が20.8万件(3.3%)減少し、交通災害共済が14.0万件(3.7%)、火災共済が9.4万件(1.8%)、それぞれ減少しました。

(3) 財務基盤を強化

2010年度の自己資本は、出資金の増加、および評価・換算差額等が改善したものの東日本大震災への対応として、任意積立金を取り崩したことから122億円減少し、2,259億円となりました。異常危険準備金、価格変動準備金を含めた修正自己資本は4,972億

円となり、修正自己資本比率は16.3%となりました。

また、「含み損益」等を加算した実質純資産額は前年度より346億円増加し7,208億円となり実質純資産比率は0.7ポイント増加して23.7%と財務基盤の強化をすすめました。

■この5年間の経営発展の状況

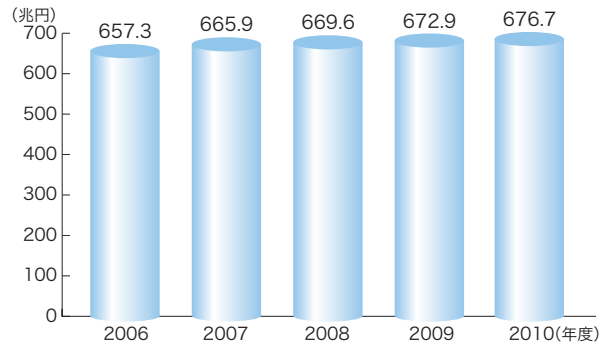
(単位:億円)

摘要	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	伸長率(注1)	
	①-1 契約高(兆円)	657.3	665.9	669.6	672.9		676.7
①-2 契約件数(千件)	35,951	36,031	35,822	35,035	34,545	98.6%	
①-3 契約口数(百万口)	3,800	3,818	3,796	3,706	3,650	98.5%	
損益	② 受入共済掛金 (一時払掛金等を除く)(注2)	5,898 (5,693)	5,976 (5,733)	5,954 (5,728)	5,893 (5,676)	5,766 (5,615)	97.8% (98.9%)
	③ 支払共済金 (満期共済金を除く)	3,092 (2,647)	3,307 (2,745)	3,237 (2,747)	3,263 (2,812)	3,586 (3,265)	109.9% (116.1%)
	④ 資産運用純益	410	448	235	452	435	96.3%
	⑤ 人件費・物件費	973	963	996	950	970	102.1%
	⑥ 経常剰余	758	585	321	422	387	91.6%
	⑦ 割戻準備金繰入額	505	360	257	257	195	75.9%
	⑧ 総資産(注3)	27,619	28,219	28,687	29,860	30,470	102.0%
貸借	⑨ 出資金	1,222	1,285	1,308	1,319	1,322	100.2%
	⑩ 自己資本(注4)	2,591	2,435	2,287	2,380	2,259	94.9%
	⑪ 修正自己資本(注5)	4,544	4,889	4,758	5,109	4,972	97.3%
	⑫ 実質純資産額(注6)	4,312	4,600	5,324	6,862	7,208	105.0%

(注1) 契約口数の制度改定による換算口数減少補正後の期始実績(契約口数3,705百万口)に対する率です。
 (注2) 長期系共済一時払掛金等について補正しています。
 (注3) 総資産については、2008年度に貸倒引当金の表示位置が変更となったため、2007年度以前についても同様に修正しています。
 (注4) 組合員に還元する利用高割戻金額等を控除しています。
 (注5) 自己資本に資本性を有する負債である異常危険準備金、価格変動準備金を加算しています。
 (注6) 修正自己資本に含み損益等を加算した額です。

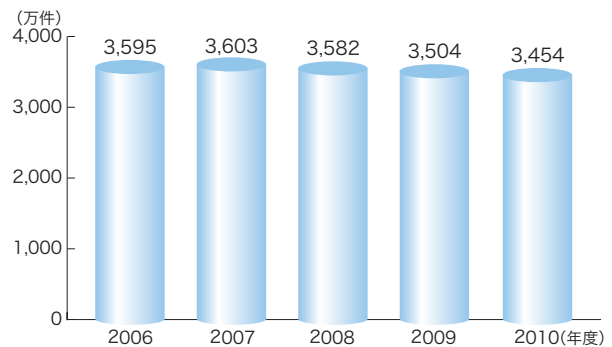
契約高の推移

2006年度から5年間にわたる契約高の推移をみると、自然災害共済やマイカー共済が順調に増加し2009年度の契約高は3.4兆円(0.5%)増加、2010年度の契約高は3.7兆円(0.6%)増加し676.7兆円となりました。



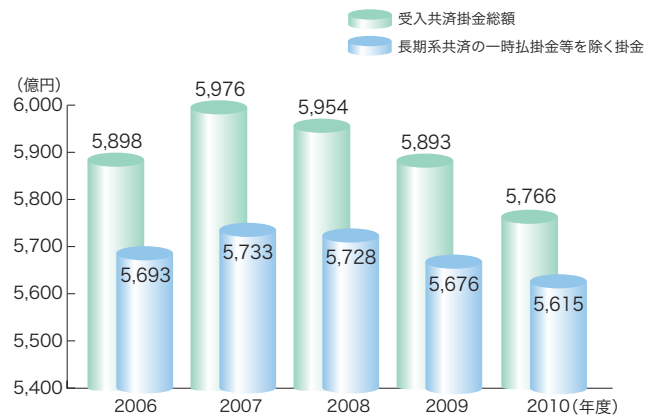
契約件数の推移

2010年度の契約件数は、期始実績と比較し49.1万件(1.4%)の減少となりました。共済別の主な特徴として自然災害共済が5.5万件(3.1%)の増加、マイカー共済が2.4万件(1.3%)の増加となりましたが、団塊世代の退職等により職域でのマイナスが大きかった共済制度については、団体生命共済が20.8万件(3.3%)、交通災害共済が14.0万件(3.7%)、火災共済が9.4万件(1.8%)の減少となっています。



受入共済掛金の推移

2010年度の受入共済掛金は、前年度と比較し127億円(2.2%)減少し、5,766億円となりました。長期系共済の一時払掛金等の影響を補正した実質減少額は61億円(1.1%)となりました。

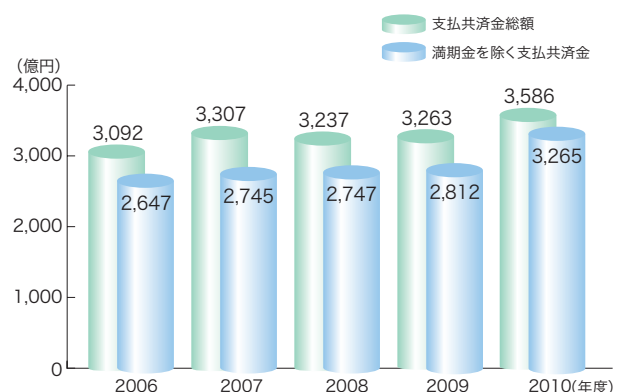


支払共済金の推移

2010年度は、東日本大震災をはじめとした自然災害が多発し、組合員の皆さまの生活に甚大な影響をもたらした1年でした。そのような中、全労済は、被災した組合員の皆さまに共済金および災害見舞金をお支払いすることを通じて、「保障の生協」としてお役に立つことができました。

2010年度の共済金の支払いは、東日本大震災の影響を受け、前年度より323億円(9.9%)増加し、3,586億円となりました。このほか、地震等災害見舞金として142億円をお支払させていただきました。

なお、「東日本大震災」による共済金・地震等災害見舞金の最終支払額は、1,205億円を見込んでいます。



2 共済契約および支払共済金の状況

2010年度の全制度合計純増数は、契約高で3.7兆円(0.6%)の増加となりました。一方、契約件数は49.1万件(1.4%)の減少となりました。

2010年度の支払共済金は、前年度比323億円(9.9%)増加し、3,586億円となりました。制度別の共済契約数および支払共済金の状況は次のとおりです。

火災共済・自然災害共済

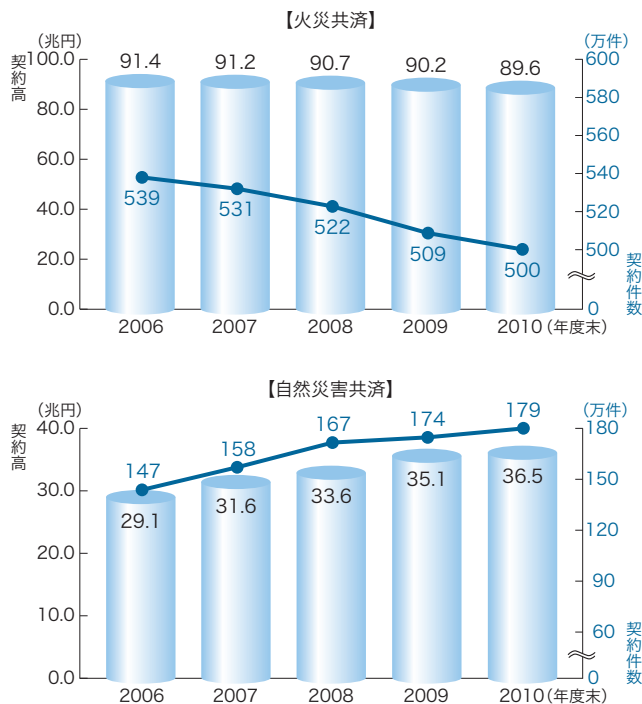
火災共済の2010年度末の保有契約件数は499.5万件(純減9.4万件)で、契約高89.6兆円(純減5,401億円)となりました。

共済金の支払いについては、2.6万件(純増5,814件)の151億円(純増4億円)となりました。

また、自然災害共済の2010年度末の保有契約件数は179.1万件(純増5.5万件)で、契約高36.5兆円(純増1.4兆円)となりました。

共済金の支払いについては、東日本大震災の影響を受け3.7万件の365億円(純増341億円)となりました。

■火災共済・自然災害共済の契約件数・契約高の推移



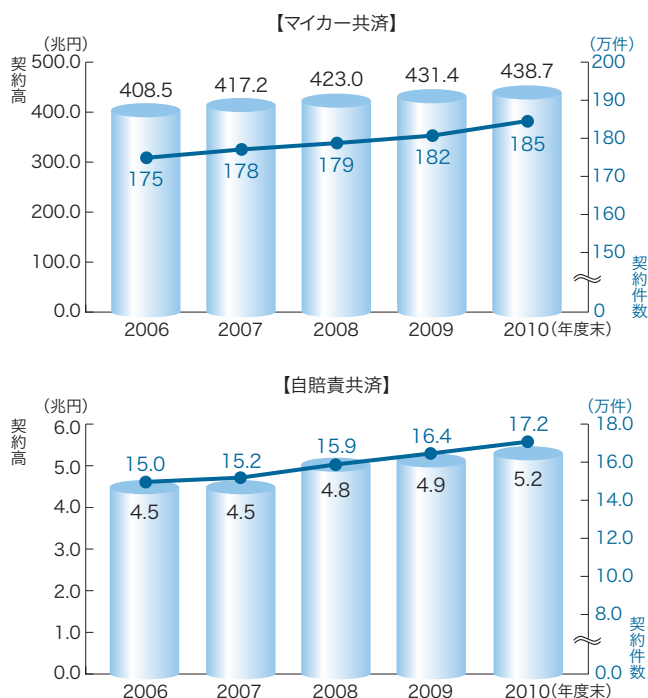
マイカー共済(自動車総合補償共済)・自賠償共済

マイカー共済の2010年度末の保有契約件数は、184.5万件(純増2.4万件)で、契約高438.7兆円(純増7.3兆円)となりました。

共済金の支払いについては、19.7万件(純増1.3万件)の516億円(純増12億円)となりました。

自賠償共済については、保有契約件数は、17.2万件(純増0.8万件)の契約高5.2兆円(純増2,281億円)となりました。

■マイカー共済・自賠償共済の契約件数・契約高の推移

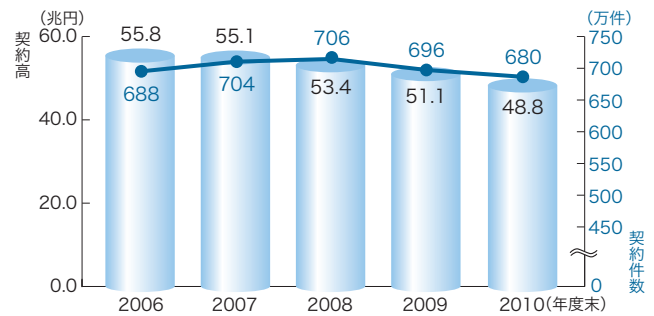


こくみん共済

こくみん共済の2010年度末保有契約件数は、679.7万件（純減15.9万件）で、契約高48.8兆円（純減2.3兆円）となりました。

共済金の支払いについては、個人定期生命共済、こども定期生命共済、熟年定期生命共済、傷害共済の4共済合計で46.0万件（純増5.3万件）の683億円（純減12億円）となりました。

■こくみん共済の契約件数・契約高の推移

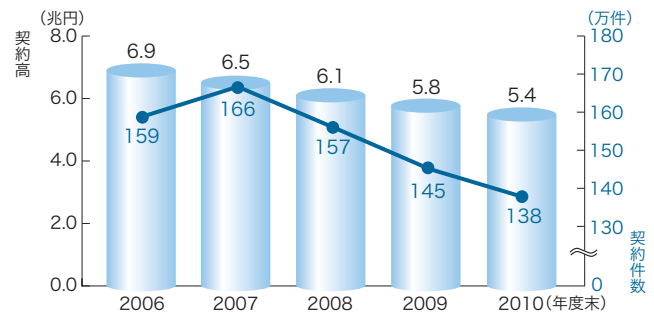


個人長期生命共済

個人長期生命共済の2010年度末の保有契約件数は、137.6万件（純減7.3万件）で、契約高5.4兆円（純減0.4兆円）となりました。

共済金の支払いは、19.1万件（純減2.3万件）の535億円（純減138億円）となりました。

■個人長期生命共済の契約件数・契約高の推移



ねんきん共済・終身共済

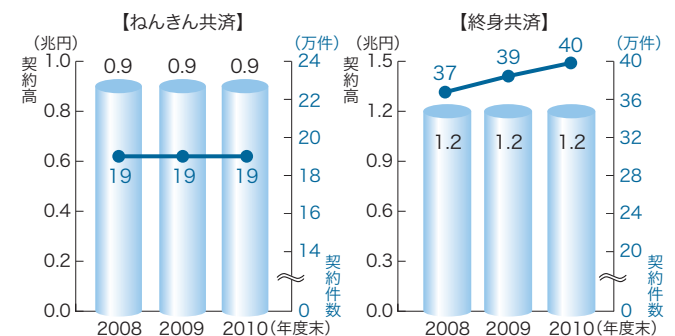
ねんきん共済の2010年度末の保有契約件数は、19.0万件（純減0.2万件）で、契約高8,842億円（純減142億円）となりました。

共済金の支払いについては、33.5万件（純増2.1万件）の443億円（純増126億円）です。

また、終身共済の保有契約件数は、40.0万件（純増1.1万件）で、契約高は1.2兆円です。

共済金の支払いはこくみん共済分も含め8.2万件（純増0.5万件）の105億円（純減0.7億円）です。

■ねんきん共済・終身共済の契約件数・契約高の推移



その他の共済

職域を中心とする共済制度の2010年度末の保有契約状況については、団体生命共済が契約件数618.8万件（純減20.8万件）、契約高35.6兆円（純減1.5兆円）です。一方、共済金の支払いについては、17.6万件（純増0.5万件）の410億円（純減41億円）となりました。

また、交通災害共済の契約件数は、366.3万件（純減14.0万件）で、契約高10.5兆円（純減0.4兆円）。共

済金の支払いが、3.3万件（純増0.3万件）の50億円（純増2億円）です。

団体ねんきん・新団体ねんきん共済の契約件数は、64.1万件（純減0.8万件）で、契約高1.5兆円（純減0.04兆円）となりました。共済金の支払いについては、22.4万件（純増2.0万件）の297億円（純増28億円）となりました。

3 損益および財務の状況

(1) 資産および負債

総資産は、前年度より609億円増加し、3兆470億円に

総資産は前年度より609億円(2.0%)増加し、初めて3兆円の大台に到達し、3兆470億円となりました。2003年度(2004年5月末)で2兆円を超え、その後7年間で1兆円増加したことになります。総資産のうち、有価証券等の運用資産は2兆7,687億円となりました(詳細は16ページ「運用資産の状況」をご覧ください)。

負債の合計は、前年度より758億円(2.8%)増加し、2兆8,209億円となりました。このうち共済契約準備金は、今後の東日本大震災に関わる共済金支払いに備えての支払準備金の計上や、将来生じうる共済金の支払いに備え責任準備金の積み増しを行ったことにより前年度より523億円(2.0%)増加し、2兆6,754億円となりました。また、運用資産の価格変動リスクに備えるための価格変動準備金については19億円積み増し、199億円となりました。純資産については地震等災害見舞金の支払い財源として任意積立金の取り崩しを実施したこと等により148億円減少して2,260億円となりました。これらの結果、異常危険準備金、価格変動準備金に加えて、経営の健全性を高めるために積み立てている任意積立金残高は688億円となります。

■資産と負債の状況



(2) 損益の概況

事業をとりまく環境が急激に変化していく中で、組合員および協力団体から信頼・支持され続ける協同組合組織として今後も発展し続けるため、2008年度より財務基盤を強化する計画をスタートさせ、2010年度は計画の3年度目となります。

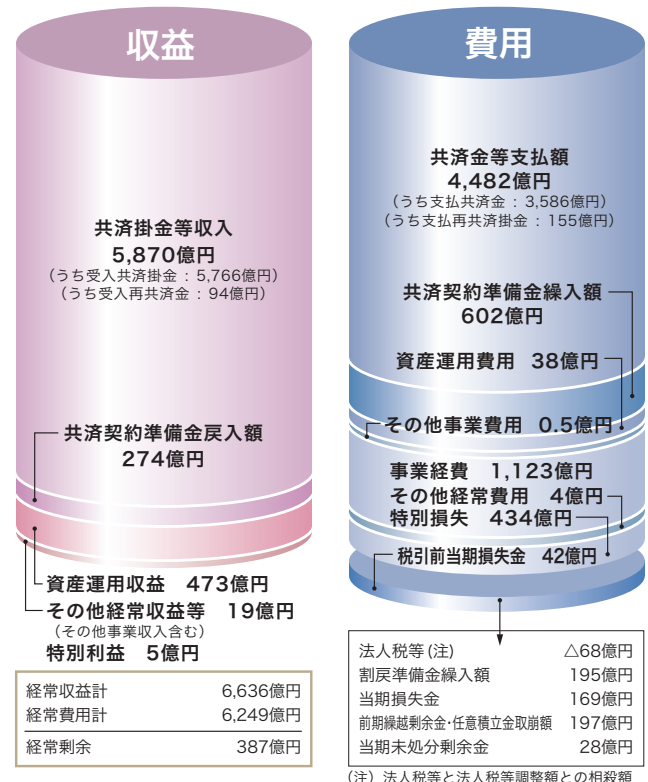
経常剰余は387億円に

東日本大震災の発生による共済金・地震等災害見舞金は、今後の支払予定分も含め、全額を2010年度決算で計上しました。これに対応して、これまで積み立ててきた異常危険準備金や任意積立金の取り崩しを実施しました。また、将来にわたる組合員への保障と安心の確実な提供のため実施している財務基盤強化基本計画の一環として、責任準備金の積み立てを継続的に実施していますが、これについても当年度の積み増し予定額を減額して実施しました。この結果、経常剰余は387億円を確保したものの、任意積立金の取り崩しを実施した後の当期末処分剰余金は28億円にとどまりました。

組合員への割戻金について

組合員(契約者)への割戻金の総額は195億円となります。当年度は東日本大震災の発生により、共済金等の支出が大幅に増加したことから、割戻金に共済金、地震等災害見舞金、支払備金を加えた組合員(契約者)への還元額の総額は5,112億円となり、前年度を818億円上回り、当年度の受入共済掛金の89%となりました。

■損益の状況



業務改善の取り組み

事業と経営の概況

経営の健全性

法令の遵守

情報開示と組合員向けサービス

生活保障の考え方と共済制度

高齢社会への対応

社会貢献活動

協同組合との連携・提携

全労済の組織と概要

4 資産運用

(1) 運用環境

日本経済は、海外の景気減速や円高により景気は停滞局面となりましたが、10月、11月の日米の金融当局の一段の金融緩和策を受けて景気見通しが大幅に改善したことなどから、その後は穏やかな景気回復基調を辿りました。

しかし、3月の東日本大震災によるサプライチェーン（部品の調達・供給網）の寸断、原発事故による電力供給不足などの影響により経済活動が落ち込んだことや、ユーロ圏の財政問題懸念の再燃などから、景気の先行きは不透明な状況となりました。

国内金利（新発10年国債利回り）は、景気減速懸念や投資家の資金が国債に流入し続けたことなどから10月には0.8%台まで急低下しましたが、景気回復期待の高まりなどから上昇に転じ、2月半ばには1.35%目前まで上昇しました。震災以降は生産・消費が落ち込み景況感が悪化したことなどから、金利は1.1%台前半に低下しました。

国内株式（日経平均株価）は、海外の経済の減速を受け低迷していましたが、先進各国の金融緩和策の影響や新興国経済の堅調さから、先進国の経済指標に回復の兆しが見え、2月には一時10,857円まで回復しました。震災後は大幅に急落した後、一進一退とした動きとなり、9千円台半ばで推移しました。

為替（円／ドル）は、米連邦準備制度理事会（FRB）が金融緩和策を長期間にわたり継続することを受け、円高ドル安傾向となりました。震災後には一時76円台まで円高が進んだものの、協調介入により80円台を回復しました。円／ユーロは、欧州の財政問題などから106円台となりましたが、インフレによる利上げ観測が台頭し、120円台を回復しました。

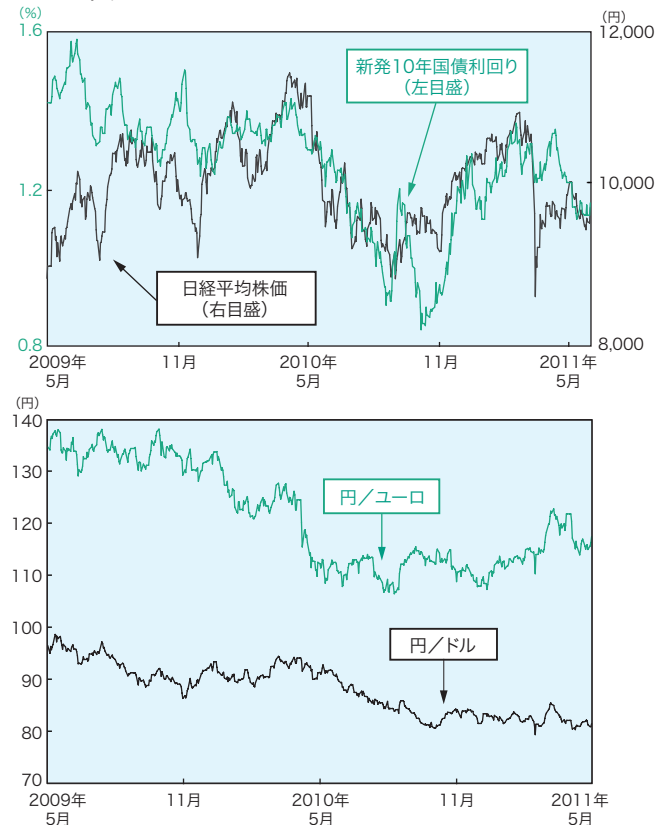
(2) 資産運用概況

資産運用は運用方針にもとづき、長期間安定的に収益を得られる公社債を中心に運用を行いました。また、ALM（資産と負債の総合管理）の観点から公社債の長期化をすすめました。

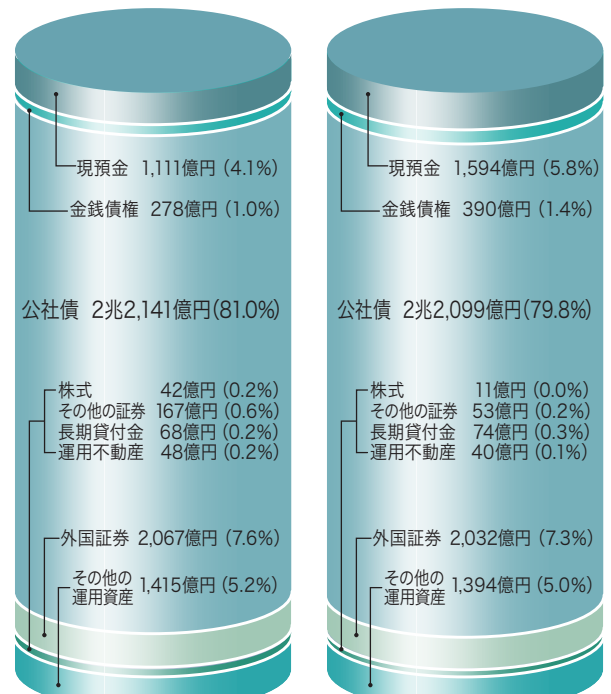
運用資産は350億円増加して2兆7,687億円となりました。その主な内訳は、運用の中核である国債などの公社債が79.8%、外国証券7.3%、現預金5.8%などです。なお、長期貸付金は契約者貸付金等で、一般企業向けの貸付は生協法で認められていません。

資産運用純益は前年度比で17億円（3.7%）減少の435億円、運用利回りは1.56%となりました。

■ 運用環境



■ 運用資産の状況



2010年5月末 運用資産 2兆7,337億円
2011年5月末 運用資産 2兆7,687億円

(注) 百分率(%)は、運用資産に対する割合を示しています。

■ 資産運用成果の推移

摘要	2009年度	2010年度
資産運用純益	452億円	435億円
運用利回り	1.66%	1.56%

5 経営指標

組合員の信頼に応えられる十分な保障力を確保

▶修正自己資本4,972億円 修正自己資本比率16.3%

支払保証資力として、十分な自己資本を保有しています。

支払保証資力は、右表のとおりで、東日本大震災に対応して任意積立金や異常危険準備金の取り崩しを実施したことから、修正自己資本は138億円減少し4,972億円、修正自己資本比率は16.3%となりました。

(単位:億円、%)

摘 要	2009年度末		2010年度末		
	金額	比率	金額	比率	
修正自己資本	会員資本	2,540	8.5	2,376	7.8
	評価・換算差額等	△ 159	△ 0.5	△ 118	△ 0.4
	小 計	2,380	8.0	2,259	7.4
	異常危険準備金	2,549	8.5	2,514	8.3
	価格変動準備金	180	0.6	199	0.7
合 計	5,109	17.1	4,972	16.3	
総資産額	29,860	—	30,470	—	

▶基礎利益904億円

共済事業として十分な経営水準を維持しています。

前年度と比較し、利差損が49億円改善したものの、費差益が32億円減少したほか、東日本大震災の発生により危険差益が391億円減少したため、基礎利益は374億円減少し、904億円となりました。

(単位:億円)

摘 要	2009年度	2010年度
基礎利益	1,279	904
(うち費差損益)	(87)	(54)
(うち利差損益)	(△141)	(△92)
(うち危険差損益)	(1,333)	(942)

(注)基礎利益は、経常剰余から有価証券売却損益等の「キャピタル損益」と異常危険準備金繰入額等の「臨時損益」を控除した額です。

▶支払余力比率1,109.7%

東日本大震災に対応して任意積立金や異常危険準備金の取り崩しを行ったものの、責任準備金の積み増しを行ったことなどにより、支払余力総額が増加しました。この結果、支払余力比率は前年度と比較し73.3ポイント増加し、1,109.7%となりました。

(単位:億円、%)

摘 要	2009年度末	2010年度末
支払余力総額(A)	6,555	6,749
リスクの合計額(B)	1,265	1,216
支払余力比率 (A)÷[(B)×(1/2)]×100	1,036.4	1,109.7

※消費生活協同組合法施行規則ならびに同法施行規則にもとづいて算出しています。

■生命共済事業と損害共済事業の両方を実施しているため、生命保険会社または損害保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較できません。

▶実質純資産額7,208億円 実質純資産比率23.7%

実質純資産額は7,208億円となりました。追加責任準備金など(資本性を有する負債)の増加により、実質純資産は346億円増加し、資産超過で良好な状態にあります。

(単位:億円、%)

摘 要	2009年度末	2010年度末
実質純資産額	6,862	7,208
実質純資産比率	23.0	23.7

(注)実質純資産額とは、異常危険準備金等を含んだ広義の「自己資本」に「含み損益」を加算した額です。言い換えると、時価ベースの総資産額から負債(異常危険準備金等の資本性を有する負債を除く)を引いた額です。

用語解説

基礎利益とは

「基礎利益」とは掛金収入や共済金・事業費支払等の共済関係の収支と、利息および配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる、基礎的な期間収益の状況を表す指標です。基礎利益は損益計算書に項目が設けられているものではなく、経常剰余から有価証券の売却益などの「キャピタル損益」や「臨時損益」を控除して求めたものです。基礎利益には、いわゆる「逆ざや」が織り込まれており、基礎利益が十分確保されていることは、共済本業で逆ざやを上回る利益を確保していることとなります。

IBNR備金とは

全労済が積立を行っている支払備金には、「普通備金」と「IBNR備金」の2種類があります。「普通備金」とは全労済の決算期末においてご契約者から共済金のご請求を既にご連絡いただき、共済金の支払見積額を計上するものであるのに対し、「IBNR(Incurred But Not Reportedの略)備金」とは既に共済事故は発生しているものの決算期末時点ではご請求をいただけていない共済事故について、支払見積額を一定の算式により計上するものです。

支払余力比率とは

支払余力比率とは、通常の予測を超えて発生する諸リスク(巨大災害等のリスク)に備えて、どのくらいの支払余力があるかを判断するための経営指標の一つです。保険会社は金融庁、JA共済は農林水産省が定めた基準にもとづき計算し公表しており、共済生協に対しては、2010年1月に消費生活協同組合法施行規則および同法施行規則が改正され、共済生協の「支払余力比率の算出基準」が定められたことにより、同基準にもとづき計算しています。基本的な考え方は、全労済が抱える共済金等の支払いや資産運用に係わるリスクなど、多様なリスクが通常の予測を超えて発生した場合、各種積立金などの内部留保や有価証券含み益などの合計(自己資本相当額)で、これらのリスク(リスクの合計額)をどの程度カバーできるかを数値化した支払余力を示すというものです。具体的な算出は、リスクの合計額に対する備えが何%あるかという考え方にもとづき、自己資本相当額をリスク合計額で割り算して求めます。

■ 支払余力比率 = 支払余力総額 ÷ (リスクの合計額 × 1/2) × 100

II 経営の健全性

1 健全性向上のための取り組み

経済・金融環境の激変や金融自由化の進展にともない、生協の経営を取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。全労済では、組合員に対して確実に共済金等の支払いをしていくための備えをさらに強化していく必要があると考えており、健全性向上のためにさまざまな取り組みを行っています。

経営の健全性を正しくご理解いただくためには、「貸借対照表」や「損益計算書」などから総合的に判断いただくことが必要です。特に「責任準備金」や「資産運用状況」、「純資産の部」などは経営状況を示す指標となります。

(1) 責任準備金——将来の共済金等の支払いへの対応について

①責任準備金の積み立て

責任準備金とは、将来の共済金などの支払いを確実にを行うために、掛金や運用収益などを財源として積み立てる準備金のことで、生協法においても積み立てが義務付けられています。

②責任準備金の仕組み

長期共済は10年、20年あるいは終身といった長期にわたって保障を提供する制度です。

契約者が払い込む掛金は、共済期間中の掛金収入と支払共済金などが全体として等しくなるよう設定されています。多くの場合、死亡共済金の支払いは、被契約者の年齢が年々上がるため、共済期間の後半に移るにしたがって多くなりますので、最初のうちは支払共済金が掛金収入を下回り、後半は逆に、支払共済金が掛金収入を上回るようになります。

そこで将来の共済金などの支払いに備えるために

責任準備金を積み立てておき、共済期間の後半ではそれを取り崩すことで共済金を支払うことができるようにしています。また、満期共済金のある共済種類では、満期共済金の支払いのためにも責任準備金を積み立てています。

なお国内外において保険負債の時価評価導入への動きが進捗しつつある状況を踏まえ、全労済においても貯蓄要素の高い個人年金共済契約について財務基盤を強化するとともに、逆ざやの早期改善を図り、将来収支の改善を目的として2008年度より追加責任準備金の計上を開始しています。

③積立方式

全労済は長期共済の責任準備金(共済掛金積立金)を「純共済掛金式」で積み立てており、「チルメル式」を採用する場合より十分な支払い能力を保持しています。

積立方式について

(1)「純共済掛金式(平準純保険料式責任準備金)」とは

全労済は、将来、共済金などを確実に支払うために責任準備金を積み立てています。全労済の事業費は、他の長期共済を実施している共済生協と同様に現実には新規契約獲得の諸費用、契約証書の作成費用、契約管理費用などの経費の支払いのため契約初年度は多額になるのが一般的です。「純共済掛金式(平準純保険料式責任準備金)」は、事業費を掛金払込期間にわたって毎回一定額(平準)と想定し、責任準備金を計算する方法です。

(2)「チルメル式(チルメル式責任準備金)」とは

チルメルというドイツ人が考案した責任準備金の積立方式を「チルメル式(チルメル式責任準備金)」といいます。「チルメル式(チルメル式責任準備金)」は、事業費を初年度に厚くし、初年度以降、一定の期間(チルメル期間といい、5年、10年などの期間があります)で償却すると想定し、責任準備金を計算する方法です。

(2) 資産運用——安全性を最優先した資産運用を行っています

①資産運用方針

全労済では、組合員(契約者)の皆さまからお預かりしている共済掛金を将来の共済金などの支払いに備えて運用しています。

「せいめい共済」、「総合医療共済」、「ねんきん共済」などの長期共済の資産運用にあたっては、運用資産の元本と予定利率を確保することが基本要件となります。

全労済では、総合的なリスク管理のもと公社債を中心に利息収入を安定的に確保したうえで、許容されるリスクの範囲内で外国証券などによる運用をあわせて行い、収益性の向上をめざしています。

②運用体制

全労済役員会の専門委員会として「資産運用委員会」が設置されており、資産運用計画などについて

検討・審議した結果を全労済役員会へ提起・報告し、その結果を全労済理事会へ報告し最終的な承認を得ています。

資産運用業務は、機関において承認された方針のもとづき、規定に定める稟議決裁手続きを経て、資金証券部が遂行しています。

③業務執行体制

資産運用を専門的に担当する部門として「資金証券部」があります。総合企画課・業務管理課・資金運用一課・資金運用二課・資金管理課の5課体制をとっており、資産運用方針・計画等の策定、資産運用の執行、資産管理、資産運用リスク管理などの業務について、各課の役割・機能を明確化し業務を遂行しています。

(3) 自己資本——自己資本を増強し、支払保証資力の増強に努めています

①自己資本の充実

通常予想を超えるリスクに備え、経営の健全性を堅持するためには、自己資本を充実することが必要となっています。

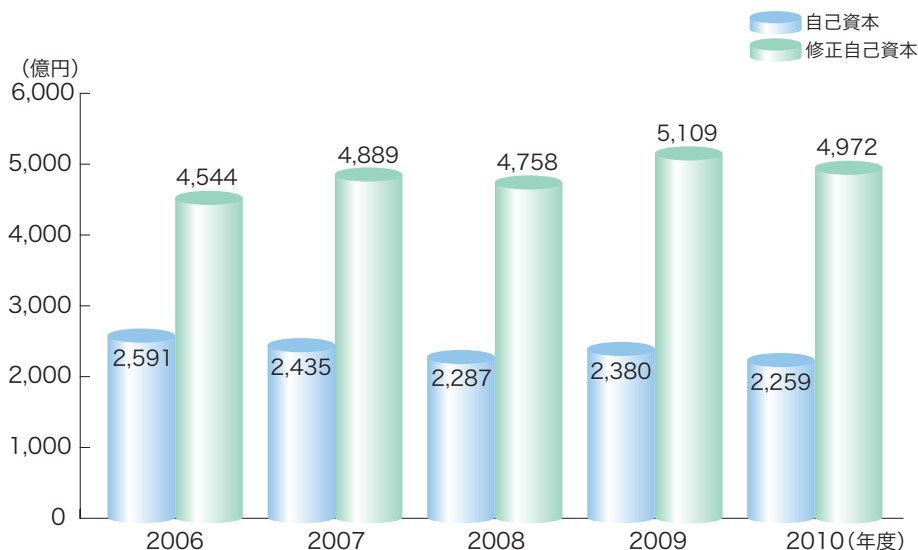
全労済の自己資本は、「出資金(資本金)」、そして、生協法の規定により積み立てが義務付けられている「法定準備金」と、さらに「任意積立金」、「評価・換算差額等」などを合計した金額になります。

このうち、会員出資金は、1999年10月から会員生協において新規加入者の出資金額を1,000円以上と

する取り組みに加え、割戻金からの振替増資をすることなどにより、2010年度は対前年度比3億円(0.2%)増の1,322億円となりました。しかしながら東日本大震災への対応として任意積立金の取り崩しを行ったことにより、自己資本は対前年度比122億円減少して2,259億円となりました。

これに、異常危険準備金および価格変動準備金を加えた修正自己資本は4,972億円、修正自己資本比率(総資産に占める割合)は16.3%となっています。

■自己資本の推移



2 総合的リスク管理 —組合員の信頼と負託に応えるために—

保障事業を取り巻くリスクは多様化・複雑化・高度化してきており、公共性・社会性の強い保障事業（共済）を営む組織として、諸々のリスクを適切・確実に管理することがますます重要になってきています。

全労済は、総合的リスク管理における領域を3つに

区分（危機管理領域・経営リスク管理領域・コンプライアンス領域）したうえで、それぞれに統括部門を設置し、各統括部門が連携をはかりながら管理を行っています。

(1) 危機管理領域における取り組み:大規模災害等の非常事態における対応

全労済は、大規模地震、台風、津波、洪水、噴火等の自然災害および大火等の非常災害に対する、事前対策、災害発生時対策および通常業務体制で処理できない異常時対策などの総合的対策として「クライシス領域のリスク別基本計画」を策定しています。この基本計画では、危機管理規程にもとづくリスク対策として優先度の高い、大規模地震・自然災害に関する基本計画、新型インフルエンザ対策に関する基本計画について、全労済の重要業務を中断させない為のリソース、各業務目標復旧時間の設定等を取りまとめています。

①被災組合員への対応

全労済は、大規模自然災害・広域災害が発生した際の、全国域の連携や被災県事務所の被災者対応に関する初動体制、および平時の防災活動について「大規模災害時被災者対応規程・内規」および「大規模災害時の被災者対応マニュアル」を規定し、万一の際の被災者へのいち早い共済金のお支払いと被災者支援に取り組んでいます。

(2) 経営リスク管理領域における取り組み:業務の適切性と財務の健全性の強化

全労済は、組合員の信頼と負託に応え、保障と安心を将来にわたり確実に提供しつづけることを目的とし、業務の適切性および財務の健全性の確保に努めることを事業経営上の重要課題と位置づけています。

そのため、リスク管理統括部署として独立した「経営リスク統括室」を設置、2006年6月に経営リスク管理基本方針・個別リスク管理方針を、2008年9月に個別リスク管理規程を設定するなど、組織全体でリスク管理態勢整備に取り組んでいます。

①ALMリスク管理について

全労済は、取り扱う共済商品の特性（共済期間、保障性、貯蓄性、オプション性など）と資産運用の関係など、資産・負債・純資産の相互の関係性を認識し、将来収支予測やキャッシュフローの分析などの手法を用いて総合的な観点からリスクを管理するALM（アセット・ライアビリティ・マネジメント＝資産と負債の総合管理）の考え方を導入し、財務リスクの管理に取り組んでいます。

②ストレステストの実施

全労済は、経営リスク管理態勢整備の一環としてストレステストを実施しています。ストレステストでは、大規模な災害や金融市場の大きな混乱による損失の拡大といったシナリオをもとに損失額を推計し、財務

の健全性に与える影響を把握・分析しています。また、ストレステストの結果にもとづき、予防的または発生時の対応策について検討をすすめています。

③共済引受リスク管理

経済情勢や共済事故の発生率が共済掛金設定時の予測に反して変動することにより損害を被るリスクを共済引受リスクといいます。

全労済は、共済数理、法務および医学等の専門性にもとづいて、共済掛金や契約引受などの制度設計や責任準備金の積み立てに関するリスクを検証・把握し、必要に応じて改善策を講じています。

また、風水害・地震等の自然災害に関するリスクについては定期的にリスク量のモニタリングを行い、再保険等による対応を行っています。

④資産運用リスク管理

市場リスク、信用リスク、市場流動性リスク、不動産投資リスク等が顕在化することにより、保有する資産の価値が変動または減少するリスクを資産運用リスクといいます。

市場環境の変化や運用手段の多様化・高度化に伴い資産運用に関するリスク管理の重要性はますます高まってきており、全労済は、ALM手法を活用して日常的にこれらのリスクの管理・把握を行っています。

⑤資金繰りリスク管理

予期せぬ資金ニーズにより資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスクを資金繰りリスクといいます。

全労済は、日々の資金繰りの状況を監視するとともに、資金繰りの状況に応じて適切な対応がとれるよう態勢整備を行っています。

⑥事務リスク管理

日常の業務において役職員等が正確な事務・業務を怠る(事務過誤)、あるいは事故・不正等を起こすこと(不祥事)により業務遂行に支障をきたし経済的・社会的損失を被るリスクを事務リスクといいます。

全労済は、組合員の満足度を向上させるために、コンプライアンスの取り組みと連携して、お客さまへの対応および事務処理について各種規程・規則・マニュアル等の整備を行い、その定めに準拠した業務の実践を徹底することによりリスクの顕在化を未然に防

止し、問題が発生してしまった場合は、情報を共有化して再発防止の対策を講じています。

また、内部監査により適正な業務と事故防止が確実に行われるよう牽制体制を整えています。

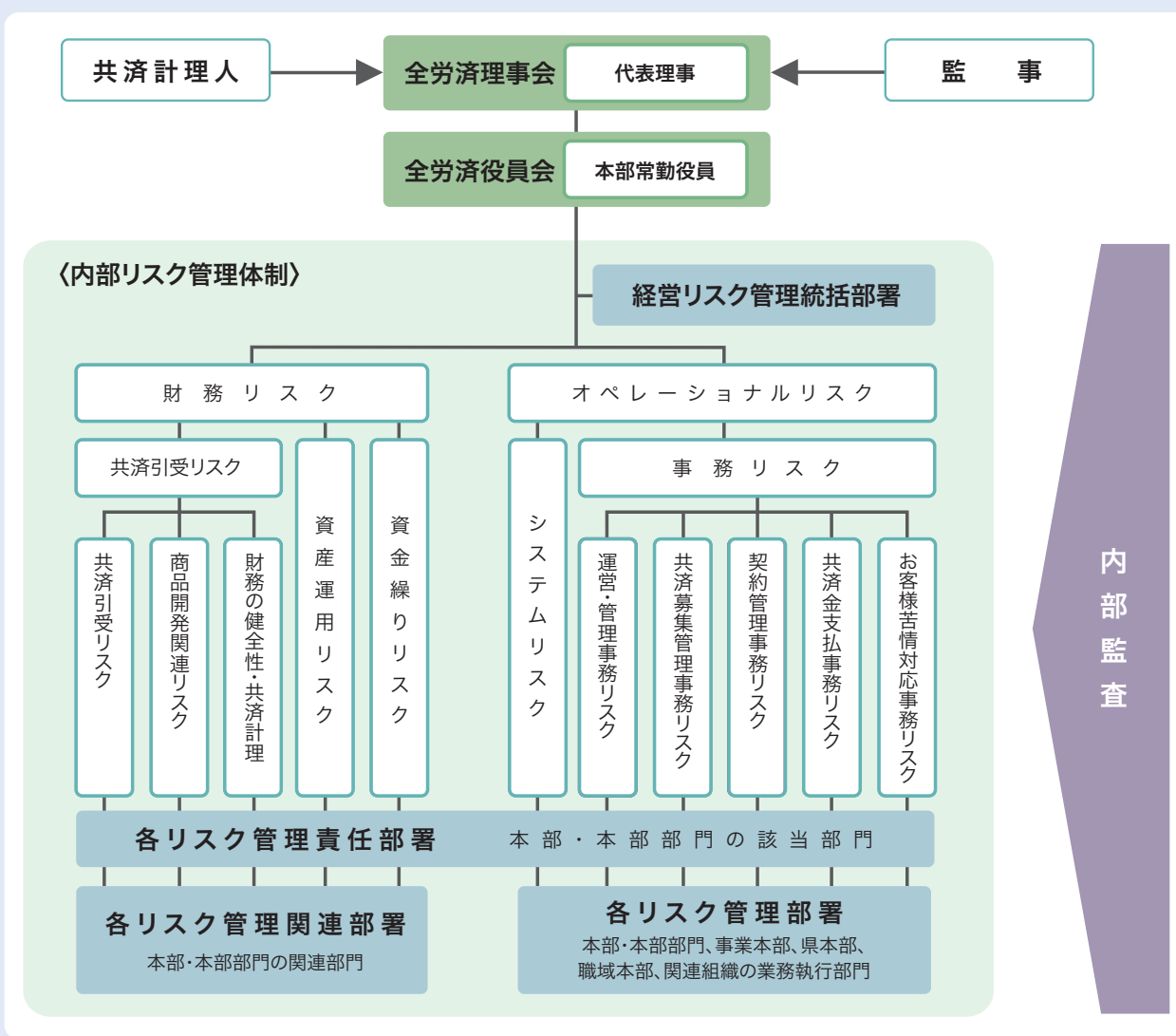
⑦システムリスク管理

コンピューターシステムのダウンまたは誤作動等のシステム不備、さらにコンピューターが不正に使用されることにより損失を被るリスクをシステムリスクといいます。

全労済は、大規模地震などの緊急時におけるコンピューターシステムへの対応を定めた「情報システムの非常災害対応計画」などを整備し、迅速な対応が可能となるよう態勢構築をすすめています。

また、システム不備・不正使用といった課題に対し、各種セキュリティ対策を施すとともに、マニュアル等による適切な業務の徹底をすすめ、リスクの顕在化を未然に防止し、問題が発生した場合には、迅速な対応と復旧および再発防止のための態勢を構築しています。

■経営リスク管理体制



Ⅲ 法令の遵守

1 コンプライアンスへの取り組み

全労済は、組合員の皆さまに共済事業を提供しています。共済事業は、組合員の皆さまからの信頼により成り立ち支えられているものです。また、共済事業は、公共性の高い事業であると認識しており、誠実な生協組織として事業を継続的に発展運営し、社会的責任を果たしていくことも重要な課題です。

全労済は内部の管理体制を強化し、事業運営において法令・社会規範・諸規則等を遵守することはもちろん、社会的な要請や組合員・お客さまからの期待に応えていく事業体として組織風土の醸成をはかっています。

全労済では、コンプライアンスを経営活動の重要課題の一つとして位置づけ、2002年10月にコンプライアンス推進体制を確立して取り組みを始めました。

また、全労済内部のリスクを早期に発見し、適正に

措置するなど自浄作用を発揮させるための仕組みとして、内部通報・相談制度である「全労済ヘルプライン制度」の運用を2006年4月に開始しました。

2007年6月には、全労済の社会的使命や果たすべき役割を明確にしつつ、新たなコンプライアンス活動を展開していくための指針として、「全労済コンプライアンス基本方針」および「全労済役職員行動基準」を定め、2010年4月には「全労済コンプライアンス規程」を定めました。

組合員の皆さまからの安心と信頼に対する期待に応えるために、全役職員のコンプライアンス意識の向上を図る機会として、毎年、コンプライアンス推進月間を設定し、教育啓発活動をはじめとして積極的にコンプライアンスを推進しています。

全労済コンプライアンス基本方針

全労済は、コンプライアンスを関係する法令や社会規範の遵守にとどまらず、協同組合に従事するものの使命であり、社会的な要請や組合員・お客さまの期待に応えていくための組織や事業の在り方そのものと考え、これらの価値の創造に努めていきます。

1. 社会的要請、組合員・お客さまの期待に応える事業活動

- 全労済は関係するあらゆる法令・諸規則等をその目的と趣旨にもとづき遵守するとともに、その他の社会規範に逸脱することのない、適法かつ適正な事業活動を行っていきます。
- 全労済は社会倫理にもとづく公正な事業活動や業務の遂行に努めるとともに、人権や環境問題をはじめとする社会的な要請や課題に応えていくなど、社会的な責任を果たしていきます。

2. 社会に有用な商品・サービスの提供

- 全労済は協同組合として、組合員・お客さまの豊かで安心できる暮らしの実現をめざし、生活の保障に係わる有用な商品（共済商品）・サービスの開発をはじめ、こうした事業を通じて新たな価値を創造し、これらを広く社会、組合員・お客さまに提供していきます。
- 全労済は共済商品・サービス等の提供を通じて、組合員・お客さまの暮らしに係わる事故や災害などの、経済的・精神的なリスクの解決に向けた支援を行っていきます。

3. 経営の健全性と内部統制機能

- 全労済は共済生協として、自己資本・準備金等の適正な保有と安全な資産運用に努め、組合員・お客さまの万一の事故や災害等にそなえて十分な支払い余力を確保するなど、経営の健全性により事業を持続的・安定的に発展させていきます。
- 全労済は事業運営を的確にコントロールしていくため、監査体制の整備・強化をはじめ、リスク管理や内部業務検査、モニタリング等を通じての相互牽制作用やチェック機能を高めるなどの仕組みを整備し、内部統制活動に努めていきます。
- 全労済は組合員・お客さまからお預かりした個人情報等の情報の重要性を認識し、自然災害等のクライシス、情報セキュリティ対策など、全労済が保有する各種情報の適正かつ安全な管理に努めていきます。

4. 業務の適正化と不断の改善

- 全労済は業務の適正化を確保していくために、業務標準化の徹底や、業務プロセスの継続的な点検により潜在するリスクや改善課題を明らかにし、これらの不断の改善に努めていきます。
- 全労済は苦情受付専用窓口等により、組合員・お客さまの声に適切に応えていくとともに、意見・要望・苦情等を内部で共有化し、再発防止や未然防止に向けて、責任を持って必要な改善、対策を講じていきます。

5. 情報の開示とコミュニケーション

- 全労済は組合員・お客さま、取引先、従業者等に対して情報を公正に開示するとともに、積極的にコミュニケーションを図っていくことにより、事業運営の透明性と健全性の確保に努めていきます。
- 全労済は組織内の健全な相互批判的コミュニケーション等を通じて、また内部通報制度（全労済ヘルプライン）等により、健全な組織としての自浄作用の発揮に努めていきます。

6. 人権の尊重と自由な組織

- 全労済はすべての関係者の人権・人格を尊重し、人種、国籍、宗教、信条、年齢、性別、障害の有無など多様性を認め、これらにもとづく差別を行いません。
- 全労済は職責、職務の差異に係わらず、従業者一人ひとりの創造力と自主性を尊重し、それらが事業活動に活かされる組織的な仕組みを整備し、自由で活力ある組織風土を形成することに努めていきます。
- 全労済は従業者の健康を守るとともに、安全でゆとりのある職場環境を確保し、実現して行くことに努めていきます。

7. 社会貢献と環境保全活動

- 全労済は地域社会の一員として、環境や福祉などさまざまな社会貢献活動に取り組むことにより、地域社会の健全で持続可能な発展に貢献していきます。
- 全労済は地球環境をより良い状態に維持していくことが自らの責務であることを自覚し、「全労済環境方針」のもとに環境保全活動に取り組んでいきます。

全労済役職員行動基準

私たちは、協同組合の活動に従事するものとして、協同組合の理念とともに社会の要請や組合員・お客さまからの期待に適切に対応していくことを使命とし、これらを組織や一人ひとりの個人の積極的かつ創造的な行為と考えています。そのため、私たち一人ひとりが、主体的に全労済のあたらしい組織と事業の姿をつくりあげていきます。

(1) たすけあいの全労済として、運動と事業の発展のために努力します。

私たちは、組合員・お客さまとともに「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」をめざし、協同組合としての運動と新しい時代の事業の発展のために、力を尽くしていきます。

(2) 法令・社会規範等を遵守するとともに、高い倫理性をもって行動します。

私たちは、法令、社会規範、諸規則等をその目的・趣旨に沿って正しく理解し事業や業務の遂行に当たるとともに、高い倫理性にもとづき誠実・正直に責任ある行動をとります。

(3) 組合員・お客さまのくらしの問題解決に向けて、創造性を発揮します。

私たちは、事業活動を通じて良質な共済制度・商品の開発から各種サービスの提供に至るまで、どのように組合員・お客さまのくらしの問題解決やその支援が果たせるのかを念頭に、創造性を発揮し行動していきます。そのために、組合員・お客さまから頂いた苦情や意見に真摯に耳を傾けていきます。

(4) 組合員・お客さまのニーズに応え、業務の改善に取り組みます。

私たちは、事業の目的にそって適正に業務を遂行していくため、組織内で定められた諸規程、規則、マニュアル類に沿って行動するとともに、組合員・お客さまのニーズに適切に対応できるように、常に業務の再点検や必要な改善に取り組んでいきます。

(5) 情報の安全管理に努め、組合員・お客さまの情報を守ります。

私たちは、業務上知りえた情報、特に組合員・お客さまの個人情報・データについては細心の注意をもって取り扱うとともに、事故を発生させないよう十分な安全管理に努めていきます。

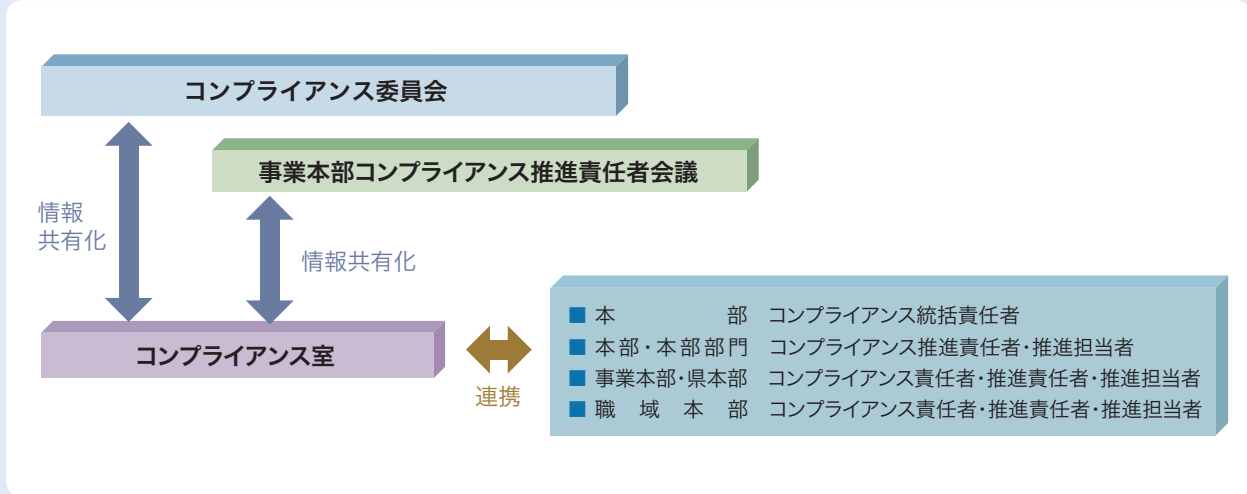
(6) リスク情報の共有化を図り、再発防止等に努めます。

私たちは、法令違反・不正・反倫理的行為等の防止に努めるとともに、違反行為等が発生した場合には原因の究明を徹底して行い、これらの情報の共有化と認識の徹底を図り、再発防止や未然防止に向けた対策や改善に取り組んでいきます。

(7) 認め合い、お互いを尊重する職場をつくりまします。

私たちは、個人の多様な価値観を認め合い、一人ひとりのプライバシーを守るなかで、誹謗や中傷、差別的な言動、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの人格を無視する行為のない、お互いを尊重する職場づくりに努めていきます。

■全労済コンプライアンス推進体制



2 個人情報の保護

全労済は、2004年10月に「個人情報保護方針」、2005年4月に「全労済個人情報保護規程」を定め、お客さまからお預りしている大切な情報の適正な利用と管理・保護の徹底に努めています。

また、個人情報保護法および各省庁ガイドラインにもとづく個人情報の管理・保護対策を講じるとともに、

安全管理措置等の強化に向けた自主的な取り組みをすすめています。

今後もお客さまが安心して全労済の各種事業を利用できるよう、個人情報管理・保護体制の強化に取り組んでいきます。

(1) お客さまの個人情報の取り扱い

個人情報保護方針は、ホームページ上で公表するとともに各都道府県本部・共済ショップ窓口等においては、お客さまの目に触れやすい場所に掲示して、

お客さまの個人情報の取り扱いの、周知に努めています。

(2) 個人情報保護の責任体制

お客さまの個人情報の保護・管理に向けた責任体制は、「全労済個人情報保護規程」にもとづき次のように講じています。

①全労済における個人情報の管理を統括する業務については、コンプライアンス統括責任者がその任にあたり、個人情報の安全管理措置、責任体制、教育研修等個人情報保護全般にわたり責任を負

うものとします。

- ②本部・事業本部・都道府県本部・職域本部における個人情報の管理を統括する業務については、コンプライアンス責任者がその任にあたります。
- ③各部門における個人情報の適切な管理のための業務については、コンプライアンス推進責任者がその任にあたります。

(3) 個人情報の安全管理措置

個人情報の流出や漏えいの防止、安全管理措置を講じるために、2005年4月に「個人情報保護方針」にもとづく「情報セキュリティ基本方針」および「情報セキュリティ規程」を定め、個人情報を取り扱う情報シ

ステムや会館（事務所）・施設等への物理的な対策、役職員の教育や雇用に関わる人的対策、不正なアクセスを防止するための技術的な安全管理対策など、必要と考えられる対策を継続的にすすめています。

個人情報保護方針 —お客さまに関する個人情報の取り扱いについて—

全労済は、各種の事業活動を通じて、お客さまから信頼される共済生協を目指し、各種共済商品、各種サービスを提供するとともに、これらをご案内し、利用していただいています。

お預かりしたお客さまに関する情報は、お客さまのご希望に沿って取り扱うとともに、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）をはじめ関係する法令等を遵守し、必要な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています。

1. 情報収集・利用目的

全労済は、お客さまにより良い共済商品・サービスを提供させていただきため、お客さまに関する必要最小限の情報を収集させていただきます。これらお客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金のお支払いなどを含ま共済契約の判断に関する業務や、全労済の事業、各種共済商品、各種サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ、ご本人の同意をいただきます。

2. 収集する情報の種類

お客さまの住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、その他共済契約の締結、共済金のお支払い等に必要となる情報や、全労済ホームページ等に登録されたお客さまのメールアドレス他の情報を収集させていただきます。

3. 情報の収集方法

主に申込書・契約書やアンケートにより、お客さまの情報を収集させていただきます。協力団体・労働組合等を通じて共済を利用されるお客さまについては、お客さまの所属する協力団体・労働組合等を経由して、共済に係わるお客さまの情報を収集させて

いただいています。

4. 情報の管理

全労済では、「個人情報保護規程」にもとづき、個人情報保護管理者等の設置や情報セキュリティ対策をはじめ適切な安全管理措置を講じ、お客さまの個人情報の漏えい、紛失、き損または個人情報への不正アクセスなどの防止に努めています。また、お客さまの個人情報については、利用目的の達成に必要な範囲内において正確、最新なものにするように努めています。なお、関連事業会社・共済代理店等に業務委託を行う場合にも、責任をもってお客さまの個人情報の適切な管理を求め、目的外の利用を行わせないものとします。

5. 情報の提供

全労済では、お客さまの個人情報を業務上必要がある場合のみ利用し、以下の場合を除いて、お客さまの個人情報を利用したり外部に提供することはありません。

- (1) お客さまが同意されている場合
- (2) 法令により必要と判断される場合
- (3) お客さままたは公共の利益のために必要と考えられる場合
- (4) 業務提携先等との間で、全労済が保有する共済契約等に関する所定の情報（以下、「個人データ」といいます。）を共同して利用させていただき場合で、以下のことをあらかじめご本人に通知し、またはご本人が容易に知り得る状態に置いているときには、個人情報保護法にもとづき第三者への提供には該当しないものとします。

- ① 共同利用する旨
- ② 共同で利用される個人データの項目
- ③ 共同して利用する者の範囲
- ④ 利用する者の利用目的

⑤当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称

6. 共同利用

全労済では、共済契約の維持および共済金のお支払いの適正化などを目的に、それぞれ行政庁および共済事業団体・生損保各社等との間で、保有個人データを共同して利用させていただいています。

- (1)全労済は、自動車損害賠償責任共済・保険(以下、「自賠責共済・保険」といいます。)制度における原動機付自転車の無共済・無保険車対策として、国土交通省との間で保有個人データを共同して利用させていただいています。
- (2)全労済は、自動車損害賠償保障法(以下、「自賠法」といいます。)にもとづく自賠責共済事業の適正な運営のため、また共済金のお支払いに際して関連する自動車総合補償共済(以下、「自動車共済」といいます。)制度の健全な運営を確保するために、損害保険料率算出機構および(社)日本損害保険

協会をつうじて、共済事業団体および損害保険会社との間で、保有個人データを共同して利用させていただいています。

- (3)全労済は、生命共済制度の健全な運営を確保するため、またお支払いの判断または共済契約の解除もしくは無効等の判断の参考とするために、支払査定時照会制度に加盟する各共済事業団体および生命保険会社との間で、保有個人データを共同して利用させていただいています。

7. 開示・訂正・利用停止

全労済は、お客さまからご自身の個人情報について開示のご依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限り開示いたします。また、お預かりした情報が不正確である場合には、正確なものに訂正させていただきます。なお、お客さまの個人情報の、ダイレクトメール・電話・Eメールによるご案内などへの利用を希望されない場合には、特別な理由のない限り取り扱いを停止させていただきます。

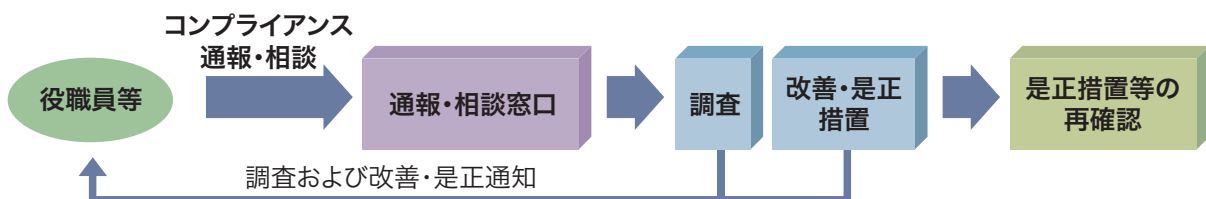
3 全労済ヘルプライン制度

全労済ヘルプライン制度は、公益通報者保護法およびその趣旨により事業者に求められる事項について制度として整備したものです。全労済のコンプライ

アンス経営の健全性向上をはかり、社会的信頼に添えていくことを目的とし、次の課題の達成をめざしています。

- ①全労済における組織的または個人的な法令違反や不正行為等の情報を収集するしくみを整備する。
- ②コンプライアンス・リスクを早期に発見し、全労済として自らその改善、是正をはかる。
- ③コンプライアンス・リスクの未然防止に努める。
- ④全労済としてのコンプライアンスの組織風土づくりのための環境整備をはかる。

■制度の基本的な流れ



「全労済ヘルプライン規程」にもとづき、通報者等の権利保護や秘密の保持がされます。

IV 情報開示と組合員向けサービス

1 情報開示

(1) 情報開示について

全労済は、「広く社会に開かれた組織」として、次の資料により事業や経営、活動状況などについての情報開示を行っています。2008年4月の新生協法施行にともない、「全労済ファクトブック」は、厚生労働省令で定められた業務および財務の状況に関する事項の掲載に変更しています。

これらの資料以外にも、各事業本部、都道府県本部、会員単協では数多くの情報紙・誌を発行しています。



ホームページ
(URL) <http://www.zenrosai.coop>

【携帯サイト】



全労済ファクトブック
年1回
報道機関やオピニオンリーダー
向けに発行



全労済ガイド
年1回
組合員・一般生活者向けに発行



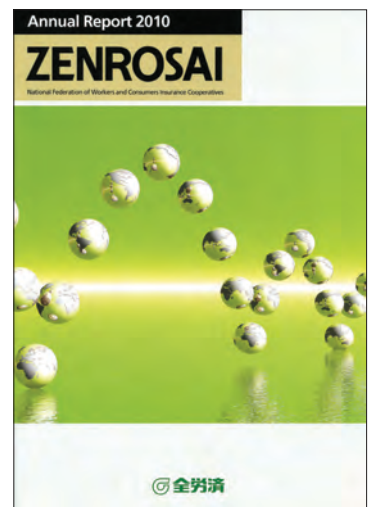
全労済ニュース・ファイル
年6回
ファイナンシャルプランナー等の
オピニオンリーダー向けに発行



News&Communication
随時(2010年度は13回)
報道機関向けに発行



機関誌「zenrosai」
年3回
労働組合向けに発行



ZENROSAI
(英文/年次報告書)年1回
海外向けに発行

(2) 組合員情報紙「セイフティ・ファミリー」について

地域加入の組合員を中心に、2003年1月より身近な情報紙として、組合員情報紙「セイフティ・ファミリー」を年2回定期発行しています。あわせてホームページ上での組合員特典ページの展開を行い、組合員とのコミュニケーションの強化に向けた取り組みをすすめています。また、寄せられた貴重なご意見等については、内容の分析をすすめながら、事業活動に活かす取り組みを行っています。

さらに、組合員の声に対しての見解や経営情報の

掲載を行っています。

また、各都道府県本部の独自情報を同時に発信し、より身近な情報紙の実現をめざしています。

さらに、09年新年号より「WEB版セイフティ・ファミリー（組合員情報紙）」を作成し、組合員の閲覧が可能となりました。「WEB版セイフティ・ファミリー（組合員情報紙）」の提供により印刷時の組合員情報紙のコストを低減させるとともに、組合員との永続的なリレーションシップの構築をネット環境でも実現していきます。

Safety Family
年2回
組合員向けに発行

業務改善の
取り組み

概況
事業と経営の

経営の健全性

法令の遵守

情報開示と組合員
向けサービス

生活保障の考え方
と共済制度

高齢社会への
対応

社会貢献活動

協同組合との
連携・提携

全労済の
組織と概要

(3) 全労済ホームページについて

全労済ホームページでは、共済商品のご案内や全労済からのお知らせなどの最新情報の掲載や、各種共済商品の掛金見積もりや申込書のダウンロード、加入相談、資料請求の受付を行っています。また、住所変更・口座変更届の請求受付や共済金請求の一次受付な

ど、組合員の方向けの手続きサービスも行っています。

全国各地の全労済都道府県本部で開設しているホームページでは、地域にお住まいの組合員を対象としたコミュニケーション情報の発信や加入・相談窓口のご案内を行っています。

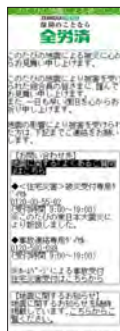
全労済ホームページ

パソコン・携帯電話共通アドレス <http://www.zenrosai.coop>

●各都道府県本部ホームページ



【携帯サイト】



●掛金見積もり・申込書ダウンロード



●共済商品のご案内(こくみん共済)

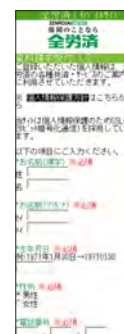


●資料請求

【パソコンサイト】



【携帯サイト】

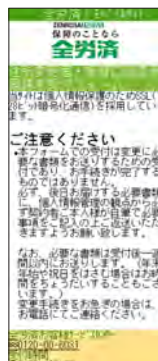


●住所変更・口座変更届請求受付

【パソコンサイト】



【携帯サイト】

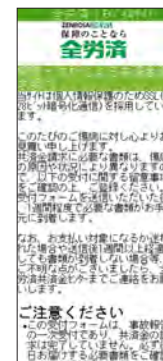


●共済金請求受付

【パソコンサイト】



【携帯サイト】



(4) 組合員特典ページについて

組合員とご家族の皆さまに「おトクなサービス」や「暮らしに役立つ情報」「WEB版セイフティ・ファミリー（組合員情報紙）」等をお届けする『組合員特典ページ』を全労済ホームページの中に開設しています。「WEB版セイフティ・ファミリー（組合員情報紙）」

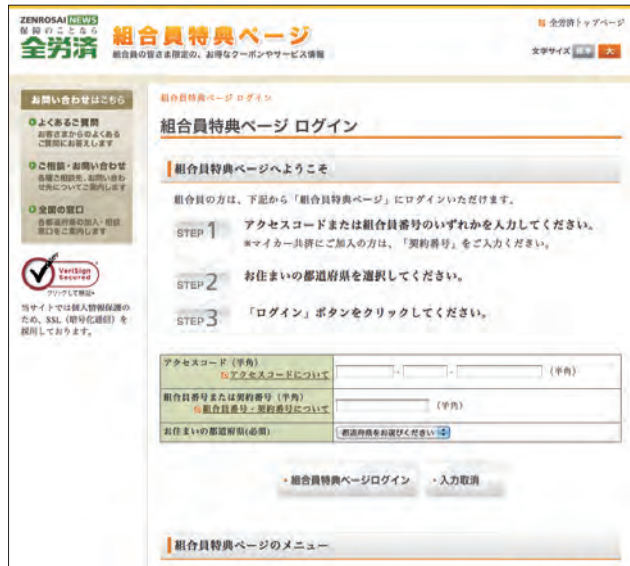
では、WEB限定情報や著名人のインタビュームービー等もご覧いただけます。

※ご利用には、組合員番号または組合員情報紙に掲載されているアクセスコードが必要です。

組合員特典ページ(ログイン画面)

アドレス<https://www.zenrosai.coop/ss/member/login.php>

●組合員特典ページ トップページ



●セイフティ・ファミリーサービス



●WEB版セイフティ・ファミリー（組合員情報紙）



●暮らしのお役立ち情報（健康生活に向けて）



●全労済組合員専用パソコンソフト「ねっと手帳」



「ねっと手帳」は無料でダウンロードできる全労済組合員限定のパソコンソフトです。

インターネットへの簡単アクセス機能、ファイルやフォルダなどの整理機能、全労済からの新着情報受信機能などを備えています。お住まいの都道府県本部からのお知らせもご覧いただけます。

また、組合員特典ページへの自動ログイン機能（ログインコード入力不要）があり、いつでも簡単に組合員特典ページをご利用いただけます。

業務改善の取り組み

事業と経営の概況

経営の健全性

法令の遵守

情報開示と組合員向けサービス

生活保障の考え方と共済制度

高齢社会への対応

社会貢献活動

協同組合との連携・提携

全労済の組織と概要

2 組合員向けサービスの拡充

(1) 健康・介護等電話相談(ほっとあんしんコール)

「個人ねんきん共済」、「新総合医療共済」、「新せいめい共済」「いきいき応援」「総合医療共済」「せいめい共済」「終身共済」含む)にご加入いただいている方を対象に、日常生活の中の健康上の疑問や不安などについて、気軽にご相談いただける電話相談サービスを実施しています。

●電話相談サービス内容

健康相談・育児相談は、2009年6月より、看護師に加えて医師による相談も可能となりました。

①健康相談(24時間・365日)

体の異常や健康増進などに関するお問い合わせに、医師・看護師がお答えします。

②育児相談(24時間・365日)

子どもの発育や育児に関するお問い合わせに、医師・看護師がお答えします。

③介護相談(24時間・365日)

ご家族の介護や介護保険手続きなどに関するお問い合わせに、ケアマネージャーがお答えします。

④年金相談(週3回・当日予約制)

年金に関する一般的なお問い合わせに、社会保険労務士がお答えします。

⑤税務相談(週1回・当日予約制)

確定申告の手続きやその他一般的な税務に関するお問い合わせに、税理士がお答えします。

⑥法律相談(週1回・当日予約制)

一般的な法律相談について、弁護士が直接お答えします。

●電話による情報提供サービス

①全国の医療機関情報(24時間365日)

専門病院、リハビリ病院、人間ドックなど、各医療機関に関する情報を提供します(直接紹介や医療診断はできません)。

②福祉施設情報(24時間365日)

特別養護老人ホームなどの全国の福祉施設の情報を提供します(直接紹介はできません)。

③在宅介護情報(平日9:00~17:00)

各種の介護サービスを提供している事業者を紹介します。
・全労済在宅介護サービスセンター「ほほえみ」事業所
・全労済関係会社(株)ゼストの介護サービス事業所
・全労済と連携している福祉系NPOボランティア団体
※なお、地域によっては、各市町村の介護保険相談窓口を案内します。


(2) マイカー共済の損害調査サービス体制とマイカー共済事故受付センター

「マイカー共済」にご加入いただいている方の事故対応サービスでは、迅速かつ適切な損害調査サービスの提供を心がけています。まず、全国のどこで事故が発生しても、速やかな事故処理ができるように全国78ヵ所のサービスセンターに約800名のスタッフを擁し、事故処理とご相談に応じています。また、「マイカー共済事故受付センター」を設置し、総員約100名(常時24~25名)の充実した体制で、24時間365日*の事故受付・相談サービスを実施しています。

*自動車事故等の相談サービスは9:00~21:00のみの対応。

①事故受付

「マイカー共済事故受付センター」が、24時間365日受け付けています。

オハヤク ツーホー
 **0120-0889-24**
(携帯電話、PHSからもご利用いただけます)

※自賠責共済のみの加入の場合は、加入時にお渡しする「自賠責共済のしおり」に記載している最寄りの「損調サービスセンター」にご連絡ください。


②示談交渉サービス

事故受付後は、全国のマイカー共済サービスセンターが、示談交渉サービスを行います(対人・対物賠償事故に限ります)。

※自賠責共済のみの加入の方は、示談交渉サービスのお引き受けができません。


③自動車事故等の相談サービス

「マイカー共済事故相談ダイヤル」が、交通事故に関する質問や相談にフリーダイヤルでお応えします。

ハナシヲイロイロ
 **0120-8740-16**
(携帯電話、PHSからもご利用いただけます)
9:00~21:00 365日受付

④24時間コールサービス

ガソリンスタンド、宿泊施設、タクシー会社、レンタカー会社、鉄道会社、航空会社の電話番号案内サービスです。

ハヤクミナロードサービス
 **0120-889-376**
(携帯電話、PHSからもご利用いただけます)

⑤マイカー共済ロードサービス

四輪自動車契約で人身傷害補償または車両損害補償を付帯されている場合にご利用いただけます。ご利用は右記フリーダイヤルにご連絡いただき、全労済が出動を認めた場合に限りです。

- ・自走不能な場合のレッカーけん引
- ・路上クイックサービス
- ・燃料切れ時のガソリンお届けサービス
(1契約期間1回のみ、10ℓまで無料)

(3) ライフサポートサービス

死亡・重度障がい時、受給者は社会保険をはじめとしたさまざまな手続きを行わなければならない、「いつ、どこで、どんな手続きをすればいいのか」という不安を抱えます。

全労済では、そうした負担を少しでも軽減できるよう

(4) SFサービス


全労済は、保障を通じてだけでなく、組合員の皆さま一人ひとりの毎日の暮らしをバックアップするサービスを展開しています。全国約2,000店(2011年7月1日現在)と提携し、宿泊施設やショッピングから、カルチャー、レクリエーション、冠婚葬祭など、暮らしをとり

(5) 保養所

2ヵ所に保養所を開設し、組合員の保養と健康増進のお手伝いをしています。

田沢湖高原リゾートホテル ニュースカイ
〒014-1201 秋田県仙北市田沢湖生保内字下高野73-3
TEL. 0187-46-2006

※サービスのご利用には一部制限があります。

ハヤクミナロードサービス
 **0120-889-376**
(携帯電話、PHSからもご利用いただけます)

⑥交通事故証明書取得サービス

共済金の請求にともなう「交通事故証明書」の取得は、全労済が代行サービスします。

必要な諸手続きを中心とした情報提供を行い、同時に契約の承継や遺された家族の将来にわたる生活保障設計等の相談を行うライフサポートサービスを実施しています。

まくさまざまなジャンルの幅広いサービスが特別割引料金でご利用いただける「SFサービス」を提供しています。パソコンや携帯電話からインターネットでクーポンを取得できます。

業務改善の
取り組み

事業と経営の
概況

経営の健全性

法令の遵守

情報開示と組合員
向けサービス

生活保障の考え方
と共済制度

高齢社会への
対応

社会貢献活動

協同組合との
連携・提携

全労済の
組織と概要

V 生活保障の考え方と共済制度

1 生活保障設計運動の展開

全労済は、経済環境や社会環境の変化を背景に、組合員のこれからの生活を考えるにあたって、単に国や企業・会社任せではなく、組合員一人ひとりがどのように生きていくかを考え、組合員自らがその設計を

行っていかなければならないと考えます。

全労済では、これまでの「保障設計運動」から活動領域を拡大し、「生活保障設計運動」の提案をすすめています。

(1) 生活保障設計運動とは

組合員一人ひとりが、生活設計(保障計画+資金計画)に関する知識を高め、自らのライフプランニングにより家計全般を見直し、みんなで「豊かな暮らし」を

実現する取り組みを、全労済では「生活保障設計運動」と呼んでいます。



(2) 生活保障プランナーの養成

職域協力団体(労働組合や職域の共済会)においては、「保障設計運動」が福祉活動の柱として積極展開されつつあります。

全労済では、日頃から個別組合員の相談に対応されている方々(福利厚生担当者・労組執行部)を対象に、ライフプランの考え方や関連知識に関する講座

を開催し、相談事例などを通じて日頃の活動にその知識を活かしていただくために、全国で「生活保障プランナー」を養成しています。

2004年8月の全国展開スタートから約7年を経過し、プランナー修了者は全国14,581名となっています(2011年5月末現在)。

「生活保障プランナー」は、2004年度からスタートした全労済認定のライセンスで、具体的には、公的なFP(ファイナンシャル・プランナー)資格を持った全労済職員が、FP単元に準拠した「オリジナルテキスト(全6冊)」を使って、ライフプランや生活保障設計運動を中心に講義を行い、関連する相談事例について「事例集」にもとづき補足し、実際の活動に活かしていただくという内容です。講座は、最低8時間ほどで履修でき、受講者に「生活保障プランナー」として、個別組合員の質問に自信をもって対応、アドバイスいただくことを第1歩目の到達点としています。



(3) 生涯にわたる安心の提供へ…生涯生活保障設計運動

21世紀の事業活動として、「生涯にわたる安心の実現と豊かな暮らしの創造」と「組合員の持続的な事業活用の実現」をめざした活動を推進しています。

今後、全労済ならではのサービス提供、高齢期の生きがいや社会参加、ならびに介護関連を含めた生活全般の支援活動等を具体化していきます。

生涯生活保障設計運動

生涯にわたる信頼関係の実現と持続的な事業活用

生活保障設計運動

生活設計(保障計画・資金計画)の提案

保障設計運動

保障の最適化と家計支出の軽減

2 住まいと暮らしの防災・保障点検運動

災害大国である日本に生活する私たちには、災害に対する意識や備えが重要です。

全労済では、これまでも万一の災害からの生活再建を目的として「住まいの保障分野の適切な準備」を推進してきましたが、これをさらに発展させ、生活者の生命や安全を守り、被災後すみやかな生活再建に繋げるための取り組みとして「住まいと暮らしの防災・保障点検運動」を展開しています。

具体的には、「日頃からの災害への備え」「災害発

生時に安全を確保する対応」「災害後の生活再建にむけた準備」の3つの視点から、アンケート活動や意識啓発にむけた取り組みをすすめています。

全労済の責任と役割を果たし、次世代につなげるため、住まいの保障のよりいっそうの普及推進を展開していきます。



3 保障の考え方

全労済では、自分をとりまくリスクとそのリスクに対する備え(=保障)全体を認識することにより、保障の充

実と家計支出の軽減をはかることをすすめています。

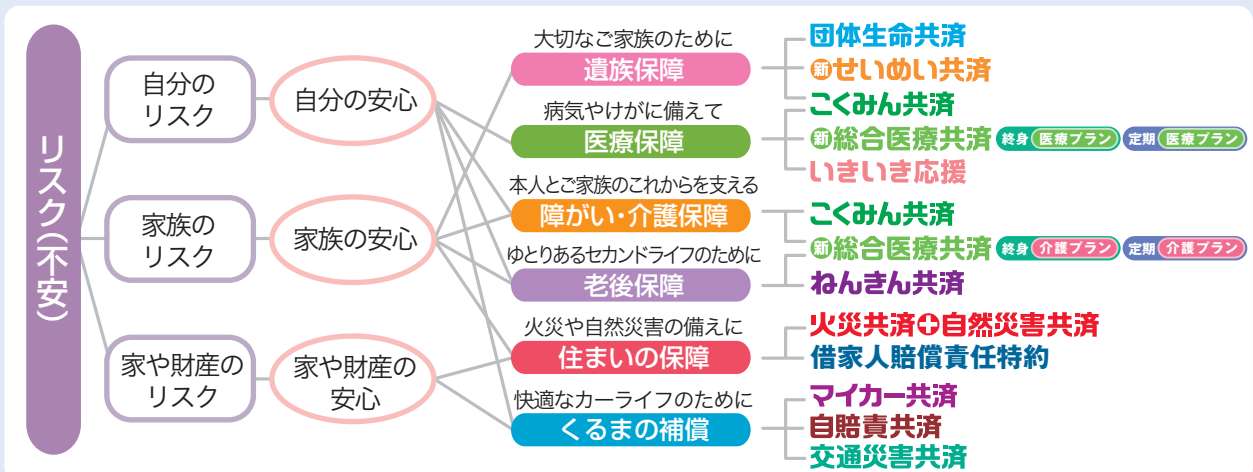
(1) さまざまなリスク(不安)から、自分のリスクをみつめる

私たちの身の回りには数多くのリスクが存在します。まず、どのようなリスクがあるのか確認し、それを予防・軽減・回避する対策を講じておくことが必要な保障を考えるうえで大切です。これが「保障設計」の第一歩です。

さまざまなリスクから毎日の生活を守り、一人ひとりに合

った保障設計をしていただくために、全労済は①遺族保障、②医療保障、③障がい・介護保障、④老後保障、⑤住まいの保障、⑥くるまの補償の6つの分野に分け、それぞれについて必要な保障額の目安や考え方を提案しています。

■リスク(不安)とその対策(全労済の共済での保障)



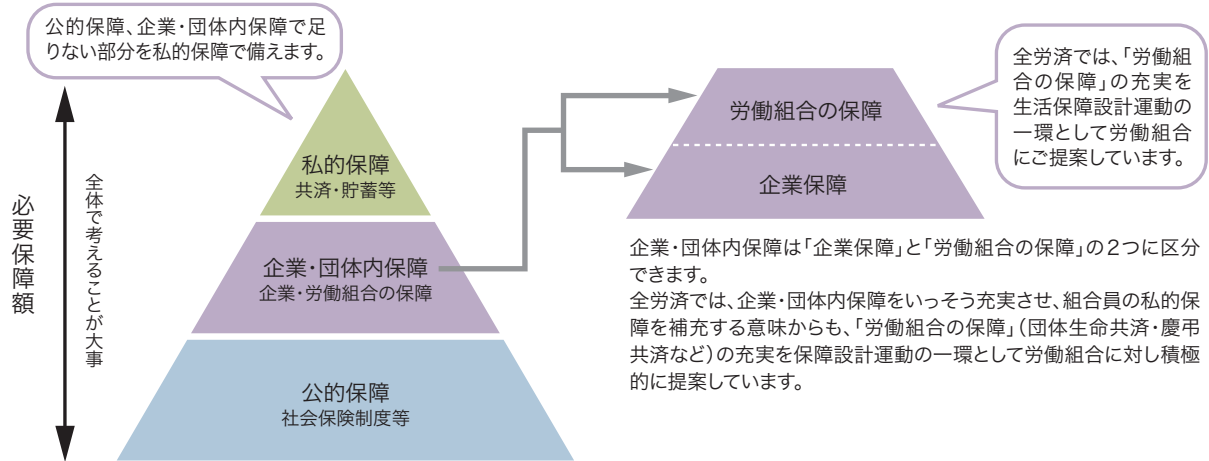
(2) 公的保障、企業・団体内保障をベースに私的保障を考えましょう

私たちの生活を取り巻くすべてのリスクに対する保障を「私的保障」だけで賄おうとすると、少しムリがあります。「公的保障」「企業・団体内保障」を含めてトータルに必要な保障を考え、リスクに備えることが大切です。考えるポイントは、公的保障制度や企業・団体内保障制度のしくみや保障内容を知り、それでも足り

ない部分を「必要保障額」として、「私的保障(共済や貯蓄など)」で備えることです。

全労済が提案する「保障設計」は、こうした考え方にもとづき、ムリなく準備できる本当に必要な保障について、組合員の皆さまとともに考えることをめざしています。

■リスクとその対策2

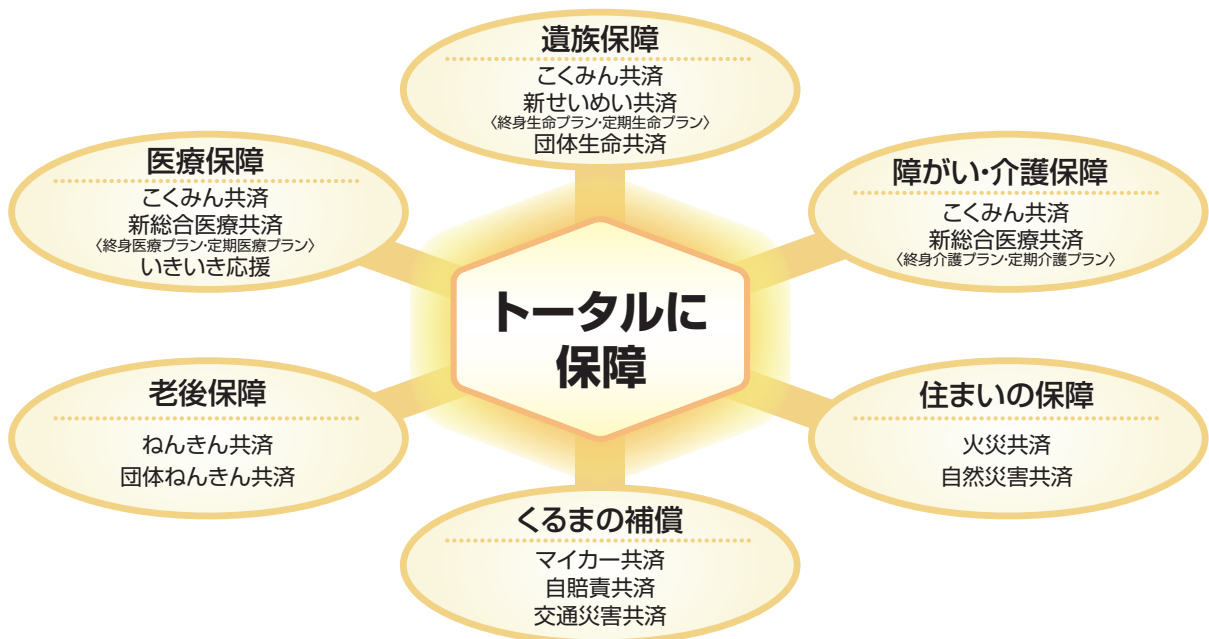


4 保障分野と対応する各種共済

全労済では、生協の共済事業の特質を活かして、生命、損害両分野から賠償の分野にわたるまで、組合員の皆さまの生活全般に関する共済事業を実施しています。具体的には、遺族保障、障がい・介護保障、医療保

障、老後保障から、火災等による住宅・家財の保障、さらに自動車事故による賠償責任の補償まで、組合員の皆さまの生活保障設計を生涯にわたり総合的にお手伝いするため、各種共済をご用意しています。

■全労済の6つの保障領域



また、上記以外にも、労働組合等団体の慶弔制度として「慶弔共済」や、全労済グループの事業団体に

よって、下記の制度を実施しています。

保障分野	対応する共済の種類
自治体との提携により行う事業所団体の慶弔制度	慶弔(自治体提携用)共済
労働組合等の団体の所有する建物や自動車の保障	団体建物火災共済 団体(法人)自動車共済
労働組合等の活動中の事故に対する保障	行事サポート共済 役員サポート共済 行事スポット共済 労働災害サポート共済 ボランティア共済

5 共済商品の概要と特長

商品名および 根拠となる事業規約名	共 済 商 品 の 概 要	特 長
<p>こくみん共済</p> <p>個人定期生命共済事業規約 子ども定期生命共済事業規約 熟年定期生命共済事業規約 傷害共済事業規約 終身生命共済事業規約 個人長期生命共済事業規約</p>  <p>終身生命共済事業規約 個人長期生命共済事業規約</p> 	<p>●組合員の方が個人で加入する共済 ●共済期間 1年</p> <p>●キッズ満期金プランは、4年～18年 ●終身または10年～25年のタイプもある</p> <p>〈契約の種類と保障内容〉</p> <p>●保障目的と世代に応じて選べる基本タイプと基本タイプに追加して手軽に保障の充実ができるプラスタイプ、子ども向け満期金付プラン、終身医療5000、終身医療3000および長生きあんしんプランから構成される</p> <p>■基本タイプ(共済期間：1年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生きる安心タイプ 掛金は月々2,500円 死亡、後遺障がい、入院に加え、重度障がい支援(重度障がいへの支援)、疾病障がい(病気による障がいでの特定の状態となった場合の保障)など生きていくための保障が充実 ○生きる安心W(ダブル)タイプ 掛金は月々5,000円 生きる安心タイプの2倍の保障 ○総合タイプ 掛金は月々1,800円 死亡、後遺障がい、入院、通院、介護支援を幅広く保障 ○総合2倍タイプ 掛金は月々3,600円 共済金額が総合タイプの約2倍の保障 ○大型タイプ 掛金は月々5,400円 最高3,000万円(交通事故のとき)の死亡保障。入院、通院、介護支援の保障も充実 ○医療安心タイプ 掛金は月々2,300円 日帰り入院(1日以上1日目)から保障。手術に加え、先進医療による療養に対する保障など医療保障が充実 ○医療タイプ 掛金は月々1,600円 日帰り入院から保障。入院共済金や女性疾病手術共済金等、医療保障が充実 ○キッズタイプ 掛金は月々900円 ○キッズワイドタイプ 掛金は月々1,600円 入院や通院、特定損傷(骨折・腱の断裂・関節の脱臼)、さらに損害賠償責任等、子どもの日常生活に身近な保障が充実 ○シニア総合タイプ 掛金は月々2,000円 事故・病気にかかわらず、死亡、後遺障がい、入院を保障 ○シニア傷害タイプ 掛金は月々2,000円 事故による死亡、後遺障がい、入院、通院を幅広く保障 傷害保障のため、健康状態にかかわらず加入できる <p>■プラスタイプ(共済期間：1年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総合プラス 掛金は月々900円 保障額は、総合タイプの共済金の約半額 ○医療プラス 掛金は月々800円 保障額は、医療タイプの共済金の半額 ○がん保障プラス 掛金は月々1,400円 がんで入院・手術をした場合やがんと診断された場合の診断共済金など、がんに特化した保障を提供 ○傷害プラス 掛金は月々900円 事故による死亡、後遺障がい、入院、通院の保障のほか、損害賠償責任や携行品損害も補償 <p>■キッズ満期金付プラン キッズタイプ、キッズワイドタイプにセットできる満期金付生命保障プラン。子どもの就学に合わせて満期金の受取りが可能</p> <p>■終身医療5000、終身医療3000(共済期間：終身) 満15歳から満64歳の方が加入できる 掛金は年齢・性別によって異なる。掛金の払込期間は終身払い。入院や手術を一生保障 終身医療5000は、単独加入が可能</p> <p>■長生きあんしんプラン</p> <ul style="list-style-type: none"> ○終身医療総合5000(共済期間：終身) 満15歳から満75歳の方が加入できる。掛金は年齢・性別によって異なる 掛金の払込期間は終身払い 入院・手術・通院・先進医療など、一生の医療保障 ○定期医療総合5000(共済期間：10年～25年) 満55歳から満70歳の方が加入でき、満80歳まで保障 掛金は年齢・性別によって異なる(加入時年齢から満80歳までの期間が共済期間となり、共済期間中掛金は変わらない) 入院・手術・通院・先進医療などの医療保障 ○定期生命300(共済期間：10年～25年) 満55歳から満70歳の方が加入でき、満80歳まで保障 掛金は年齢・性別によって異なる(加入時年齢から満80歳までの期間が共済期間となり、共済期間中掛金は変わらない) 死亡・後遺障がいを保障 	<ul style="list-style-type: none"> ●家族全員が、世代や保障目的に応じて簡単に選べる保障の品揃えです ●死亡から、後遺障がい、入院や通院、さらに先進医療に対する保障や重度障がい状態となった場合の保障が充実 ●がんに備える保障も組み合わせることができます ●損害賠償責任や携行品損害を補償するタイプがあります ●子どもの就学に合わせた満期金付プランも選べます ●手頃な掛金です ●年齢や性別にかかわらず掛金一律(終身医療各タイプと長生きあんしんプランを除く)です ●必要に応じて保障の組み合わせが可能です

業務改善の
 取り組み
 概況
 事業と経営の
 経営の健全性
 法令の遵守
 情報開示と組合員
 向けサービス
 生活保障の考え方
 と共済制度
 高齢社会への
 対応
 社会貢献活動
 協同組合との
 連携・提携
 全労済の
 組織と概要

商品名および 根拠となる事業規約名	共 済 商 品 の 概 要	特 長
<p>火災共済</p> <p>風水害等給付金付火災共済事業規約</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●組合員の方が個人で加入する共済 ●共済期間 1年 <p>〈保障内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●火災、落雷、爆発、他人の住居からの水漏れ等さまざまな事故による住宅・家財の損害に対し、損害の程度に応じて最高6,000万円を保障 ●風害、水害、雪害等による住宅・家財の損害に対し、損害の程度に応じて最高300万円を保障 ●旅行や買物先等に一時的に持ち出した家財の火災等による損害を保障 ●上記の保障のほか、罹災時の臨時費用や、失火時、漏水時の第三者への見舞費用等の保障がある ●希望により、借主の過失で火災、破裂・爆発、漏水事故が発生し、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に、最高4,000万円をお支払いする「借家人賠償責任特約」を付帯できる 	<ul style="list-style-type: none"> ●全国一律の掛金です ●加入時の手続きが簡単です
<p>社会貢献付 火災共済 エコ住宅専用</p> <p>風水害等給付金付火災共済事業規約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●オール電化住宅などのエコ住宅専用の保障プランが2008年1月に誕生 ●地球環境にやさしいエコ住宅に住みながら、住まいの保障でも環境に貢献することのできる共済 <p>※年払い専用、一般の火災共済より1口あたりの年払掛金が木造2円、鉄筋1円引き</p> <p>〈保障内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●上記火災共済と同様 	<ul style="list-style-type: none"> ●掛金の一部を、環境のために活動する団体へ寄付します
<p>自然災害共済</p> <p>自然災害共済事業規約</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●組合員の方が個人で加入する共済 ●共済期間 1年 <p>〈保障内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●風水害等の事故による住宅・家財の損害に対し、損害の程度に応じて最高4,200万円を保障 ●地震等で住宅・家財に損害が生じたとき、損害の程度に応じて最高1,800万円を保障 ●盗難による住宅・家財の損害、また、火災・風水害・地震・盗難等により生じた契約者または家族の死亡や身体障がいも保障 ●2つのタイプ「大型タイプ」「標準タイプ」がある ●大型タイプは、風水害・地震などによる付属建物・工作物の損害も保障 	<ul style="list-style-type: none"> ●全国一律の掛金です ●火災共済と同口数で付帯して加入できません ●全労済のほか、全国交運共済生協、自治労共済、電通共済生協、JP共済生協、教職員共済生協が共同で実施しています
<p>新 総合医療共済</p> <p>終身生命共済事業規約 個人長期生命共済事業規約</p>  	<ul style="list-style-type: none"> ●組合員の方が個人で加入する共済 ●医療と介護のそれぞれに終身型と定期型(5年・10年) <p>〈契約の種類と保障内容〉</p> <p>【医療】 ■ 終身医療プラン</p> <ul style="list-style-type: none"> ●4つのタイプ「ベーシックタイプ」、「総合タイプ」、「三大疾病プラスタイプ※」、「女性疾病プラスタイプ※」 ●一生涯の保障 ●日帰り入院から保障 ●更新による掛金のアップはない <p>※三大疾病医療特約、女性疾病医療特約は満80歳まで保障</p> <p>■ 定期医療プラン</p> <ul style="list-style-type: none"> ●3つのタイプ「総合タイプ」、「三大疾病プラスタイプ」、「女性疾病プラスタイプ」 ●満80歳まで保障 ●「総合タイプ」の場合、5日以上の連続した入院で1日目から保障 <p>■ 終身医療プラン・定期医療プラン共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ●プラスタイプは、がんによる入院の場合、支払日数が無制限 ●入院日額を3,000円から10,000円まで1,000円単位で選択できる(ただしベーシックタイプは5,000円と3,000円のみ) <p>【介護】 ■ 終身介護プラン</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護に的をしぼった一生涯の保障 ●更新による掛金のアップはない <p>■ 定期介護プラン</p> <ul style="list-style-type: none"> ●医療保障が付いた満80歳までの保障 ●3つのタイプ「総合タイプ」、「三大疾病プラスタイプ」、「女性疾病プラスタイプ」 ●プラスタイプは、がんによる入院の場合、支払日数が無制限 ●介護共済金の受取期間は最大「10年」 	<ul style="list-style-type: none"> ●新総合医療共済は、医療と介護の保障からなり、それぞれ終身型と定期型のプランで構成されているため、一人一人の目的に合わせて選べます

商品名および 根拠となる事業規約名	共 済 商 品 の 概 要	特 長
<p>新せいめい共済 終身生命共済事業規約 個人長期生命共済事業規約</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 組合員の方が個人で加入する共済 ● 終身型と定期型(5年・10年) <p>〈契約の種類と保障内容〉</p> <p>■終身生命プラン</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一生涯の保障 ● 病気死亡時の保障は、最高2,000万円(年齢・職業・身体の状態によっては異なる場合がある) ● 医療保障用としてセット専用プラン「総合タイプ」、「三大疾病プラスタイプ」、「女性疾病プラスタイプ」をプラスできる <p>■定期生命プラン</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 満80歳まで保障 ● 病気死亡時の保障は、最高3,000万円(年齢・職業・身体の状態によっては異なる場合がある) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 万一のときに、残されたご家族を守る遺族保障です ● リビングニーズ特約がご利用できます
<p>いきいき応援 個人長期生命共済事業規約</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 組合員の方が個人で加入する共済 ● 満40歳から満70歳までの方が加入でき、最高満80歳まで保障 <p>〈保障内容と種類等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共済期間は5年 ● 入院日額は3,000円と5,000円から選ぶことができる ● 死亡共済金は50万円・100万円・200万円・300万円までの4つのプランから選ぶことができる ● 希望に合わせて満期共済金をつけられる ● 持病・既往症がある方も、簡単な告知で申し込むことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康状態に関する告知項目を簡素化して、引受基準を緩和しています ● 入院、手術、死亡保障にしぼったシンプルな保障内容です
<p>ねんきん共済 個人年金共済事業規約</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 組合員の方が個人で加入する共済 ● 最高年額90万円の年金を保障 <p>〈保障内容と種類等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 年金の種類は、確定年金と終身年金の2種類 ● 終身年金には、保証期間がある ● 給付型は定額型と通増型の2種類 ● 月・半年・年の分割払いおよび一時払いのほか分割払いの前納のしくみがある ● 分割払いには、掛金払込期間中の遺族保障と重度障がい保障がついた契約種類(家族年金・重度障害年金付帯型)がある ● 分割払い契約は、掛金払込期間中に所定の身体障がい状態となったとき、掛金払込免除のしくみがある <p>イメージ図</p> <p>[分割払い、家族年金・重度障害年金付帯型確定年金(15年)、定額型の例]</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 老後の年金保障に遺族保障がついた合理的な生涯保障制度です ● 加入後の生活変化にあわせて契約内容を変更できます

業務改善の
取り組み事業と経営の
概況

経営の健全性

法令の遵守

情報開示と組合員
向けサービス生活保障の考え方
と共済制度高齢社会への
対応

社会貢献活動

協同組合との
連携・提携全労済の
組織と概要

マイカー共済

自動車総合補償共済事業規約



- 組合員の方が個人で加入する共済
- 共済期間 1年

〈補償内容〉

■主な補償内容

- ご自身・ご家族・同乗者のために「人身傷害補償」
 - ①自動車事故で被共済者が被った損害を、ご自身の過失にかかわらず契約補償額の範囲内で、示談を待たずに全労済の基準によりまとめて補償
 - ②自動車事故傷害見舞金が人身傷害補償の共済金とは別枠で支払われる
- ご自身のお車のために車両損害補償「オールリスク」盗難やあて逃げなど、さまざまなアクシデントからご自身のお車をしっかり補償
- 補償をさらに充実させる豊富な特約
交通事故危険補償特約／自転車賠償責任補償特約／弁護士費用等補償特約／マイバイク特約
- さまざまなニーズにお応えする各種特約・割引
運転者年齢条件／子供特約／運転者家族限定特約／ABS装着車割引／ハイブリッド車割引／福祉車両割引／盗難防止装置装備車割引／複数契約割引／セカンドカー割引／新車割引／搭乗者傷害(家族限定補償型)／人身傷害補償の被共済自動車搭乗中のみ補償特約

■各種補償・サービス

- 万一のときに頼れる事故対応サービス
 - ①示談交渉サービス付き(対人・対物賠償事故に限る)
 - ②事故受付は休日・夜間を問わず24時間・365日
 - ③重大事故には迅速に現場に急行する現場急行サービス
 - ④人身事故や緊急を要する場合、代車手配や病院への連絡、相手方への対応など、事故の初期対応をサポート
 - ⑤「マイカー共済事故相談ダイヤル」で、交通事故や事故後のご相談をサポート
 - ⑥アクシデントの際は、マイカー共済ロードサービス(人身傷害補償または車両損害補償の契約がある四輪自動車の場合)
 - ⑦車検・修理・点検は、安心のサービスと割引価格でご提供、約1,500カ所の全国ネットワークで安心をお届けする指定整備工場(2011年5月末現在共済代理店535カ所)をご案内

●補償プラン(概要)

	自分を守る補償 《ご自身の補償》	相手への責任もしっかり 《相手方への賠償》	
	人身傷害補償	対人賠償	対物賠償
基本補償	無制限 2億円 1億円 5,000万円 3,000万円 (被共済者1名につき)	無制限 (被害者1名につき)	無制限 3,000万円 1,000万円 (1事故につき)
車両損害補償	自分のお車を守る補償 《お車の補償》		
	補償タイプ	+αの付帯特約	
	オールリスク エコノミーワイド エコノミー	●付随諸費用補償 ●新車買替特約 ●補償額限定オールリスク	

- 無事故歴により最大22等級・64%割引までの無事故割引等級制度です

商品名および 根拠となる事業規約名	共 済 商 品 の 概 要	特 長										
<p>自賠責共済</p> <p>自動車損害賠償責任共済事業規約</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●「自動車損害賠償保障法」にもとづき、すべての自動車に加入が義務付けられている制度 ●組合員の方が個人で加入する共済 ●共済期間 車検がある自動車は車検有効期間を満たす期間 車検がない自動車は原動機付自転車の最高5年等 <p>〈保障内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人身事故で損害賠償責任を負った場合、被害者1人につき傷害による損害は最高120万円、後遺障がい・死亡による損害は最高3,000万円(常時介護を要する後遺障がいについては、最高4,000万円)の補償 <p>〈共済掛金〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●車種、共済期間、地域(本土、沖縄等)により異なる 	<ul style="list-style-type: none"> ●損害保険会社、JA共済、全労済等が、同一制度を実施しています 										
<p>交通災害共済</p> <p>交通災害共済事業規約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●組合員の方が個人で加入する共済 ●共済期間 1年 <p>〈保障内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●交通事故による死亡・障がいおよび入院・通院の保障 ●交通事故による死亡で最高600万円保障、1日あたり最高12,000円の入院保障のほか、通院保障および障がい保障がある <p>〈契約の種類等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●死亡、障がい、入院、通院の各保障額の組み合わせで、6種類の型がある 	<ul style="list-style-type: none"> ●交通事故による保障に限定した共済です ●年齢、健康状態にかかわらず、加入できます 										
<p>団体生命共済</p> <p>団体定期生命共済事業規約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●組合員の方が所属する団体でまとめて加入する共済 ●共済期間 1年 <p>〈保障内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●最高5,000万円の死亡保障、災害による死亡・障がい保障の特約、災害による入院保障の特約、病気による入院・特定の身体の障がい(心臓ペースメーカーの装着、人工透析療法を受けたもの、人工肛門の造設)・骨髄移植または臓器移植のドナーとなるための手術保障の特約 <table border="1" data-bbox="480 1111 1225 1451"> <tr> <td>基本契約</td> <td>●死亡、重度障がい(最高5,000万円)</td> </tr> <tr> <td>災害特約</td> <td>●不慮の事故、感染症による死亡、身体障がい</td> </tr> <tr> <td>災害死亡特約</td> <td>●不慮の事故、感染症による死亡、重度障がい</td> </tr> <tr> <td>災害入院特約</td> <td>●不慮の事故による連続5日以上入院</td> </tr> <tr> <td>病気入院特約</td> <td>●病気による連続5日以上入院 ●特定の身体の障がい(心臓ペースメーカーの装着・人工透析療法を受けたもの・人工肛門の造設) ●生体間における骨髄移植または臓器移植のドナー(提供者)となるための手術</td> </tr> </table>	基本契約	●死亡、重度障がい(最高5,000万円)	災害特約	●不慮の事故、感染症による死亡、身体障がい	災害死亡特約	●不慮の事故、感染症による死亡、重度障がい	災害入院特約	●不慮の事故による連続5日以上入院	病気入院特約	●病気による連続5日以上入院 ●特定の身体の障がい(心臓ペースメーカーの装着・人工透析療法を受けたもの・人工肛門の造設) ●生体間における骨髄移植または臓器移植のドナー(提供者)となるための手術	<ul style="list-style-type: none"> ●所属する団体の構成員の掛金は年齢や性別にかかわらず同一です (注)年齢と性別ごとに掛金が異なる年齢群団別掛金のしくみもあります ●加入手続きが簡単です ●所属する団体の構成員全員の方が加入できる制度があります ●所属する団体の構成員と一緒に配偶者、子どもも加入できます
基本契約	●死亡、重度障がい(最高5,000万円)											
災害特約	●不慮の事故、感染症による死亡、身体障がい											
災害死亡特約	●不慮の事故、感染症による死亡、重度障がい											
災害入院特約	●不慮の事故による連続5日以上入院											
病気入院特約	●病気による連続5日以上入院 ●特定の身体の障がい(心臓ペースメーカーの装着・人工透析療法を受けたもの・人工肛門の造設) ●生体間における骨髄移植または臓器移植のドナー(提供者)となるための手術											
<p>団体生命移行共済</p> <p>個人定期生命共済 熟年定期生命共済事業規約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「団体生命移行共済」は、在職中に団体生命共済に加入していたご本人と配偶者のための退職後の保障制度で、「団体生命共済」に2年以上継続してかつ基本契約に20口以上加入の満55歳～満64歳の組合員とその配偶者の方が加入する共済 ●共済期間 1年 <p>〈保障内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●死亡・重度障がいは最高500万円まで保障。その他、後遺障がい、入院も保障 	<ul style="list-style-type: none"> ●掛金は、満70歳まで変わりません ●契約は1年ごとの自動更新です ●最高満80歳まで保障(満70歳で保障内容・掛金が変わります) 										
<p>慶弔共済</p> <p>総合(慶弔)共済事業規約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●組合員の方が所属する団体でまとめて加入する共済 <p>〈保障内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●死亡・重度障がい、住宅の災害、傷病による休業、結婚、子供の就学、退職に対する見舞金・祝金等の給付 <p>〈契約の種類等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●上記の各種見舞金・祝金を15の型から組み合わせ、団体のニーズに合わせて設計ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ●団体の慶弔制度に最適な共済です 										

業務改善の
取り組み事業と経営の
概況

経営の健全性

法令の遵守

情報開示と組合員
向けサービス生活保障の考え方
と共済制度高齢社会への
対応

社会貢献活動

協同組合との
連携・提携全労済の
組織と概要

6 勧誘方針・共済の推進・共済金支払いのしくみ

(1) 勧誘方針

全労済では、共済事業の推進にあたり、「金融商品の販売等に関する法律」にもとづいて、次の勧誘方針

を定めています。

勧 誘 方 針

1. 消費生活協同組合法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な共済の推進に努めていきます。
2. 組合員の皆さまに共済内容を正しくご理解いただくために、説明内容や説明方法を工夫し、組合員の皆さまの意向と実情にそった適切な共済が選択できるよう努めていきます。
3. 共済の推進にあたっては、深夜や早朝など組合員の皆さまの迷惑となる不適当な時間帯には行いません。
4. 組合員の皆さまと直接対面しない共済推進（郵送加入等）を行う場合は、説明内容等を工夫し、組合員の皆さまにご理解いただけるよう努めていきます。
5. 共済事由が発生した場合におきましては、迅速かつ的確な共済金の支払いに努めていきます。
6. プライバシー保護の重要性を認識し、組合員の皆さまの情報については、適正かつ厳正な管理に努めていきます。
7. 組合員の皆さまのご意見等の収集に努め、今後の共済開発や推進に反映していくよう努めていきます。

(2) 新しく組合員になられる方へ(出資金について)

全労済は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資(1,000円以上)をお願いしています(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)。

なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの全労済へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行っていただきます。

また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただけない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただく場合があります。

(3) 共済の推進

① 共済の推進活動と申込手続き

生活協同組合である全労済を構成するのは組合員です。この組合員が職場や地域においてそれぞれに自主的な運営組織に参加しながら、全労済の活動を支えています。

① 職場での推進

組合員の組織として、労働組合や事業所単位に「協力団体」(購買生協でいう共同購入組織である「班」に相当)という形で登録し、労働組合や事業所を通じて、その労働組合員や従業員に全労済・共済の紹介などや各種活動を行っていただいています。

② 地域での推進

全労済に共感していただいた方を「地域推進員」として登録し、地域住民に対して全労済・共済の紹介などや各種活動を行っていただいています。

③ その他

新聞等への広告掲載やチラシ(ZENROSAINews)の配付を行っています。

④ 申込手続き

全労済の事務所で直接お申し込みいただきます。また、新聞などの広告を見て資料請求し、郵送による申込手続きもできます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資(1,000円以上)をお願いしています(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)。それにより、都道府県生協の組合員になります。組合員となつていただいたうえで、加入申込書に必要事項を記入し、共済掛金をお支払いいただきます。契約が成立した場合は「共済契約証書」を発行します。

②契約概要と注意喚起情報について

ご契約に際して特に確認いただきたい事項を「リーフレット(ご契約のてびき)」に、契約概要および注意喚

起情報として記載しています。また、加入後に「ご契約のしおり」を送付し内容の確認をお願いしております。

(4) 共済金支払いまでのながれ

共済金の請求は、共済契約者(または共済金受取人)からの共済事故発生の連絡(受付)に始まり、以降、ご加入いただいている共済契約の保障内容に応じたお支払いをすすめます。

- ①「火災共済」および「自然災害共済」の住宅系共済の場合は、事故発生原因などを確認したうえで、被災した契約の対象となる住宅・家財ごとに被害調査を行い、損害額を算定し支払共済金を算出します。
- ②「こくみん共済」などの生命系共済の場合は、発生

原因などを確認したうえで病気・傷害別に診断書などの共済金請求に必要な書類をご提出いただき支払共済金を算出します。

- ③「マイカー共済」の自動車系共済の場合は、発生原因などを確認するとともに対人・対物ごとに損害調査を行い、損害賠償額を算定するとともに、示談交渉を行います。

なお、各種共済金は事業規約に定められた共済金受取人に対してお支払いします。

(5) 将来の支払いに備えて

全労済は、将来の支払いに備えて、消費生活協同組合法施行規則に定められている責任準備金、支払備金等の積み立てに加え、自己資本を拡充し財務基盤の強化に向けた積極的な対応をすすめています。

また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。

■苦情の受付窓口

- 全労済では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスを提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。
- 苦情は、受付専用窓口の「全労済 お客様相談室」へご相談ください。なお、全労済ホームページでも受け付けております。
専用フリーダイヤル 0120-603-180
受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日除く)
ホームページ <http://www.zenrosai.coop>

異議申し立て手続き

全労済の対応で納得いくような解決ができなかった場合は、次の中立的な第三者機関をご利用いただくことができます。

社団法人 日本共済協会「共済相談所」

日本共済協会では、裁定または仲裁により解決支援業務を行います。

電話 03-5368-5757

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日除く)

※ただし、自動車事故の賠償に関わるものはお取り扱いしておりません。

VI 高齢社会への対応

1 生活創造事業

全労済は、「人間らしい豊かな暮らしの創造」に向けた福祉・教育・文化・情報の各サービス提供を生活創造事業と位置付け、社会・地域貢献活動の一環として、現在、次の事業に取り組んでいます。

(1) 高齢社会に向けての取り組み

① 介護サービス事業の展開

日本の高齢化は世界にも例をみないスピードで進行しており、高齢社会における要介護者の増大や介護の長期化、介護を担う家族の負担の深刻化などの問題は、全労済の組合員にとっても大変重要なものとなっています。

このような社会的背景のもとに、全労済は1998年8月に開催した第71回通常総会で、高齢者が自らの意思にもとづき自立した質の高い生活を送れるよう支援すること、つまり「高齢者の自立支援」を目的とする介護サービス事業に取り組むことを決定しました。

① 介護サービス事業の展開

② ホームヘルパー養成講座の開催

③ 滞在型学習旅行の実施

全国に20カ所(2011年8月1日現在)の全労済在宅介護サービスセンターを開設し、介護保険の事業者指定を受けて、居宅介護支援事業、ホームヘルプサービス(訪問介護)事業、デイサービス(通所介護)事業、ショートステイ(短期入所生活介護)事業、訪問入浴介護事業および福祉用具貸与事業などを、各サービスセンターの実状に応じて実施しています。

高齢者の自立支援をはかりながら、利用者(利用量)の維持・拡大とサービスの質の向上に重点を置いて活動しています。



島根県本部・デイサービスセンター「全労済在宅介護サービスセンターほほえみ」



研修風景

全労済の介護サービスは…

I. 全労済らしい「5つの安心サービス」をお届けします

- ①全労済在宅介護サービスセンターは、介護保険の指定事業者になっています。
- ②「心のこもったサービス」と「安心」をご提供します。
- ③専任の職員が定期的にサービス内容のチェックを行います。
- ④最寄りの在宅介護サービスセンターで「介護なんでも相談(無料)」を受け付けています。
- ⑤お近くの介護サービス提供機関や福祉系ボランティア団体をご紹介します。

II. 全労済在宅介護サービスセンターのサービス内容

- ①ケアプラン作成(居宅介護支援)
ご本人やご家族のご要望をお伺いし、ご利用に適した介護プランを作成します。
- ②ホームヘルプサービス(訪問介護)
資格を持ったホームヘルパーがご家庭に訪問し、食事、入浴、排泄などの介助(身体介護)や部屋の掃除や洗濯、買い物や調理(生活援助)を行います。
- ③デイサービス(通所介護)
お年寄りの心と体のリフレッシュのために、日帰りでレクリエーションや入浴・お食事などをご提供します。
- ④訪問入浴介護
専門スタッフが移動入浴車でご家庭に訪問し、寝たきりなどでご家庭での入浴が困難な方に、訪問入浴サービスを行います。
- ⑤福祉用具貸与
車いすや電動ベッドなど、利用される方の状況や環境から適切な福祉用具を選定し、レンタルを行います。

②「ホームヘルパー養成講座」の開催

介護サービス事業の展開にともなう人材育成と社会貢献を目的として、ホームヘルパー養成講座を開催しています。

多数の養成講座修了者が全労済在宅介護サービスセンターに就業し、介護サービス事業の担い手として活躍しています。

【養成講座開催状況】

2010年度は3県本部でホームヘルパー養成講座を開催し、82名が2級課程を修了しました。

1992年度から開始したホームヘルパー養成講座の修了者は、2010年度までの累計で1級226名、2級9,766名、3級6,349名、合計16,341名となりました。

【修了者のネットワークづくり】

全労済は、「生き生きと安心した生活を、地域の一人としてサポートしていただく活動」のひとつとして、ホームヘルパー養成講座修了生を中心とするネットワークづくりの提案を行っています。

ホームヘルパー養成講座を修了した後、さらなる学習や情報交換、交流の場として「友の会」を組織化しています。

「友の会」でそれぞれの知識や会員同士の交流を

深めた後は、有償ボランティア活動を行う「助け合いの会」に発展していきます。

1996年度から取り組みを始め、2011年5月現在「友の会」は全国38カ所、「助け合いの会」は2カ所設立されています。

③地域におけるネットワークづくり

2010年度は、全国の福祉系NPO1,317団体を会員とする市民福祉団体全国協議会（市民協）と合同で、専門研修会を全国12カ所で開催し、全労済と福祉系NPOとの連携強化をはかりました。



実習風景

(2) 豊かな暮らしを実現するための取り組み

①滞在型学習旅行

滞在型の学習旅行「ふれあい講座」は、学習・体験を行いながら、一定の地に滞在する全労済オリジナルの年1回実施している企画旅行です。一般のツアーと

は異なり、現地での「ふれあい」を大切にしています。ゆったりと一定の地に滞在し、ゆとりをもって行動いただくスケジュールとなっており、中高年の方々にも安心して参加いただけます。

業務改善の取り組み

事業と経営の概況

経営の健全性

法令の遵守

情報開示と組合員向けサービス

生活保障の考え方と共済制度

高齢社会への対応

社会貢献活動

協同組合との連携・提携

全労済の組織と概要

VII 社会貢献活動

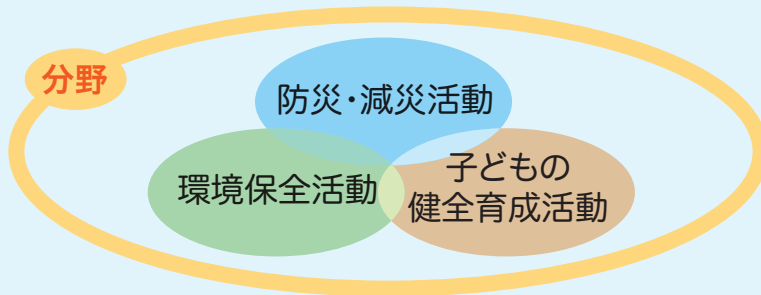
1 社会貢献活動

全労済は、「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」という理念にもとづき、積極的に地域社会に貢献する活動を展開しています。豊かで安心できる社会が形成され継続するために、「防災・減災」

「環境保全」「子どもの健全育成」の活動を重点分野と位置づけ、さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。

■全労済の社会貢献活動

みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり



(1) 防災・減災のための取り組み

ぼうさいカフェ

「ぼうさいカフェ」は、内閣府が国民の防災意識を高めてもらうため、出前講座として推進しているものです。地震や台風などの自然災害に対して、誰でも、ちょっとしたことで自分の身を守り、被害を小さくすることができます。楽しく分りやすくをモットーに非常食の試食や専門家などによる講演会、防災科学実験ショー、防災ゲーム等、さまざまなイベントを組み合わせ子どもから大人まで、家族連れでご参加いただけるようなプログラムで開催しています。



●開催報告

(2010年6月1日～2011年5月31日)
「災害を理解し、災害を学ぶ」というテーマを設定し、防災グッズの展示や公演・実験を交えながら、防災・減災への対応としてのイベントを開催しました。

イベント名	日程	場所
ぼうさいカフェ in 岡山	2010年11月 7日	岡山ドーム
ぼうさいカフェ in 群馬	2010年11月20日	アニバーサリーコート ラシーネ
ぼうさいカフェ in 徳島	2010年12月21日	徳島グランヴィリオホール
ぼうさいカフェ in 大分	2011年 1月 8日	iichico グランシアタ
ぼうさいカフェ in 愛媛	2011年 1月22日	ピュアフル松山
ぼうさいカフェ in 広島	2011年 2月 5日	広島県本部
ぼうさいカフェ in 鹿児島	2011年 4月29日	中央公園
ぼうさいカフェ in 長崎	2011年 5月15日	高城会館

(2) 社会貢献付エコ住宅専用火災共済

社会貢献付エコ住宅専用火災共済は、社会に役立つ共済商品として、毎年の決算状況に応じて掛金の一部を全労済から環境団体へ寄付する共済です。通常の火災共済と同じ保障内容で掛金は割引になり、社会にも組合員にも優しい共済商品です。

全労済では、環境活動を展開する以下の4団体に、

各々50万円を寄付しました。

特定非営利活動法人 岩手子ども環境研究所
特定非営利活動法人 荒川クリーンエイド・フォーラム
特定非営利活動法人 自然体験共学センター
特定非営利活動法人 豊前の国建設倶楽部

(3) 環境活動への取り組み

① ISO14001の取得

「環境の世紀」といわれる21世紀を迎えるにあたり、全労済は21世紀ビジョン第2期計画の中で、環境保全活動の推進を経営基本方針の一つとして明確に位置付け、全労済の社会的使命として環境活動の継続的展開を宣言しました。2000年4月より環境マネジメントシステム(EMS)の構築に着手し、事務局一丸となって環境活動

を推進した結果、全労済本部は2000年12月に「ISO14001」の認証を取得することができました。全労済は、全労済本部の「ISO14001」認証取得を機に、2001年より事業本部・都道府県本部および全労済グループへ環境活動を拡大して推進しています。



全労済環境方針

全労済(全国労働者共済生活協同組合連合会)は、美しい地球環境を守るために、協同組合らしさを発揮して、環境活動をすすめます。

[方針]

全労済は、勤労者を中心とする生活者のための共済生活協同組合、「保障の生協」として、共済商品の開発・改善、および組合員・協力団体への推進活動を行う共済事業と、これを補完する生活創造事業を行い、全労済本部は、その全国本部として全国的な指導・連絡・調整を担っています。

全労済の事業活動における環境影響の大きな項目については、全労済環境マネジメントシステムの中で目的・目標を設定し、環境負荷の軽減と汚染の予防をすすめ、システムの継続的改善により、さらなる環境向上を目指します。

全体として、『すぐできる環境活動』を考えて、毎日の話し合いを通じアイデアを出し合い環境活動を行います。

1. 省資源・省エネルギー・エコライフなど環境に配慮した共済商品の開発・改善・推進に努めるとともに、共済商品の管理水準を高めてサービスの向上を目指し、推進活動に関わる媒体や、資材の削減に努めます。
2. 環境汚染を未然に防止するとともに、環境保全のマネジメントシステムとパフォーマンスの継続的な改善を図ります。
3. 環境関連の法令、条例、その他全労済が受け入れを決め

た事項を順守します。

4. 次の事項を重点テーマとして、環境目的・目標を設定し、必要があれば目的・目標を見直すなど効果的な取り組みを行います。
 - ① 省エネルギーの推進による地球温暖化防止への貢献
 - ② 「3R」活動(リデュース・リユース・リサイクル)の推進を行い、省資源への貢献
リデュース(廃棄物の発生抑制) リユース(製品・部品の再使用) リサイクル(資源の再利用)
 - ③ 自動車の排ガス管理による大気汚染・健康被害の防止への貢献
5. 環境保全型社会を構築するための社会的活動に広範に取り組み、全労済の事業本部・県本部および会員単協における環境活動を積極的にバックアップします。
6. オフィスにおける省エネルギー、紙の使用量の削減、排出物のリサイクルをすすめます。また、事務用品・備品等の使用量削減と、グリーン購入をすすめます。環境教育や広報活動を実施して、この全労済環境方針を内外に公開するとともに、環境活動の取り組み状況について定期的に公表します。

2009年5月 全国労働者共済生活協同組合連合会
理事長 石川 太茂津

② 全労済本部の環境活動

認証取得後、ISO14001規格にもとづいたEMS(環境マネジメントシステム)を運用する中で、全労済本部の事業活動全般について環境影響評価を行い、下記の3分野に関して取り組みをすすめています。

(i) 事業活動分野

全労済本部の、いわゆる“本業”にかかわる環境負荷低減のための活動で、全労済本部内の各部署がそれぞれの業務課題に関連した、下記の環境課題を担っています。

・「社会貢献付エコ住宅専用火災共済」の加入促進

毎年の決算状況に応じて、掛金の一部を環境活動団体へ寄付する仕組みの火災共済として、全労

済指定の「エコ設備」を設置の住宅にお住まいの方々に利用されています。

・資金運用を通じた環境保全への寄与

環境先進企業、地方自治体の取り組みなどを分析・検討し、その情報をもとに公社債を取得するなど、資金運用を通じて環境保全の寄与に努めています。

・環境に配慮した審査活動

マイカー共済の損害調査対応時に、自動車の修理部品としてリサイクルパーツの利用促進を行っています。また、審査資料などのペーパーレス化を促進しています。

・印刷紙の使用量削減、再生紙の利用促進

コンピュータ出力リストなど紙帳票類の出力枚数の

見直しや、帳票類の在庫管理を的確に行い、適正な印刷発注量を決定することで印刷紙の削減をはかっています。

また、分野ごとの印刷紙の用紙基準を順守し、再生紙の利用促進を行うほか、可能な限り植物性インクなどの環境配慮素材を使用した印刷物制作を行っています。

・**ライフスタイルの見直しを通じた環境活動**

連合が主催する「ライフスタイルを見直す環境会議」に幹事として参画し、各事業団体と連携した取り組みをすすめています。また、役職員の環境保全意識を向上させるため、「連合エコライフ21」運動に取り組んでいます。

・**事業本部・都道府県本部への環境活動推進**

全労済本部のISO認証取得後、事業本部・都道府県本部においても基本的な環境活動に取り組んでいましたが、2002年度より簡易なEMSの導入に取り組み、事業活動全般にわたる環境負荷の低減をめざ

し、全国的な環境活動を展開しています。

・**会議資料用紙の削減**

会議資料や一般事務用紙に使用するコピー用紙を削減するため、会議資料のOA化や、紙ベース資料の電子化に取り組んでいます。

(ii) **オフィス活動分野**

全労済本部事務局全体が取り組む共通の環境保全課題として、電気使用量の削減、コピー用紙使用量の削減、事務用品使用量の削減、グリーン購入の推進などの課題に取り組んでいます。

(iii) **ビル管理分野**

全労済会館のビル設備運用に関する環境法令、都条例の順守を中心に、空調運転時の室温管理や廃棄物管理などの手順を定め、設備運用面での環境負荷の低減を目的とした活動に取り組んでいます。全労済会館の室温基準については、夏季は26～28℃に、冬季および中間期は23～26℃に設定し、年間を通じて冷暖房負荷の抑制に努めています。

(4) 2011年全労済地域貢献助成事業

1992年より環境問題などに取り組む団体を対象に助成事業を行っています。2011年は「未来の子どもたちに豊かな自然を残すために、今と未来を生きる子どもたちのために」をテーマに、地域の人々がたすけあって環境を守る活動、子どもの健やかな育ちを支える活動を助成対象とした「2011年全労済地域貢献助成事業」を実施しました。

「2011年全労済地域貢献助成事業」では“多数の地域住民が活動に関わることで、人と人とのつながりが生まれ、コミュニティーの形成、発展、再生につながるような活動”、“地域に密着し継続して取り組む活動”を支援することを主眼としています。地域の絆(きずな)づくりにいかに貢献できるかといった観点から、環境保全効果や子どもの健やかな育ちへの貢献はもちろんのこと、地域にたすけあいの輪を広げ地域コミュニティーの形成、発展、再生につながることを期待しています。

■ **対象活動**

〈**環境分野**〉

- ①地域の自然環境を守る活動
- ②循環型地域社会をつくるための活動
- ③地域の自然や環境の大切さを学ぶための活動

〈**子ども分野**〉

地域の中で、学校外の多様な育ちを応援する次のような活動

- ①子どもたちの豊かな遊びの場をつくる活動
- ②子どもたちが交流し学びあえる場をつくる活動



■ **応募状況および選考結果**

助成の種類	応募総数	助成団体数	助成金額
環境分野	151	36	9,868,076円
子ども分野	206	35	9,996,600円
合計	357	71	19,864,676円

■「2011年全労済地域貢献助成事業」助成団体

〈環境分野〉

都道府県	団体名
北海道	ぱん・ぱん・ぱんぶきん
秋田県	NGO RASICA
山形県	特定非営利活動法人 ひらた里山の会
茨城県	取手市里山・谷津田保全「いもりの里」協議会
群馬県	NPO法人 利根沼田地域ボランティアセンター
埼玉県	さいたま緑の少年団
埼玉県	ふるさと上谷沼 地域創造塾
埼玉県	ところざわ倶楽部 地域の自然グループ
千葉県	いには野アカガエルの里を守る会
千葉県	坂月川愛好会
東京都	特定非営利活動法人 トージバ
東京都	ねりま・ごみフォーラム
神奈川県	環境を考え行動する会
神奈川県	トンボはドコまで飛ぶかフォーラム
新潟県	魚沼自然大学
静岡県	任意団体 団地工房 ゆう
石川県	特定非営利活動法人 くくのち
愛知県	東山動物園くらぶ
岐阜県	長良川流域子ども協議会
三重県	四日市ウミガメ保存会
三重県	特定非営利活動法人 魅力発見木曾三川
滋賀県	八幡山の景観を良くする会
滋賀県	一般社団法人 比良里山クラブ
京都府	鹿背山元気プロジェクト
大阪府	天竺川ホテルの会
和歌山県	ふるさと倶楽部
兵庫県	伊丹市立瑞穂小学校PTA
兵庫県	TANBA OUTDOOR ECOLOGY
兵庫県	特定非営利活動法人 環境21の会
広島県	from grassroots 広島
徳島県	奉仕橋かもクラブ
福岡県	おもちゃ病院 伊都国
福岡県	ふくおか大地といのちの会
熊本県	NPO法人 コロボックル・プロジェクト
大分県	特定非営利活動法人 大分トンボの会
鹿児島県	小山田を語る会

〈子ども分野〉

都道府県	団体名
北海道	特定非営利活動法人 余市教育福祉村
青森県	NPO法人 八戸子育てメイトサロンネット「みらい」
岩手県	西部点字パソコンサークル・ステップ
宮城県	あじ島冒険学校
茨城県	特定非営利活動法人 ひたち親子の広場
埼玉県	特定非営利活動法人 WAIWAI
埼玉県	NPO法人 ファミリーリンク越谷
千葉県	不登校問題を考える東葛の会『ひだまり』
千葉県	チャレンジスクール
東京都	上原ファンイン
東京都	CCS 世界の子どもと手をつなぐ学生の会
東京都	駄菓子や「くにちゃん」
東京都	てるぼうずくらぶ
東京都	石神井・冒険遊びの会
神奈川県	NPO法人 教育支援グループEd.ベンチャー
長野県	子どもサポート上田
静岡県	しろやま読み聞かせクラブ
富山県	大長谷・やまの学校
愛知県	守山商工会青年部
愛知県	任意団体 MINITOWN
愛知県	特定非営利活動法人 ぶくぶくばーん
京都府	宇治に冒険遊び場つくる会
京都府	NPO法人 むむの子
大阪府	エコおもちゃ作り市民塾
兵庫県	定住外国人子ども奨学金実行委員会
兵庫県	音遊びの会
兵庫県	NPO法人 つみっ庫くらぶ
島根県	発達障害児支援サークル「のびのび」
鳥取県	鳥取県米子市永江 ボランティア団体「サポート 永江」子ども育成部
岡山県	倭文西まちづくり協議会
山口県	Seeds
徳島県	紙芝居ボランティア「おしゃべりくまさん」
香川県	綾川町 青年会
福岡県	ひびきの親子あそび研究会
沖縄県	学生+

業務改善の
取り組み

事業と経営の
概況

経営の健全性

法令の遵守

情報開示と組合員
向けサービス

生活保障の考え方
と共済制度

高齢社会への
対応

社会貢献活動

協同組合との
連携・提携

全労済の
組織と概要

(5) 社会福祉団体への寄付について

全労済では、1981年より障がい者支援などを行っている社会福祉法人などの団体へ支援を継続して

行ってきました。2010年度は以下の団体に助成金を交付しました。

団体名	事業名
社会福祉法人 中央共同募金会	「地域歳末たすけあい運動」活性化のための実践マニュアル作成事業
財団法人 日本チャリティ協会	「パラアート」(障害者アート)推進事業
学校法人 日本社会事業大学	地域社会の希薄化に関する福祉的視点からの啓発事業
財団法人 日本障害者リハビリテーション協会	デイジーを活用した障害者の読書支援に関する国際シンポジウム開催事業
社会福祉法人 日本盲人職能開発センター	「視覚障害者の事務職への就労移行支援」普及促進事業
社会福祉法人 日本点字図書館	視覚障害者の読書環境整備事業
財団法人 テクノエイド協会	介助負担軽減のための情報提供事業
財団法人 全日本ろうあ連盟	障がい者制度改革に向けての聴覚障害者の情報アクセスに関する調査
社会福祉法人 全国盲ろう者協会	「全労盲ろう者地域団体ブロック会議」開催事業
社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会	心のバリアフリー化に関する促進・啓発事業
社会福祉法人 日本盲人会連合	視覚障害者のための歩行支援系機器に関する啓発事業
社会福祉法人 日本盲人福祉委員会	2010年アジア太平洋盲人福祉会議国内報告会
社会福祉法人 日本盲人社会福祉施設協議会	視覚障害者情報提供支援事業
財団法人 日本障害者スポーツ協会	パラリンピック(ロンドン・ソチ)選手育成強化事業
日本障害者フライングディスク連盟	バリアフリーディスクゴルフ競技普及事業
社会福祉法人 日本介助犬協会	障害者及びリハビリテーション専門職による介助犬普及啓発事業
社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター	手話通訳技能検定試験実施方策開発研究事業
特定非営利活動法人 日本セルフセンター	授産施設における共同事業化を目指した「パン」「焼き菓子」の製造技術の向上と各種新商品開発のための実践研修会
公益社団法人 日本動物病院福祉協会	小学校動物訪問ふれあい活動
社団法人 シルバーサービス振興会	「シルバーサービスのあらし」(パンフレット)作成事業
社団法人 日本福祉用具供給協会	移動を支援する福祉用具状態像に合った移動支援用具を選定するための情報提供事業
社団法人 虹の会	老人福祉施設入所者等レクリエーション活動支援事業
一般社団法人 日本介護支援専門員協会	「地域資源マップ」作成事業
一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会	福祉用具の安全な利用を支援する福祉用具個別援助計画等の作成環境の整備に関する普及・啓発事業
特定非営利活動法人 地域ケア政策ネットワーク	介護保険の円滑な実施のための普及啓発事業

(6) 全労済文化フェスティバル

「次代を担う子どもたちとごご家族に、良質な文化芸術に触れ豊かな心を育てていただきたい」という願いを込めて、“ご家族皆さまで楽しんでいただける”をキャッチフレーズに、今回で20回目の開催となりました。

震災の影響が残る3月26日(土)に開幕した今回の文化フェスティバル。各種のイベントが中止、延期される中、関係者やお客さまのご理解、ご協力を得て開催し、期間中多くの皆さまに多様な舞台作品を楽しんでいただくことができました。

また、期間中、東日本大震災で被災された皆さまのための救済募金活動を行い、ご協力いただきました義援金は330,262円となりました。



オオカミ王ロボ



文学座ファミリーシアター「思い出のブライTON・ビーチ」



森と夜と世界の果てへの旅

(7) 東京工業大学大学院における全労済寄付講義の開講

全労済では、2011年4月12日より東京工業大学大学院社会理工学研究科において、『生涯設計のためのリスク管理と労働福祉』をテーマに、寄付講義(前期15回、後期15回を予定)を開講しています。

全労済では、東京工業大学大学院社会理工学研

究科との間で研究・教育ネットワークを構築し、さまざまな活動を通じて協同組合理念を実現することを目的に、2007年4月より同大学院において寄付講義を開講しており、5年目の開講となります。

(8) インターンシップ

毎年インターンシップ学生を受け入れています。インターンシップ実習期間を2週間とし、学生の皆さまの夏

休み期間を利用して実施しています。内容は多岐にわたり、貴重な経験を積むことができます。

(9) 将来を担う共済および協同組合等の研究者の育成

共済および協同組合等の研究における将来を担う人材の育成を目的として、2009年から、大学院の博士課程(博士後期課程)を対象とした給付奨学生(奨学金年額60万円)を募集しました。

2011年は、3名の給付奨学生を採用し、共済およ

び協同組合等の研究活動をすすめていただいています。全労済は、この給付奨学生の取り組みが、1人でも多くの共済および協同組合等の研究者の育成につながることを期待しています。

(10) シンポジウム・セミナーの開催、調査研究活動の展開等

財団法人全労済協会の活動として、勤労者福祉や社会保障をテーマにしたシンポジウムやセミナーをはじめ、さまざまな調査研究活動を行っています。

●シンポジウムの開催(2011年3月)

①東京シンポジウム

- 第I部 基調講演「自壊社会は幼児化社会」
浜同志社大学教授
「生活保障の再構築 不安と自壊の社会を超えて」
宮本北海道大学教授

第II部 パネルディスカッション

- コーディネーター:宮本太郎氏
パネリスト:浜矩子氏、辻元清美氏、
湯浅誠氏、濱口桂一郎氏

②地方シンポジウム

5月に岩手県盛岡市にて開催する予定でしたが、東日本大震災の影響を考慮し中止としました。

●調査研究活動の展開

①研究会の開催

- 「生活保障研究会」〈主査:宮本太郎北海道大学教授〉(2011年9月開始)
- 「労働者共済運動研究会」〈委員長:住野敏彦氏(私鉄総連)〉(2011年5月～継続中)

②調査研究の実施

- 「共済生協のあり方研究」(2009年6月～継続中)
- 「共済生協における組合員活動の研究」(2009年7月～継続中)
- 「協同組合研究」〈主査:中川雄一郎明治大

学教授〉(2011年3月～継続中)

●公募委託調査研究報告書の発行

『高齢化社会及び人口移動に伴う地域社会の変動と今後の対策に関する学際的研究報告書』

日本大学 高橋准教授(2010年12月)

『ポスト福祉国家の時代における共生社会の可能性とベーシック・インカム論』

神戸大学 飯田教授(2010年12月)

『社会連帯組織としての非営利・協同組織(協同組合)の再構築』

関西大学 杉本教授(2011年5月)

●退職準備教育研修会(インストラクター養成講座)の開催

・2010年春期研修会 東京開催(2010年6月)

・2010年秋期研修会 東京開催(2010年10月)、
大阪開催(2010年11月)

●寄附講座

早稲田大学において「グローバルな時代の生活保障論～変化する福祉社会を職業人・市民としてどう生きるか～」(担当教授:江澤雅彦氏)の寄附講座を開始しました。(2011年5月～13回、授業登録者数:209名)

●緊急政策提言活動

「東日本大震災・今後の日本社会の向かうべき道」を研究者(10名)からの寄稿集として刊行しました。(2011年7月)

●広報誌の発行

全労済協会の各事業活動を紹介する広報誌『全労済協会だより』の毎月1回発行
(財全労済協会の活動として)

VIII 協同組合との連携・提携

1 協同組合間の協同の活動

(1) 労働金庫・生協との事業提携

①労働金庫との事業提携

労働者福祉を目的とするろうきんと全労済は、〈ゆとり・つながり・たすけあい〉をキーワードとする「ろうきんと全労済がめざす新たな生活者福祉」を2009年3月に公表し、実現に向けた協同宣言を発表しました。ろうきんと全労済は、働く人たちの自主的な福祉事業団体として、これまで50年以上の間、働く人たちの生活を豊かにするための金融・共済サービスに取り組んでいます。

また、労働金庫(ろうきん)は全労済の共済代理店として、2010年4月より全国で「ろうきん住宅ローン専用火災共済(付帯自然災害共済含む)」に続いて「火災共済」の制度内容説明およびご契約手続きを開始しました。

(2) 日本共済協会への参加

「共済事業を行う協同組合」の社会的な役割を強めるための協同の必要性が指摘され始めたのは、1960年代のことです。

その後、共済事業は順調に発展を続けてきましたが、団体相互の連携は、根拠法が異なっていたこともあり、充分ではありませんでした。そこで、JA共済連・全労済・共水連・共済保険研究会の四者間で具体的な検討が始まり、まず、1988年に「共済団体連絡協議会」が発足し、その後、1992年に社団法人「日本共済協会」が結成されました。

日本共済協会は、「協同組合が行う共済事業の健全な発展をはかり、地域社会における農林漁業者、中小企業者、勤労者などの生活の安定および福祉

の向上に貢献する」ことを目的として、次のような活動を行っています。

②コープ共済連との事業提携

コープ共済連および傘下の地域生協とは「CO・OP生命共済《新あいあい》」「CO・OP火災共済」などの制度提携を行うなど、各種取り組みをすすめています。

の向上に貢献する」ことを目的として、次のような活動を行っています。

- ①会員団体への情報提供、「共済協会セミナー」等の講演会の開催
- ②共済事業の社会的理解を深めるための広報・相談活動
- ③共済の健全な発展に資するための研究、会員向けの実務・研究誌「共済と保険」等出版物の刊行
- ④共済団体の役職員等の教育・研修の実施
- ⑤海外の共済団体等との連携・協調を図る活動
- ⑥学者・研究者を中心とした「共済理論研究会」による研究活動

■日本共済協会会員・賛助会員

会 員	<ul style="list-style-type: none">●全国共済農業協同組合連合会(JA共済連)●全国共済水産業協同組合連合会(JF共水連)●全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済)●日本再共済生活協同組合連合会(日本再共済連)●日本コープ共済生活協同組合連合会(コープ共済連)●全国大学生共済生活協同組合連合会(大学生協共済連)●全国生活協同組合連合会(全国生協連)	<ul style="list-style-type: none">●全国共済生活協同組合連合会(生協全共連)●全日本火災共済協同組合連合会(日火連)●全国トラック交通共済協同組合連合会(交協連)●全国中小企業共済協同組合連合会(中小企業共済)●全国自動車共済協同組合連合会(全自共)●財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会(全労済協会)●共栄火災海上保険株式会社(共栄火災)
賛助会員	●全国農業共済協会 (NOSAI全国)	

(3) 日本協同組合連絡協議会への加盟

全労済はグローバルな視野に立った連帯活動をめざし、1992年より「日本協同組合連絡協議会(JJC)」に、加盟しています。

JJCは、農協、生協、漁協、森林組合等の中央における連絡機関として、日本の各種協同組合相互の連絡提携、共通問題の解決および日本の協同組合運動と海外の協同組合運動との連携をはかることを目的に、1956年に設立されました。現在、国際協同組合同盟(ICA)の会員組織であるJA全中、JA全農、

JA共済連、日本生協連など、全労済を含め13団体が加盟しています。

■JJCの構成団体一覧

- 全国農業協同組合中央会
- 全国農業協同組合連合会
- 全国共済農業協同組合連合会
- 農林中央金庫
- 社団法人家の光協会
- 株式会社日本農業新聞
- 日本生活協同組合連合会
- 全国労働者共済生活協同組合連合会
- 全国漁業協同組合連合会
- 全国森林組合連合会
- 日本労働者協同組合連合会
- 全国大学生生活協同組合連合会
- 全国労働金庫協会

(4) 「国際協同組合年」の取り組み

2009年12月18日、第64回国連総会において、2012年を「国際協同組合年(略称:IYC)」とすることが決議されました。これは、協同組合がもたらす社会経済的発展への貢献が国際的に認められた証で、特に協同組合が貧困削減・仕事の創出・社会的統合に果たす役割が着目されています。

IYCには以下のような3つの大きな目的があります。

- (1) 協同組合についての社会的認知度(ビジリティ)を高める
協同組合の貢献・協同組合の世界的ネットワーク・コミュニティ構築や平和への取り組みなどについて知ってもらう
- (2) 協同組合の設立や発展を促進する
- (3) 協同組合の設立や発展につながる政策を定めるよう政策や関係機関に働きかける

これらの目的に向かって、国際的にも国内でもさまざまな取り組みを行っています。日本では2012国際協同組合年全国実行委員会が発足し、全労済をはじめ、主要な協同組合がこの実行委員会に参画しています。また全労済は、2012年に向けて協同組合としての社会的役割・意義をアピールするとともに、独自の取り組みを展開していきます。



※国際協同組合年のロゴの7人の像は性別を特定せず、協同組合モデルの中心である人々(People)と協同組合の7つの原則を象徴しています。また、立方体は、協同組合の事業がめざすさまざまなゴール・志・成果を意味しています。

〈国際協同組合年スローガン〉

「協同組合がよりよい社会を築きます」

“Co-operative enterprises build a better world”

2 国際活動

全労済は、日本国内だけでなく、世界の協同組合や相互扶助を提唱する組織との協同・連帯も大切にしています。歴史、文化、社会経済の発展状況が国によって異なるように、協同組合運動もまた多種多様な形で発展してきました。協同組合運動に参加する8億人の協同組合人をはじめ、世界の人々との交流を通じて互いの経験を共有し、学びあうことは、人と人とのつながりを大切にする協同組合組織にとって非常に意義があることだと全労済は考えています。そして、世界の協同組合運動の発展が世界平和にも寄

与し、社会的な公正を高め、人々の暮らしや福祉を向上させることになるという信念のもと、国際貢献活動を行っています。具体的には、国際協同組合同盟(ICA)、国際協同組合保険連合(ICMIF)に加盟し、それぞれの活動への参画や会員団体との交流を通じて、協同組合運動の国際的普及と推進のための開発活動や、海外の協同組合や相互扶助の保険団体などの社会的経済組織をはじめとするさまざまな団体との情報交換や国際交流を深めています。

(1) ICMIFへの加盟

全労済は、1962年に日本の共済団体として初めて、「国際協同組合同盟(ICA)」の専門委員会の一つである「保険委員会」に加盟し、世界の保険協同組合と連携を深めるための活動を開始しました。こ

の保険委員会は、その後名称を「国際協同組合保険連合(ICMIF)」と改め、今日に至っています。現在、71カ国から211団体が加盟しています。

(2) ICMIFの活動への参画

全労済は、1976年には、ICMIFの常設委員会の一つである「開発活動委員会」への参画、アジア太平洋地域における共済開発援助活動として、共済開発セミナーの開催、研修生の受け入れ、調査活動な

どを通して協同組合保険の普及に貢献してきました。また、全労済はICMIFの理事会の一員となり、ICMIFの活動全般に貢献するとともにICMIFおよびICMIF会員との連携を強化しています。

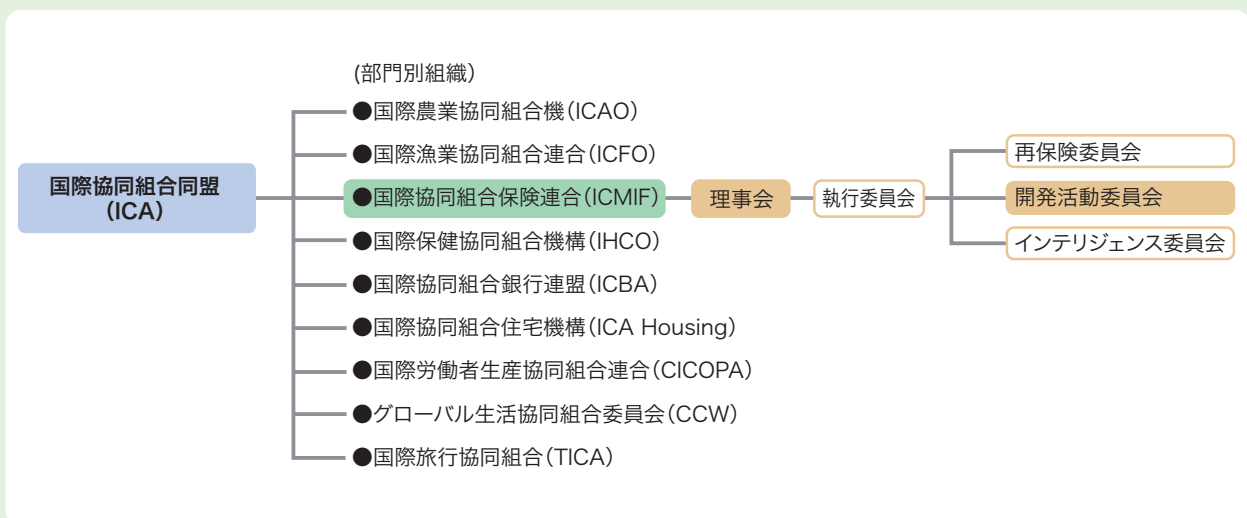
(3) ICAへの加盟

ICAは、1895年ロンドンで設立された世界最大の非政府組織(NGO)です。社会的、経済的、政治的体制のいかに問わず、相互扶助と民主主義の精神にもとづき、協同組合原則を遵守するあらゆる種類の協同組合によって構成されています。現在、95カ国

から254団体もの協同組織が加盟しており、傘下組合員数は8億人にのぼります。

全労済は、1992年にICAへ加盟し、世界の協同組合が直面する課題について、相互協力するなどの活動を行っています。

■ ICA・ICMIF 組織機構図



IX 全労済の組織と概要

1 全労済のあゆみ

(1) 前史

戦後、労働組合や政党の活動が、自由に行えるようになり、協同組合においても、1945年には、「日本協同組合同盟」が結成され、賀川豊彦氏が会長になりました。1946年、金融制度の民主化の中で、「保険業法」改正に際し、協同組合にも保険事業を認めようという案が、いったんは文章化されます。しかし、隣接業界等の反対により、ついに「協同組合保険」は実現しませんでした。その後、協同組合関係者は、各種協同組合法の立法にあたり、「共済」という形で事業の根拠を創り出していきました。

1947年農協法成立、1948年生協法成立、1949年中小企業等協同組合法成立。いずれにも「共済事業」が挿入されました。

そして、北海道共済連（農協）、野田醤油生協などをかわきりに、協同組合による共済事業は、大きく進展します。



労金協会の総会で挨拶する賀川豊彦氏(1958年6月)

(2) 創設期

こうして、1950年前後から、労働組合や生協関係者の間にも、労働者福祉運動の一つとしての共済事業に関する関心が高まり、労働組合福祉対策中央協議会（中央労福協）や、日本生協連が共済事業を提唱します。

労働組合を中心とした共済活動は、こうした時代を背景に、1954年12月に大阪で始まり、翌1955年には新潟で、また1956年には富山・長野・北海道・群馬・福島にも誕生しました。いずれも、発足にあたって、まず火災共済事業を手がけました。

特に新潟では、発足のわずか5ヵ月後に大火災に遭遇しましたが、組合員の総力をあげて取り組んだ結果、掛金収入を上回る給付金の支払いという困難を乗り越えることができ、共済事業の歴史に残る一步を標すことになりました。

この大火災を契機に、各地で共済事業が始まるとともに、さらなる非常事態や大災害に備えるために、事業の全国組織化が急がれることになりました。



新潟大火(1955年10月)

(3) 基礎確立期(労済連時代)

1957年、事業を開始していた18都道府県労済は、その中央組織として、「全国労働者共済生活協同組合連合会」(労済連)を結成し、火災再共済事業を開始し、翌1958年に、労済連は正式に「消費生活協同組合法」にもとづく法人として、厚生大臣の許可を得ました。

また、火災再共済に次いで同年、労済連元受制度として「生命共済」を開発、続いて1962年には「総合共済」(慶弔共済)を開始し、労働組合との協力関係

を広げながら、労済の基礎固めを進めました。

全国には、火災共済事業を実施する各県労済生協が続々と設立され、1964年、埼玉労済の設立をもって、全都道府県(本土復帰前の沖縄を除く)に展開することになりました。一方では、世界各国の保険協同組合の実情を学び、労済運動の発展に役立てるため、1962年「国際協同組合保険委員会:ICIF」(現国際協同組合保険連合:ICMIF)に加盟しました。

業務改善の取り組み

事業と経営の概況

経営の健全性

法令の遵守

情報開示と組合員向けサービス

生活保障の考え方と共済制度

高齢社会への対応

社会貢献活動

協同組合との連携・提携

全労済の組織と概要

1964年に発生した新潟地震の際、新潟福対協と労済連は、総額で火災共済金の額に相当する見舞金の給付を行いました。団結と助け合いの精神を発揮したこの対応は、その後の労済運動の飛躍に大きく貢献するものとなりました。

さらに、労済連は、勤労者の要求に確実に応えていくために事業の一層の充実をめざし、「団体生命共済」、「交通災害共済」、大型の生命共済である「希望共済」と、次々に事業を拡大していきました。1971年には、「加入者が加入者を」を合言葉に、自主的な加入を呼びかける一方、全国統合運動を開始しました。

1969年には関東地方の1都8県が中央労済連に結集し、さらに、1971年には近畿地方の2府2県が集まって近畿労済連を創立しました。こうして、地方ごとの組織統合を進めながら、最終的には、全国の組合員の力を結集して、事業活動の安定と飛躍的な発展をはかり、労働者の生活と権利を確実に守っていくために、全国事業統合へ向かって歩みを進めていきました。

やがて、全国統合準備委員会が発足して3年後の1976年、労済連設立以来の念願であった全国事業統合が実現の運びとなりました。



新潟地震(1964年6月)



全労済創立総会(1976年10月)

(4) 運動発展期(全労済時代)

全国事業統合は、労済運動20年の実績をふまえ、運動方針の一本化、共済制度の一本化、損益会計の一本化、そして機関・事務局運営の一本化を実現しました。略称も「労済連」から、「全労済」に改めました。

共済制度は、例えば、これまで県によってまちまちだった火災共済の掛金が、全国一律年額90円に引き下げとなり、風水害給付金加わって一段と改善されるなど、全国統合によるメリットを最大限に活かして、大きく改善されました。

1980年には、全国事業統合の一定の定着を基礎として、80年代の指針となる第一次長期計画を策定しました。この中では、具体的な活動の基本方針として、組織基盤の拡大と、労働者の生活保障要求の全般にわたる事業化などを掲げました。

以後、全労済は各地で発生する自然災害や大火災にその対応力を強めながら、着実に発展を続けました。

1983年には、労済運動を、地域における勤労市民層に広げる方針を実現するため、「こくみん共済」を実施し、短期間のうちに成果をあげました。また、高齢化社会に備えた総合的な生活保障の仕組みをめざして、1984年「ねんきん共済」を、1986年「医療・新希望共済」を実施しました。また、1987年には、「マイカー共済」の元受化を開始しました。1988年「せいめい共済・総合医療共済」、1990年には、生涯保障として

「終身共済」を開始しました。これらの制度内容は、時代とともに変化する組合員の要求に応じて、着実に改善されてきました。

1990年代に入り、全労済は、第一次長期計画の基本方針を土台に、第二次長期計画を策定し、「社会的な役割の強化」と「総合生活保障事業の展開」をその大きな課題として取り組んできました。1996年には、「車両共済」、1997年に「自賠責共済」を開始しました。また、1995年1月に発生した「阪神・淡路大震災」に対しては、全国的な救助・支援活動を展開するとともに、185億円余にのぼる見舞金・共済金の支払いを行ってきました。このことを契機とし、「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議」を発足させ、2,500万人署名活動に取り組んだことが大きな力となり、1998年5月「被災者生活再建支援法」を成立させることができました。また、同年の総会で「高齢者の自立支援」を目的とした、介護サービス事業に取り組むことも決定しました。さらに、1999年8月に開催した第74回通常総会においては、21世紀初頭(1999年度～2009年度)を展望する「全労済21世紀ビジョン」を策定し、その実現に向けて取り組みを開始しました。2000年に「自然災害共済」を、2002年には「団体生命移行共済」を開始しました。特に「こくみん共済」は、2003年に発売20周年を迎え、地域における勤労市民層に多くの支持をいただく中で、2003年度末には、契約件数で600万件を達成することができました。

今日、全労済は、1987年に発足した「全労済再共済連合会（現：日本再共済生活協同組合連合会）」、そして1989年に創立された「全労済協会（現：財団法人勤労者福祉・共済振興協会）」の3法人により「全労済グループ」を構成し、すべての勤労市民とその家族が助け合って、豊かな暮らしを創造していくための「総合的な保障」をめざして、活動を続けるとともに、組合員の保障の最適化の実現に向けた保障設計運動を展開しています。

また、2002年8月に開催した第83回通常総会において決定された「21世紀経営改革方針」にもとづき、民主的な討議を踏まえながら、経営改革を着実にすすめ、2005年9月より事業本部の再編、全国的組織機構改革、役員制度改定などを実施しました。

創立50周年を迎える2007年に開催した第99回通常総会で、「あたらしい全労済の理念」を制定しました。この理念を将来にわたり、全労済の最上位概念として、また、変わらぬ価値観、事業運営における基本的な価値・態度・信条として明文化をはかりました。

また、第166通常国会において約60年ぶりに改正された新生協法（2008年4月1日施行）への対応として、組合員（契約者）保護の更なる充実や組合員ニーズに応える取り組みを進めるとともに、安定的な事業運営、経営の健全性向上に取り組みました。

全労済では、これまで取り組んできた「全労済21世紀ビジョン」と「21世紀経営改革方針」の成果と課題を踏まえ、2009年度から5か年の経営方針として中期経営政策を策定しました。今後は中期経営政策で示した「2013年度末までに実現する全労済の姿」を達

成するため、組合員から信頼・支持される事業基盤への革新をすすめています。

2010年4月施行の保険法への対応として、事業規約を保険法に則した内容に改めるとともに、規定の横断的な整理、条文の平明化をすすめました。また、共済金の支払業務の見直しをすすめるとともに、組合員への保険法の周知に向けた対応をはかりました。

■2009年度～2013年度 中期経営政策

2013年度末までに実現する全労済の姿

1. 協同組合組織としての優位性確保
2. 活力ある事業体の創造
3. 健全経営の追求
4. 民主的運営の実践
5. 社会的責任の発揮

最良の品質を組合員へ

全労済は、中期経営政策の実現をとおして、環境変化に柔軟かつ機敏に対応できる組織への変革を行い、組合員へ最良の品質を提供し続けます。

※「最良の品質」とは、これまですすめてきた「業務品質の向上」の取り組みに加え、「商品」「サービス」「組織運営」など、すべての活動の質を高めながら、組合員からの支持と信頼に応えていくための良質な経営・事業活動を追求し続けることを意味します。また、「最良の品質」を提供することによって、社会的な責任と役割を果たしていきます。

2 協同組合としての全労済

(1) 全労済は協同組合のひとつ

全労済は正式名称を「全国労働者共済生活協同組合連合会」といい、消費生活協同組合法（生協法）にもとづき、厚生労働省の認可を受けて設立された、共済事業を行う協同組合です。

協同組合は、生活をより良くしたいと願う人びとが自主的に集まって事業を行い、その事業の利用を中心にしながら、みんなで活動を進めていく、営利を目的としない組織です。協同組合に参加したい人は誰でも出資金を出して組合員になることができ、事業の利用や運営も、この組合員によって行われます。

「一人は万人のために、万人は一人のために」という言葉に象徴されるように、人と人との協同を原点に、組合員の生活を守り、豊かにすることを目的として活動する組織が協同組合です。

日本では、農業協同組合、漁業協同組合、中小企業等協同組合、生活協同組合など、それぞれ根拠法

や所管省庁も異なりますが、さまざまな産業分野で多くの協同組合が活動しています。

消費生活協同組合法（生協法）抜粋

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする。

第2章 事業

(最大奉仕の原則)

第9条 組合は、その行う事業によって、その組合員及び会員に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行ってはならない。

■各分野の協同組合一覧

分野	法律（所管省庁）	協同組合
農業	農業協同組合法にもとづく事業（農林水産省）	農業協同組合等
漁業	水産業協同組合法にもとづく事業（農林水産省）	漁業協同組合等
林業	森林組合法にもとづく事業（農林水産省）	森林組合
消費	消費生活協同組合法にもとづく事業（厚生労働省）	購買生協、共済生協、大学生協等
商工	中小企業等協同組合法にもとづく事業（金融庁、経済産業省、国土交通省等）	火災共済協同組合、事業協同組合等

(2) 全労済は共済事業を行う協同組合

全労済は、組合員の生活を守り、豊かな社会にしていくために共済事業を行っています。

共済事業とは、私たちの生活を脅かすさまざまな危険（生命の危険や住宅災害、交通事故など）に対し、組合員相互に助け合うという活動を、保険のしくみを

使って確立した保障事業です。

さらに、今日、共済事業の概念は、経済的保障だけではなく、組合員がより豊かな生活を送るための、総合的な生活保障へと拡大しています。

(3) 労働者福祉事業団体としての全労済

協同組合としての全労済のもう一つの特徴は、労働者福祉運動との結びつきにあります。日本における「労働者福祉運動」は、労働者が相互扶助や協同・連帯の理念と手法にもとづき、自主的に福祉活動の主体となり、自らの資金と組織によって、その生活上の問題の解決にあたる活動のことをいいます。それは、社会保障などの公的福祉や会社組織による企業内福祉とは異なり、労働者自身をその主体とする福

祉活動の分野を指しています。

労働者福祉の活動は、労働者福祉中央協議会（中央労福協）を中心に、事業団体として労働金庫、購買生協、住宅生協、共済生協などがあります。

全労済の活動は、これまで多くの労働組合員の自主的な活動によって組織化され、成り立ってきました。そして今では、労働組合のみならず地域の勤労者・生活者全体に、活動の裾野が広がっています。

■労働者福祉事業団体

労働金庫	<ul style="list-style-type: none"> ●労働者の労働者による労働者のための唯一の金融機関で、労働者の団体を会員とする協同組織。 ●各種預金、会員や営利を目的としない法人に対する貸付、代理業務、為替取引の業務を行っている。
購買生協	<ul style="list-style-type: none"> ●組合員の日常生活に不可欠な生鮮食品をはじめ、さまざまな日用品、家電製品など幅広く組合員に供給している。 ●購買生協は、生協法にもとづく生協の中でも組合員数、事業高とも最大の規模を持っている。
住宅生協	<ul style="list-style-type: none"> ●勤労者のために好ましい居住環境を提供することを目的としている生協。 ●住宅生協は、労働団体や労働金庫などとの協力によって、住宅や宅地の安定的供給をめざしている。
共済生協	<ul style="list-style-type: none"> ●勤労者の生活上に生起する事故の際の協同的な助け合いの事業を行う組織。 ●保険のしくみを使って、保障事業を行っている。

3 組合員の運営参加

(1) 組合員と運営組織

生活協同組合である全労済を構成するのは、組合員です。この組合員が職場や地域においてそれぞれの運営組織に参加していきながら、全労済の活動を支えています。

職場では、労働組合や事業所を通じて、その組合員や従業員に加入推進をはかり、労働組合や事業所を「協力団体」という形で登録しています。さらに、協力団体が一定のエリアごとに集まって「地区運営組織」を構成し、全労済への意見反映が行われています。

また、勤労者や生活者の方々を対象としている「地域」においては、全労済に共感していただいた「地域推進員」の方々が中心となって全労済・共済の紹介などや各種活動を行っていただいています。

一定のエリアごとに地域推進員が集まり、そのエリア内の組合員のグループ化をすすめていき「地区共済会」などを設置し、組合員の方々の全労済への意見反映が行われています。

① 組合員

出資金をお支払いいただければ、どなたでも全労済の会員である各都道府県生協の組合員の資格が得られ、事業の利用ができます。

② 協力団体

協力団体数は、全国で46,774団体になります。そ

の内訳は、労働組合が34,890団体で全協力団体の74.6%を占めています。労働組合以外の職域を中心とした協力団体(共済会、互助会等)は7,641団体、また、地域の方を中心とした協力団体(生協、自治会等)は4,243団体です。

③ 推進員

推進員とは、全労済や共済の紹介、組合員参加の諸活動の世話役などとして協力いただく方のことをいい、協力団体の中で活動する職場推進員と、地域で活動する地域推進員の2つの形態があります。

職場推進員は全国で24,482人、地域推進員は3,313人となっており、合計で27,795人の方々が推進員として活動を行っています。

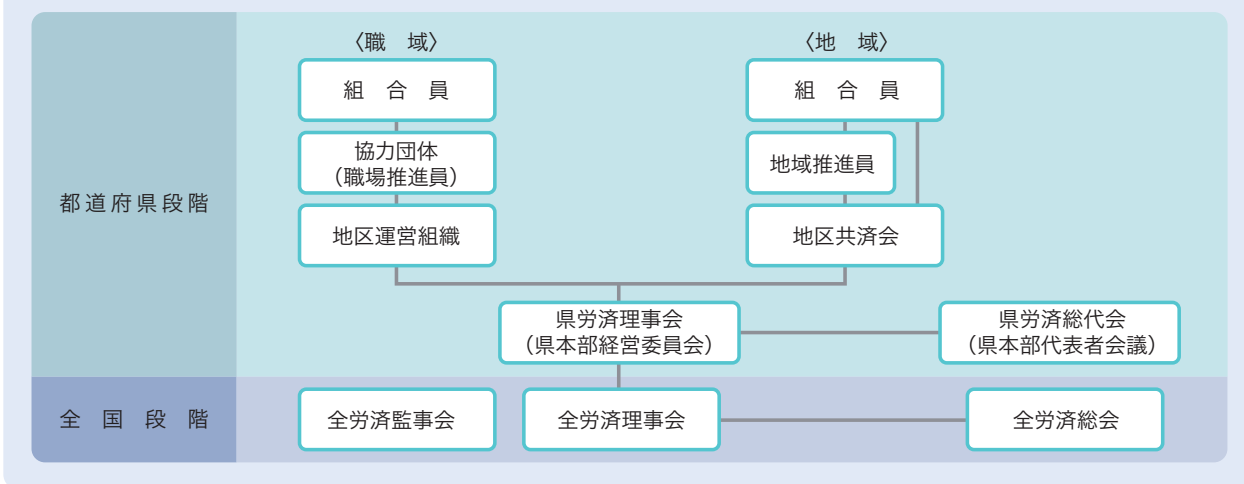
④ 地区運営組織

地区(各県内の一定の市町村をまとめた地域)にある各協力団体や、推進員を中心に組織された労済運動推進のための協力機構のことを地区運営組織と呼んでいます。

現状では、職域の団体を中心に設置する場合や地域加入者を中心に設置する場合、あるいは両者合同で設置するなど、設置状況は都道府県によって異なります。

■全労済の運営組織図

2011年9月1日現在



(2) 運営の監査

全労済では7名の監事[常勤監事2名、非常勤監事5名(うち1名は員外監事)]を選任のうえ、外部監査法人および内部監査との連携を図りながら、全労済の運動理念と基本方針ならびに法令、定款および総会決定にもとづいた事業運営と業務執行が行われているかの監査を実施しています。

また、コンプライアンス室の内部監査チームでは、本部の各部門、事業本部・都道府県本部および子会社等を対象とし、内部管理態勢等の適切性と有効性の観点から、全労済の健全かつ適切な運営を確保することを目的とした定期的な内部監査を実施しています。

4 全労済の組織

全労済は、「連合会」と「単一事業体」という二つの性格を持つ組織です。

(1) 連合会としての全労済

下表の58会員によって構成される連合会です。

① 都道府県の区域ごとに設立された地域の勤労者を主体とする共済生協=47会員

② 都道府県の区域を越えて設立された職域による労働者を主体とする共済生協=8会員

③ 生協連合会=3会員

■ 連合会としての全労済

都道府県の区域ごとに設立された地域の勤労者を主体とする共済生協=47会員

北海道労済	青森労済	岩手労済	宮城労済	秋田労済	山形労済
福島労済生協	茨城労済	栃木労済	群馬県労生協	埼玉労済	千葉労済
東京労済	神奈川労済	新潟県総合生協	長野労済	山梨労済生協	静岡労済
富山労済	石川共済	福井労済	愛知労済	岐阜労済	三重労済
滋賀労済	奈良労済	京都労済	大阪労済	和歌山労済	兵庫労済
島根労済	鳥取共済	岡山労済生協	広島労済	山口県共済生協	徳島県共済生協
香川労済	愛媛共済	高知労済	福岡労済	佐賀労済	長崎労生協
熊本労済	大分県総合生協	宮崎共済	鹿児島県労済生協	沖縄県共済	

都道府県の区域を越えて設立された職域による労働者を主体とする共済生協=8会員

全国交通共済生協 JP共済生協 電通共済生協 教職員共済 森林労連共済 全たばこ生協 自治労共済 全水道共済

生協連合会=3会員

日本再共済連 日本生協連 コープ共済連



全労済会館



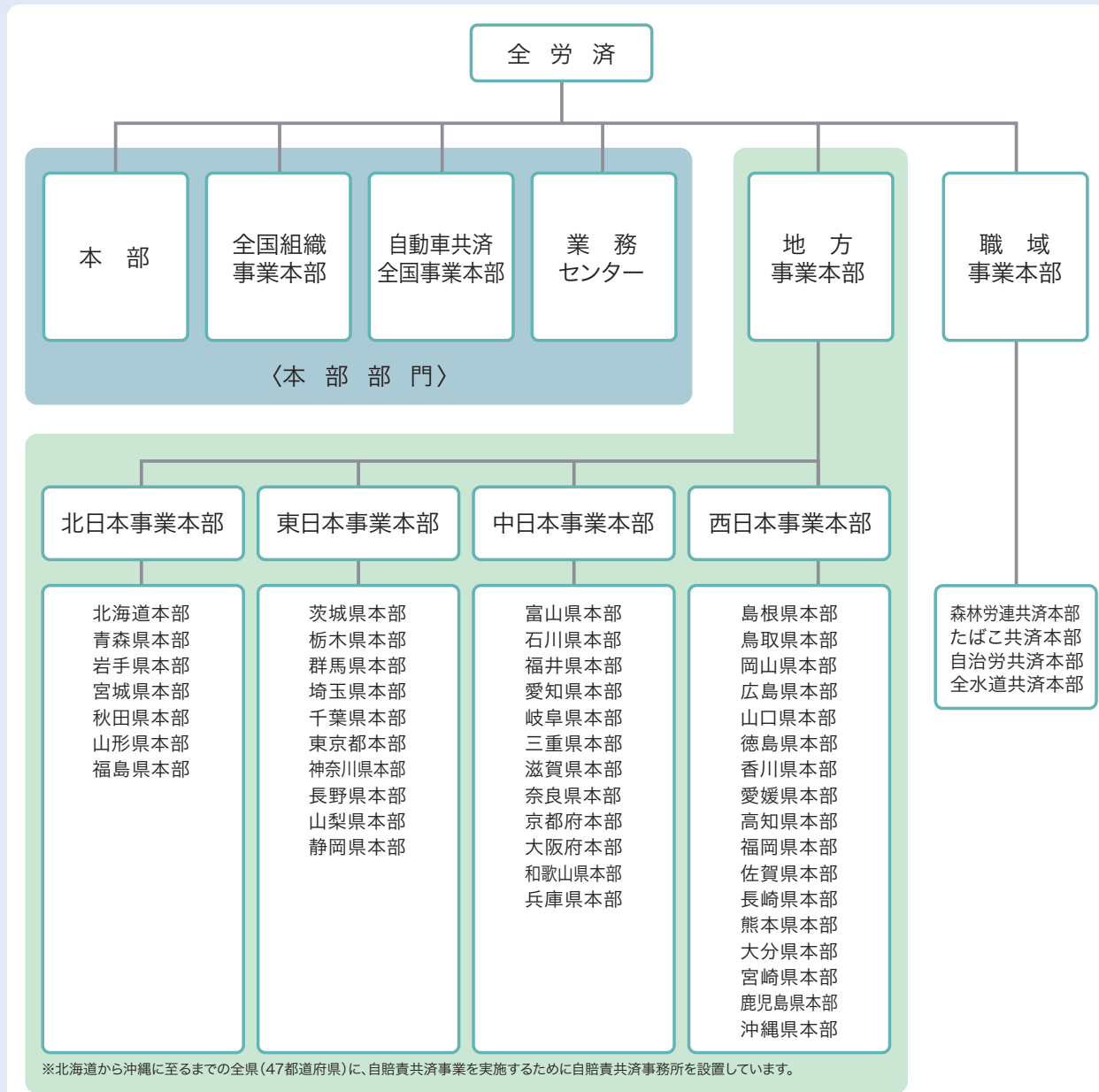
全労済ホール/スペース・ゼロ

(2) 単一事業体としての全労済

前頁「都道府県の区域ごとに設立された」共済生協47会員のうち46会員、「都道府県の区域を越えて設立された」共済生協8会員のうち4会員は、運動方

針、損益会計、共済事業、機関・事務局運営などを一本化し、単一事業体として運営を行っています。その組織機構を図に示すと、以下のとおりとなります。

■ 単一事業体としての全労済



[本部]

経営企画部	経営計画・経営基本政策の策定、政治・行政への総合対応、広報活動、国際活動、関連団体との連携、法務、業務革新の企画および推進・普及に関する業務
経営リスク統括室	経営諸リスクの管理・コントロール
経理部	会計・予算制度の立案・管理、経営収支管理
資金証券部	資産運用諸計画の策定、運用執行、資産管理
人事部	人事政策、人事諸制度の企画・推進
総務部	機関運営・事務局運営の概括管理、施設・設備管理、秘書業務、社会的・公共的活動に関する業務
事業推進部	事業推進方針の策定、加入経路の開発・整備、各種組合員サービスに関する調査・企画、広告宣伝活動
介護事業室	介護事業サービスの企画・開発
共済開発部	共済制度の研究・開発および運用
事務・システム統括部	事務・システム開発方針・計画策定、システム要件定義
コンプライアンス室	内部監査の実施、改善指導、コンプライアンスの推進
共済金支払監理室	適切な共済金支払いに向けた監督・管理業務
監事事務局	監査の実施に関する実務

[全国組織事業本部]

全国組織事業本部	全国域の産別中央組織および広域団体への事業推進
----------	-------------------------

[自動車共済全国事業本部]

自動車共済全国事業本部	損害調査業務、共済金の支払い、事故受付、損調専門職員の管理
-------------	-------------------------------

[業務センター]

総合管理センター	各業務センターの運営および統括・管理
コンタクトセンター	コンタクトセンター運営に関する企画・指導、CS向上活動・業務改善活動の推進、お客様相談業務、ホームページ運用・管理
総合事務センター	各種共済の事務処理、事務指導および運営・管理、システムの開発・保守、システムの運用
共済金センター	共済金支払い認定、共済金の支払い手続き、事故受付

共済計理人	共済掛金等の算出方法など共済の数理に関する事項への関与
-------	-----------------------------

5 全労済の役職員

(1) 役員



代表理事 理事長
田原 憲次郎



代表理事 専務理事
原 日出夫

[理事]

役職名	氏名	所属会員	役職名	氏名	所属会員
代表理事 理事長	たばるけん じろう 田原憲次郎	東京労働者共済生活協同組合	理 事	おかやま しん 岡山 伸	愛知県労働者共済生活協同組合
副理事長	みねあき 峯後 樹雄	北海道労働者共済生活協同組合		つばうち よしひさ 坪内 佳久	福井県労働者共済生活協同組合
	いしやま やすお 石山 康夫	東京労働者共済生活協同組合		なかい ひろあき 中井 宏明	全大阪労働者共済生活協同組合
	なかせ こひろし 中世古廣司	全大阪労働者共済生活協同組合		さかい ゆきお 酒井 行雄	兵庫労働共済生活協同組合
	おだ かずゆき 小田 一幸	広島県労働者共済生活協同組合		おおにし けん 大西 繁治	香川県労働者共済生活協同組合
	はら ひでお 原 日出夫	員 外		いしし たかし 石井 孝嗣	佐賀県労働者共済生活協同組合
常務理事	たばた りゅうご 田畑 龍五	員 外		こがし てるみさ 小東 照久	鳥取県共済生活協同組合
	あべ みちろう 阿部 道郎	員 外		しまむら ゆきとし 島村 幸利	福岡県労働者共済生活協同組合
	ゆかわ ひろし 湯川 洋	員 外		とくなが ひであき 徳永 秀昭	全日本自治体労働者共済生活協同組合
理 事	ほし あきお 星 秋雄	宮城労働者共済生活協同組合		かわだ のぶお 河田 伸夫	全国森林関連産業労働者共済生活協同組合
	みさわ ひろし 三澤 裕	山形県労働者共済生活協同組合		もりしま しょうじ 森嶋 正治	電気通信産業労働者共済生活協同組合
	ひろた まさみ 廣田 政巳	神奈川県労働者共済生活協同組合		しまおか つとむ 島岡 勤	日本生活協同組合連合会
	かたやま しゅうぞう 片山 修三	埼玉県労働者共済生活協同組合		のなか たかひろ 野中 孝泰	員外(中央推進会議)
	たかす のりゆき 高須 則幸	東京労働者共済生活協同組合		かとうく みこ 加藤久美子	員外(日本労働組合総連合会)
	さき たけいさお 佐竹 功	静岡県労働者共済生活協同組合		やすおか あつこ 安岡 厚子	員外(学識経験者)
	たさい えいとし 田才 榮敏	新潟県総合生活協同組合		もりた あけみ 森田 明美	員外(学識経験者)
				えざわ まさひこ 江澤 雅彦	員外(学識経験者)

[監事]

役職名	氏名	所属会員
常 勤 監 事	さんだ つよし 三田 強	全大阪労働者共済生活協同組合
	たかいし てつお 高石 哲夫	長崎県労働者生活協同組合
監 事	あんどう としお 安藤 利夫	山形県労働者共済生活協同組合
	いで まさひろ 井手 雅弘	神奈川県労働者共済生活協同組合
	たなか こういち 田中 浩一	全大阪労働者共済生活協同組合
	とよしま あつみ 豊島 敦海	広島県労働者共済生活協同組合
	こばやし やすし 小林 靖	員外(学識経験者)

[執行役員]

役職名	氏名	所属会員	役職名	氏名	所属会員
本部常務執行役員	あきた ちとつぐ 秋田 元次	---	中日本事業本部 専務執行役員	こんどう かずし 近藤 一志	---
	あく つまさゆき 安久津正幸	---	中日本事業本部 常務執行役員	あ の ゆたか 阿野 豊	---
	はだ しゅうじ 羽田 秀司	---	西日本事業本部 専務執行役員	いしざか すえと 石坂 未人	---
北日本事業本部 専務執行役員	あらい としお 荒井 俊夫	---	西日本事業本部 常務執行役員	つちや そういち 土屋 荘一	---
東日本事業本部 専務執行役員	おおた まさゆき 太田 正行	---	本部執行役員	いなむら ひろし 稲村 浩史	---
東日本事業本部 常務執行役員	もり まさみ 森 正巳	---		かとう ひろし 加藤 洋	---

業務改善の
取り組み

概況
事業と経営の

経営の健全性

法令の遵守

情報開示と組合員
向けサービス

生活保障の考え方
と共済制度

高齢社会への
対応

社会貢献活動

協同組合との
連携・提携

全労済の
組織と概要

(2) 職 員

①常勤役職員数

3,379名(2011年5月末)

※他団体出向者含む

②採用状況

2009年 4月 61名

2010年 4月 31名

2011年 4月 55名

③平均給与

457,819円(2011年4月1日現在)

(注)平均給与は総合職・地域限定総合職の税込月例給与であり、賞与および時間外手当は含みません。

④職員への教育・研修の状況

21世紀にふさわしい協同組合運動と共済事業の発展を通じて、今後も全労済は社会的責任を果たしていく必要があります。職員への教育・研修は、その担い手である職員一人ひとりが、求められる役割を確実に遂行しながら、期待される人材として成長していくことを目的としています。全労済では、このような視点から教育・人材育成制度にもとづいた研修活動を行っています。

①目標管理・職場でのOJT

人材育成の深耕をはかるOJT教育を、継続的に実施しうる職場風土の構築に向け、目標による管理等のあらゆる機会を通じて、その意識付けを行っ

ています。

②集合研修

集合研修は、育成段階ごとの育成のねらいを踏まえ、「階層別研修」、「役職別研修」、「職種別研修」の3つの形態になっています。

階層別研修は、8～3ステージの職員を対象として、全労済職員に共通的に求められる知識・技量・姿勢の修得、向上などを目的に実施しています。

役職別研修は、係長以上の役職を対象に、マネジメント能力・意識の向上に向け、各役職に求められる知識や技量、姿勢等の修得、向上を目的に実施しています。

職種別研修は、各職種の各段階で求められる知識・技量の修得、向上と専門性を高めることを目的に実施しています。

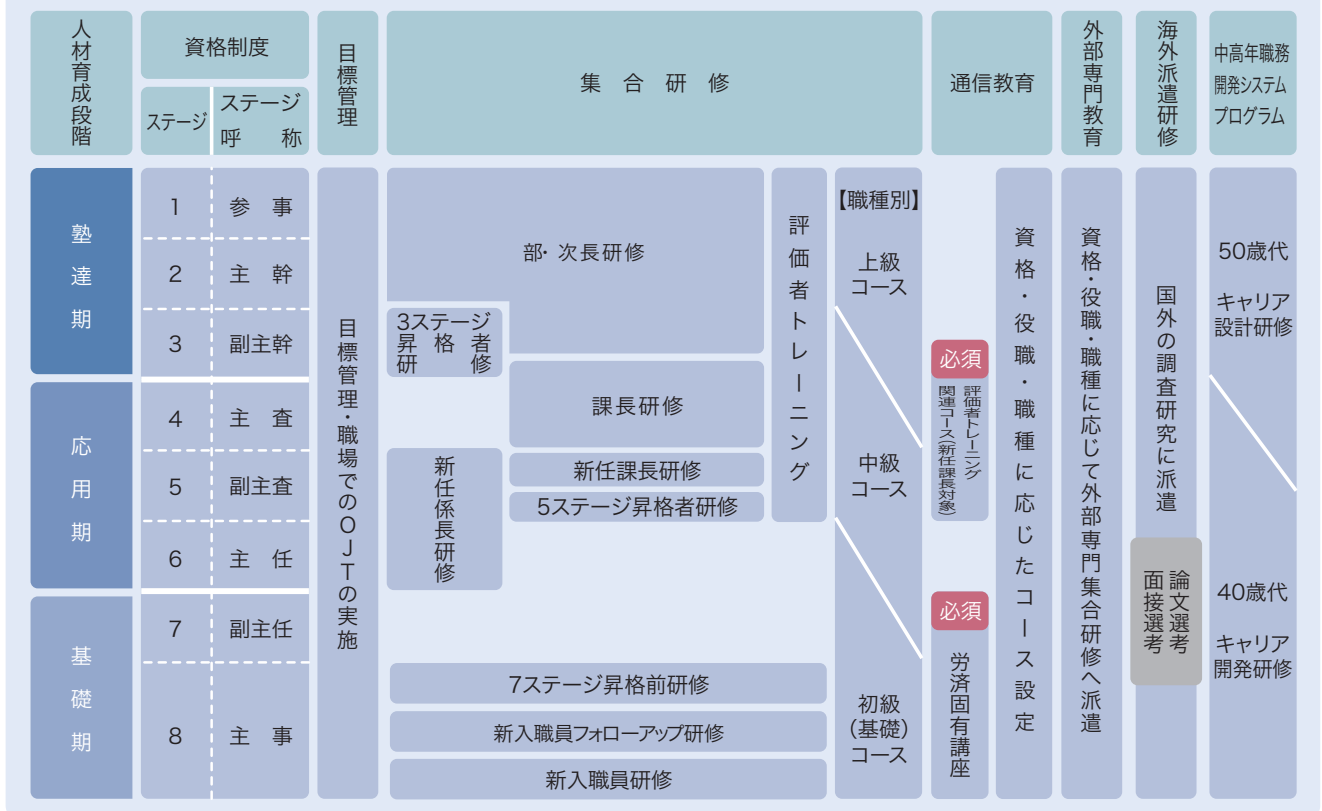
③通信教育

通信教育は、業務遂行上必要な知識・技量の修得を目的に、目標管理制度とリンクさせ、本人の啓発意識、育成必要要件の認識にもとづく主体的な修得手段(業務教育)として実施しています。

④外部専門研修

外部専門研修は、全労済内部で修得が難しい知識・技量の修得を目的に、外部団体主催の専門教育研修へ派遣しています。

■教育・人材育成制度・教育施策概念図

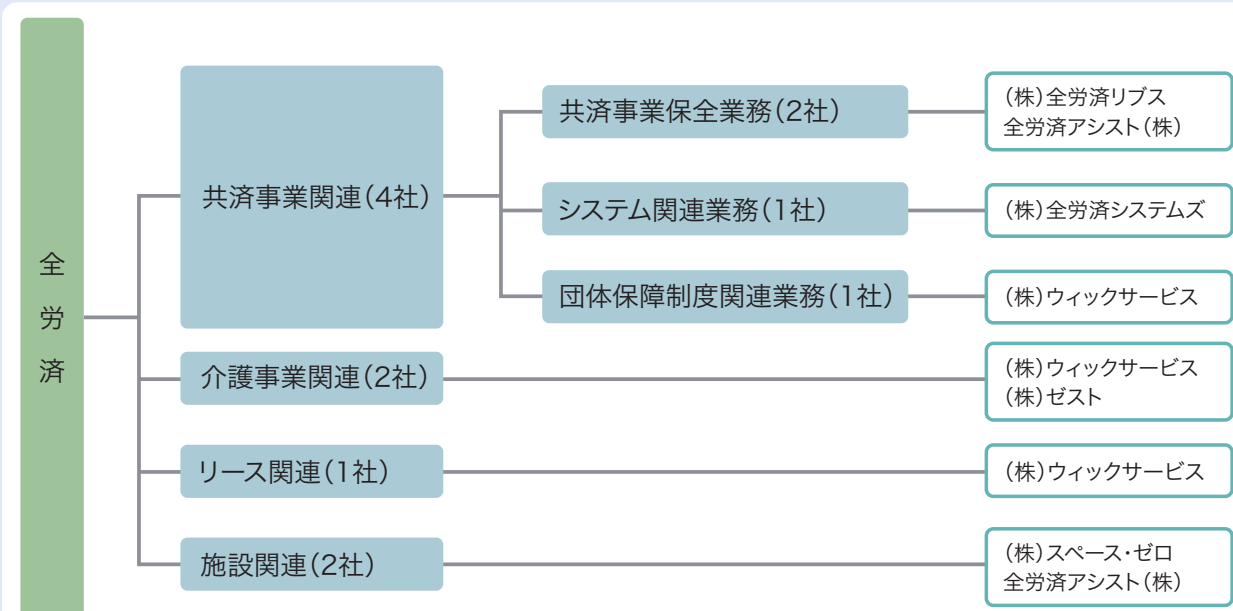


6 子会社の概況

全労済は共済事業を行っていますが、全労済の子会社において営まれている主な内容は、共済事業関連（共済事業の保全業務・システム関連業務・団体

保障制度関連業務）、介護事業関連、リース関連、施設関連などで共済事業を遂行していくうえで必要な業務や社会貢献事業等を行っています。

■子会社の概要図



※当該業務を行っている会社数をそれぞれ記載していますので、重複して計上されている会社があります。

7 全労済グループ

(1) 全労済の基本三法人

全労済グループは、次の基本三法人で構成されています。

①全労済(1957.9.29創立)

(全国労働者共済生活協同組合連合会)

各種共済の元受事業、受託事業および介護サービス事業などを行っています。

各都道府県ごとに設立された共済事業を行う生活協同組合(各都道府県生協)など58会員により構成されます。

また、そのうちの50会員は、運動方針、損益会計、共済事業、機関・事務局運営を一本化した事業の統合により、単一事業体としての運営を行っています。

◆主要な業務の内容

- ① 各種共済の元受事業・受託事業
- ② 介護サービス事業

②日本再共済連(1987.11.27設立)

(日本再共済生活協同組合連合会)

国内唯一の再共済専門団体として、再共済により元会員の経営の安定と事業の発展に寄与するとともに、再共済事業をつうじて共済団体間の連携強化に努めています。

※2006年4月1日より、全国労働者共済生活協同組合再共済連合会から日本再共済生活協同組合連合会へ名称変更しました。

③全労済協会(2004.6.1統合※)

(財)全国勤労者福祉・共済振興協会)

勤労者の生活・福祉に関わる調査・研究を行うシンクタンク事業と相互扶助事業(全国中小企業勤労者福祉サービスセンター等と提携した慶弔共済、勤労者団体の財産保全のための共済事業)を行っています。

役員・評議員は、全労済、日本再共済連、労働団体、福祉事業団体、学識経験者等により構成されています。

※旧全労済協会(1989年設立)と財)全国勤労者福祉振興協会(1982年設立)が2004年6月1日に統合しました。

データ編

CONTENTS

I. 事業の状況を示す指標

1) 主要な業務状況を示す指標

1. 直近の5事業年度における主要な事業の概況を示す指標…65
2. 事業状況総括表…65
3. 支払共済金状況表…68
4. 契約者割戻しの状況…69

2) 共済契約に関する指標

1. 共済の種類ごとの新契約高及び保有契約高、元受共済掛金…70
2. 契約種類別保障機能別保有契約高…70
3. 受入共済掛金明細表…71
4. 支払共済金明細表…71
5. 保有契約高増加率…72
6. 新契約平均共済金額(長期生命共済)…72
7. 保有契約平均共済金額(長期生命共済)…72
8. 解約失効率(長期共済)…72
9. 新契約平均共済掛金(月払い・長期共済)…72
10. 死亡率(長期生命共済)…72
11. 再共済実施状況…73
12. 契約年度別責任準備金残高及び予定利率…73
13. 県別・会員別保有契約高…73

3) 経理に関する指標

1. 責任準備金の積立方式および積立率…74
2. 契約者割戻準備金明細表…74
3. 引当金の明細…74
4. 出資金及び積立金明細表…74
5. 事業経費明細表…75
6. 支払備金明細表…75
7. 未経過共済掛金明細表…75
8. 異常危険準備金明細表…75
9. 共済掛金積立金明細表…75
10. 業務用固定資産の明細…76

4) 資産運用に関する指標

1. 主要資産の平均残高…77
2. 主要資産の構成及び増減…78
3. 主要資産の運用利回り…79
4. 資産運用収益の明細…79
5. 資産運用費用の明細…79
6. 利息及び配当金等収益明細…80
7. 有価証券の種類別残高…80
8. 有価証券の残存期間別残高…81
9. 業種別保有株式明細表…82
10. 貸付金明細…82
11. 使途別の貸付金残高…83
12. 担保の種類別貸付金残高…83
13. 海外投資残高…83
14. 外国証券の海外投資地域別構成…83
15. 海外投資運用利回り…84
16. リスク管理債権の状況…84
17. 債務者区分による債権の状況…84
18. 有価証券等の時価情報…85
19. 金銭の信託の時価情報…86
20. デリバティブ取引の時価情報…86

II. 決算関係書類

1. 貸借対照表…87
2. 損益計算書…88
3. 決算関係書類の注記…88
4. 貸借対照表の推移…95
5. 損益計算書の推移…96
6. 剰余金処分計算書…97

III. 子会社の状況に関する事項

1. 子会社の状況…98
2. 子会社の直近事業年度における事業の概況…99

※表中の数値は特に注記のない限り、単位未満四捨五入にしています。

I. 事業の状況を示す指標

1) 主要な業務状況を示す指標

1 直近の5事業年度における主要な事業の概況を示す指標

	単 位	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
経常収益	百万円	699,052	707,290	700,852	678,920	663,560
経常剰余金	百万円	75,804	58,537	32,114	42,224	38,681
当期剰余金	百万円	5,196	6,042	5,183	7,891	△ 16,889
出資金	百万円	122,224	128,463	130,770	131,852	132,160
出資口数	千口	12,222	12,846	13,077	13,185	13,216
純資産額	百万円	261,430	245,838	231,133	240,857	226,016
総資産 (注1)	百万円	2,761,856	2,821,906	2,868,709	2,986,028	3,046,959
責任準備金残高	百万円	2,238,961	2,317,125	2,408,637	2,508,575	2,557,667
貸付金残高	百万円	7,326	7,219	6,680	6,767	7,352
有価証券残高	百万円	1,671,135	1,761,443	2,048,604	2,254,448	2,258,208
剰余金の配当金額(注2)	百万円	2,349	2,363	2,433	2,429	0
常勤従業員数 (注3)	人	3,661	3,592	3,546	3,405	3,379
保有契約高	億円	6,572,918	6,659,248	6,695,554	6,729,401	6,766,832
保有契約件数	千件	35,951	36,031	35,822	35,035	34,545
保有契約口数	千口	3,800,243	3,817,715	3,796,135	3,705,810	3,649,568
共済金支払件数	千件	1,637	1,732	1,754	1,823	1,958
基礎利益	億円	928	1,044	1,196	1,279	904
受入共済掛金	百万円	589,777	597,580	595,416	589,284	576,559
支払共済金	百万円	309,224	330,666	323,673	326,343	358,618

(注1) 総資産については、2008年度に貸倒引当金の表示位置が変更となったため、2007年度以前についても同様に修正しています。

(注2) 剰余金の配当金額は利用高割戻金です。

(注3) 常勤従業員は他団体出向者を含んでいます。

2 事業状況総括表

(単位:千件、千口、億円、%)

科 目	事業別	風水火災共済	自然災害共済	交通災害共済	自動車総合補償共済		自賠償共済	団体定期生命共済
					内、車両特約			
件 数	期 始	4,884	1,737	3,803	1,821	627	164	6,396
	2011年5月末	4,797	1,791	3,663	1,845	666	172	6,188
	純 増 加	-87	55	-140	24	39	8	-208
	(前年純増加)	(-128)	(62)	(-183)	(28)	(47)	(5)	(-255)
	増 加 率	-1.8	3.1	-3.7	1.3	6.2	4.6	-3.3
	(前年増加率)	(-2.6)	(3.7)	(-4.6)	(1.5)	(8.0)	(3.5)	(-3.8)
	期 末 目 標 数	4,875	1,835	3,737	1,866	669	184	6,321
目 標 達 成 率	98.4	97.6	98.0	98.9	99.5	93.3	97.9	
口 数	期 始	896,652	350,767	87,625	444,338	12,580	49,256	525,466
	2011年5月末	891,409	364,675	84,682	452,314	13,144	51,537	504,164
	純 増 加	-5,242	13,908	-2,944	7,977	564	2,281	-21,302
	(前年純増加)	(-5,650)	(14,496)	(-3,988)	(9,183)	(677)	(1,649)	(-27,684)
	増 加 率	-0.6	4.0	-3.4	1.8	4.5	4.6	-4.1
	(前年増加率)	(-0.6)	(4.3)	(-4.4)	(2.1)	(5.7)	(3.5)	(-5.0)
	期 末 目 標 数	900,660	370,892	85,806	456,553	13,387	55,230	514,896
目 標 達 成 率	99.0	98.3	98.7	99.1	98.2	93.3	97.9	
契 約 高	期 始	896,652	350,767	108,335	4,314,142	12,580	49,256	371,740
	2011年5月末	891,409	364,675	104,675	4,387,259	13,144	51,537	356,277
	純 増 加	-5,242	13,908	-3,661	73,117	564	2,281	-15,463
	(前年純増加)	(-5,650)	(14,496)	(-5,169)	(83,978)	(677)	(1,649)	(-28,875)
	増 加 率	-0.6	4.0	-3.4	1.7	4.5	4.6	-4.2
	(前年増加率)	(-0.6)	(4.3)	(-4.6)	(2.0)	(5.7)	(3.5)	(-7.2)
	期 末 目 標 数	900,660	370,892	106,120	4,428,311	13,387	55,230	363,406
目 標 達 成 率	99.0	98.3	98.6	99.1	98.2	93.3	98.0	

(単位:千件、千口、億円、%)

科目		事業別	個人定期 生命共済	こども定期 生命共済	熟年定期 生命共済	傷害共済	個人長期生命共済		個人年金共済
							内、満期部分		
件数	期始		5,114	701	279	451	1,451		193
	2011年5月末		4,975	683	268	440	1,380		190
	純増加		-139	-18	-10	-11	-71		-2
	(前年純増加)		(-111)	(-12)	(-8)	(-10)	(-122)		(-1)
	増加率		-2.7	-2.6	-3.6	-2.5	-4.9		-1.2
	(前年増加率)		(-2.1)	(-1.7)	(-2.8)	(-2.3)	(-7.7)		(-0.6)
	期末目標数		5,028	681	273	448	1,400		192
目標達成率		98.9	100.3	98.2	98.1	98.6		99.0	
口数	期始		867,582	160,543	12,217	70,162	142,205	2,749	528
	2011年5月末		827,613	158,417	11,214	68,614	133,418	2,632	525
	純増加		-39,969	-2,125	-1,003	-1,548	-8,787	-117	-3
	(前年純増加)		(-37,079)	(-166)	(-876)	(-1,257)	(-13,700)	(-216)	(-1)
	増加率		-4.6	-1.3	-8.2	-2.2	-6.2	-4.3	-0.5
	(前年増加率)		(-4.1)	(-0.1)	(-6.7)	(-1.8)	(-8.8)	(-7.3)	(-0.3)
	期末目標数		838,159	158,127	11,554	69,913	136,546	2,639	527
目標達成率		98.7	100.2	97.0	98.1	97.7	99.7	99.7	
契約高	期始		408,376	78,886	5,150	24,007	57,855	2,749	8,984
	2011年5月末		387,809	77,361	4,823	23,517	54,284	2,632	8,842
	純増加		-20,567	-1,525	-327	-490	-3,572	-117	-142
	(前年純増加)		(-20,685)	(-728)	(-279)	(-360)	(-3,452)	(-216)	(-106)
	増加率		-5.0	-1.9	-6.3	-2.0	-6.2	-4.3	-1.6
	(前年増加率)		(-4.8)	(-0.9)	(-5.1)	(-1.5)	(-5.6)	(-7.3)	(-1.2)
	期末目標数		391,862	77,183	4,946	23,955	55,510	2,639	8,926
目標達成率		99.0	100.2	97.5	98.2	97.8	99.7	99.1	

科目		事業別	団体年金共済	新団体年金共済	終身共済				元受合計
2011年5月末		169	471	921				27,955	
純増加		-479	471	35				-573	
(前年純増加)		(-13)	-	(68)				(-681)	
増加率		-73.9	-	3.9				-2.0	
(前年増加率)		(-2.0)	-	(8.3)				(-2.3)	
期末目標数		656	-	988				28,485	
目標達成率		25.8	-	93.2				98.1	
口数	期始		4,206	0	62,653				3,674,198
	2011年5月末		726	3,410	66,578				3,619,297
	純増加		-3,480	3,410	3,925				-54,902
	(前年純増加)		(-161)	-	(6,952)				(-58,283)
	増加率		-82.7	-	6.3				-1.5
	(前年増加率)		(-3.7)	-	(12.5)				(-1.6)
	期末目標数		4,270	-	72,547				3,675,683
目標達成率		17.0	-	91.8				98.5	
契約高	期始		15,423	0	11,889				6,701,463
	2011年5月末		4,162	10,854	11,678				6,739,163
	純増加		-11,260	10,854	-211				37,700
	(前年純増加)		(-314)	-	(-213)				(34,293)
	増加率		-73.0	-	-1.8				0.6
	(前年増加率)		(-2.0)	-	(-1.8)				(0.5)
	期末目標数		15,525	-	11,934				6,814,459
目標達成率		26.8	-	97.9				98.9	

(単位:千件、千口、億円、%)

科目		事業別	火災再共済	慶弔再共済		元受・再共済 合計	受託事業	全制度合計
件数	期 始		205	3,800		32,532	2,503	35,035
	2011年5月末		198	3,776		31,929	2,615	34,545
	純 増 加		-6	-23		-603	112	-491
	(前年純増加)		(-3)	(-68)		(-752)	(-35)	(-787)
	増 加 率		-3.2	-0.6		-1.9	4.5	-1.4
	(前年増加率)		(-1.6)	(-1.8)		(-2.3)	(-1.4)	(-2.2)
	期 末 目 標 数		205	3,793		32,482	2,598	35,081
目 標 達 成 率		96.8	99.6		98.3	100.7	98.5	
口数	期 始		5,049	15,609		3,694,857	10,004	3,704,861
	2011年5月末		4,890	15,627		3,639,814	9,753	3,649,568
	純 増 加		-159	18		-55,043	-250	-55,293
	(前年純増加)		(-62)	(-214)		(-58,559)	(-359)	(-58,918)
	増 加 率		-3.1	0.1		-1.5	-2.5	-1.5
	(前年増加率)		(-1.2)	(-1.4)		(-1.6)	(-3.5)	(-1.6)
	期 末 目 標 数		5,049	15,529		3,696,261	10,072	3,706,332
目 標 達 成 率		96.9	100.6		98.5	96.8	98.5	
契約高	期 始		5,049	22,888		6,729,401		
	2011年5月末		4,890	22,779		6,766,832		
	純 増 加		-159	-110		37,431		
	(前年純増加)		(-62)	(-384)		(33,847)		
	増 加 率		-3.1	-0.5		0.6		
	(前年増加率)		(-1.2)	(-1.6)		(0.5)		
	期 末 目 標 数		5,049	22,797		6,842,304		
目 標 達 成 率		96.9	99.9		98.9			

(注1) 団体年金共済の口数は、随時平準方式で換算しています。

(注2) 団体生命共済の期始について、自治労団生契約更改(制度改定)による影響額(949千口)を補正しています。

<参考資料>火災共済・団体年金共済加入実績

(単位:千件、千口、億円、%)

科目		事業別	火災共済			団体年金共済		団体年金共済
		風水火災共済	火災再共済	合 計	団体年金共済	新団体年金共済	合 計	
件数	期 始	4,884	205	5,089	649	0	649	
	2011年5月末	4,797	198	4,995	169	471	641	
	純 増 加	-87	-6	-94	-479	471	-8	
	(前年純増加)	(-128)	(-3)	(-132)	(-13)	-	(-13)	
	増 加 率	-1.8	-3.2	-1.8	-73.9	-	-1.2	
	(前年増加率)	(-2.6)	(-1.6)	(-2.5)	(-2.0)	-	(-2.0)	
	期 末 目 標 数	4,875	205	5,080	656	-	656	
目 標 達 成 率	98.4	96.8	98.3	25.8	-	97.6		
口数	期 始	896,652	5,049	901,701	4,206	0	4,206	
	2011年5月末	891,409	4,890	896,300	726	3,410	4,136	
	純 増 加	-5,242	-159	-5,401	-3,480	3,410	-70	
	(前年純増加)	(-5,650)	(-62)	(-5,712)	(-161)	-	(-161)	
	増 加 率	-0.6	-3.1	-0.6	-82.7	-	-1.7	
	(前年増加率)	(-0.6)	(-1.2)	(-0.6)	(-3.7)	-	(-3.7)	
	期 末 目 標 数	900,660	5,049	905,709	4,270	-	4,270	
目 標 達 成 率	99.0	96.9	99.0	17.0	-	96.8		
契約高	期 始	896,652	5,049	901,701	15,423	0	15,423	
	2011年5月末	891,409	4,890	896,300	4,162	10,854	15,017	
	純 増 加	-5,242	-159	-5,401	-11,260	10,854	-406	
	(前年純増加)	(-5,650)	(-62)	(-5,712)	(-314)	-	(-314)	
	増 加 率	-0.6	-3.1	-0.6	-73.0	-	-2.6	
	(前年増加率)	(-0.6)	(-1.2)	(-0.6)	(-2.0)	-	(-2.0)	
	期 末 目 標 数	900,660	5,049	905,709	15,525	-	15,525	
目 標 達 成 率	99.0	96.9	99.0	26.8	-	96.7		

<参考資料>こくみん共済・団体生命移行共済加入実績

(単位:千件、千口、億円、%)

科目	事業別	こくみん共済					団体生命移行共済
		短期共済	個人長期生命共済	終身共済			
件数	期始	6,957	6,458	2	496		86
	2011年5月末	6,797	6,273	4	521		93
	純増加	-159	-185	2	24		7
	(前年純増加)	(-104)	(-153)	(1)	(48)		(12)
	増加率	-2.3	-2.9	79.5	4.9		8.3
	(前年増加率)	(-1.5)	(-2.3)	(166.2)	(10.8)		(15.8)
	期末目標数	6,896	6,331	4	561		101
目標達成率	98.6	99.1	94.4	92.7		92.2	
口数	期始	1,135,256	1,102,199	157	32,900		8,304
	2011年5月末	1,092,890	1,056,964	219	35,707		8,894
	純増加	-42,366	-45,235	62	2,807		590
	(前年純増加)	(-35,328)	(-40,472)	(97)	(5,046)		(1,093)
	増加率	-3.7	-4.1	39.7	8.5		7.1
	(前年増加率)	(-3.0)	(-3.5)	(163.6)	(18.1)		(15.2)
	期末目標数	1,107,419	1,067,996	305	39,117		9,758
目標達成率	98.7	99.0	71.8	91.3		91.1	
契約高	期始	511,455	511,330	90	36		5,090
	2011年5月末	488,244	488,067	137	40		5,443
	純増加	-23,211	-23,263	48	4		354
	(前年純増加)	(-22,651)	(-22,715)	(57)	(7)		(663)
	増加率	-4.5	-4.5	53.3	10.4		6.9
	(前年増加率)	(-4.2)	(-4.3)	(171.9)	(24.5)		(15.0)
	期末目標数	492,175	491,965	162	48		5,981
目標達成率	99.2	99.2	84.8	82.7		91.0	

3 支払共済金状況表

(単位:件、千円、%)

科目	事業別	風水火災共済	自然災害共済	交通災害共済	自動車総合補償共済		自賠償共済
					内)損調付帯費用		
件数	前年度実績	19,975	7,767	30,252	183,772	-	1,798
	当年度実績	25,560	44,473	33,246	196,524	-	2,030
	増減	5,585	36,706	2,994	12,752	-	232
	増減率	28.0	472.6	9.9	6.9	-	12.9
金額	前年度実績	14,619,989	2,414,656	4,794,683	50,485,362	2,505,631	936,410
	当年度実績	15,082,109	36,521,382	4,957,412	51,638,202	2,412,670	1,074,955
	増減	462,120	34,106,726	162,729	1,152,840	-92,960	138,545
	増減率	3.2	1,412.5	3.4	2.3	-3.7	14.8

科目	事業別	団体定期生命共済	こくみん共済・団体生命移行共済				
			個人定期	こども定期	熟年定期	傷害	
件数	前年度実績	170,554	406,462	268,186	96,410	20,598	21,268
	当年度実績	175,969	459,865	322,899	97,095	18,073	21,798
	増減	5,415	53,403	54,713	685	-2,525	530
	増減率	3.2	13.1	20.4	0.7	-12.3	2.5
金額	前年度実績	45,126,054	69,562,721	56,589,229	4,380,569	3,033,447	5,559,476
	当年度実績	41,037,386	68,341,782	55,366,790	4,492,437	2,849,615	5,632,940
	増減	-4,088,667	-1,220,940	-1,222,439	111,868	-183,832	73,464
	増減率	-9.1	-1.8	-2.2	2.6	-6.1	1.3

科目	事業別	個人長期生命共済		個人年金共済	団体年金共済	新団体年金共済	終身共済	
		通常部分	満期部分					
件数	前年度実績	213,627	141,382	72,245	314,598	203,558	0	76,653
	当年度実績	190,688	132,006	58,682	335,296	192,024	31,825	81,796
	増減	-22,939	-9,376	-13,563	20,698	-11,534	31,825	5,143
	増減率	-10.7	-6.6	-18.8	6.6	-5.7	-	6.7
金額	前年度実績	67,366,325	22,231,310	45,135,015	31,724,642	26,959,950	0	10,578,484
	当年度実績	53,528,743	21,455,688	32,073,054	44,343,180	24,332,171	5,399,573	10,504,291
	増減	-13,837,582	-775,622	-13,061,961	12,618,539	-2,627,779	5,399,573	-74,194
	増減率	-20.5	-3.5	-28.9	39.8	-9.7	-	-0.7

(単位: 件、千円、%)

事業別		元受合計	火災再共済	慶弔再共済			総合計
件数	前年度実績	1,629,016	656	193,202			1,822,874
	当年度実績	1,769,296	885	188,081			1,958,262
	増減率	140,280	229	-5,121			135,388
金額	前年度実績	324,569,276	71,640	1,701,992			326,342,909
	当年度実績	356,761,185	52,956	1,803,789			358,617,930
	増減率	32,191,909	-18,684	101,797			32,275,021
		8.6	34.9	-2.7			7.4
		9.9	-26.1	6.0			9.9

(注) 個人長期共済の満期共済金及びねんきん共済を除く全制度合計共済金増加率は13.5%増です。

<参考資料1>こくみん共済・団体生命移行共済内訳

(単位: 件、千円、%)

事業別		こくみん共済					団体生命移行共済	
科目		個人定期	こども定期	熟年定期	傷害	個人定期		
件数	前年度実績	403,103	264,827	96,410	20,598	21,268	3,359	3,359
	当年度実績	456,284	319,318	97,095	18,073	21,798	3,581	3,581
	増減率	53,181	54,491	685	-2,525	530	222	222
金額	前年度実績	67,940,558	54,967,065	4,380,569	3,033,447	5,559,476	1,622,164	1,622,164
	当年度実績	66,630,886	53,655,894	4,492,437	2,849,615	5,632,940	1,710,896	1,710,896
	増減率	-1,309,672	-1,311,171	111,868	-183,832	73,464	88,732	88,732
		-1.9	-2.4	2.6	-6.1	1.3	5.5	5.5

<参考資料2>団体年金共済・新団体年金共済内訳

(単位: 件、千円、%)

事業別		団体年金共済		
科目		団体年金	新団体年金	
件数	前年度実績	203,558	203,558	0
	当年度実績	223,849	192,024	31,825
	増減率	20,291	-11,534	31,825
金額	前年度実績	26,959,950	26,959,950	0
	当年度実績	29,731,744	24,332,171	5,399,573
	増減率	2,771,794	-2,627,779	5,399,573
		10.3	-9.7	-

<参考資料3>損害系・生命系共済内訳

(単位: 件、千円、%)

損害系共済	短期生命系共済	長期生命系共済
437,422	577,016	808,436
490,799	635,834	831,629
53,377	58,818	23,193
12.2	10.2	2.9
75,024,732	114,688,775	136,629,401
111,130,804	109,379,168	138,107,957
36,106,072	-5,309,607	1,478,557
48.1	-4.6	1.1

4 契約者割戻しの状況

(1) 割戻準備金繰入額明細表

(単位: 百万円)

共済種類	2009年度	2010年度
団体定期生命共済	7,577	5,204
個人定期生命共済	13,365	11,035
こども定期生命共済	1,232	1,031
熟年定期生命共済	535	365
傷害共済	538	262
個人長期生命共済	2,471	1,616
全制度合計	25,719	19,513

(2) こくみん共済割戻・振替出資単価一覧

(単位: 円)

共済種類	個人定期生命共済										
タイプ	総合	総合2倍	大型	総合プラス	生きる安心	生きる安心H	生きる安心W	医療	医療プラス	医療安心	医療安心H
割戻単価(月)	180	360	540	90	240	120	480	170	90	220	110
振替出資単価(月)	18	36	54	9	24	12	48	17	9	22	11

(単位: 円)

共済種類	個人定期生命共済							こども定期生命共済	熟年定期生命共済	傷害共済		
タイプ	総合60歳移行	総合2倍60歳移行	医療60歳移行	医療安心60歳移行	総合65歳移行	総合2倍65歳移行	医療65歳移行	キッズ	キッズワイド	シニア総合	シニア傷害	傷害プラス
割戻単価(月)	130	260	160	220	120	240	160	120	200	180	50	20
振替出資単価(月)	13	26	16	22	12	24	16	12	20	18	5	2

2) 共済契約に関する指標

1 共済の種類ごとの新契約高及び保有契約高、元受共済掛金

(単位：新契約高(件数)は千件、保有契約高は億円、元受共済掛金は百万円)

共済種類	2009年度			2010年度		
	新契約高(件数)	保有契約高	元受共済掛金	新契約高(件数)	保有契約高	元受共済掛金
風水火災共済	209	896,652	59,106	200	891,409	58,903
自然災害共済	156	350,767	30,217	180	364,675	32,078
交通災害共済	150	108,335	10,353	128	104,675	9,837
自動車総合補償共済	125	4,314,142	67,332	123	4,387,259	67,733
自賠償共済	83	49,256	1,641	85	51,537	1,710
団体定期生命共済	365	371,740	81,489	269	356,277	77,051
個人定期生命共済	523	408,376	125,642	479	387,809	122,840
こども定期生命共済	67	78,886	8,177	57	77,361	8,113
熟年定期生命共済	41	5,150	6,755	42	4,823	6,530
傷害共済	34	24,007	11,244	32	23,517	10,966
個人長期生命共済	52	57,855	82,579	45	54,284	76,155
個人年金共済	1	8,984	14,950	2	8,842	14,322
団体年金共済	27	15,423	49,571	14	4,162	26,419
新団体年金共済	—	—	—	13	10,854	22,088
終身生命共済	113	11,889	37,221	82	11,678	38,805

(注) 元受共済掛金は、元受契約の元受共済掛金です。

2 契約種類別保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		共済種類	2009年度	2010年度
死亡保障	普通死亡	短期共済	38,662,118	36,849,584
		長期共済	3,729,770	3,522,219
		合計	42,391,888	40,371,803
	災害死亡	短期共済	32,154,442	30,894,439
長期共済		2,935,666	2,777,667	
その他の条件付死亡	短期共済	27,781,993	26,579,862	
	長期共済	0	0	
死亡保障合計			105,263,989	100,623,771
生存保障	満期・生存給付	短期共済	0	0
		長期共済	2,216,100	2,127,375
	年金	短期共済	0	0
		長期共済	(63,366)	(63,049)
その他	短期共済	0	0	
	長期共済	518,060	539,560	
生存保障合計			2,734,160	2,666,935
入院保障	災害入院	短期共済	47,310	45,489
		長期共済	6,090	6,087
	疾病入院	短期共済	24,639	23,780
		長期共済	6,162	6,122
その他の条件付入院	短期共済	742	732	
	長期共済	1,026	973	
入院保障合計			85,969	83,184
障害保障		短期共済	0	16,713
		長期共済	(96,865,355)	(92,564,178)
		合計	(96,865,355)	(92,564,178)
手術保障		短期共済	103,213	99,928
		長期共済	(13,266)	(13,169)

(注1) 本表における短期共済とは、交通災害、団体定期生命、個人定期生命、こども定期生命、熟年定期生命、傷害共済の総称です。長期共済とは、個人長期生命、個人年金、団体年金、新団体年金、終身生命の総称です。

(注2) ()内数値は、契約高として計上していませんが保障対象であることを表しています。

(注3) 生存保障の満期・生存給付欄の金額は、個人年金共済・団体年金共済・新団体年金共済については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資です。

(注4) 生存保障の年金欄の金額は、年金年額です。

(注5) 生存保障のその他欄の金額は、個人年金共済・団体年金共済・新団体年金共済の年金支払開始後の責任準備金です。

(注6) 入院保障欄の金額は、入院給付日額です。

3 受入共済掛金明細表

(単位:百万円、%)

共済種類	2009年度			2010年度		
		構成率	増減率		構成率	増減率
風水火災共済	59,106	10.0	-0.1	58,903	10.2	-0.3
自然災害共済	30,217	5.1	5.2	32,078	5.6	6.2
交通災害共済	10,353	1.8	-3.8	9,837	1.7	-5.0
自動車総合補償共済	67,332	11.4	1.7	67,733	11.7	0.6
自賠責共済	1,641	0.3	6.2	1,710	0.3	4.2
団体定期生命共済	81,489	13.8	-3.2	77,051	13.4	-5.4
個人定期生命共済	125,642	21.3	-0.9	122,840	21.3	-2.2
こども定期生命共済	8,177	1.4	1.5	8,113	1.4	-0.8
熟年定期生命共済	6,755	1.1	-1.8	6,530	1.1	-3.3
傷害共済	11,244	1.9	-0.8	10,966	1.9	-2.5
個人長期生命共済	82,579	14.0	-5.0	76,155	13.2	-7.8
個人年金共済	14,950	2.5	-11.7	14,322	2.5	-4.2
団体年金共済	49,571	8.4	-3.1	26,419	4.6	-46.7
新団体年金共済	—	—	—	22,088	3.8	—
終身生命共済	37,221	6.3	10.5	38,805	6.7	4.3
火災再共済	310	0.1	-2.1	303	0.1	-2.2
慶弔再共済	2,697	0.5	0.8	2,705	0.5	0.3
全制度合計	589,284	100.0	-1.0	576,559	100.0	-2.2

4 支払共済金明細表

(単位:百万円、%)

共済種類	2009年度			2010年度		
		構成率	増減率		構成率	増減率
風水火災共済	14,620	4.5	-1.2	15,082	4.2	3.2
自然災害共済	2,415	0.7	43.6	36,521	10.2	1,412.5
交通災害共済	4,795	1.5	3.0	4,957	1.4	3.4
自動車総合補償共済	50,485	15.5	5.2	51,638	14.4	2.3
自賠責共済	936	0.3	1.9	1,075	0.3	14.8
団体定期生命共済	45,126	13.8	-1.0	41,037	11.4	-9.1
個人定期生命共済	56,589	17.3	-2.7	55,367	15.4	-2.2
こども定期生命共済	4,381	1.3	4.4	4,492	1.3	2.6
熟年定期生命共済	3,033	0.9	-4.5	2,850	0.8	-6.1
傷害共済	5,559	1.7	-1.3	5,633	1.6	1.3
個人長期生命共済	67,366	20.6	-6.3	53,529	14.9	-20.5
個人年金共済	31,725	9.7	8.8	44,343	12.4	39.8
団体年金共済	26,960	8.3	10.4	24,332	6.8	-9.7
新団体年金共済	—	—	—	5,400	1.5	—
終身生命共済	10,578	3.2	9.1	10,504	2.9	-0.7
火災再共済	72	0.0	9.0	53	0.0	-26.1
慶弔再共済	1,702	0.5	4.1	1,804	0.5	6.0
全制度合計	326,343	100.0	0.8	358,618	100.0	9.9

5 保有契約高増加率

(単位: 億円、%)

共済種類	2009年度		2010年度	
		増加率		増加率
風水火災共済	896,652	-0.6	891,409	-0.6
自然災害共済	350,767	4.3	364,675	4.0
交通災害共済	108,335	-4.6	104,675	-3.4
自動車総合補償共済	4,314,142	2.0	4,387,259	1.7
自賠償共済	49,256	3.5	51,537	4.6
団体定期生命共済	371,740	-7.2	356,277	-4.2
個人定期生命共済	408,376	-4.8	387,809	-5.0
こども定期生命共済	78,886	-0.9	77,361	-1.9
熟年定期生命共済	5,150	-5.1	4,823	-6.3
傷害共済	24,007	-1.5	23,517	-2.0
個人長期生命共済	57,855	-5.6	54,284	-6.2
個人年金共済	8,984	-1.2	8,842	-1.6
団体年金共済	15,423	-2.0	4,162	-73.0
新団体年金共済	—	—	10,854	—
終身生命共済	11,889	-1.8	11,678	-1.8
火災再共済	5,049	-1.2	4,890	-3.1
慶弔再共済	22,888	-1.6	22,779	-0.5
全制度合計	6,729,401	0.5	6,766,832	0.6

6 新契約平均共済金額(長期生命共済)

(単位: 千円)

共済種類	2009年度	2010年度
個人長期生命共済	3,400	3,030
終身生命共済	2,920	2,710

(注) 平均共済金額は、死亡保障を主とする契約に係る基本契約(死亡保障)の引受共済金額の平均額です。

7 保有契約平均共済金額(長期生命共済)

(単位: 千円)

共済種類	2009年度	2010年度
個人長期生命共済	3,770	3,680
終身生命共済	3,200	3,200

(注) 平均共済金額は、死亡保障を主とする契約に係る基本契約(死亡保障)の引受共済金額の平均額です。

8 解約失効率(長期共済)

(単位: %)

共済種類	2009年度	2010年度
個人長期生命共済	7.0	4.0
個人年金共済	1.1	1.0
団体年金共済	4.8	4.0
終身生命共済	5.0	5.0

(注1) 解約失効率=期中解約・失効件数/月度平均加入件数。
 (注2) 年金共済は、年金支払開始前契約についての解約失効率。
 (注3) 団体年金共済には、新団体年金共済を含んでいます。

9 新契約平均共済掛金(月払い・長期共済)

(単位: 円)

共済種類	2009年度	2010年度
個人長期生命共済	4,260	4,480
個人年金共済	20,930	17,210
団体年金共済	5,470	6,230
新団体年金共済	—	5,890
終身生命共済	3,460	3,690

10 死亡率(長期生命共済)

(単位: %)

共済種類	2009年度	2010年度
個人長期生命共済	2.74	2.71
終身生命共済	5.67	5.81

(注1) 死亡率は、死亡保障を主とする契約に係る件数率です。
 (注2) 1%(パーミル)は1000分の1を表しています。

11 再共済実施状況

①再共済又は再保険を引受けた主要な会社数

項目	2009年度	2010年度
再共済又は再保険を引受けた主要な会社数	3社	3社

②上位5社に対する支払再共済掛金の割合

項目	2009年度	2010年度
上位5社に対する支払再共済掛金の割合	100%	100%

③格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再共済掛金の割合

項目	2009年度	2010年度
A以上	21.4%	21.6%
BBB以上	0.0%	0.0%
その他(格付なし)	78.6%	78.4%

(注) 格付区分の方法

1. S&P社の格付を使用しています。
2. S&P社の格付がない場合は「その他(格付なし)」に区分しています。

④未収再共済金の額

(単位:百万円)

区分	2009年度	2010年度
未収再共済金(出再分)	1,554	3,115

(注) 自賠償にかかる未収再共済金を除いています。

12 契約年度別責任準備金残高及び予定利率

(単位:百万円、%)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
～1985年度	34,918	2.25～6.00
1986年度～1990年度	214,837	2.25～6.00
1991年度～1995年度	572,275	2.25～6.00
1996年度～2000年度	157,350	2.25～3.75
2001年度～2005年度	187,190	1.00～2.25
2006年度	43,458	1.00～1.50
2007年度	41,150	1.00～1.50
2008年度	33,859	1.00～1.50
2009年度	26,411	1.00～1.50
2010年度	16,843	1.00～1.50

(注1) 責任準備金残高には、予定利率を有する共済掛金積立金(団体年金共済、新団体年金共済を除く)を記載しています。

(注2) 予定利率については、各契約年度ごとの共済掛金積立金に係る主な予定利率を記載しています。

13 県別・会員別保有契約高

(単位:百万円)

	2009年度	2010年度
北海道	21,101,656	21,159,116
青森	9,745,672	9,750,517
岩手	7,485,441	7,428,057
宮城	10,386,309	10,186,443
秋田	7,546,639	7,572,740
山形	9,417,617	9,493,614
福島	13,827,781	13,796,714
北日本	79,511,114	79,387,202
茨城	17,578,056	18,143,592
栃木	15,323,618	15,499,600
群馬	10,648,662	10,997,497
埼玉	24,951,298	25,614,278
千葉	16,980,020	17,377,791
東京	50,397,186	49,473,587
神奈川	32,588,143	32,384,318
長野	16,199,908	16,404,449
山梨	5,360,005	5,532,909
静岡	22,294,731	22,568,839
東日本	212,321,627	213,996,861
富山	12,275,429	12,313,173
石川	6,595,053	6,623,890
福井	4,943,541	5,016,586
愛知	24,865,102	24,927,762
岐阜	8,116,592	8,151,581
三重	8,096,378	8,143,776
滋賀	4,704,574	4,790,242
奈良	3,470,107	3,505,624
京都	9,275,556	9,168,537
大阪	29,784,086	29,612,727
和歌山	5,599,960	5,624,034
兵庫	13,426,789	13,457,048
中日本	131,153,167	131,334,982
島根	4,336,342	4,385,825
鳥取	3,471,436	3,508,258
岡山	9,311,220	9,392,851
広島	11,158,942	11,324,399
山口	11,561,111	11,610,272
徳島	4,461,439	4,593,761
香川	5,134,486	5,208,482
愛媛	7,157,333	7,279,473
高知	4,920,322	5,063,186
福岡	13,929,933	14,217,644
佐賀	3,594,773	3,693,162
長崎	5,165,250	5,224,934
熊本	5,828,759	5,920,001
大分	6,321,469	6,356,362
宮崎	7,386,814	7,554,186
鹿児島	6,977,785	7,202,847
沖縄	9,074,016	9,548,799
西日本	119,791,430	122,084,441
事業本部計	542,777,337	546,803,485
森林	8,387,370	8,251,996
たばこ	5,737,241	5,680,563
職域会員計	14,124,611	13,932,559
その他	10,195,519	10,541,551
統合会員計	567,097,466	571,277,595
新潟	16,717,698	16,817,269
会員単協計	16,717,698	16,817,269
J P	29,055,171	28,903,075
電通	38,774,753	38,657,493
全国交運	19,154,572	18,926,153
全水道	2,140,438	2,101,615
単産会員計	89,124,934	88,588,336
合計	672,940,097	676,683,200

3) 経理に関する指標

1 責任準備金の積立方式および積立率

(単位:%)

項目	2009年度	2010年度
積立方式	平準純共済掛金式	平準純共済掛金式
積立率	100	100

(注) 積立率は、生協法施行規則に定める純共済掛金式により計算した共済掛金積立金に対する積立率を記載しています。

2 契約者割戻準備金明細表

(単位:百万円)

共済種類	2009年度	2010年度
団体定期生命共済	7,577	5,204
個人定期生命共済	13,365	11,035
こども共済	1,232	1,031
熟年定期共済	535	365
傷害共済	538	262
個人長期生命共済	14,875	12,539
個人年金共済	889	792
団体年金共済	24	—
新団体年金共済	—	23
終身生命共済	1,263	1,222
全制度合計	40,299	32,473

3 引当金の明細

(単位:百万円)

項目	2009年度	2010年度	当期増減額
貸倒引当金	一般貸倒引当金	12	3
	個別貸倒引当金	276	-3
	合計	287	-0
その他引当金	役員退職給与引当金	1,376	207
	退職給付引当金	34,090	857
	合計	35,467	1,064
価格変動準備金	18,000	19,900	1,900
合計	53,754	56,718	2,964

4 出資金及び積立金明細表

(単位:百万円)

種類	2009年度				2010年度			
	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
出資金	130,770	1,081	—	131,852	131,852	308	—	132,160
法定準備金	31,389	1,040	—	32,429	32,429	1,600	—	34,029
任意積立金	78,343	5,150	584	82,909	82,909	4,400	18,474	68,835
事務能率積立金	12,351	3,650	96	15,906	15,906	3,100	879	18,126
労災補償積立金	1,175	—	—	1,175	1,175	—	—	1,175
新制度等開発積立金	486	—	—	486	486	—	—	486
災害見舞・経営諸リスク対応特別積立金	61,751	1,000	137	62,614	62,614	1,000	15,873	47,741
社会貢献・国際連帯活動基金	606	300	250	656	656	300	172	784
災害救護活動・災害復興支援基金	1,531	200	36	1,696	1,696	0	1,491	204
介護サービス事業基金	442	—	65	377	377	0	58	319
合計	240,502	7,271	584	247,189	247,189	6,308	18,474	235,023

5 事業経費明細表

(単位:百万円、%)

項目	2009年度			2010年度		
		構成率	増減率		構成率	増減率
人件費	44,321	40.0	-3.2	44,457	39.6	0.3
物件費	50,700	45.8	-5.8	52,521	46.8	3.6
その他諸経費	1,079	1.0	26.2	1,017	0.9	-5.8
支払委託手数料	14,695	13.3	-3.1	14,299	12.7	-2.7
合計	110,794	100.0	-4.2	112,294	100.0	1.4

6 支払備金明細表

(単位:百万円)

共済種類	2009年度	2010年度
風水火災共済	1,900	2,273
自然災害共済	349	1,285
交通災害共済	1,121	1,230
自動車総合補償共済	33,115	35,074
団体定期生命共済	9,156	13,936
個人定期生命共済	11,156	12,698
こども定期生命共済	1,076	1,277
熟年定期生命共済	531	552
傷害共済	1,543	2,030
個人長期生命共済	5,890	5,580
個人年金共済	424	482
団体年金共済	1,657	242
新団体年金共済	-	571
終身生命共済	6,006	6,490
火災再共済	6	7
慶弔再共済	255	1,513
全制度合計	74,186	85,239

7 未経過共済掛金明細表

(単位:百万円)

共済種類	2009年度	2010年度
風水火災共済	17,954	17,065
自然災害共済	16,019	8,226
交通災害共済	2,993	2,661
自動車総合補償共済	21,604	21,572
団体定期生命共済	952	909
個人定期生命共済	130	103
こども定期生命共済	23	20
熟年定期生命共済	5	4
傷害共済	3,418	2,975
個人長期生命共済	5,269	5,205
個人年金共済	19,665	18,305
団体年金共済	25	9
新団体年金共済	-	15
終身生命共済	4,999	5,014
火災再共済	165	169
慶弔再共済	818	685
全制度合計	94,040	82,935

8 異常危険準備金明細表

(単位:百万円)

共済種類	2009年度	2010年度
風水火災共済	49,390	50,871
自然災害共済	60,857	51,422
交通災害共済	10,138	10,440
自動車総合補償共済	12,849	15,069
団体定期生命共済	21,629	21,629
個人定期生命共済	24,727	24,727
こども定期生命共済	1,004	1,004
熟年定期生命共済	381	381
傷害共済	2,235	2,666
個人長期生命共済	6,424	6,653
個人年金共済	29,042	29,042
団体年金共済	31,080	31,565
新団体年金共済	-	602
終身生命共済	3,006	3,559
火災再共済	25	36
慶弔再共済	2,102	1,709
全制度合計	254,891	251,375

9 共済掛金積立金明細表

(単位:百万円)

共済種類	2009年度	2010年度
団体定期生命共済	1,027	1,024
個人定期生命共済	6,470	6,307
こども定期生命共済	89	252
熟年定期生命共済	137	120
個人長期生命共済	233,334	228,202
個人年金共済	729,057	775,999
団体年金共済	884,285	289,507
新団体年金共済	-	593,772
終身生命共済	305,243	328,175
全制度合計	2,159,643	2,223,357

10 業務用固定資産の明細

(単位:百万円)

区 分	期 首 帳簿価額	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	期 末 帳簿価額	減価償却 累 計 額	期 末 取得原価
有形固定資産	62,881	3,305	313	1,948	63,925	36,348	100,274
土地	37,321	709	225	—	37,805	—	37,805
建物	20,412	723	63	783	20,289	17,737	38,026
建物付属設備	3,402	604	19	693	3,295	15,130	18,425
機械及び装置	39	93	—	29	102	111	214
構築物	322	32	1	47	307	702	1,009
車両運搬具	1	2	1	0	2	3	5
器具備品	537	155	4	125	563	1,927	2,490
電話設備	79	18	0	32	66	445	510
リース資産	768	969	—	240	1,497	293	1,790
固定資産仮勘定	1	289	178	—	112	—	—
無形固定資産	5,636	—	—	2,275	3,361	—	—
電話加入権	166	—	—	1	165	—	—
水道施設利用権	5	—	—	1	4	—	—
ソフトウェア	5,462	—	—	2,272	3,190	—	—
リース資産	3	—	—	1	2	—	—
その他固定資産	73	26	3	27	68	—	—
合 計	68,591	3,621	495	4,250	67,467	36,348	100,274

4) 資産運用に関する指標

1 主要資産の平均残高

(単位:百万円)

区 分	2009年度	2010年度
現預金	146,062	175,388
コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
金銭債権	45,094	31,556
金銭の信託	245,099	189,092
有価証券	2,129,621	2,248,925
公社債	2,067,601	2,193,359
株式	3,375	2,412
外国証券	58,310	51,836
公社債	58,310	44,471
株式等	—	7,365
その他の証券	334	1,318
長期貸付金	6,553	6,813
運用不動産	4,900	4,714
その他の運用資産	142,751	140,488
合 計	2,720,080	2,796,976

前項のうち、有価証券+金銭の信託の内訳

(単位:百万円)

区 分	2009年度	2010年度
有価証券・金銭の信託	2,374,720	2,438,017
公社債	2,113,649	2,198,628
株式	4,220	2,412
外国証券	240,518	225,461
公社債	112,527	83,280
株式等	127,991	142,182
その他の証券	16,333	11,515

2 主要資産の構成及び増減

(1) 運用資産の構成

(単位:百万円、%)

区 分	2009年度末		2010年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現預金	111,108	4.1	159,389	5.8
コールローン	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
金銭債権	27,832	1.0	39,000	1.4
金銭の信託	187,299	6.9	161,370	5.8
有価証券	2,254,448	82.5	2,258,208	81.6
公社債	2,203,447	80.6	2,206,139	79.7
株式	4,239	0.2	1,101	0.0
外国証券	46,483	1.7	50,968	1.8
公社債	46,483	1.7	43,849	1.6
株式等	—	—	7,119	0.3
その他の証券	279	0.0	—	—
長期貸付金	6,767	0.2	7,352	0.3
運用不動産	4,767	0.2	4,046	0.1
その他の運用資産	141,477	5.2	139,371	5.0
合 計	2,733,699	100.0	2,768,736	100.0

前項のうち、有価証券+金銭の信託の内訳

(単位:百万円、%)

区 分	2009年度末		2010年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
有価証券・金銭の信託	2,441,747	89.3	2,419,578	87.4
公社債	2,214,106	81.0	2,209,940	79.8
株式	4,239	0.2	1,101	0.0
外国証券	206,696	7.6	203,212	7.3
公社債	86,991	3.2	67,394	2.4
株式等	119,705	4.4	135,817	4.9
その他の証券	16,706	0.6	5,325	0.2

(2) 運用資産の増減

(単位:百万円)

区 分	2009年度	2010年度
	増減額	増減額
現預金	-2,559	48,281
コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
金銭債権	-17,468	11,168
金銭の信託	-93,285	-25,929
有価証券	205,844	3,760
公社債	224,519	2,692
株式	2,995	-3,138
外国証券	-21,677	4,485
公社債	-21,677	-2,634
株式等	—	7,119
その他の証券	7	-279
長期貸付金	87	585
運用不動産	-239	-721
その他の運用資産	-2,437	-2,106
合 計	89,943	35,038

3 主要資産の運用利回り

(単位:%)

区 分	2009年度	2010年度
現預金	0.18	0.11
コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
金銭債権	0.22	0.12
金銭の信託	1.02	-1.12
有価証券	1.89	1.93
公社債	1.89	1.95
株式	1.05	-8.65
外国証券	1.87	2.38
公社債	1.87	2.22
株式等	—	3.34
その他の証券	1.65	-31.98
長期貸付金	3.84	3.56
運用不動産	1.15	1.46
その他の運用資産	1.20	1.18
合 計	1.66	1.56

前項のうち、有価証券+金銭の信託の内訳

(単位:%)

区 分	2009年度	2010年度
有価証券・金銭の信託	1.80	1.69
公社債	1.93	1.96
株式	2.18	-8.65
外国証券	0.89	-0.06
公社債	1.94	-3.14
株式等	-0.04	1.75
その他の証券	-1.43	-11.97

4 資産運用収益の明細

(単位:百万円)

区 分	2009年度	2010年度
利息及び配当金等収益	40,832	42,913
金銭の信託運用益	2,959	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	526	1,998
有価証券償還益	83	80
金融派生商品収益	—	—
その他の運用収益	2,388	2,298
為替差益	—	—
その他	2,388	2,298
合 計	46,789	47,290

5 資産運用費用の明細

(単位:百万円)

区 分	2009年度	2010年度
支払利息	9	6
金銭の信託運用費	444	2,096
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	487	1,032
有価証券償還損	16	25
金融派生商品費用	—	—
その他の運用費用	668	621
為替差損	—	—
その他	668	621
貸倒引当金繰入額	0	2
合 計	1,624	3,782

(注) 2009年度および2010年度において貸付金の償却はありません。

6 利息及び配当金等収益明細

(単位:百万円)

区 分	2009年度	2010年度
預金利息	276	202
有価証券利息配当金	40,198	42,406
公社債利息	38,733	41,124
株式配当金	47	50
外国証券等利息配当金	1,418	1,231
貸付金利息	252	245
その他の利息及び配当金	107	60
合 計	40,832	42,913

7 有価証券の種類別残高

(単位:百万円、%)

区 分	2009年度末		2010年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
公社債	2,203,447	97.7	2,206,139	97.7
国債	1,052,096	46.7	1,079,091	47.8
地方債	271,386	12.0	263,157	11.7
社債	879,965	39.0	863,891	38.3
うち公社・公団債	498,823	22.1	497,996	22.1
株式	4,239	0.2	1,101	0.0
外国証券	46,483	2.1	50,968	2.3
公社債	46,483	2.1	43,849	1.9
株式等	—	—	7,119	0.3
その他の証券	279	0.0	—	—
合 計	2,254,448	100.0	2,258,208	100.0

(注) 公社・公団債とは、政府保証債・財投機関債の合計です。

8 有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分		1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め ないもの	合 計
2009年度末	公社債	228,310	176,308	238,810	190,490	143,848	1,225,682	—	2,203,447
	国債	157,077	91,076	103,329	10,493	17,218	672,902	—	1,052,096
	地方債	20,259	12,144	45,753	40,980	1,199	151,051	—	271,386
	社債	50,974	73,088	89,728	139,016	125,430	401,730	—	879,965
	株式	—	—	—	—	—	—	4,239	4,239
	外国証券	1,600	3,402	12,981	4,500	18,000	6,000	—	46,483
	公社債	1,600	3,402	12,981	4,500	18,000	6,000	—	46,483
	株式等	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	279	279
	合 計	229,910	179,709	251,791	194,990	161,848	1,231,682	4,518	2,254,448
2010年度末	公社債	136,328	172,187	220,952	158,839	124,075	1,393,758	—	2,206,139
	国債	96,631	67,215	53,004	1,001	40,136	821,105	—	1,079,091
	地方債	3,399	34,705	46,304	15,695	—	163,053	—	263,157
	社債	36,298	70,267	121,643	142,143	83,939	409,600	—	863,891
	株式	—	—	—	—	—	—	1,101	1,101
	外国証券	3,000	2,249	13,600	12,000	7,000	6,000	7,119	50,968
	公社債	3,000	2,249	13,600	12,000	7,000	6,000	—	43,849
	株式等	—	—	—	—	—	—	7,119	7,119
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	139,328	174,436	234,552	170,839	131,075	1,399,758	8,220	2,258,208

有価証券+金銭の信託の残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分		1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め ないもの	合 計
2009年度末	公社債	228,511	177,428	245,324	190,721	146,440	1,225,682	—	2,214,106
	国債	157,077	91,788	106,236	10,493	17,218	672,902	—	1,055,714
	地方債	20,259	12,144	45,753	40,980	1,199	151,051	—	271,386
	社債	51,175	73,496	93,335	139,247	128,022	401,730	—	887,005
	株式	—	—	—	—	—	—	4,239	4,239
	外国証券	10,298	19,440	20,655	9,385	18,361	8,852	119,705	206,696
	公社債	10,298	19,440	20,655	9,385	18,361	8,852	—	86,991
	株式等	—	—	—	—	—	—	119,705	119,705
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	16,706	16,706
	合 計	238,809	196,868	265,979	200,106	164,801	1,234,534	140,651	2,441,747
2010年度末	公社債	136,328	175,763	220,952	159,064	124,075	1,393,758	—	2,209,940
	国債	96,631	67,552	53,004	1,001	40,136	821,105	—	1,079,429
	地方債	3,399	34,705	46,304	15,695	—	163,053	—	263,157
	社債	36,298	73,505	121,643	142,368	83,939	409,600	—	867,354
	株式	—	—	—	—	—	—	1,101	1,101
	外国証券	3,000	14,836	15,529	16,295	8,973	8,761	135,817	203,212
	公社債	3,000	14,836	15,529	16,295	8,973	8,761	—	67,394
	株式等	—	—	—	—	—	—	135,817	135,817
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	5,325	5,325
	合 計	139,328	190,599	236,481	175,359	133,048	1,402,520	142,244	2,419,578

9 業種別保有株式明細表

(単位:百万円)

区 分		2009年度末	2010年度末
水産・農林業		—	—
鉱業		116	—
建設業		—	—
製造業	食料品	110	—
	繊維製品	—	—
	パルプ・紙	—	—
	化学	504	195
	医薬品	59	—
	石油・石炭製品	—	—
	ゴム製品	—	—
	ガラス・土石製品	132	—
	鉄鋼	200	11
	非鉄金属	49	51
	金属製品	—	—
	機械	159	22
	電気機器	781	19
	輸送用機器	316	214
精密機器	178	45	
その他製品	390	—	
電気・ガス業		68	—
運輸・情報通信業	陸運業	191	146
	海運業	—	—
	空運業	—	—
	倉庫・運輸関連業	—	—
	情報・通信業	154	163
商業	卸売業	282	108
	小売業	217	—
金融・保険業	銀行業	—	—
	証券・商品先物取引業	—	—
	保険業	—	—
	その他金融業	—	—
不動産業		—	—
サービス業		334	127
合 計		4,239	1,101

(注1) 業種区分は、「証券コード協議会」の「業種別分類項目」に準拠しています。

(注2) 有価証券+金銭の信託の内訳です。

10 貸付金明細

(単位:百万円、%)

区 分	2009年度末		2010年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
契約者貸付	3,909	57.8	3,828	52.1
その他の貸付	2,858	42.2	3,523	47.9
合 計	6,767	100.0	7,352	100.0

(注1) その他の貸付は、子会社である(株)ウィックサービスに対する貸付です。

(注2) 一般企業向けの貸付は生協法で認められていません。

〈業種別の貸付金残高〉

業種別の貸付金残高(2009年度末および2010年度末)の内訳は、「金融・保険業」です。

11 用途別の貸付金残高

(単位:百万円、%)

区 分	2009年度末		2010年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
設備資金	2,858	100.0	3,523	100.0
運転資金	—	—	—	—
合 計	2,858	100.0	3,523	100.0

12 担保の種類別貸付金残高

(単位:百万円、%)

区 分	2009年度末		2010年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
不動産その他担保物	—	—	—	—
債務保証	—	—	—	—
損失補償	—	—	—	—
その他	2,858	100.0	3,523	100.0
合 計	2,858	100.0	3,523	100.0

13 海外投資残高

(単位:百万円、%)

区 分	2009年度末		2010年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
外貨建資産	46,925	22.7	29,482	14.5
公社債	39,316	19.0	22,391	11.0
株式	—	—	—	—
現預金・その他	7,609	3.7	7,091	3.5
円貨額が確定した外貨建資産	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—
現預金・その他	—	—	—	—
円貨建資産	159,771	77.3	173,735	85.5
公社債	47,675	23.1	45,003	22.1
その他	112,096	54.2	128,732	63.3
合 計	206,696	100.0	203,217	100.0

(注) 有価証券+金銭の信託の内訳です。

14 外国証券の海外投資地域別構成

(単位:百万円、%)

区 分	外国証券		公社債		株式等		
	金 額	占 率	金 額	占 率	金 額	占 率	
2009年度末	北米	15,277	7.4	15,277	17.6	—	—
	ヨーロッパ	89,379	43.2	53,228	61.2	36,151	30.2
	オセアニア	12,392	6.0	12,392	14.2	—	—
	アジア	—	—	—	—	—	—
	中南米	84,554	40.9	1,000	1.1	83,554	69.8
	中東	—	—	—	—	—	—
	アフリカ	—	—	—	—	—	—
	国際機関	5,094	2.5	5,094	5.9	—	—
	合 計	206,696	100.0	86,991	100.0	119,705	100.0
2010年度末	北米	11,277	5.5	11,277	16.7	—	—
	ヨーロッパ	86,186	42.4	45,842	68.0	40,344	29.7
	オセアニア	5,220	2.6	5,220	7.7	—	—
	アジア	—	—	—	—	—	—
	中南米	95,474	47.0	—	—	95,474	70.3
	中東	—	—	—	—	—	—
	アフリカ	—	—	—	—	—	—
	国際機関	5,055	2.5	5,055	7.5	—	—
	合 計	203,212	100.0	67,394	100.0	135,817	100.0

(注) 有価証券+金銭の信託の内訳です。

15 海外投資運用利回り

(単位:%)

区 分	2009年度	2010年度
海外投資運用利回り	0.89	-0.06

(注) 有価証券+金銭の信託の運用利回りです。

16 リスク管理債権の状況

2009年度末および2010年度末において「破綻先債権」「延滞債権」「3か月以上延滞債権」「貸付条件緩和債権」に該当するものはありません。

17 債務者区分による債権の状況

(単位:百万円、%)

区 分	2009年度末		2010年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—	—
危険債権	—	—	—	—
要管理債権	—	—	—	—
計	—	—	—	—
正常債権	6,767	100.0	7,352	100.0
合 計	6,767	100.0	7,352	100.0

- (注) ①「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続き等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
 ②「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 ③「要管理債権」とは、3か月以上延滞貸付金および条件緩和貸付金です。なお、3か月以上延滞貸付金とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金(①および②に掲げる債権を除く。)であり、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(①および②に掲げる債権ならびに3か月以上延滞貸付金を除く。)です。
 ④「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、①から③までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

18 有価証券等の時価情報

(単位:百万円)

区 分	帳簿価格	時 価	差損益	差 益		
				差 益	差 損	
2009年度末	責任準備金対応債券	1,955,022	2,025,455	70,433	72,252	1,819
	満期保有目的の債券	45,170	47,125	1,955	1,973	18
	その他有価証券	492,572	469,387	-23,185	2,141	25,326
	公社債	247,856	248,856	1,000	1,013	12
	株式	4,245	4,239	-6	252	258
	外国証券	1,000	882	-118	-	118
	公社債	1,000	882	-118	-	118
	株式等	-	-	-	-	-
	その他の証券	334	279	-55	-	55
	金銭の信託	211,306	187,299	-24,006	876	24,883
	金銭債権	27,832	27,832	-	-	-
	合計	2,492,764	2,541,967	49,203	76,366	27,163
	公社債	2,202,447	2,273,774	71,327	73,165	1,838
	株式	4,245	4,239	-6	252	258
	外国証券	46,601	48,544	1,943	2,073	130
	公社債	46,601	48,544	1,943	2,073	130
	株式等	-	-	-	-	-
その他の証券	334	279	-55	-	55	
金銭の信託	211,306	187,299	-24,006	876	24,883	
金銭債権	27,832	27,832	-	-	-	
2010年度末	責任準備金対応債券	1,869,587	1,945,222	75,635	81,568	5,933
	満期保有目的の債券	186,854	189,657	2,802	3,485	682
	その他有価証券	419,258	402,137	-17,122	1,719	18,840
	公社債	192,815	192,698	-117	1,158	1,275
	株式	1,229	1,101	-128	13	141
	外国証券	8,979	7,967	-1,012	-	1,012
	公社債	1,000	848	-152	-	152
	株式等	7,979	7,119	-860	-	860
	その他の証券	-	-	-	-	-
	金銭の信託	177,235	161,370	-15,865	548	16,412
	金銭債権	39,000	39,000	-	-	-
	合計	2,475,700	2,537,015	61,315	86,771	25,456
	公社債	2,206,256	2,282,249	75,994	83,883	7,890
	株式	1,229	1,101	-128	13	141
	外国証券	51,980	53,294	1,314	2,326	1,012
	公社債	44,001	46,175	2,175	2,326	152
	株式等	7,979	7,119	-860	-	860
その他の証券	-	-	-	-	-	
金銭の信託	177,235	161,370	-15,865	548	16,412	
金銭債権	39,000	39,000	-	-	-	

(注) 売買目的有価証券に区分されるものではありません。

前項のうち、有価証券+金銭の信託の時価情報

(単位:百万円)

区 分	帳簿価格	時 価	差損益	差 益		
				差 益	差 損	
2009年度末	責任準備金対応債券	1,955,022	2,025,455	70,433	72,252	1,819
	満期保有目的の債券	45,170	47,125	1,955	1,973	18
	其他有価証券	492,572	469,387	-23,185	2,141	25,326
	公社債	257,789	259,515	1,726	1,738	12
	株式	4,245	4,239	-6	252	258
	外国証券	184,817	161,095	-23,722	151	23,873
	公社債	49,518	41,390	-8,129	143	8,272
	株式等	135,298	119,705	-15,593	8	15,601
	その他の証券	17,889	16,706	-1,183	-	1,183
	金銭債権	27,832	27,832	-	-	-
	合計	2,492,764	2,541,967	49,203	76,366	27,163
	公社債	2,212,380	2,284,433	72,053	73,891	1,838
	株式	4,245	4,239	-6	252	258
	外国証券	230,418	208,757	-21,661	2,224	23,885
	公社債	95,120	89,052	-6,068	2,215	8,283
株式等	135,298	119,705	-15,593	8	15,601	
その他の証券	17,889	16,706	-1,183	-	1,183	
金銭債権	27,832	27,832	-	-	-	
2010年度末	責任準備金対応債券	1,869,587	1,945,222	75,635	81,568	5,933
	満期保有目的の債券	186,854	189,657	2,802	3,485	682
	其他有価証券	419,258	402,137	-17,122	1,719	18,840
	公社債	196,436	196,499	63	1,338	1,275
	株式	1,229	1,101	-128	13	141
	外国証券	177,067	160,211	-16,856	368	17,223
	公社債	28,341	24,394	-3,948	135	4,082
	株式等	148,725	135,817	-12,908	233	13,141
	その他の証券	5,527	5,325	-201	-	201
	金銭債権	39,000	39,000	-	-	-
	合計	2,475,700	2,537,015	61,315	86,771	25,456
	公社債	2,209,876	2,286,050	76,174	84,063	7,890
	株式	1,229	1,101	-128	13	141
	外国証券	220,067	205,538	-14,529	2,694	17,223
	公社債	71,342	69,721	-1,621	2,461	4,082
株式等	148,725	135,817	-12,908	233	13,141	
その他の証券	5,527	5,325	-201	-	201	
金銭債権	39,000	39,000	-	-	-	

(注) 売買目的有価証券に区分されるものではありません。

19 金銭の信託の時価情報

(単位:百万円)

区 分	2009年度末					2010年度末				
	帳簿価格	時 価	差損益	差 益	差 損	帳簿価格	時 価	差損益	差 益	差 損
金銭の信託	211,306	187,299	-24,006	876	24,883	177,235	161,370	-15,865	548	16,412

20 デリバティブ取引の時価情報

2009年度末および2010年度末において残高はありません。

II. 決算関係書類

1 貸借対照表

(単位: 千円)
(2011年5月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
1. 現金及び預金		1. 共済契約準備金	2,675,378,798
(1) 現金	7,271	(1) 支払備金	85,238,613
(2) 預貯金	159,382,172	(2) 責任準備金	2,557,666,706
2. 金銭の信託		(3) 割戻準備金	32,473,478
3. 金銭債権		2. 再共済勘定	2,589,920
4. 有価証券		3. 業務委託勘定	1,431,504
(1) 国債	1,079,091,434	4. 業務受託勘定	279,125
(2) 地方債	263,156,781	5. その他共済負債	27,588,935
(3) 社債	863,890,549	6. その他事業負債	95,264
(4) 株式	1,101,282	7. 借入金	111,633
(5) 外国証券	43,849,003	8. 前受収益	20,633
(6) 投資信託受益証券	7,118,818	9. 未払費用	8,343,732
5. 貸付金		10. 未払利息	264
(1) 契約者貸付金	3,828,499	11. その他負債	48,672,003
(2) その他の貸付金	3,523,298	(1) 未払金	25,733,872
6. 運用不動産		(2) 未払法人税等	19,744,663
(1) 土地	2,422,412	(3) 預り金	399,832
(2) 減価償却資産	1,623,509	(4) 仮受金	8,777
7. その他の運用資産		(5) リース債務	1,810,874
8. 再共済勘定	139,371,376	(6) 資産除去債務	641,585
9. 業務委託勘定	3,214,124	(7) その他の負債	332,397
10. 業務受託勘定	1,779,760	12. 引当金	
11. その他共済資産	669,748	(1) 退職給付引当金	34,947,194
12. その他事業資産	14,979,001	(2) 役員退職給与引当金	1,583,865
13. 前払費用	152,225	13. 価格変動準備金	19,900,000
14. 未収収益	548,168	負債合計	2,820,942,876
15. その他資産	12,073,471	(純資産の部)	
(1) 未収金	6,984,434	1. 会員資本	237,785,505
(2) 差入保証金	229,499	(1) 出資金	132,160,130
(3) 仮払金	1,253,046	(2) 剰余金	105,625,375
(4) その他の資産	4,891	① 法定準備金	34,028,722
16. 業務用固定資産	5,496,996	② 任意積立金	68,834,611
(1) 土地		ア. 事務能率積立金	18,126,452
(2) 減価償却資産	67,467,037	イ. 労災補償積立金	1,175,000
(3) リース資産(有形)	37,804,816	ウ. 新制度等開発積立金	486,085
(4) 固定資産仮勘定	24,623,545	エ. 災害見舞・経営諸リスク 対応特別積立金	47,740,800
(5) 無形固定資産	1,496,832	オ. 社会貢献・国際 連帯活動基金	783,627
(6) リース資産(無形)	112,461	カ. 災害救護活動・ 災害復興支援基金	204,099
(7) その他固定資産	3,358,901	キ. 介護サービス事業基金	318,545
17. 関係団体等出資金	2,218	③ 当期末処分剰余金	2,762,042
(1) 関係団体出資金	68,261	うち当期損失金	16,888,838
(2) 子会社等株式	5,778,748	2. 評価・換算差額等	
18. 繰延税金資産	5,067,902	(1) その他有価証券評価差額金	△ 11,769,497
19. 貸倒引当金	710,845	純資産合計	226,016,008
資産合計	3,046,958,884	負債及び純資産合計	3,046,958,884

2 損益計算書

(単位:千円)
 (自2010年6月1日 至2011年5月31日)

科 目		金 額		科 目		金 額		
経常損益の部	経常収益		663,560,064	経常損益の部	4. 資産運用費用		3,782,460	
	1. 共済掛金等収入		587,032,142		(1) 支払利息	6,148		
	(1) 受入共済掛金	576,558,787			(2) 金銭の信託運用費	2,096,269		
	(2) 受入再共済金	9,428,093			(3) 有価証券売却損	1,031,941		
	(3) 受入返戻金	36,868			(4) 有価証券償還損	25,026		
	(4) 受入受託手数料	1,008,393			(5) その他の運用費用	620,763		
	2. 共済契約準備金戻入額		27,374,723		(6) 貸倒引当金繰入額	2,312		
	(1) 割戻準備金戻入額	27,374,723			5. 事業経費		112,293,972	
	3. その他事業収入		982,862		(1) 人件費	44,457,238		
	(1) 介護事業収入	850,340			(2) 物件費	52,520,979		
	(2) その他の事業収入	132,521			(3) その他諸経費	1,016,658		
	4. 資産運用収益		47,289,574		(4) 支払委託手数料	14,299,096		
	(1) 利息及び配当金等収益	42,913,389			6. その他経常費用		395,314	
	(2) 有価証券売却益	1,998,303			(1) 寄附金	384,568		
	(3) 有価証券償還益	79,924			(2) その他の経常費用	10,746		
	(4) その他の運用収益	2,297,956			経常剰余金		38,680,705	
	5. その他経常収益		880,761		特別利益		504,750	
	(1) 受取投資配当金	124,753			(1) 固定資産売却益	2,671		
	(2) 受取賃貸料	634,350			(2) 引当金取崩益	7,199		
	(3) その他の経常収益	121,657			(3) その他特別利益	494,880		
経常費用		624,879,358	特別損失		43,356,011			
1. 共済金等支払額		448,181,469	(1) 固定資産処分損	138,315				
(1) 支払共済金	358,617,929		(2) 価格変動準備金繰入	1,900,000				
(2) 支払再共済掛金	15,488,164		(3) 減損損失	36,359				
(3) 支払返戻金	46,629,271		(4) 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	242,116				
(4) 支払割戻金	27,268,890		(5) 東日本大震災による損失	40,847,489				
(5) 支払その他費用	177,211		(6) その他特別損失	191,731				
2. 共済契約準備金繰入額		60,181,030	税引前当期損失金		4,170,556			
(1) 支払備金繰入額	11,052,613		法人税等		20,845,505			
(2) 責任準備金繰入額	49,092,055		法人税等調整額		△ 27,640,253			
(3) 割戻金据置利息繰入額	36,361		割戻準備金繰入額		19,513,029			
3. その他事業費用		45,111	当期損失金		16,888,838			
(1) 介護事業費用	13,301		前期繰越剰余金		1,176,793			
(2) その他事業費用	31,809		事務能率積立金取崩額		879,134			
			災害見舞・経営諸リスク対応特別積立金取崩額		15,872,809			
			社会貢献・国際連帯活動基金取崩額		172,341			
			災害救援活動・災害復興支援基金取崩額		1,491,491			
			介護サービス事業基金取崩額		58,309			
			当期末処分剰余金		2,762,042			

3 決算関係書類の注記

I. 継続組合の前提に関する注記

該当事項はありません。

II. 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準および評価方法

保有する有価証券を保有目的別に区分のうえ、次のとおり行っています。

- (1) 「満期保有目的の債券」として区分した有価証券は、移動平均法による償却原価(定額法)により評価しています。
- (2) 「責任準備金対応債券」として区分した有価証券は、移動平均法による償却原価(定額法)により評価しています。

なお、「責任準備金対応債券」は「保険業における『責任準備金対応債券』に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に準じた一定の要件を満たす円貨建債券を分類したものです。

- (3) 子会社等株式として区分した有価証券については、移動平均法による原価により評価しています。

- (4)「その他有価証券」として区分した有価証券で、時価のあるもののうち国内上場株式・国内上場投資信託は、期末日1ヵ月の市場価格の平均にもとづく時価(売却原価の算定は移動平均法)、それ以外の時価のある有価証券は、期末日の市場価格等にもとづく時価(売却原価の算定は移動平均法)により評価しています。
- また、時価のないものは、移動平均法による原価または償却原価(定額法)により評価しています。
- なお、「その他有価証券」の評価差額の計上方法は、全部純資産直入法を採用しています。
2. 金銭の信託の評価基準および評価方法
- 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、有価証券と同様の方法により行っています。
3. 固定資産の減価償却方法
- (1)有形固定資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産及び1998年4月1日以後に取得した建物を除く)の減価償却は定率法により、1998年4月1日以後に取得した建物の減価償却は定額法により行っています。
- (2)無形固定資産(ソフトウェア含む)の減価償却は、定額法により行っています。
- (3)所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間に基づく定額法により行っています。
4. 引当金の計上基準
- (1)退職給付引当金
- 退職給付引当金は、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成10年6月16日企業会計審議会))を適用し、職員の退職給付に備えるため、当期末の退職給付債務および年金資産の金額にもとづき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。
- (2)役員退職給与引当金
- 内規にもとづく期末要支給額を計上しています。
- (3)貸倒引当金
- 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績等を勘案して繰入額を計上しているほか、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
5. 責任準備金の積立方法
- 責任準備金は「消費生活協同組合法」第50条の7の規定にもとづく準備金であり、共済掛金積立金については「消費生活協同組合法施行規則」第179条の規定にもとづき、平準純共済掛金式により計算しています。
- なお、1999年11月30日以前に発効した個人年金共済契約を対象に、追加責任準備金を積み立てることにしています。これにより、当期に積み立てた額は45,000百万円です。
6. 価格変動準備金
- 価格変動準備金は「消費生活協同組合法」第50条の9の規定にもとづく準備金であり、保有する資産の価格変動などにより発生しうる損失に備えるため所要額を計算し、計上することとしています。
7. リース取引の処理方法
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. 資産除去債務に関する会計基準
- 当期から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しています。
- これに伴い、有形固定資産が359百万円増加し、資産除去債務を641百万円計上しています。
- また、経常剰余金が40百万円減少し、税引前当期剰余金が282百万円減少しています。
9. 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- 外貨建資産等の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」(企業会計審議会)にもとづき行っています。
10. 消費税および地方消費税の会計処理方法
- 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜経理方式で処理しています。
- また、固定資産に係わる控除対象外消費税は、その他の資産として計上し、法人税法の規定する期間にわたり償却しています。
11. 決算関係書類に記載した金額の端数処理の方法
- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。
12. その他決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項
- (1)責任準備金対応債券
- 責任準備金対応債券に関する事項は以下のとおりです。

①個人年金共済・団体年金共済・新団体年金共済・個人長期生命共済・終身生命共済の当期末の保有契約から発生すると予測される支出額のデュレーションと、当該保有契約から発生すると予測される共済掛金のうち予め定められた一定割合の収入額および責任準備金対応債券とのデュレーションが、定められた範囲となるように責任準備金対応債券を管理しています。

②責任準備金対応債券の目標デュレーションを含む資産運用方針や資産配分計画を定めています。

③責任準備金対応債券にかかる小区分の設定にあたっては、将来における一定期間内の共済収支にもとづくデュレーションを勘案した方法を継続して採用しています。この方法に用いた将来の共済収支の期間は30年、保有契約から将来30年以内に発生すると予測される支出額のデュレーションは11.6年、保有契約から将来30年以内に発生すると予測される共済掛金のデュレーションは7.6年、責任準備金対応債券のデュレーションは10.9年です。

責任準備金対応債券の当期末における貸借対照表額は1,869,586百万円、時価は1,945,221百万円です。

なお、当期より、責任準備金対応債券の対象となる共済契約群について、新団体年金共済を追加しています。これは新団体年金共済の開始に伴う団体年金共済からの契約移行によるものであり、この追加による貸借対照表および損益計算書への影響はありません。

(2)平成23年3月11日に発生しました東日本大震災により来期以降に支払いが見込まれる共済金および見舞金等に対して、公表された被災者数等により見積りを行い、支払備金および未払金に計上しています。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

当座借越契約等にもとづき担保に供している資産…大口定期預金 42,400百万円

2. 減価償却累計額の金額

運用不動産から直接控除した減価償却累計額 1,379百万円

業務用固定資産から直接控除した減価償却累計額 36,348百万円

3. 国庫補助金等による有形固定資産の圧縮記帳控除額

建物付属設備から国庫補助金相当額20百万円が控除されています。

4. 保証債務等

常勤役職員の労働金庫提携住宅ローン借入等に対する保証債務 873百万円

5. 子法人等及び関連法人等に係わる債権又は債務

金銭債権 3,635百万円

金銭債務 2,369百万円

6. 役員に対する金銭債権又は金銭債務

理事および監事に対する金銭債権又は金銭債務はありません。

7. 共済契約を再共済又は再保険に付した部分に相当する金額

(1)「消費生活協同組合法施行規則」第180条に規定する再共済又は再保険に付した部分に相当する責任準備金の金額はありません。

(2)「消費生活協同組合法施行規則」第184条において準用する第180条に規定する再共済又は再保険に付した部分に相当する支払備金の額は39,149百万円です。

IV. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当会退職給与規程にもとづく退職一時金制度を採用しています。また、退職給与金の一部については、厚生年金基金制度を採用しています。

なお、今年度に認可された「代行部分に係る将来分返上」に関する事項は以下のとおりです。

(1) 将来分返上認可の日 2011年5月1日

(2) 期末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金) 16,583百万円

(3) (2)の支払いが期末日に行われたと仮定した場合に生じる利益の見込額 14,056百万円

2. 退職給付債務等の内容

(1) 退職給付債務およびその内訳

・退職給付債務 Δ 76,782百万円

・年金資産 42,166百万円

・過去勤務債務の未処理額	△ 8,237百万円
・未認識数理計算上の差異	7,906百万円
・退職給付引当金	△ 34,947百万円
(2)退職給付費用の内訳	
・勤務費用	2,811百万円
・利息費用	1,690百万円
・期待運用収益	△ 1,520百万円
・過去勤務債務の費用処理額	△ 139百万円
・未認識数理計算上の差異の費用処理額	1,435百万円
(3)退職給付債務等の計算基礎	
・割引率	2.075%
・期待運用収益率	3.70%
・数理計算上の差異の処理方法は、発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(10年)による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。	

V. 損益計算書に関する注記

- 子法人等及び関連法人等との取引による収益総額 574百万円
うち事業取引高 549百万円
うち事業取引以外の取引高 25百万円
- 子法人等及び関連法人等との取引による費用総額 11,371百万円
すべて事業取引高であり、事業取引以外の取引高はありません。
- 減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。
 - 資産をグルーピングした方法
共済事業の用に供している不動産等については、共済事業全体で1つのグルーピングとしています。また、共済事業の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしています。
 - 減損損失の認識に至った経緯
遊休不動産等については、取得時からの大幅な地価の下落等により、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。
 - 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産ごとの内訳

用途	件数	土地	建物	合計
遊休不動産等	1件	24百万円	11百万円	36百万円
 - 回収可能価額の算定方法
遊休不動産等については正味売却価額を回収可能額としています。
正味売却価額については、不動産鑑定評価基準にもとづく鑑定評価額をもとに算定しています。

VI. 税効果会計に関する注記

税効果会計に関する事項は以下のとおりです。

- 繰延税金資産の総額は167,676百万円であり、繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は2,701百万円です。また、繰延税金負債の合計は112百万円となり、繰延税金資産の純額は164,862百万円となりました。
- 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳は、共済契約準備金132,986百万円、退職給付引当金10,791百万円、価格変動準備金6,220百万円およびその他有価証券評価差額金5,352百万円です。
- 当期における法定実効税率は31.26%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、割戻準備金繰入額146.26%です。

VII. リースにより使用する固定資産に関する注記

- リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
 - リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	器具備品	無形固定資産	合計
取得価額相当額	1,078百万円	344百万円	1,422百万円
減価償却累計額相当額	672百万円	248百万円	920百万円
期末残高相当額	406百万円	95百万円	501百万円

(2) 未経過リース料期末残高相当額

	1年以内	1年超	合計
未経過リース料期末残高相当額	205百万円	327百万円	532百万円

(3) 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	245百万円
減価償却費相当額	223百万円
支払利息相当額	17百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

	1年以内	1年超	合計
(1) 未経過リース料	1百万円	0百万円	1百万円

VIII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当会は、共済事業として各種共済の引き受けを行っており、共済掛金として収受した金銭を資産と負債の総合的管理(ALM)の考え方にもとづき、将来の共済金などの支払いに備えて運用しています。総合的なリスク管理のもと公社債を中心に利息収入を安定的に確保したうえで、許容されるリスクの範囲内で外国証券などによる運用をあわせて行い、収益性の向上を目指しています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産のうち有価証券と金銭の信託は、主に公社債、外国証券、株式、投資信託です。

これらに係るリスクには、市場リスク(金利の変動リスク、為替の変動リスクおよび価格変動リスク等)および信用リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当会では、組合員の信頼と負託に応え、保障と安心を将来にわたり確実に提供しつづけるため、業務の適切性および財務の健全性の確保に努めることを事業経営上の重要課題と位置づけています。資産運用リスクの管理にあたっては規定を定め、リスク量の計測、把握などリスク管理を行っています。また、リスク管理統括部署を設置し相互牽制機能を発揮する体制を整備し、リスク管理状況を定期的に理事会等に報告しています。

市場リスクについては、金利、為替、株価等の運用環境の変化に対する保有資産の状況を把握するとともに、ポートフォリオ全体としてリスクを把握し、資産配分を見直すなど適切に管理しています。

信用リスクについては、外部格付等を利用し、発行体ごとにリスクの状況を分析・管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格にもとづく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提状況等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2011年5月31日における貸借対照表計上額、時価およびその差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金及び預金	159,389	159,389	—
金銭の信託	161,369	161,369	—
金銭債権	39,000	39,000	—
有価証券	2,258,207	2,336,644	78,436
責任準備金対応債券	1,869,586	1,945,221	75,634
満期保有目的の債券	186,854	189,656	2,802
その他有価証券	201,766	201,766	—

(1) 金融商品の時価の算定方法

資産

①現金及び預金

現金及び預金は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

②金銭の信託

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券は、④有価証券と同様の算定方法です。

③金銭債権

金銭債権は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

④有価証券

時価のある有価証券のうち国内上場株式・国内上場投資信託は、期末日1ヵ月の市場価格の平均にもとづく時価、それ以外の時価のある有価証券は、期末日の市場価格等にもとづく時価としています。

(2) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

①責任準備金対応債券の種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびその差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	1,740,810	1,821,626	80,815
	外国証券(円貨建債券)	11,500	12,252	751
	小計	1,752,311	1,833,879	81,567
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	117,275	111,342	△5,932
	外国証券(円貨建債券)	—	—	—
	小計	117,275	111,342	△5,932
合計		1,869,586	1,945,221	75,634

②満期保有目的の債券の種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびその差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	120,481	122,391	1,909
	外国証券(円貨建債券)	31,500	33,074	1,574
	小計	151,981	155,466	3,484
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	34,872	34,190	△682
	外国証券(円貨建債券)	—	—	—
	小計	34,872	34,190	△682
合計		186,854	189,656	2,802

③その他有価証券の種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびその差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	公社債	81,758	82,916	1,157
	株式	321	334	13
	外国証券(外貨建債券)	—	—	—
	投資信託受益証券	—	—	—
	小計	82,079	83,250	1,170
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	公社債	111,056	109,782	△1,274
	株式	908	766	△141
	外国証券(外貨建債券)	1,000	848	△151
	投資信託受益証券	7,979	7,118	△860
	小計	120,944	118,515	△2,428
合計		203,023	201,766	△1,257

④当期における有価証券の売却については、次のとおりです。

ア. 有価証券売却益の内訳は、公社債1,776百万円、株式221百万円です。

イ. 有価証券売却損の内訳は、株式109百万円、株式478百万円、投資信託受益証券443百万円です。

(3) 金銭の信託に関する注記事項

①金銭の信託の保有目的区分は、その他有価証券です。取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびその差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種 類	取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	金銭の信託	21,875	22,147	272
	小計	21,875	22,147	272
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	金銭の信託	155,358	139,222	△16,136
	小計	155,358	139,222	△16,136
合計		177,234	161,369	△15,864

(4) 満期がある有価証券等の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
現金及び預金	106,013	—	—	—	—	—
金銭の信託	3,402	15,432	1,808	3,956	2,003	2,357
金銭債権	39,000	—	—	—	—	—
有価証券	139,320	174,640	234,646	170,900	130,600	1,395,314
責任準備金対応債券	94,700	166,540	182,146	153,900	101,900	1,163,022
満期保有目的の債券	3,000	1,000	16,500	17,000	1,000	150,291
その他有価証券	41,620	7,100	36,000	—	27,700	82,000
合計	287,735	190,072	236,454	174,856	132,603	1,397,671

IX. 関連当事者との取引に関する注記

1. 会社

記載すべき重要なものはありません。

2. 組合

記載すべき重要なものはありません。

3. 役員及びその近親者

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社アートワン (注1)	東京都 渋谷区	10	デザイン業	なし	—	商品の仕入先	事務・消耗品の購入 (注2)	353	未払費用	3

上記の金額のうち、取引金額については消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)株式会社アートワンは、当会役員の近親者が議決権の100%を直接所有しています。

(注2)価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しています。

X. 重要な後発事象に関する注記

特記すべき事象はありません。

XI. その他の注記

1. その他特別利益

その他特別利益の主なもの、日本再共済連からの利用高割戻金400百万円です。

2. 東日本大震災による損失

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に係る費用・損失です。

主な内訳は、見舞金38,077百万円、災害審査費用2,769百万円、建物等の原状回復費用124百万円です。

4 貸借対照表の推移

(単位:百万円)

科 目		年 度		2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
資 産 の 部	1. 現金及び預貯金			137,214	143,955	113,667	111,108	159,389
	2. 金銭の信託			597,019	524,773	280,585	187,299	161,370
	3. 金銭債権			20,900	25,600	45,300	27,832	39,000
	4. 有価証券			1,671,135	1,761,443	2,048,604	2,254,448	2,258,208
	5. 貸付金			7,326	7,219	6,680	6,767	7,352
	6. 運用不動産			6,158	6,145	5,006	4,767	4,046
	7. その他の運用資産			152,573	151,090	143,914	141,477	139,371
	8. 再共済勘定			1,291	1,245	1,314	1,620	3,214
	9. 業務委託勘定			543	1,901	1,969	2,447	1,780
	10. 業務受託勘定			1,414	312	307	348	670
	11. その他共済資産			13,302	14,290	12,573	15,980	14,979
	12. その他事業資産			221	217	213	178	152
	13. 前払費用			323	328	338	380	548
	14. 未収収益			9,750	10,545	11,869	11,934	12,073
	15. その他資産			3,905	5,463	5,066	6,207	6,984
	16. 業務用固定資産			70,257	73,144	71,837	68,591	67,467
	17. 関係団体等出資金			5,921	6,081	5,760	5,812	5,779
	18. 繰延税金資産			63,181	88,711	114,240	139,118	164,863
	19. 貸倒引当金			—	—	△531	△287	△287
資産の部合計				2,762,434	2,822,462	2,868,709	2,986,028	3,046,959
負 債 の 部	1. 共済契約準備金			2,386,547	2,460,668	2,529,909	2,623,059	2,675,379
	2. 再共済勘定			2,010	1,739	1,817	2,003	2,590
	3. 業務委託勘定			1,342	1,668	1,454	1,760	1,432
	4. 業務受託勘定			84	72	198	275	279
	5. その他共済負債			38,422	31,674	25,598	27,178	27,589
	6. その他事業負債			104	69	79	97	95
	7. 借入金			187	167	148	126	112
	8. 前受収益			29	29	21	20	21
	9. 未払費用			6,596	6,589	6,944	6,989	8,344
	10. 未払利息			2	1	1	1	0
	11. その他負債			17,403	18,785	20,364	30,195	48,672
	12. 引当金			37,699	39,584	38,043	35,467	36,531
	13. 価格変動準備金			10,580	15,580	13,000	18,000	19,900
負債の部合計				2,501,004	2,576,624	2,637,576	2,745,170	2,820,943
資 本 の 部	1. 会員出資金			122,224	128,463	—	—	—
	2. 法定準備金			29,140	30,180	—	—	—
	3. 任意積立金			69,176	76,531	—	—	—
	4. 当期末処分剰余金 (うち当期剰余金)			14,656 5,196	9,955 6,042	—	—	—
	5. 株式等評価差額金			26,234	710	—	—	—
資本の部合計				261,430	245,838	—	—	—
負債及び資本の部合計				2,762,434	2,822,462	—	—	—
純 資 産 の 部	1. 会員資本			—	—	250,256	256,795	237,786
	(1) 出資金			—	—	130,770	131,852	132,160
	(2) 剰余金			—	—	119,485	124,943	105,625
	① 法定準備金			—	—	31,389	32,429	34,029
	② 任意積立金			—	—	78,343	82,909	68,835
	③ 当期末処分剰余金 (うち当期剰余金)			—	—	9,753 5,183	9,606 7,891	2,762 △16,889
	2. 評価・換算差額等			—	—	△19,123	△15,938	△11,769
純資産の部合計				—	—	231,133	240,857	226,016
負債及び純資産の部合計				—	—	2,868,709	2,986,028	3,046,959

5 損益計算書の推移

(単位:百万円)

科目	年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
経常 損益 の 部	経常収益	699,052	707,290	700,852	678,920	663,560
	1. 共済掛金等収入	597,401	605,062	602,689	597,512	587,032
	(1) 受入共済掛金	589,777	597,580	595,416	589,284	576,559
	(2) 受入再共済金	6,595	6,489	6,308	7,259	9,428
	(3) 受入返戻金	41	44	39	40	37
	(4) 受入受託手数料	987	948	926	929	1,008
	2. 共済契約準備金戻入額	54,124	52,838	48,019	32,550	27,375
	(1) 支払備金戻入額	290	—	6,443	2,950	—
	(2) 割戻準備金戻入額	53,834	52,838	41,576	29,600	27,375
	3. その他事業収入	1,071	1,024	966	993	983
	(1) 介護事業収入	938	885	848	866	850
	(2) その他の事業収入	133	139	117	127	133
	4. 資産運用収益	45,350	47,457	48,263	46,789	47,290
	5. その他経常収益	1,107	909	916	1,076	881
	(1) 受取出資配当金	128	128	129	123	125
	(2) 受取賃貸料	842	643	649	656	634
	(3) その他の経常収益	137	138	139	298	122
	経常費用	623,248	648,754	668,739	636,696	624,879
	1. 共済金等支払額	422,155	439,095	436,423	424,008	448,181
	(1) 支払共済金	309,224	330,666	323,673	326,343	358,618
	(2) 支払再共済掛金	13,735	14,208	13,986	15,263	15,488
	(3) 支払返戻金	45,281	41,261	57,007	52,671	46,629
	(4) 支払割戻金	53,815	52,817	41,480	29,542	27,269
	(5) 支払その他費用	100	143	278	189	177
	2. 共済契約準備金繰入額	75,892	91,317	91,568	99,982	60,181
	(1) 支払備金繰入額	—	13,153	—	—	11,053
	(2) 責任準備金繰入額	75,892	78,164	91,512	99,938	49,092
	(3) 割戻金据置利息繰入額	—	—	57	44	36
	3. その他事業費用	43	42	34	46	45
	(1) 介護事業費用	13	13	14	14	13
	(2) その他の事業費用	31	29	20	32	32
	4. 資産運用費用	4,304	2,684	24,776	1,624	3,782
5. 事業経費	120,523	115,222	115,658	110,794	112,294	
(1) 人件費	44,446	44,851	45,802	44,321	44,457	
(2) 物件費	52,853	51,437	53,832	50,700	52,521	
(3) その他諸経費	6,887	3,109	855	1,079	1,017	
(4) 支払委託手数料	16,336	15,825	15,169	14,695	14,299	
6. その他経常費用	330	395	280	242	395	
(1) 寄附金	329	386	275	240	385	
(2) その他の経常費用	1	8	5	2	11	
経常剰余金	75,804	58,537	32,114	42,224	38,681	
特別 損益 の 部	特別利益	481	317	2,878	1,121	505
	(1) 固定資産売却益	329	—	—	16	3
	(2) 引当金取崩益	86	46	4	515	7
	(3) その他特別利益	67	271	295	589	495
	(4) 価格変動準備金戻入	—	—	2,580	—	—
	特別損失	18,377	11,819	876	6,731	43,356
	(1) 固定資産処分損	246	224	193	89	138
	(2) 不動産圧縮損	271	22	—	21	—
	(3) 過年度償却退職給付費用	4,893	4,893	—	—	—
	(4) 価格変動準備金繰入	4,000	5,000	—	5,000	1,900
	(5) 減損損失	—	—	1	485	36
	(6) 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	—	—	—	242
	(7) 東日本大震災による損失	—	—	—	—	40,847
	(8) その他特別損失	8,967	1,679	682	1,137	192
	税引前当期剰余金	57,908	47,034	34,117	36,613	△4,171
	法人税等	12,010	18,916	19,750	29,331	20,846
法人税等調整額	△9,824	△13,896	△16,509	△26,327	△27,640	
割戻準備金繰入額	50,526	35,972	25,692	25,719	19,513	
当期剰余金	5,196	6,042	5,183	7,891	△16,889	
前期繰越剰余金	1,041	1,217	1,233	1,131	1,177	
任意積立金取崩額	8,419	2,695	3,337	584	18,474	
当期末処分剰余金	14,656	9,955	9,753	9,606	2,762	

6 剰余金処分計算書

(単位:百万円)

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
当期末処分剰余金	14,656	9,955	9,753	9,606	2,762
任意積立金取崩額	—	—	—	—	47,741
災害見舞・経営諸リスク対応特別積立金	—	—	—	—	47,741
剰余金処分額	13,439	8,722	8,623	8,429	49,741
法定準備金	1,040	1,209	1,040	1,600	300
利用高割戻金	2,349	2,363	2,433	2,429	—
災害見舞・経営諸リスク対応特別積立金	6,000	3,000	1,000	1,000	—
社会貢献・国際連帯活動基金	200	200	300	300	200
事務能率積立金	3,150	1,650	3,650	3,100	—
災害救援活動・災害復興支援基金	500	300	200	—	1,000
地震等災害見舞基金	—	—	—	—	500
経営諸リスク対応特別積立金	—	—	—	—	47,741
次期繰越剰余金	1,217	1,233	1,131	1,177	762

(注) 次期繰越剰余金に含まれている、生協法第51条の4の教育事業等繰越金は2006年度260百万円、2007年度310百万円、2008年度260百万円、2009年度400百万円、2010年度140百万円です。

■利用高割戻金制度別内訳

(単位:百万円)

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
風水害付火災共済	2,349	2,349	2,352	2,350	—
火災再共済	—	14	81	79	—
合計	2,349	2,363	2,433	2,429	—

(注) 2010年度の利用高割戻金は、東日本大震災の発生により多額の地震等災害見舞金をお支払いしたことから実施を見送りました。

Ⅲ．子会社の状況に関する事項

1 子会社の状況

会社名	所在地	設立年月日	主たる事業種目	資本金 (千円)	当連合会 の議決権 の比率	当連合会 子会社等 の議決権の比率
(株)全労済システムズ	東京都八王子市別所 2-39-1 全労済情報センター4F	1973年5月7日	情報処理システムの開 発、情報処理システムの 管理・運営	150,000	100%	0%
(株)ウィックサービス	東京都渋谷区代々木 1-27-5 代々木市川ビル2F	1986年5月14日	損害保険代理業(団体保 障制度)、各種リース業、 介護サービスの受託事業	90,000	100%	0%
(株)スペース・ゼロ	東京都渋谷区代々木 2-12-10 全労済会館内	1988年6月1日	ホール等の施設管理・運 営、催事等の企画運営	15,000	100%	0%
(株)北海道労済ビジネス	北海道札幌市白石区 菊水3条4丁目1番3号 全労済北海道本部会館3F	1990年8月16日	共済事業の保全業務、 建物管理業務	20,000	100%	0%
(株)全労済東北サービス	宮城県仙台市青葉区 本町1-10-29 全労済宮城会館7F	1998年6月1日	共済事業の保全業務	20,000	100%	0%
(株)全労済リブス	東京都府中市日鋼町1-1 Jタワー2F	1990年3月22日	共済事業の保全業務	50,000	100%	0%
全労済アシスト(株)	大阪府吹田市広芝町 10-28 オーク江坂ビル3F	1981年11月16日	共済事業の保全業務、 建物管理業務	85,673	100%	0%
(株)ゼスト	大阪府大阪市住之江区 南港北1-24-33 全労済内4F	1982年9月14日	居宅介護支援事業、訪 問介護サービス、訪問 入浴サービス	60,000	92%	8%
(株)タークス	福岡県福岡市中央区 舞鶴1-1-7 全労済モルティ天神ビル内	1990年8月1日	共済事業の案内業務、 施設の管理業務	40,000	100%	0%

2 子会社の直近事業年度における事業の概況

(自2010年6月1日 至2011年5月31日)(単位:千円)

	(株)全労済 システムズ	(株)ウィック サービス	(株)スペース・ ゼロ	(株)北海道 労済ビジネス	(株)全労済 東北サービス	(株)全労済 リパス	全労済 アシスト(株)	(株)ゼスト	(株)タークス	合 計
1. 営業損益	(1)収益 2,311,926	2,042,764	201,745	92,779	161,586	3,118,581	2,283,293	187,424	252,091	10,652,192
	(2)費用 2,287,560	1,925,745	186,040	92,188	158,235	3,008,201	2,501,843	185,667	269,147	10,614,632
2. 営業利益	24,366	117,018	15,704	590	3,351	110,379	△218,550	1,756	△17,056	37,560
3. 営業外損益	4,234	748	378	1,017	73	3,481	264,723	148	82	274,888
	0	0	0	0	0	0	0	1,836	0	1,836
4. 経常利益	28,600	117,767	16,082	1,608	3,425	113,861	46,172	69	△16,973	310,612
5. 特別損益	0	0	0	0	900	0	4,351	231	13,438	18,921
	0	2,626	9	116	0	0	6,683	755	8,085	18,277
6. 税引前当期純利益	28,600	115,140	16,072	1,491	4,325	113,861	43,840	△454	△11,621	311,256
7. 法人税等	51,260	60,221	8,796	180	205	73,994	39,240	512	208	234,619
8. 法人税等調整額	△35,875	△10,178	△1,607	0	△1,097	△24,927	△11,354	12	3,573	△81,454
9. 当期純利益	13,214	65,097	8,884	1,311	5,216	64,794	15,954	△979	△15,403	158,091
1. 資産	(1)流動資産 983,230	4,500,554	197,423	43,037	63,835	751,632	1,070,788	107,041	98,314	7,815,859
	(2)固定資産 214,064	347,511	23,663	0	18,284	516,352	234,264	3,096	149	1,357,386
	(3)繰延資産 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,197,294	4,848,065	221,087	43,037	82,120	1,267,984	1,305,053	110,137	98,464	9,173,246
2. 負債	(1)流動負債 261,654	1,737,059	42,384	4,523	13,440	354,930	321,322	16,662	54,856	2,806,834
	(2)固定負債 88,275	2,206,887	45,846	0	14,205	478,946	346,193	1,054	0	3,181,410
純資産	(1)負債合計 349,930	3,943,947	88,231	4,523	27,645	833,877	667,516	17,717	54,856	5,988,244
	(2)資本金 150,000	90,000	15,000	20,000	20,000	50,000	85,673	60,000	40,000	530,673
	(3)利益準備金 41,247	16,900	3,750	0	0	1,250	9,300	6,000	0	78,447
	(4)利益剰余金 656,116	797,218	114,106	18,514	34,474	382,856	542,563	26,420	3,608	2,575,880
	ア.任意積立金 554,000	538,000	100,000	5,000	29,250	132,000	241,500	22,316	9,000	1,631,066
	イ.繰越利益剰余金 102,116	259,218	14,106	13,514	5,224	250,856	301,063	4,104	△5,391	944,814
(2)純資産合計	847,364	904,118	132,856	38,514	54,474	434,106	637,537	92,420	43,608	3,185,001
合計	1,197,294	4,848,065	221,087	43,037	82,120	1,267,984	1,305,053	110,137	98,464	9,173,246
1. 前期繰越利益剰余金	43,902	304,021	37,721	12,202	158	238,862	292,609	5,083	10,011	944,573
(1)当期純利益	13,214	65,097	8,884	1,311	5,216	64,794	15,954	△979	△15,403	158,091
(2)任意積立金の取崩	60,000	0	0	0	0	7,200	0	0	0	67,200
2. 増加合計	73,214	65,097	8,884	1,311	5,216	71,994	15,954	△979	△15,403	225,291
(1)利益準備金の積立	0	900	0	0	0	0	0	0	0	900
(2)剰余金の配当	15,000	9,000	1,500	0	0	0	0	0	0	25,500
(3)任意積立金の積立	0	100,000	31,000	0	150	60,000	7,500	0	0	198,650
3. 減少合計	15,000	109,900	32,500	0	150	60,000	7,500	0	0	225,050
4. 当期末繰越利益剰余金	102,116	259,218	14,106	13,514	5,224	250,856	301,063	4,104	△5,391	944,814
IV 配当率(年%)	10.00	10.00	10.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	—

全労済Q&A

(2010年度決算版)

I 経営の健全性について

Q1 「経営の健全性」とはどのようなことですか。

A1 経営の健全性とは、①将来必要な責任準備金が積み立てられていること、②厚い自己資本(出資金等)を保有していること、③資産を安全に運用していること、などによって十分な支払保証資力を有しているかどうかということです。全労済では、消費生活協同組合として組合員(会員)が自ら拠出する組合員(会員)出資金の増強を進めましたが、東日本大震災への対応として任意積立金等の取り崩しを行ったことなどから、異常危険準備金および価格変動準備金を加算した「修正自己資本比率」は16.3%(4,972億円)となりました。また、「実質純資産比率」は責任準備金の積み増しを行ったことなどにより23.7%(7,208億円)となり、健全な状態を維持しています。

解説

(1) 全労済は資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っており、投機的な運用は行っておりません。また、貸付金の中で不良債権に該当するものはありません。全労済は、長期共済の責任準備金(共済掛金積立金)を純共済掛金式で積み立てており、チルメル式を採用している場合に比べ、十分な支払保証資力を保持しています。このほか、2008年度より財務基盤を強化する

とともに、逆ざやの早期改善を図り、将来収支の改善を目的として追加責任準備金の計上を開始しています。

- (2) 全労済は総資産の7.4%の自己資本のほか、8.3%の異常危険準備金2,514億円、0.7%の価格変動準備金199億円を有しています。これらを合計した修正自己資本は、評価・換算差額等が改善したものの任意積立金などを取り崩したことにより前年度より138億円(2.7%)減少し4,972億円、修正自己資本比率は16.3%となりました。また、「含み損益」等を加算した実質純資産額は前年度より346億円(5.0%)増加し7,208億円、実質純資産比率は23.7%と健全性が高まりました。
- (3) 剰余金については、東日本大震災のような自然災害リスクが巨大化する傾向にあり、より一層の担保力、リスク対応力の強化が求められることから、異常危険準備金、価格変動準備金に加えて、経営の健全性を高めるために積み立てている任意積立金残高は688億円となりました。
- (4) 全労済は危険分散のため火災共済、自然災害共済等で再共済を実施しています。なお、自動車総合補償共済については再保険会社へ出再しています。
- (5) 東日本大震災の発生による共済金・地震等災害見舞金の総額は1,205億円を見込んでおり、全額を2010年度決算で計上しました。これに対して、共済金の一部については再共済による回収を行い、さらにこれまで積み立ててきた異常危険準備金や任意積立金の取り崩しを実施しました。また、追加責任準備金については積立予定額を減額しました。この結果、経常剰余金は387億円を確保、当期末処分剰余金は28億円となりました。

■全労済の自己資本等の現状

(単位:億円)

摘要	金額		自己資本比率		前期比較		
	2009年度決算	2010年度決算	2009年度決算	2010年度決算	増減額	増減率(%)	
修正自己資本	会員資本	2,540	2,376	8.5%	7.8%	-163	-6.4
	評価・換算差額等	△159	△118	-0.5%	-0.4%	42	-26.2
	小計	2,380	2,259	8.0%	7.4%	-122	-5.1
	異常危険準備金	2,549	2,514	8.5%	8.3%	-35	-1.4
	価格変動準備金	180	199	0.6%	0.7%	19	10.6
	合計	5,109	4,972	17.1%	16.3%	-138	-2.7
総資産額	29,860	30,470	-	-	609	2.0	

摘要	金額		実質純資産比率		前期比較	
	2009年度決算	2010年度決算	2009年度決算	2010年度決算	増減額	増減率(%)
実質純資産額	6,862	7,208	23.0%	23.7%	346	5.0

II 資産構成について(貸借対照表)

Q1 全労済の資産構成について教えてください。

A1 2010年度の総資産は、運用資産の増加等により、前年度より609億円増加、3兆470億円となり、初めて3兆円の大台に到達しました。

その内訳は有価証券等の運用資産が2兆7,687億円(90.9%)の他、業務用固定資産等が2,782億円(9.1%)となりました。

運用資産の内訳は、現金及び預金が1,594億円(5.2%)、有価証券が2兆2,582億円(74.1%)、金銭の信託が1,614億円(5.3%)、金銭債権390億円(1.3%)、貸付金74億円(0.2%)、運用不動産40億円(0.1%)、その他の運用資産1,394億円(4.6%)となっています。

※(%)は対総資産

解説

本資料「データ編」に掲載している貸借対照表の資産の部を見ていただければ、全労済の総資産の内訳が分かります。総資産3兆470億円のうち、90.9%が運用資産で、業務用固定資産等は9.1%となっています。

Q2 負債とは何ですか。

A2 全労済における負債は、長期共済の責任準備金が大半を占めています。

責任準備金は、共済掛金積立金2兆2,234億円(うち、追加責任準備金1,650億円)、未経過共済掛金829億円、異常危険準備金2,514億円の合計2兆5,577億円です。

解説

一般に、負債は、未払金、借入金などの債務を表します。一般の企業では、これを流動(短期)負債に属する負債、固定(長期)負債に属する負債に区分することになっています。

しかし、全労済における負債の内容は、支払備金852億円、責任準備金2兆5,577億円、割戻準備金325億円からなる共済契約準備金2兆6,754億円が大半で、その他に価格変動準備金や引当金等があります。

Q3 引当金はいろいろな種類がありますが、何のことですか。

A3 当年度以前の事象に起因し、将来発生する見込みが高い費用または損失に備えるために、合理的に金額を見積り手当てしているものを引当金といい、退職給付引当金等があります。

III 経営状況について(損益計算書)

Q1 全労済の経営状況はどうなっていますか。

A1 2010年度の「経常収益」は共済掛金等収入5,870億円、共済契約準備金戻入額274億円、資産運用収益473億円、その他の収益19億円で合計6,636億円となりました。

「経常費用」は共済金等支払額4,482億円、共済契約準備金繰入額602億円、資産運用費用38億円、事業

経費1,123億円、その他の費用4億円で合計6,249億円となっています。

従って「経常剰余」は387億円となりました。

解説

決算関係書類の損益計算書は、一事業年度の経営成績を明らかにするため、すべての収益とこれに対応する費用を記載しているものです。

■ 損益の状況

(単位:億円)

	共済掛金等収入	共済金等支払額	経常剰余	当期末処分剰余金
2010年度	5,870	4,482	387	28
2009年度	5,975	4,240	422	96

Q2

経常費用の「責任準備金繰入額」とは何ですか。

A2

今年度新たに積み増した責任準備金額です。2010年度は491億円積み立て、残高は2兆5,577億円となりました。

解説

全労済の2010年度の貸借対照表の負債の欄に「責任準備金2兆5,577億円」と記載されており、これは2010年度末において将来の共済金などの支払いのために2兆5,577億円を責任準備金として積み立てているということを意味します。

また、損益計算書の「経常費用」の欄に「責任準備金繰入額491億円」と記載されており、この「責任準備金繰入額」は、2010年度において責任準備金が491億円増加したことを表しています。

つまり、全労済は2009年度末においては必要な責任準備金2兆5,086億円を積み立てており、2010年度末においては必要な責任準備金2兆5,577億円を積み立てているということがわかります。

また、事業年度によっては、満期を迎えた契約が多いなどの理由で、前年度末に必要な責任準備金に比べ、当年度末に必要な責任準備金の方が少なくなることもあります。このような場合には責任準備金の繰入れを行わず、逆に戻入れることになります。戻入れた金額が損益計算書の「経常収益」の欄に「責任準備金戻入額」として記載され、「責任準備金繰入額」が記載されません。

Q3

全労済の割戻金はどうなっていますか。

A3

2010年度の組合員(契約者)への割戻金の総額は、東日本大震災の発生により、共済金等の支出が大幅に増加したことから195億円となりました。割戻については、引き続き、今後発生が予想される東日本大震災のような大規模災害や高齢化に備えた支払財源の積み増し、自己資本等の増強とのバランスをとりながら実施していくこととなります。

解説

(1) 長期生命共済・年金共済の契約者割戻金

予定運用益と資産運用実績の差額を割り戻す「利差割戻」については、前年度と同様予定利率が実績利回りを上回っているため実施できません。死亡率や事故発生率などの予定と実績の差額を割り戻す「危険差割戻」については、個人長期生命共済で実施します。

(2) 短期生命共済の契約者割戻金

団体生命共済およびこくみん共済で「危険差割戻」を実施します。

(3) 利用高割戻金

地震等災害見舞金の支払いが多額に及んだことから、見送りとさせていただきます。

(4) 2010年度割戻金の総額

契約者割戻金総額は、損益計算書の「割戻準備金繰入額」に記載された金額と、本資料「付表」の「剰余金処分計算書」の中に記載された利用高割戻金の合計額となります。

2010年度の組合員(契約者)への割戻金総額は、割戻準備金繰入額195億円となります。

■ 損益の状況

(単位:億円)

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
割戻金	529	383	281	281	195

IV 資産運用について

Q1 運用資産の状況はどうなっていますか。

A1 2010年度末の運用資産残高は、前年度末比350億円増加の2兆7,687億円となりました。

解説

全労済は、「ねんきん共済」など長期にわたる責任準備金の資産運用として、長期間安定的に収益を得られる公社債を中心に運用を行っています。外国証券などの運用は、許容されるリスクの範囲内で実施しています。

2010年度は、ALM(資産と負債の総合管理)の観点から公社債の長期化をすすめました。また外国証券や株式などは、運用環境などを踏まえ慎重なスタンスで運用しました。

Q2 運用の成果について教えてください。

A2 資産運用純益は435億円、運用利回りは1.56%となりました。

解説

2010年度は、低金利の継続や円高の進行などの影響から、資産運用純益は前年度比17億円減少の435億円、運用利回りは1.56%となりました。

■資産運用成果の推移

摘 要	2009年度	2010年度
資産運用純益	452億円	435億円
運用利回り	1.66%	1.56%

Q3 貸付金の状況はどうなっていますか。

A3 貸付金は契約者貸付金等で、2010年度末の残高は74億円です。一般企業向けの貸付は生協法で認められていません。

解説

貸付金のなかで「リスク管理債権(不良債権)」に該当するものはありません。

Q4 資産運用には何か制限がありますか。

A4 生協法により、運用対象および量に一定の制限が設けられています。

解説

全労済の資産運用は、その負債の性格から特に安全性が求められています。

生協法では、一般企業向けの貸付などが認められていないほか、運用資産についてはその保有量に限度が設けられており、株式・外貨建資産はそれぞれ運用資産全体の30%以内となっています。また、投機的運用および投機取引は禁じられています。

Q5

資産運用に関するリスクとそのリスク管理について教えてください。

A5

資産運用には市場リスク(金利・株価などの変動によるもの)や信用リスク(信用力の変動によるもの)、市場流動性リスク(市場の流動性により取引ができないリスク)などがあり、それについて日常的に把握・管理を行い適切な対応をはかっています。

解説

(1) 資産運用リスクについて

資産運用リスクとは、以下の①～④のリスクの顕在化により、保有する資産(オフバランス資産含む)の価値が変動または減少するリスクをいいます。

① 市場リスク

金利、株式、為替等の各市場変動の影響により、保有する資産の価値および運用収益が変動することによるリスクをいいます。

② 信用リスク

保有資産の発行体または与信先の経営悪化等により、保有資産の価値が減少または消失し損失を被るリスクをいいます。

③ 市場流動性リスク

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

④ 不動産投資リスク

賃貸料等の変動等を要因として不動産にかかる収益が減少する、または市況の変化等を要因として不動産価格自体が減少し損失を被るリスクをいいます。

(2) リスク管理について

市場環境の変化、運用手法の多様化・高度化により、リスクが増大するなかで、全労済の資産運用においても、これらのリスクに対する適切な対応が求められており、日常的に把握・管理を行い、リスクに見合った適正な収益の確保に努めています。また、ALM(運用資産〈A:アセット〉と負債〈L:ライアビリティ〉の総合管理〈M:マネジメント〉)手法を用いて、運用資産と負債にあたる共済契約の状況を適切にコントロールし、資産運用方針・責任準備金の検証、収益予測などを行っています。

資料集

CONTENTS

1. 「2009年度～2013年度 中期経営政策〈最良の品質を組合員へ〉」ダイジェスト……………	106
2. 協同組合のアイデンティティに関するICAの声明……………	108
3. 日本の共済協同組合の21世紀における協調・連帯構想……………	109
4. 協力団体数および推進員数……………	112
5. 全労済略年史……………	113
6. 全労済本部、事業本部・都道府県本部および子会社所在地一覧……………	119
7. 「マイカー共済」損調サービスセンター・損調サービスオフィス一覧……………	125
8. 全労済在宅介護サービスセンター「ほほえみ」事業所一覧……………	126
9. (株)ゼストの介護サービス事業所一覧……………	126

1 「2009年度～2013年度 中期経営政策〈最良の品質を組合員へ〉」ダイジェスト

取り巻く環境の変化と課題

- 世界的金融危機に端を発した国内実体経済の急激な悪化の影響
- 少子高齢社会の加速や団塊世代の大量退職などの事業への影響
- 社会的責任を果たすための契約者保護やガバナンス強化の取り組み
- すべての業務の革新による業務品質の向上
- 会計基準等の厳格化に対応した磐石な経営基盤の構築

人口減少の影響や
経済環境の悪化等
による事業実績の縮
減に対応できる事
業・組織運営の改革
が急務

「2013年度末までに実現する全労済の姿」をめざして、5年間を「フェーズ

フェーズⅠ

(2009年度～2010年度計画)
組合員から信頼・支持される
事業体基盤への革新

フェーズⅡ

(2011年度～2012年度計画)
取り組み成果の
定着化と発揮

フェーズⅢ

(2013年度)
取り組みの仕上げと
次期への準備

※フェーズ:プロジェクト・計画等の期間を小さな期間・規模で区切った単位

6つの重点政策課題	主な取り組み内容のポイント
1. すべての業務の革新による業務品質のさらなる向上	1. 組合員目線に立った業務の抜本的な見直し(業務革新)をはかり、組合員サービスの向上(証書発行・共済金支払いの迅速化等)を実現します。 2. 組合員の期待水準にもとづく、業務品質の確立をすすめ、全国共通のサービスの提供をめざします。 3. 業務の効率化とともに事業費の削減をすすめ、組合員に、より安心いただける健全な経営基盤を確立します。
2. 協力団体と組合員一人ひとりの期待に応える事業推進活動への改革	1. 組合員・協力団体の信頼に応えるため、事業推進態勢の改革を行い、協同組合らしい組合員と組合員の結びつきによる運動を広げていきます。 2. 対面・対話を重視した組合員とのコミュニケーションの強化をはかります。 3. 協力団体の福祉・共済活動との連携をすすめ、組合員とその家族に応じた保障設計運動を展開します。 4. コンプライアンスを重視した事業推進活動の展開をはかりながら、組合員からの信頼を醸成します。 5. わかりやすい共済商品の開発・改定を行い、組合員ニーズにきめ細やかに応えていきます。
3. 協同組合価値の向上に向けた事業・組織運営の再構築・ガバナンスの強化	1. 協同組合としての真価を発揮するために、組合員・協力団体の声や意見を、より一層反映できる組織運営(組合員運営参画の強化)を確立します。 2. 日本社会の構造変化(人口減少等)や経済環境の悪化などの事業環境の変化に的確に対応するため、全国的組織機構と役員制度の見直しを行い、迅速な意思決定と経営・業務執行のスピードアップが可能となる組織体制をつくります。
4. 全労済全体(協力職員および関連事業会社等含む)の人材の育成強化	1. 新たな人事政策および人事諸制度の取り組みや全労済の理念・信条を実践できる人材育成の取り組み強化をはかり、常に組合員目線で改革し続ける革新的な組織風土をめざします。
5. 激変する環境変化への迅速な対応を可能とする経営構造への転換	1. 将来にわたる組合員の保障と安心の一層確実な提供(組合員に約束した生涯にわたる確実なお支払い等)に向けて、財務基盤の強化に向けた取り組みをすすめます。 2. 契約者保護や経営の健全性の確保に向けた取り組み(内部統制の強化等)をすすめ、組合員からの信頼性の向上をはかります。 3. 組合員・協力団体と共有できる事業推進に関する新たな事業目標の設定を行います。
6. 社会的責任のさらなる発揮と21世紀構想の実現	1. 新たな社会的取り組み(地域社会への貢献活動等)をすすめることにより、全労済の理念である「豊かで安心できる社会づくり」をめざします。 2. 多くの組合員の参加による民主的な運営(共済協同組合の大同団結のさらなる促進)を行い、広く社会に開かれた協同組合をめざします。

組合員・協力団体とともに、改革をすすめるために、 「2009年度～2013年度 中期経営政策」を取り組みます

中期経営政策の 位置付け

中期経営政策は、急激な環境変化と「全労済21世紀ビジョン」、「21世紀経営改革方針」の成果と課題を踏まえ、経営計画と事業・組織運営の再構築構想の具現化をはかるための、全労済の経営方針として定めるものです。
今後、この中期経営政策にもとづき、組合員からの支持と信頼に応えられる協同組合組織として、質の高い(良質な)経営・事業活動の実現をはかります。

中期経営政策の 基本課題

1. 激変する環境と実績減少にも対応する事業・経営構造への転換を行います。
2. 事業・組織運営全体の再構築により、積極的な事業展開へつなげる基盤づくりを行います。
3. 健全で競争力のある、優れた事業体への転換をはかります。

ズI～III」に分け、「6つの重点政策課題」の取り組みを着実にすすめます。

「2013年度末までに実現する全労済の姿」の達成

常に、最良の品質を提供し続ける協同組合組織へ改革されている。

1. 協同組合組織としての優位性の確保
2. 活力ある事業体の創造
3. 健全経営の追求
4. 民主的運営の実践
5. 社会的責任の発揮

最良の品質を組合員へ

全労済は、中期経営政策の実現をとおして、環境変化に柔軟かつ機敏に対応できる組織への変革を行い、組合員へ最良の品質を提供し続けます。

2 協同組合のアイデンティティに関するICAの声明

1995年9月20日から23日までイギリスのマンチェスターで開かれた国際協同組合同盟(ICA)100周年記念大会・全体総会において報告・採択された「協同組合のアイデンティティに関するICAの声明」は、これまでの協同組合原則(1937年設定、1966年一部改正)を、大きく変化した世界環境を踏まえ改定したICAの基本文書です。

《定義》

協同組合は、共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを満たすために自発的に手を結んだ人々の自治的な組織である。

《価値》

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、そして連帯の価値を基礎とする。それぞれの創設者の伝統を受け継ぎ、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、そして他人への配慮という倫理的価値を信条とする。

《原則》

協同組合原則は、協同組合がその価値を実践に移すための指針である。

《第1原則》

自発的で開かれた組合員制

協同組合は、自発的な組織である。協同組合は、性別による、あるいは社会的・人種的・政治的・宗教的な差別を行なわない。協同組合は、そのサービスを利用することができ、組合員としての責任を受け入れる意志のある全ての人々に対して開かれている。

《第2原則》

組合員による民主的管理

協同組合は、その組合員により管理される民主的な組織である。組合員はその政策決定、意志決定に積極的に参加する。選出された代表として活動する男女は、組合員に責任を負う。単位協同組合では、組合員は(一人一票という)平等の議決権をもっている。他の段階の協同組合も、民主的方法によって組織される。

《第3原則》

組合員の経済的参加

組合員は、協同組合の資本に公平に拠出し、それを民主的に管理する。その資本の少なくとも一部は通常協同組合の共同の財産とする。組合員は、組合員として払い込んだ出資金に対して、配当がある場合でも通常制限された率で受け取る。組合員は、剰余金

を次の目的の何れか、または全てのために配分する。
・準備金を積み立てることにより、協同組合の発展のためその準備金の少なくとも一部は分割不可能なものとする
・協同組合の利用高に応じた組合員への還元のため
・組合員の承認により他の活動を支援するため

《第4原則》

自治と自立

協同組合は、組合員が管理する自治的な自助組織である。協同組合は、政府を含む他の組織と取り決めを行なったり、外部から資本を調達する際には、組合員による民主的管理を保証し、協同組合の自主性を保持する条件において行なう。

《第5原則》

教育、訓練および広報

協同組合は、組合員、選出された代表、マネジャー、職員がその発展に効果的に貢献できるように、教育訓練を実施する。協同組合は、一般の人々、特に若い人々やオピニオンリーダーに、協同組合運動の特質と利点について知らせる。

《第6原則》

協同組合間協同

協同組合は、ローカル、ナショナル、リージョナル、インターナショナルな組織を通じて協同することにより、組合員に最も効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する。

《第7原則》

コミュニティへの関与

協同組合は、組合員によって承認された政策を通じてコミュニティの持続可能な発展のために活動する。

3 日本の共済協同組合の21世紀における協調・連帯構想

この構想(通称「21世紀構想」)は、21世紀における共済協同組合の発展を期して、97年8月28・29両日に開催された全労済第69回通常総会において承認されたもので、現在、全労済グループから各共済協同組合に対して、広く提言を行ったものです。

全労済グループからの提言

日本の共済事業は各種協同組合法にもとづく共済団体のほか、政府の災害保障法にもとづく共済団体や地方自治法にもとづく共済団体などで実施され、組合員数はのべ6,000万人(日本共済協会ファクトブックより)をこえ、多くの国民は何らかの形で共済にかかわっているものと推定され、事業実績も増大し多分野の共済種目がそろい、今日において共済は組合員の生活設計の中で必要不可欠なものとして定着しつつあります。

21世紀に向けて進行しつつある変化は人類史的転換ともいえる変化といわれ、社会・経済の構造的な変革の時代がおとずれる中で、生活者本位の経済、人間と自然と共生し続けることが可能な社会へ向かう新しい社会システムへの摸索が始まっています。

こうした21世紀に向けて進行しつつある変化に対応し、社会的な位置を占める存在となった共済協同組合が、組合員のライフプランに密着した的確な活動をすすめる、事業と運動の実践を通じて組合員への責任を果たし発展していくためには、従来の体質から脱皮し新しい時代に適応していくことが不可欠です。

一方、保険業界は96年10月からの生損保相互参入、96年12月の日米保険協議合意による規制緩和(損害保険料率の自由化など)により、規制緩和・自由化の波が一挙に押し寄せ、長年護送船団行政によって管理されてきた保険業界は激震に見舞われることとなりました。

自由化の促進は銀行・証券・保険の業態枠をこえた競争を激化させ、状況如何によっては組織の淘汰、業界の再編にも発展することが想定されます。

この中で、保険業界は保険料率、商品開発、販売チャネルなど総力的な競争に否応なしに突入しましたが、これらは日本独特の寡占化された独占的な保険市場が根底から覆されることを意味すると同時に、共済協同組合にとって運動と事業に大きな影響が出ることを意味しています。

21世紀の市場構造の中で事業を発展させなければならない大きな試練の時期を今、共済協同組合は迎えています。

共済協同組合は、その生い立ち、根拠法、所管行

政庁が異なっていることから、個々の団体ごとに事業展開がはかられていますが、保険業界に対抗し共済(協同組合保険)の優位性を確保していくためには、個々の事業体の枠をこえてその態勢づくりをすすめることが必要と考えます。

そのためには、共済協同組合の大同団結は急務であり、全労済グループは日本の共済協同組合の21世紀における協調・連帯を広く社会に提言するものです。

規制緩和、自由化による大競争の大きな流れが避けられない事実であるとすれば、むしろこれをチャンスに情勢変化に的確に対応することが、21世紀に共済協同組合が生き残り発展する道であると強く確信し、当面次のことを提案するものです。

- (1)さらなる共済団体の連携と協調をはかりつつ日本共済協会に結集し、日本共済協会のリーダーシップのもとに21世紀を展望した取り組みを早急に具体化する。
- (2)そのテーマとして、各共済協同組合が結集できる横断的な再共済機能の確立、必要な法制度の改革の二点をすすめる。

国際的な協同組合と情勢認識

ICA(国際協同組合同盟)は、95年9月に開催された100周年大会・総会において、新しい「協同組合の原則」などを決定しました。それらは、急速に変化を続ける社会における協同組合運動の基本的目的を再検討したうえで、21世紀に向けて協同組合はどのような役割を果たさなければならないか提起したものです。

こうした原則改定の背景と、現在と未来における協同組合の役割は、次のようなことにあります。(「協同組合のアイデンティティに関するICAの声明」より要約)

1. 協同組合の直面する課題

協同組合は、これまでの歴史からみて、現在非常に困難な挑戦に直面しています。

- (1)先進工業地域では、市場経済の急速な拡大・経営組織の革新・情報通信の発達などにより、資本主義的企業を根底から揺り動かす変化が生じています。協同組合は、これに伴う競争の激化と生き残るための対応を求められています。
- (2)急激な経済変動が起きた国では政府の国民経済における役割が削減され、政府の支援に頼ってきた協同組合ではこれに対応できない状況に陥っています。

また、東欧など国家機関となっていた協同組合は新しい建設が必要となり、古くからの工業国でも政治的支持には依存できず、協同組合の自立が必然的になっています。

- (3) こうした外部世界からきている深刻な脅威や競争に対し、協同組合の存在意義と役割をより一層明瞭に発揮すべきことが必要となっています。

2. 協同組合の役割

協同組合は、所有と管理が民主的に行われるという、資本のコントロールする企業や政府の関与する事業とは違う「事業体」です。

その参加と民主主義を基礎とした事業運営と活動を通じて、特に次の傾向に関与し、人々の経済的・社会的生活の向上とその解決を大きく助ける役割を持っています。

- (1) 人口の増加
これにともなう基本的必需品である、食料・住宅・雇用・保健施設などの協同生産や購入に対して。
- (2) 経済力の集中
経済力が世界中の富豪の手に集中し、これにより世界のすべての国で貧困が国際的問題となることに対して。
- (3) 地球規模の環境悪化
人口圧力、制御できない資本の運動や生産、大量消費などによる、環境の危機に対して。
- (4) コミュニティの困難
高出生率と移民などによるスラム化や若年層の失業、工業化された地域での都市の社会不安の増大など、市民社会の問題に対して。
- (5) 若い人々の問題
多くの若い人々が、結果として貧困化した未来と雇用などの制限された機会に直面していることに対して。

日本における協同組合の動向と課題

日本における協同組合も、世界的な状況と異なっているわけではなく、次のような課題に直面しています。

1. 産業構造や事業基盤の大規模な変化への対応

日本における農協・漁協・生協・中小企業などの協同組合は、分野別に形成されてきましたが、農漁業・農村などは基盤縮小などの大きな変化が生じ、中小業者や都市勤労者の就業や雇用の形態も変化しています。

2. 高度成長の発展から低成長の時代への対応

協同組合もまた、経済活動の発展のなかで、事業

と組織を拡大してきた面がありましたが、「右肩あがり」の成長を前提とすることはできなくなっています。

3. 規制緩和や自由化への対応

日本の産業界における、法律・行政による規制や保護は、協同組合にとっても直接的な支援であったり、支援を受けない協同組合にとっては、他の企業との違いを鮮明にできるところでもありました。

しかし、規制緩和・自由化は、業界内の競争を促進するだけでなく、他業態や海外への開放を含んだ市場競争を促進しています。

4. 事業と運動・組織の模索

近年、協同組合金融である信用組合の破綻や、住専問題の発生、一部生協の運営と事業の失敗などが生じています。

きびしい市場のなかで戦わざるをえない協同組合にとって、経営の近代化をすすめながら、協同組合としてのアイデンティティを維持し、組合員参加と民主運営を確保しつつ、事業上の優位性と独自性をどう獲得するのか、それぞれの協同組合とも大きな模索の時代となっています。

また、少子高齢社会の到来による日本の経済・社会システムの転換期に、協同組合だからこそできる事業と運動を通じて、人間らしい暮らしの創造を、どう高めていくのかも急がれる課題です。

5. 各協同組合等の連携と協同の促進

こうした情勢の下で、協同組合が営利企業との競争に敗北せず、よりよい社会と生活の改善に向け、社会的役割を一層発揮していくためには、次のような連携と新たな協同の発展形態が模索されなければなりません。

- (1) 農協・漁協・生協・中小企業等協組など、特定分野をこえた相互の連携と協同による社会的役割の発揮と、多様な結びつきと組織形態を用意すること。
- (2) 生産協同組合、福祉協同組合、環境生協など新たな分野を担う協同組合も含めた、機能と役割の違った各種の協同組合の協同を促進すること。
- (3) 労働金庫など福祉事業団体と、今日段階における商品や付帯サービスなどの事業提携を促進すること。
- (4) 生活者のニーズに応え経済活動の一角を担うための事業領域の拡大を求め、適切な協調と競争が図られるような、協同の機能づくりを可能としていくこと。
- (5) 各々の協同組合の協同と連帯は、分野別協同組合(例えば生協)の中で、また、その分野をこえて進めていく必要があること。

共済協同組合の動向と課題

協同組合としての共通の問題を抱えながら、共済分野の協同組合としての独自の課題が存在します。

1. 規制緩和・自由化と共済協同組合

96年4月の新保険業法の施行により、保険業界も金融制度改革の一環としてのスタートにたちました。また、96年12月の日米保険協議の合意により、損害保険料率の自由化など保険の規制緩和・自由化が急速に進展、現実のものとなりました。

また、銀行・証券・保険会社が純粋持ち株会社を設立することで、相互参入できるようになりました。

こうした新しい保険業界や金融の変化のなかで、共済協同組合としての重要な問題は、次のようにあげることができます。

- (1) 多くの場合、個々の組合やグループごとに分立した事業による事業基盤の不安定さ
- (2) 事業活動上のさまざまな規制による競争条件上の不利
- (3) 大規模災害などへの支払能力や、保険会社に比べての契約者保護規制の弱さなどからくる加入者サイドの不安感の強まり
- (4) 経営(マネジメント)の未熟さ、共済資金運用における経験の不足と弱さ

2. 法制度・行政制度と共済協同組合

- (1) 各協同組合法における「共済事業」の位置づけ、各協同組合事業のなかにおける規模等は千差万別であり、自治的に進めることが可能であった反面、安定性を欠く要因ともなっています。
- (2) 共通する事業法を持っておらず、各協同組合法(組織法)と行政指導および自治規範によっているのが実態であり、保険会社における規制や安全確保制度等と比べて劣るというような指摘を受けやすく、また、事業規模等の拡大の阻害要因ともなっています。
- (3) 保険業との関係から、他の分野より協同組合間の共通項の多い共済事業であるが、監督行政庁間の思惑に左右されやすく、法や行政庁をまたぐ連携や協同がやりにくくなっています。

共済協同組合の大同団結の方向

これらの課題に対して、各協同組合が各々の経営努力により対応することが基本ですが、次のような点から、共済協同組合が大同団結することが、ますます重要となっています。

1. より強大な金融産業として集約化されつつある保険業界に対抗し、協同組合保険の優位性を確保し、明らかにしていくこと。
2. そのため、共済協同組合間の適正な競争を行いつつも、事業の安全性の確保、効率化の促進などのしくみを個々の事業体の枠をこえてつくりあげることによって、社会的信頼を高めていくこと。

全労済グループは、その基本方向を、次のように想定します。

1. 当面(5~10年)の実現をめざすもの

法制度や行政制度の大規模な改変を前提としない、各共済協同組合をまたぐ横断的な整備と再編などを、21世紀初頭に実現する。

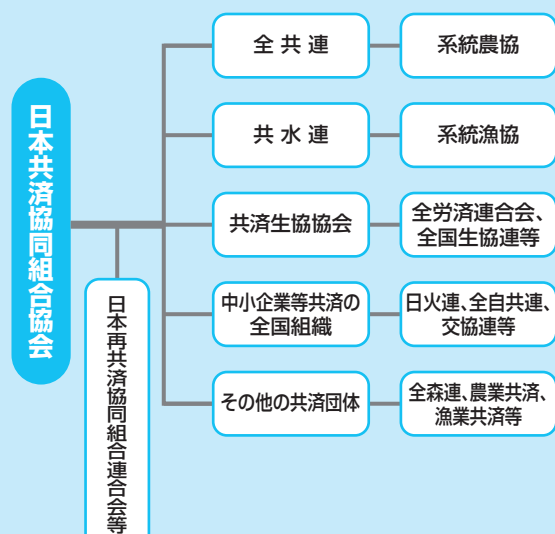
- (1) 日本共済協会の下に、各共済協同組合が結集できる横断的な再共済機能を確立する。
- (2) 生協のなかにおいては、生協法改正を行いつつ、共済事業と共済生協の位置づけを整理し、共済生協共通の機関と再共済機構を確立する。

2. 将来的に実現をめざすもの

現在の根拠法である各協同組合法の改変と、共済(保険)協同組合法の新たな制度など、法制度や行政制度の大規模な改変を前提とした、21世紀における共済協同組合の連携組織の構築を実現する。

- (1) 日本における共済協同組合の唯一の横断的組織として「日本共済協同組合協会」を設立する。
- (2) 共済協同組合共通の再共済機構と組織を備える。

■共済協同組合の再編[概念図]



※共済協同組合全体の再共済・保険(再々含む)機構

4 協力団体数および推進員数

(2011年5月末現在)

県 本	協 力 団 体 数				推 進 員 数		
	労働組合	労組以外の協力団体	地域団体	合計	職場推進員	地域推進員	合計
北海道	1,728	330	239	2,297	1,081	0	1,081
青森	413	125	160	698	1,220	795	2,015
岩手	410	104	24	538	0	56	56
宮城	661	151	59	871	0	60	60
秋田	914	220	526	1,660	0	0	0
山形	613	205	41	859	0	270	270
福島	751	175	31	957	94	28	122
茨城	559	69	78	706	2,230	0	2,230
栃木	594	178	47	819	246	132	378
群馬	378	141	59	578	504	0	504
埼玉	831	116	28	975	0	192	192
千葉	993	130	132	1,255	2,323	149	2,472
東京	3,753	286	260	4,299	4,197	86	4,283
神奈川	1,460	452	48	1,960	5,040	62	5,102
長野	879	73	82	1,034	1,614	476	2,090
山梨	250	103	68	421	0	164	164
静岡	1,014	290	98	1,402	1,745	70	1,815
富山	463	204	35	702	1,710	0	1,710
石川	386	108	219	713	200	113	313
福井	209	74	35	318	0	0	0
愛知	1,098	141	28	1,267	0	0	0
岐阜	392	146	92	630	0	0	0
三重	477	125	107	709	0	0	0
滋賀	288	61	3	352	280	0	280
奈良	195	38	12	245	8	0	8
京都	405	96	29	530	0	0	0
大阪	1,981	140	42	2,163	0	0	0
和歌山	194	84	9	287	0	0	0
兵庫	717	77	61	855	0	0	0
島根	300	188	59	547	0	1	1
鳥取	193	178	187	558	0	11	11
岡山	470	142	66	678	0	23	23
広島	588	331	64	983	0	0	0
山口	682	327	29	1,038	0	52	52
徳島	241	63	52	356	0	0	0
香川	197	109	28	334	0	0	0
愛媛	534	23	91	648	0	152	152
高知	567	178	27	772	110	1	111
福岡	1,386	204	105	1,695	78	0	78
佐賀	303	62	91	456	100	1	101
長崎	295	94	25	414	158	6	164
熊本	795	190	189	1,174	301	206	507
大分	333	329	171	833	0	68	68
宮崎	311	238	58	607	0	0	0
鹿児島	822	110	95	1,027	822	0	822
沖縄	182	83	17	282	215	0	215
自治労	2,471	0	0	2,471	—	0	0
森林	4	0	0	4	14	0	14
たばこ	18	4	0	22	62	0	62
全水道	138	0	0	138	130	0	130
統合計	33,836	7,295	4,006	45,137	24,482	3,174	27,656
新潟	1,054	346	237	1,637	0	139	139
全国計	34,890	7,641	4,243	46,774	24,482	3,313	27,795

5 全労済略年史

※()内は月・日

1954	労働者共済、大阪より始まる <ul style="list-style-type: none"> ●大阪福対協、全大阪労働者共済生協を設立(11.25) ●火災共済事業を開始(12.1)
1955	新潟、火災共済実施直後に大火 <ul style="list-style-type: none"> ●新潟福対協、火災共済事業開始(5.1) ●新潟大火で加入者多数被災(10.1) ●第2回福対協北信越・東北ブロック会議、共済事業の全国組織化を決議(11.10)
1956	全国組織結成へ胎動 <ul style="list-style-type: none"> ●共済問題で五者会議(中央福対協、総評、全労、日本生協連、労金協会)発足(2.15) ●魚津大火で加入者多数被災(9.10) ●全国労働者共済協議会設立(11.28)
1957	労済連、中央組織として誕生 <ul style="list-style-type: none"> ●全国労働者共済生活協同組合連合会(労済連)創立総会(9.29) ●この年、13都府県で労済設立、計20都道府県に労済結成(12.-)
1958	労済連、法人格を取得 <ul style="list-style-type: none"> ●生命共済事業を開始(3.1) ●消費生活協同組合法による設立認可を取得(5.17) ●8県で労済設立、計28都道府県に労済結成(12.-)
1959	各県加入者1万人達成を提唱 <ul style="list-style-type: none"> ●火災共済の異常危険準備積立金の損算入認められる(4.8) ●生命共済掛け捨て方式の事業認可を取得(7.15) ●第2回総会、小規模労済の解消、早期適正規模化をはかるため各県“加入者1万人達成”運動を提唱(6.13)
1960	労組産別共済で問題化 <ul style="list-style-type: none"> ●生命共済積立金方式の事業認可を取得(3.1) ●顧問・賀川豊彦氏逝去(4.23) ●理事会、産別共済問題小委員会設置を決める(7.19) ●総評大会、産別共済推進方式を決定(7.31～8.3) ●地下産業共済問題で「太田調整案」提示される(8.22) ●この年までに40都道府県で労済結成(12.-)

1961	総合共済開発方針を決定 <ul style="list-style-type: none"> ●火災再共済掛金の改訂を決定(3.7) ●第4回総会、“すべての活動を統一への基盤づくりに結合”を運動目標に設定、「総合共済」開発方針打ち出す(6.10) ●東京・新潟、火災共済最高限度額100万円認可獲得(8.-)
1962	総合共済の制度発足 <ul style="list-style-type: none"> ●総合共済事業を開始(3.1) ●厚生省、共済金の最高限度額を100万円まで引き上げる。同時に「消費生活協同組合共済事業運営要綱」を定める(3.20) ●ICA保険委員会(現ICMIF)への加盟決定(9.13) ●生命共済掛金の所得控除適用決まる(10.2)
1963	総会“組織統一”を決議 <ul style="list-style-type: none"> ●生命共済据置方式(略称・据置共済)を実施(3.1) ●総合共済事業認可を取得(5.1) ●第6回総会、全国組織統一を決議(6.14) ●機関誌「労働者の共済」創刊(12.10)
1964	労済の全国布陣完了 <ul style="list-style-type: none"> ●組織委員会、「労済の統一に関する答申」を提示(3.4) ●埼玉労済事業開始で労済組織の全国布陣完了(4.1)(本土復帰前の沖縄を除く) ●第7回総会、“地域進出”を運営目標に掲げる。統一マーク、会館建設を議決(6.11～12) ●新潟福対協、新潟地震被災組合員に1億1千万円の見舞金(7.-)
1965	団体生命共済を実施 <ul style="list-style-type: none"> ●総合共済大型制度(100～200円型)実施(2.1) ●団体生命共済事業実施(10.1)、掛金の所得控除適用決まる(10.15)
1966	火災共済限度額認可で新基準 <ul style="list-style-type: none"> ●厚生省、火災共済の最高限度引き上げの新基準を提示(3.16)

1967	地域統合と制度統一方針打ち出す <ul style="list-style-type: none"> ●東京・埼玉・組織統合協定に調印(3.31)、中央労済連発足(8.1) ●交通災害共済事業開始(4.1) ●労済会館、西新宿に完成(6.8) ●厚生省、火災共済事業で時価主義・告知義務を各知事に通達(7.15) ●労済連、創立10周年記念式典(10.17)
1968	「労済事務センター」を設置 <ul style="list-style-type: none"> ●労済連と中央労済連、共同して「労済事務センター」を設置(4.1) ●第12回総会、医療保険改悪反対を決議(5.31) ●定期付養老生命共済(希望共済)事業開始(11.15)、掛金の所得控除適用決まる(12.6)
1969	1都8県が中央労済連に結集 <ul style="list-style-type: none"> ●中央労済連、8都県参加で統合総会、翌70年8月長野参加(3.12) ●第14回臨時総会、交通災害共済制度抜本改定の方向を決定(7.30) ●労済連元受事業として火災共済400万円を実施(11.1)
1970	交通災害共済再出発 <ul style="list-style-type: none"> ●第15回臨時総会、交通災害共済制度の抜本改定を決定(1.30) ●交通災害共済、制度を大幅に改定して再出発(4.1) ●第16回総会、“職場に地域に推進員を”の組織活動方針を決定(5.29~30) ●「交通事故をなくす会」に加入(12.-)
1971	2府2県が結集して近畿労済連創立 <ul style="list-style-type: none"> ●消団連に加盟して、消費者大会に参加(5.-) ●北部労済連合会結成総会(8.1) ●近畿労済連創立総会(8.25) ●労済連元受火災共済の限度額500万円に(10.-) ●沖縄県共済創立総会(11.1)
1972	全国統合で第2次構想案 <ul style="list-style-type: none"> ●第19回総会、全国組織統合第2次構想案を大綱的方向として承認 ●四国労済協議会結成総会(8.31)、以後、九州協議会(9.13)、中国連合会(9.25)、東海連合会(10.25)と結成総会続く ●火災共済、耐火構造料率を実施(12.1) ●厚生省、共済金額の最高限度の許可基準などを定め、各知事に通達(12.14)

1973	統合準備委員会が発足 <ul style="list-style-type: none"> ●第20回総会、「全国組織統合についての基本構想」を承認(7.31~8.1) ●全労済統合準備委員会が発足(9.17) ●火災共済限度額、元受700万円、再共済350万円認可取得(9.20) ●北陸労済連合会結成総会(9.25)
1974	限度額元受火災1,000万へ <ul style="list-style-type: none"> ●限度額、交通災害300万円(再共済150万円)、元受火災1,000万円へ(9.1) ●単産共済連合会創立総会(9.27)
1975	統合総会を1年間延期 <ul style="list-style-type: none"> ●単産共済連合会、自動車共済事業を実施(1.13) ●団体生命共済限度額500万円への引き上げ認可取得(1.31) ●統合準備委員会、75年10月統合を延期(2.21) ●死亡共済金の相続税法上の非課税適用決定(3.31) ●労済の火災・生命共済掛金の所得控除、政令化される(4.1) ●希望共済限度額500万円認可取得(5.31) ●統合準備委員会、統合日を76年10月に設定(12.12)
1976	全国統合実現-新しい出発- <ul style="list-style-type: none"> ●第24回臨時総会、統合実施要綱を決定(6.30) ●第25回総会、統合にともなう定款改正を議決(7.30~31) ●「組織統合に関する協定」調印式、全労済設立発起人会発足(8.1) ●全労済創立総会、諸事業制度大幅改善(10.15)、11月以降各地方本部相次いで開設
1977	認可折衝で“生みの苦しみ” <ul style="list-style-type: none"> ●厚生省、火災共済限度額引き上げ認可の条件として「保険との按分調整」を提示(3.14)以来、5月18日の第27回臨時総会における受け入れ決定に至るまで、組織を二分する激論が交わされる ●全国統合にともなう定款・事業規約認可(5.27) ●統合にともなう新制度発効(6.1) ●創立20周年記念式典(10.27) ●労済第2会館(調布市国領)竣工式(11.18)

1978	全国統合の定着に向けて <ul style="list-style-type: none"> ●理事会、組織・機関運営検討委員会答申内容と同委員会の解散を確認(3.30) 3部会(統合・地域・単産)運営開始される ●衆院建設委、住宅金融公庫法一部改正案の議決に際し「公庫融資にともなう火災保険契約に共済も含めるよう改善に努める」とする付帯決議を採択(3.31) 参院建設委も同様採択(4.11) ●第30回臨時総会、震災、病气入院見舞金制度の方向確認(12.8) 	1982	“保障のあり方”で意思統一 <ul style="list-style-type: none"> ●自動車共済全都道府県で取り扱い開始(4.1) ●理事会、組織機構検討委員会答申、地震災害対策業務計画を承認(5.11) ●第38回総会、保障のあり方要綱、経営発展計画、火災再共済限度額3,000万円への引き上げを承認(8.27～28) ●中央推進会議発足(10.4) ●財団法人全国勤労者福祉振興協会を設立、全国労働者団体共済会解散(11.20)
1979	地域向け制度を開発 <ul style="list-style-type: none"> ●労働組合事故補償制度を発足(1.1) ●CO・OP組合員共済を実施(4.1) ●積立金付生命共済の事業を停止(5.31) ●元受火災共済限度額1,500万円への引き上げ認可(7.23) ●団体生命共済に病气入院見舞金特約を付加(10.1) 	1983	こくみん共済事業開始 <ul style="list-style-type: none"> ●こくみん共済事業開始、自動口座振替制度を採用(5.1) ●短期総合システム稼働(7.-) ●第40回総会、第2期中期計画、ねんきん共済事業規約を決定(8.30～31) ●火災共済の掛金引き下げ・共済金分担支払制度実施、住宅災害審査基準の一本化を完了(10.1)
1980	第1次長期計画、80年代の基本路線を決定 <ul style="list-style-type: none"> ●希望共済に病气入院見舞金特約を付加(4.1) ●全国労働者自動車共済生協連合会(自動車共済連)発足総会(8.19) ●第33回総会、長期計画・第1期中期計画、総合機械化実施計画を承認(8.28～29) ●自動車共済連、全労済に加盟(9.17) ●理事会、地震見舞金支払基準を設定(12.11) 	1984	ねんきん共済スタート <ul style="list-style-type: none"> ●理事会、資金運用規程を全面改正(1.19) ●ねんきん共済事業開始(4.1) ●自動車共済限度額、対人1億円、対物300万円に引き上げ(10.1) ●国際青年平和シンポジウム(パチカン)に参加(12.6～7)
1981	統合残課題順次整備へ <ul style="list-style-type: none"> ●風水害等給付金付火災共済限度額3,000万円認可(8.22) ●第36回総会、統合事業運営要綱を決定(8.27～28) ●理事会・組織機構検討委員会、労働条件特別委員会を設置(9.17) ●連合会元受火災限度額2,500万円、団体生命限度額1,500万円、傷害特約限度額1,500万円への引き上げ認可(12.28) ●自動車共済限度額8,000万円へ引き上げ認可(12.-) 	1985	新会館設計で公開コンペ <ul style="list-style-type: none"> ●情報システム化推進会議発足(4.25) ●財団法人全国勤労者福祉振興協会、「団体自動車共済」事業開始(6.1) ●第44回総会、火災共済限度額4,500万円への引き上げと制度内容の改善、団体生命共済、個人長期生命共済の改善を承認(8.29～30) ●全労済会館公開設計審査会でフジタ工業(株)一級建築士事務所松田正司氏の作品が最優秀に選ばれる(12.2)
		1986	統合の経営組織を改革 <ul style="list-style-type: none"> ●こくみん共済加入者100万人突破(1.-) ●団体制度を扱う株式会社ウィックサービスを設立(5.14) ●諸制度を広範に改善、新希望者共済・医療共済・団体扱ねんきん共済(掛金建年金)を実現(6.1) ●全労済と自動車共済連、「運営一体化に関する合意書」に調印(11.20)

<p>1987</p>	<p>全国センター構想実現へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自動車共済事業の組織形態に関し、厚生省・自動車共済連・全労済・単産共同事業体設立準備会の四者間で合意(2.23) ●親子ふれあいミュージカル「白姫伝説」全国公演(5.30~11.1) ●火災共済限度額4,500万円へ引き上げ・加入基準を改正して実施(6.1) ●自動車共済連臨時総会、全労済再共済連へ定款変更(8.19) ●自動車共済元受事業認可(10.29)、事業開始(11.1) ●情報処理システムの管理・運営を中心目的に株式会社全労済システムズ発足(11.4) ●全労済30周年記念式典(11.18) ●全労済再共済連発足(11.27)
<p>1988</p>	<p>生活文化と情報発信をめざす</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生活文化の発信をめざして、(株)スペース・ゼロを設立(6.1) ●全労済トヨタ共済センター発足(10.18) ●全労済会館(渋谷区代々木)落成、資料センター開設(12.21) ●厚生省、「共済事業財務処理規則」「共済事業運営要綱」を改正(12.14)
<p>1989</p>	<p>全国センター構想実現成る</p> <ul style="list-style-type: none"> ●SFカード統一実施(3.1) ●第35回総会、風水害等給付金付火災共済の掛金引き下げ、終身共済事業規約の新設を承認(8.30~31) ●火災共済掛金の引き下げ認可(10.11) ●財団法人全国労働者福祉・共済協会(全労済協会)設立(11.28)
<p>1990</p>	<p>第2次創業期時代の幕開け</p> <ul style="list-style-type: none"> ●終身共済事業開始(6.1) ●第55回総会、社会的役割の強化と総合生活保障事業の展開を基本目標とする「第2次長期計画」「第1期中期計画」を設定、1990年代を第2次創業時代と位置付ける(8.30~31) ●自動車共済限度額、対人無制限、対物1,000万円に引き上げ(9.1) ●財団法人全国勤労者福祉振興協会、「慶弔(自治体提携用)共済」事業開始(9.1) ●全労済会館、建築業協会賞を受賞(11.5)

<p>1991</p>	<p>相次ぐ自然災害への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ●雲仙普賢岳噴火災害、「地震見舞金制度」最高250万円へ引き上げ(6.8) ●第57回総会、「第2次経営組織改革基本方針・総論」「経営成果の社会的還元」(環境問題、高齢者社会問題助成事業)を承認(8.29~30) ●「台風19号」災害、過去最大の57億円の見舞金支払い(9.27) ●短期共済の制度改定、全制度にわたる横断的改定を実施(10.1)
<p>1992</p>	<p>内部体制の充実へ努力傾注</p> <ul style="list-style-type: none"> ●理事会、ICA(国際協同組合同盟)加盟を決定、併せてJJC(日本協同組合連絡協議会)への加入を承認(2.5)、ICA執行委員会(5.18)、JJC委員会(4.10)、全労済の加盟申請を承認 ●全労済、全共連、共水連をはじめとする共済8団体により社団法人日本共済協会が発足(4.1) ●経営成果の社会的還元として、「環境」「高齢社会」問題に関する活動・研究を行う94団体に総額8,265万円を助成(6.11) ●全労済35周年記念式典(10.22) ●ICA東京大会(10.27~30)、ICMIF東京総会(10.21~23)
<p>1993</p>	<p>90年代第2期中計がスタート</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第5回理事会、「第2次経営組織改革・基本方針」を決定(4.8) ●第60回総会、「第2期中期計画」を決定(8.26~27) ●火災共済限度額6,000万円へ引き上げ、個人長期生命共済の掛金改定を実施(10.1) ●自動車共済掛金改定、車種区分の導入を実施(12.1)
<p>1994</p>	<p>自賠償共済実現をめざす</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「ヘルスケアシステム」宮崎モニター実験の開始(2.-) ●一時払いせいめい共済の加入停止(4.1) ●ねんきん共済限度額90万円へ引き上げ、掛金改定などを実施(8.1)
<p>1995</p>	<p>「阪神・淡路大震災」救助活動 自賠償共済参入の途開かれる</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「阪神・淡路大震災」発生(1.17)支払いは、共済金31,145件・20億円、見舞金62,813件・165億円、合計93,958件・185億円余に ●「全労済情報センター」竣工(4.17) ●個人長期生命共済の予定利率引き下げ(6.1) ●自動車損害賠償保障法一部改正案、12月12日の衆院通過後、翌13日に参院で可決・成立し、全労済グループの自賠償共済参入への途開かれる

<p>1996</p>	<p>「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議」発足 車両共済事業開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ●全労済協会が「阪神・淡路大震災」1年目にあたり、全国紙を中心に意見広告「自然災害に対する国民的保障制度の提言」を掲載(1.17) ●車両共済の加入受付開始(7.1) ●「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議」発足(7.19) ●第67回通常総会開催、第3期中期計画などを決定(8.29) ●個人長期生命共済、終身共済および個人年金共済の予定利率引き下げ(10.1) ●インターネットに「全労済ホームページ」を開設(10.7) ●マイカー共済掛金を改定(12.1) 	<p>1999</p> <p>「全労済21世紀ビジョン」を決定 新こくみん共済誕生</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「自然災害被災者支援促進協議会」発足(1.12) ●第74回通常総会で「全労済21世紀ビジョン」を決定(8.26~27) ●「台風18号」災害で、39億円余を支払い(9.24) ●こくみん共済を16年ぶりに抜本改定(10.1) ●中央・近畿両労済連と全労済が合併(12.1) ●マイカー共済の総合補償タイプの新設、車両共済の車両損害危険限定損害補償タイプの新設など改定(12.1)
<p>1997</p>	<p>「自賠償共済」事業開始 「国民会議」が内閣総理大臣にあて、 個人署名24,828,964人、 団体署名43,337団体分を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議」が内閣官房長官を通じて、個人署名24,828,964人、団体署名43,337団体分を内閣総理大臣にあて提出(2.20) ●「ナホトカ号重油流出事故」への義援金として、全労済再共済連と共同で全漁連に義援金5,000万円を贈る(3.19) ●自賠償共済事業開始(4.1) ●長野パラリンピック冬季競技大会へ1,000万円を寄付(6.12) ●総合医療共済の入院共済金日額を1万円に引き上げ(8.1) ●「保険料や共済掛金の所得控除制度拡充のための署名活動」で300万人の署名を集約(8.1) ●全労済創立40周年記念レセプションを開催(8.27) 	<p>2000</p> <p>自然災害共済の取り扱い開始 群馬・愛知が全国事業統合に参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自然災害共済の取り扱いを開始(5.1) ●群馬県労生協および愛知労済が全国事業統合に参加(6.1) ●総合医療共済の高度先進医療費用共済金の新設、総合医療共済・せいめい共済の「10年超の共済期間」の新設など改定(6.1) ●全労済本部がISO14001を取得(12.17)
<p>1998</p>	<p>「国民会議」の2,500万人署名が結実 「ホームヘルプサービス事業」開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「国民会議」による2,500万人署名が大きな力となり、第142国会で「被災者生活再建支援法案」が成立(5.15) ●鳥取共済が事業統合に参加。43番目の県本部が誕生(6.1) ●アート・パラリンピック展を情報センターで開催(7.25~8.5) ●北海道札幌市で「ホームヘルプサービス事業」を開始(10.26) ●マイカー共済、運転者年齢条件に「30歳以上補償型」新設、ABS割引新設などの制度改定実施(12.1) 	<p>2001</p> <p>介護保障付総合医療共済の取り扱い開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ●こくみん共済が改定後、新規加入100万人を突破(7.1) ●第79回通常総会で「第2期計画」を設定(8.30~31) ●介護保障付総合医療共済の取り扱いを開始(10.1) ●本部事務局機構の改革で本部制の導入(10.1)
		<p>2002</p> <p>「21世紀経営改革方針」を決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ●こくみん共済が、2002年2月末で保有契約件数が500万件を突破(2.28) ●団体生命移行共済の取り扱い開始(6.1) ●第83回通常総会で「21世紀経営改革方針」を決定(8.30) ●全労済創立45周年記念レセプションを開催(8.30) ●「21世紀経営改革方針」の先行実施課題として、本部事務局機構の改革を実施(10.1) ●車両のオールリスクタイプの新設など、マイカー共済改定(11.1)

2003	<p>こくみん共済が発売20周年に大分が全国事業統合に参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ●組合員情報紙「セイフティ・ファミリー」を全国的に創刊(1.-) ●全国組織機構の再編、事業本部の発足(4.-) ●こくみん共済発売20周年(5.-) ●火災共済借家人賠償責任特約の取り扱い開始(6.1) ●大分県総合生協が全国事業統合に参加(6.1) ●火災共済の一部改定(10.1)
2004	<p>「労働者共済運動」が大分の地に発祥し50年</p> <ul style="list-style-type: none"> ●こくみん共済の一部改定(1.1) ●システム21稼動(1.-) ●団体生命共済の改定(1.1) ●こくみん共済が2004年5月末で保有契約件数600万件加入目標達成(5.31) ●業務センター設立(6.1) ●全国組織事業本部設置(6.1) ●「(財)全国勤労者福祉・共済振興協会」(全労済協会)が発足(6.1) ●全労済森林労連共済本部発足(6.1) ●自動車共済全国事業本部発足(10.1) ●5単産・再共済との自動車共済事業統合(10.1) ●自動車総合補償共済の改定(10.1) ●自治労長期共済の契約移転(10.1) ●個人年金共済の掛金等の改定(10.1) ●度重なる台風や新潟県中越地震(10.2)など大規模な自然災害の多発により、135千件、259億円にのぼる共済金等を支払う ●労働共済運動発祥の50年(11.25) ●新長期生命共済(第一期プラン)の開発(12.1)
2005	<p>全国組織機構改革・事業本部再編実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自然災害共済の改定(4.1) ●第93回通常総会で「第4期計画」を設定(8.30~31) ●役員制度改革実施(9.-) ●全国組織機構改革・事業本部再編実施(9.1) ●こくみん共済の6年ぶりの大幅改定(10.1)
2006	<p>職域事業本部発足 全労済ぐりんぼうを開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「全労済お客様相談係」を新設(1.1) ●マイカー共済の一部改定(2.1/8.1) ●「全労済ライフサポートサービス」を開始(4.1) ●新長期生命共済(第二期プラン)の開発(5.1) ●全労済たばこ共済本部発足(6.1) ●全労済ホームページ上にて、「お客様の声」にもとづく業務改善の取り組みと主な改善の結果の報告を開始(11.27) ●全労済ぐりんぼう(第1号店)を開設(12.6)

2007	<p>全労済創立50周年を迎える たすけあい未来につなぐNEXT50</p> <ul style="list-style-type: none"> ●団体生命共済の改定(1.1) ●「全労済創立50周年ページ」を開設(1.12) ●こくみん共済の改定(4.1) ●ホームページ上の「共済金事故受付専用ページ」にて共済金をご請求いただく際の必要書類提供を開始(4.2) ●耳や言葉の不自由なお客様向け自動車事故受付サービスを開始(7.10) ●「平成19年新潟県中越沖地震」にともなう義援金として新潟県に1,000万円贈呈(8.10) ●第99回通常総会で「あたらしい全労済の理念」制定(8.29~30) ●50周年記念事業の一環で、国際協同組合保険シンポジウムを開催(8.30) ●「全労済創立50周年」(9.29) ●共済に関する紛争の裁定または仲裁を行う(社)日本共済協会「共済相談所」の利用開始(10.1)
2008	<p>新生協法施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ●社会貢献付エコ住宅専用火災共済の実施(1.1) ●共済金支払いに関する自主的な調査結果についての報告(1.18) ●新生協法の施行(4.1) ●マイカー共済の内容充実と総合的な掛金の改定(4.1) ●団体生命共済の改定(6.1) ●クリック募金により4つの団体に総額1,120万円を寄付(6.30) ●自動車分解整備事業者(自動車指定工場)および一部の労働金庫にて共済代理店開始(10.1)
2009	<p>「2009年度~2013年度 中期経営政策」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ●こくみん共済の改定(1.1) ●「ろうきんと全労済がめざす新たな生活者福祉」の公表(3.24) ●全国の労働金庫にて共済代理業務開始(4.1) ●労働者傷病見舞金制度を開始(4.1) ●「いきいき応援」の取り扱い開始(6.1) ●第103回通常総会で「中期経営政策」を策定(8.27)
2010	<p>自然災害共済「大型タイプ」の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「平成21年度日本版顧客満足度指数調査」において、損害保険(共済)業界1位、生命保険(共済)業界で2位の評価(3.16) ●自然災害共済の「大型タイプ」の新設(4.1) ●保険法の施行(4.1) ●苦情対応マネジメントシステム「ISO10002」の自己適合宣言(8.26)
2011	<p>こくみん共済に新たな保障タイプ・プランを新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ●こくみん共済の改定(4.1) ●コンタクトセンター札幌・福岡の開設(6.1) ●全労済自治労共済本部、全労済全水道共済本部発足(6.1)

6 全労済本部、事業本部・都道府県本部および子会社所在地一覧

(2011年9月1日現在)

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L	F A X
全 労 済 本 部	151-8571	渋谷区代々木2-12-10	03-3299-0161	03-5351-7772
全国組織事業本部				
事業推進一部	151-8571	渋谷区代々木2-12-10	03-3299-0161	03-5351-7328
事業推進二部	559-0034	大阪市住之江区南港北1-24-33	06-6612-0117	06-6612-8034
事業推進三部	471-0833	豊田市山之手8-131 全労済豊田会館4F	0565-28-2551	0565-28-7336
自動車共済全国事業本部	151-8571	渋谷区代々木2-12-10	03-3299-0161	03-5351-7643
業 務 セ ン タ ー				
総合管理センター	151-8571	渋谷区代々木2-12-10	03-3299-0161	03-5351-7776
コンタクトセンター	151-8571	渋谷区代々木2-12-10	03-3299-0161	03-5351-7776
総合事務センター				
情報システム部	192-0363	八王子市別所2-39-1 全労済情報センター	03-3299-0161	042-670-7361
東京事務センター	182-8765	調布市国領町2-1-1 労済第2会館	042-441-5041	042-441-2239
東京事務センター府中事務所	183-0055	府中市府中町1-9 京王府中1丁目ビル12F	042-354-8712	042-354-8717
大阪事務センター	564-0052	吹田市広芝町11-14 全労済西日本センター内	06-6338-6030	06-6338-6050
大阪事務センター垂水事務所	564-0062	吹田市垂水町3-36-10 NEXTビル	06-6338-6085	06-6338-2075
共 済 金 セ ン タ ー	183-0044	府中市日鋼町1-1 Jタワー	0120-580-699	042-303-3339
北 日 本 事 業 本 部	980-0014	仙台市青葉区本町1-10-29 全労済宮城会館内	022-262-7750	022-217-3364
東 日 本 事 業 本 部	151-0053	渋谷区代々木2-12-10 全労済会館8F	03-3374-7531	03-3374-7741
中 日 本 事 業 本 部	559-0034	大阪市住之江区南港北1-24-33	06-6612-0117	06-6612-8030
西 日 本 事 業 本 部	810-0073	福岡市中央区舞鶴1-1-7 全労済マルチ天神ビル9F	092-741-0621	092-724-2469
北 海 道 本 部	003-0803	札幌市白石区菊水3条4-1-3	011-821-6031	011-821-6203
道 央 地 区 本 部	003-0803	札幌市白石区菊水3条4-1-3 全労済北海道会館内	011-821-6031	011-821-6105
札 幌 菊 水 店	003-0803	札幌市白石区菊水3条4-1-3 全労済北海道会館内	011-821-6031	011-821-6105
札 幌 中 央 店	060-0001	札幌市中央区北1条西4丁目 武田りそなビル8F	011-241-3519	011-241-3513
札 幌 西 支 所	063-0812	札幌市西区琴似2条2-1-5 高道ビル2F	011-612-6031	011-640-7007
札 幌 琴 似 店	063-0812	札幌市西区琴似2条2-1-5 高道ビル2F	011-612-6031	011-640-7007
小 樽 支 所	047-0032	小樽市稲穂3-8-7 野口ビル1F	0134-33-6894	0134-32-6839
苫 小 牧 支 所	053-0022	苫小牧市表町1丁目 黒川ビル内	0144-32-4711	0144-32-2707
室 蘭 支 所	050-0074	室蘭市中島町3-22-7 エルカナリヤビル2F	0143-45-4728	0143-45-6184
岩 見 沢 支 所	068-0021	岩見沢市1条西6-9-2 近藤ビル1F	0126-25-3292	0126-25-4033
道 東 地 区 本 部	085-0004	釧路市新富町2-24	0154-25-6031	0154-24-9058
北 見 支 所	090-0044	北見市北4条西5-4 桜井ビル内	0157-25-5150	0157-31-4132
帯 広 支 所	080-0803	帯広市東3条南11-7-1	0155-23-5006	0155-21-2515
道 北 地 区 本 部	070-0054	旭川市4条西6丁目 道北労福センター内	0166-25-0345	0166-25-4704
道 南 地 区 本 部	040-0032	函館市新川町2-16 道南労働福祉会館内	0138-23-5123	0138-27-1816
青 森 県 本 部	030-0802	青森市本町3-4-17	017-723-6031	017-734-0644
青 森 支 所	030-0802	青森市本町3-4-17	017-774-6031	017-734-0632
八 戸 支 所	031-0081	八戸市柏崎5-4-7	0178-47-0631	0178-22-3605
弘 前 支 所	036-8022	弘前市萱町16-1	0172-37-0631	0172-32-5865
五 所 川 原 支 所	037-0036	五所川原市中央4-100	0173-33-6031	0173-35-0200
む つ 支 所	035-0051	むつ市新町16-5	0175-33-8631	0175-23-0231
岩 手 県 本 部	020-0025	盛岡市大沢川原2-2-32 岩手労働福祉会館内	019-622-0631	019-653-2167
盛 岡 支 所	020-0025	盛岡市大沢川原2-2-32 岩手労働福祉会館内	019-622-0631	019-653-2167
北 上 支 所	024-0061	北上市大通り2-11-23 北上大通りビル1F	0197-65-0160	0197-65-0170
一 関 支 所	021-0031	一関市青葉1-8-20 鈴木ビル1F	0191-26-2678	0191-26-2693
釜 石 支 所	026-0034	釜石市中妻町1-15-8	0193-21-1122	0193-23-6800
宮 城 県 本 部	980-0014	仙台市青葉区本町1-10-29 全労済宮城会館	022-265-6041	022-217-3363
全労済ぐりんぼう仙台	983-0852	仙台市宮城野区榴岡3-1-1	022-796-6033	022-298-6151
全労済ぐりんぼう大崎	989-6117	大崎市古川旭4-3-5	0229-22-6031	0229-24-2529
全労済ぐりんぼう石巻	986-0862	石巻市あけぼの1-5-3	0225-96-6031	0225-92-1358
全労済ぐりんぼう大河原	989-1201	柴田郡大河原町大谷字町向126-4 オーガ2F	0224-53-2191	0224-53-2294

I 事業の状況を示す指標

II 決算関係書類

データ編

III 子会社の状況に関する事項

全労済Q&A

資料集

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L	F A X
秋 田 県 本 部	010-0817	秋田市泉菅野1-1-12	018-824-6031	018-866-7333
中 央 支 所	010-0817	秋田市泉菅野1-1-12	018-824-6061	018-824-6081
大 館 支 所	017-0885	大館市豊町2-37	0186-49-2877	0186-49-2924
大 仙 支 所	014-0061	大仙市大曲栄町13-40	0187-63-8428	0187-63-8453
能 代 支 所	016-0845	能代市通町9-55	0185-55-3931	0185-55-2231
山 形 県 本 部	990-0827	山形市城南町1-18-22	023-646-4666	023-646-5584
中 央 支 所	990-0827	山形市城南町1-18-22	023-646-4667	023-646-9123
酒 田 支 所	998-0843	酒田市千石町2-13-16	0234-23-3160	0234-21-1789
鶴 岡 支 所	997-0033	鶴岡市泉町8-73	0235-23-6100	0235-23-0781
新 庄 支 所	996-0084	新庄市大手町5-6	0233-23-5995	0233-22-3785
米 沢 支 所	992-0012	米沢市金池3-2-7	0238-22-6065	0238-22-6038
長 井 支 所	993-0006	長井市あら町5-36	0238-83-6035	0238-83-6032
福 島 県 本 部	960-8540	福島市荒町1-21 協働会館内	024-522-6031	024-523-5303
中 央 支 所	960-8540	福島市荒町1-21 協働会館内	024-522-6031	024-522-6027
福 島 支 所	960-8540	福島市荒町1-21 協働会館内	024-522-6025	024-522-6040
郡 山 支 所	963-8017	郡山市長者1-7-15	024-933-6031	024-933-6043
白 河 支 所	961-0856	白河市新白河3-98 ビアン本間ビル内	0248-22-6031	0248-22-6242
会 津 支 所	965-0026	会津若松市平安町3-3 会津協働会館内	0242-22-6031	0242-22-6034
相 双 支 所	975-0015	南相馬市原町区国見町3-5-18	0244-24-6031	0244-24-5850
い わ き 支 所	970-8026	いわき市平字堂の前22 いわき市労働福祉会館内	0246-25-6031	0246-25-6033
茨 城 県 本 部	310-0804	水戸市白梅1-1-10	029-227-6642	029-227-0563
日 立 支 所	317-0073	日立市幸町2-3-10 勤労福祉会館3F	0294-22-6031	0294-22-6066
水 戸 支 所	310-0804	水戸市白梅1-1-10	029-227-6035	029-227-0561
鹿 嶋 支 所	314-0033	鹿嶋市鉢形台2-1-7 ラウエル鹿嶋	0299-84-6031	0299-84-0124
土 浦 支 所	300-0034	土浦市港町1-7-6 ポートワンビル4F	029-821-6031	029-824-2179
つ く ば 支 所	305-0817	つくば市研究学園A69街区3 桂ビル2F	029-858-6031	029-858-6038
筑 西 支 所	308-0847	筑西市玉戸1049-2 サンプラザ2F	0296-28-8833	0296-28-8899
共 済 ショップ日立店	317-0073	日立市幸町2-3-10 勤労福祉会館3F	0294-22-6031	0294-22-6066
共 済 ショップ水戸店	310-0804	水戸市白梅1-1-10	029-227-6035	029-227-0561
共 済 ショップ鹿嶋店	314-0033	鹿嶋市鉢形台2-1-7 ラウエル鹿嶋	0299-84-6031	0299-84-0124
共 済 ショップ土浦店	300-0034	土浦市港町1-7-6 ポートワンビル4F	029-821-6031	029-824-2179
共 済 ショップつくば店	305-0817	つくば市研究学園A69街区3 桂ビル2F	029-858-6031	029-858-6038
共 済 ショップ筑西店	308-0847	筑西市玉戸1049-2 サンプラザ2F	0296-28-8833	0296-28-8899
共 済 ショップ牛久店	300-1234	牛久市中央1-16-1 ラウエル牛久	029-873-8201	029-873-8068
共 済 ショップ守谷店	302-0115	守谷市中央1-20-3 共立ビル1F	0297-46-0631	0297-46-0634
栃 木 県 本 部	321-0963	宇都宮市南大通り2-5-4	028-638-6031	028-636-1890
宇 都 宮 支 所	321-0963	宇都宮市南大通り2-5-4	028-634-1790	028-636-1810
足 利 支 所	326-0035	足利市芳町15	0284-42-9505	0284-44-0190
小 山 支 所	323-0807	小山市城東2-18-15	0285-22-6041	0285-22-6001
那 須 塩 原 支 所	329-2753	那須塩原市五軒町4-29	0287-48-6032	0287-39-3400
共 済 ショップ宇都宮店	321-0963	宇都宮市南大通り2-5-4	028-636-6031	028-636-1820
共 済 ショップ真岡店	321-4361	真岡市並木町3-7-3	0285-80-6031	0285-80-6032
共 済 ショップ足利店	326-0035	足利市芳町15	0284-42-6031	0284-44-0190
共 済 ショップ小山店	323-0807	小山市城東2-18-15	0285-22-6031	0285-22-6001
共 済 ショップ那須塩原店	329-2753	那須塩原市五軒町4-29	0287-48-6031	0287-39-3400
群 馬 県 本 部	371-0854	前橋市大渡町2-3-3	027-255-6311	027-252-6480
前 橋 支 所	371-0854	前橋市大渡町2-3-3	027-252-0123	027-255-6373
高 崎 支 所	370-0852	高崎市中居町3-30-31	027-386-5631	027-353-6283
太 田 支 所	373-0818	太田市小舞木町242	0276-61-3631	0276-46-7227
共 済 ショップ前橋店	371-0854	前橋市大渡町2-3-3	027-252-0567	027-252-0430
共 済 ショップ高崎店	370-0849	高崎市八島町17番地 イシイビル3F	027-386-5151	027-327-3768
共 済 ショップ太田店	373-0818	太田市小舞木町242	0276-46-7221	0276-46-7227
埼 玉 県 本 部	338-8504	さいたま市中央区下落合1050-1	048-822-0631	048-823-0675
全 労 済 ぐりんぼうさいたま	338-8504	さいたま市中央区下落合1050-1	048-822-0673	048-822-0868
全 労 済 ぐりんぼう春日部	344-0061	春日部市粕壁1-7-3 岡安ビル3F	048-754-7558	048-763-1303

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L	F A X
全労済ぐりんぼう新越谷	343-0845	越谷市南越谷1-19-2 アバンセ南越谷1F	048-990-6031	048-990-6058
全労済ぐりんぼう熊谷	360-0036	熊谷市桜木町1-1-1 秩父鉄道熊谷ビル1F	048-525-1036	048-525-7372
全労済ぐりんぼう川越	350-1123	川越市脇田本町1-7 川越西口ビル4F	049-244-0631	049-246-9769
全労済ぐりんぼう朝霞台	351-0033	朝霞市浜崎1-2-8 アゴラ20ビル6F	048-485-6031	048-485-6033
全労済ぐりんぼう所沢	359-0037	所沢市くすのき台3-18-5 リングスビル3F	04-2993-0631	04-2993-0622
千葉県本部	260-0045	千葉市中央区弁天1-17-1	043-287-8126	043-287-8080
千葉支所	260-0045	千葉市中央区弁天1-17-1	043-287-8247	043-287-8136
千葉南支所	260-0045	千葉市中央区弁天1-17-1	043-287-8247	043-287-8136
柏支所	277-0005	柏市柏3-6-29 サンライズ吉野ビル4F	04-7168-6031	04-7168-6033
船橋支所	273-0005	船橋市本町6-4-28 竹内ビル4F	047-424-6031	047-424-6385
共済ショップ千葉店	260-0045	千葉市中央区弁天1-17-1	043-287-8126	043-287-8080
共済ショップ柏店	277-0005	柏市柏3-6-29 サンライズ吉野ビル4F	04-7168-6031	04-7168-6033
共済ショップ船橋店	273-0005	船橋市本町6-4-28 竹内ビル4F	047-424-6031	047-424-6385
共済ショップ松戸店	271-0091	松戸市本町18-4 NBF松戸ビル7F	047-331-1440	047-331-1442
東京都本部	160-0023	新宿区西新宿7-20-8	03-3360-6031	03-3360-0670
中部支所	105-0012	港区芝大門2-2-1 常和芝大門ビル3F	03-5776-6031	03-5776-6033
東部支所	130-0022	墨田区江東橋4-11-1 錦糸町ダイヤビル5F	03-3846-6031	03-3846-6066
南部支所	105-0012	港区芝大門2-2-1 常和芝大門ビル3F	03-5776-6035	03-5776-6037
西部支所	160-0023	新宿区西新宿7-20-8	03-3360-6016	03-3360-4053
北部支所	160-0023	新宿区西新宿7-20-8	03-3360-6100	03-3360-6077
多摩支所	190-0012	立川市曙町2-37-7 コアシティ11F	042-525-6031	042-528-1518
共済ショップ錦糸町店	130-0022	墨田区江東橋4-11-1 錦糸町ダイヤビル5F	03-3846-6141	03-3846-6066
共済ショップ北千住店	120-0034	足立区千住1-24-4 広瀬ビル1F	03-3870-6310	03-3870-6211
共済ショップ青戸店	125-0062	葛飾区青戸3-37-15 京成青戸ビル3F	03-3838-9971	03-3838-9972
共済ショップ西葛西店	134-0088	江戸川区西葛西6-8-10 西葛西ビル7F	03-3878-3076	03-3878-4305
共済ショップ蒲田店	144-0052	大田区蒲田5-15-8 蒲田月村ビル2F	03-5703-1124	03-5703-2328
共済ショップ新宿店	160-0023	新宿区西新宿7-20-8	03-3360-6060	03-3360-4053
共済ショップ新宿南口店	151-0053	渋谷区代々木2-12-10 全労済会館B1F	03-5333-5806	03-5333-5807
共済ショップ吉祥寺店	180-0004	武蔵野市吉祥寺本町1-15-9 岩崎吉祥寺ビル3F	0422-20-6035	0422-23-6001
共済ショップ池袋店	171-0021	豊島区西池袋1-18-2 藤久ビル西1号館6F	03-3986-7230	03-3986-7459
共済ショップ立川店	190-0012	立川市曙町2-37-7 コアシティ11F	042-525-6660	042-528-1518
共済ショップ田無店	188-0011	西東京市田無町4-17-18 ドミール田無1F	042-466-6311	042-466-6300
共済ショップ町田店	194-0013	町田市原町田6-3-3 町映ビル2F	042-721-2721	042-721-2731
共済ショップ府中店	183-0055	府中市府中町1-9 京王府中1丁目ビル1F	042-333-9031	042-333-9032
共済ショップ八王子店	192-0081	八王子市横山町3-10 日本地建ビル3F	042-631-1371	042-631-1375
共済ショップ三軒茶屋店	154-0024	世田谷区三軒茶屋1-39-7 ショッピングプラザベルアージュ1F	03-5433-6310	03-5433-6311
神奈川県本部	222-0033	横浜市港北区新横浜2-4-9	045-473-5588	045-473-3597
川崎支所	210-0007	川崎市川崎区駅前本町3-1 NOF川崎東口ビル4F	044-211-6031	044-211-5069
横浜支所	231-0023	横浜市中区山下町24-1 ワークピア横浜4F	045-201-6031	045-201-6035
湘南支所	251-0052	藤沢市藤沢109-6 湘南NDビル8F	0466-50-6031	0466-50-7087
西湘支所	254-0034	平塚市宝町2-1 ホームスト平塚共同ビル4F	0463-24-0631	0463-24-5666
県央支所	243-0432	海老名市中央2-9-50 海老名プライムタワー7F	046-235-8891	046-235-8893
共済ショップ横浜店	221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-1 谷川ビルANNEX6F	045-324-6314	045-324-6324
共済ショップ相模大野店	252-0370	相模原市南区相模大野3-9-1 相模大野モアーズ5F	042-701-6031	042-701-6033
共済ショップ溝の口店	213-0011	川崎市高津区久本3-2-1 WELLTOWER2F	044-829-6033	044-829-6038
長野県本部	380-8710	長野市立町978-2	026-235-6139	026-235-0419
北部支所	380-8710	長野市立町978-2 労済会館内	026-232-6031	026-235-6100
東部支所	386-0012	上田市中央2-8-11 伊藤ビル1F	0268-22-6034	0268-23-4953
中部支所	390-0851	松本市島内3443-17	0263-48-3333	0263-48-3001
南部支所	399-4511	上伊那郡南箕輪村神子柴8859-1	0265-73-3958	0265-73-8748
共済ショップ長野店	380-8710	長野市立町978-2	026-232-6031	026-235-6100
共済ショップ上田店	386-0012	上田市中央2-8-11 伊藤ビル1F	0268-22-6031	0268-23-4953
共済ショップ佐久店	385-0029	佐久市佐久平駅前14-6 新日本ビル1F	0267-66-3963	0267-66-3961
共済ショップ松本店	390-0851	松本市島内3443-17	0263-47-6031	0263-48-3001
共済ショップ諏訪店	393-0046	諏訪郡下諏訪町東赤砂4653-1 林ビル1F	0266-28-6031	0266-28-6039
共済ショップ伊那店	399-4511	上伊那郡南箕輪村神子柴8859-1	0265-76-6031	0265-73-8748

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L	F A X
共 済 シ ョ ッ プ 飯 田 店	395-0077	飯田市丸山町1-8-6 労働会館内	0265-52-6031	0265-52-6032
山 梨 県 本 部	400-0031	甲府市丸の内3-29-11	055-237-6031	055-228-7609
甲 府 支 所	400-0031	甲府市丸の内3-29-11	055-237-6813	055-230-1675
富 士 吉 田 支 所	403-0005	富士吉田市上吉田965-1	0555-21-6031	0555-23-7782
共 済 シ ョ ッ プ 甲 府 店	400-0031	甲府市丸の内3-29-11	055-237-6031	055-230-1675
共 済 シ ョ ッ プ 富 士 吉 田 店	403-0005	富士吉田市上吉田965-1	0555-21-6031	0555-23-7782
静 岡 県 本 部	420-0839	静岡市葵区鷹匠2-13-4	054-254-1180	054-254-0038
東 部 支 所	410-0046	沼津市米山町11-24	055-923-1755	055-923-7190
中 部 支 所	420-0839	静岡市葵区鷹匠2-13-4	054-254-3312	054-254-1259
西 部 支 所	430-0929	浜松市中区中央3-15-37	053-453-5888	053-453-5813
共 済 シ ョ ッ プ 沼 津 店	410-0046	沼津市米山町11-24	055-923-6655	055-926-0017
共 済 シ ョ ッ プ 静 岡 店	420-0839	静岡市葵区鷹匠2-13-4	054-254-6031	054-254-1259
共 済 シ ョ ッ プ 浜 松 店	430-0929	浜松市中区中央3-15-37	053-454-6031	053-456-5013
富 山 県 本 部	930-8563	富山市奥田新町7-41	076-431-5000	076-441-2362
富 山 支 所	930-8563	富山市奥田新町7-41	076-431-5000	076-433-6055
高 岡 支 所	933-0874	高岡市京田618	0766-21-7000	0766-24-3365
富 山 支 所 魚 津 シ ョ ッ プ	937-0066	魚津市北鬼江1-3-18 アルファ第2ビル2F	076-431-5000	0765-22-6032
石 川 県 本 部	920-8544	金沢市西念1-12-22	076-223-4007	076-222-8663
七 尾 支 所	926-0045	七尾市袖ヶ江町八部42-2	0767-53-6031	0767-53-4105
福 井 県 本 部	910-0859	福井市日之出1-10-1	0776-26-6123	0776-23-3845
嶺 北 支 所	910-0859	福井市日之出1-10-1	0776-26-6187	0776-26-6177
嶺 南 支 所	914-0803	敦賀市新松島町4-11 大和田ビル	0770-25-6031	0770-25-5407
愛 知 県 本 部	456-8530	名古屋市熱田区金山町1-12-7	052-681-7741	052-681-2000
名 古 屋 第 一 支 所	456-8530	名古屋市熱田区金山町1-12-7 全労済愛知県本部7F	052-683-6050	052-683-6028
名 古 屋 第 二 支 所	456-8530	名古屋市熱田区金山町1-12-7 全労済愛知県本部7F	052-683-6030	052-681-1205
豊 田 支 所	471-0833	豊田市山之手8-131	0565-29-1274	0565-27-8876
豊 橋 支 所	440-0853	豊橋市佐藤1-2-1	0532-64-7110	0532-64-7757
刈 谷 支 所	448-0028	刈谷市桜町4-26	0566-21-5511	0566-23-7357
一 宮 支 所	491-0838	一宮市猿海道1-1-14	0586-71-2611	0586-71-2677
東 海 支 所	456-8530	名古屋市熱田区金山町1-12-7 全労済愛知県本部7F	052-715-3233	052-681-8100
春 日 井 支 所	486-0845	春日井市瑞穂通7-1-2	0568-85-3922	0568-85-3966
岐 阜 県 本 部	500-8262	岐阜市茜部本郷2-7	058-274-6031	058-275-2065
岐 阜 支 所	500-8262	岐阜市茜部本郷2-7	058-274-7965	058-275-2065
西 濃 支 所	500-8262	岐阜市茜部本郷2-7	058-215-8801	058-215-8803
東 濃 支 所	507-0032	多治見市大日町50-1 ヤマセビル1F	0572-21-3330	0572-22-3117
高 山 支 所	506-0021	高山市名田町5-95-4 飛騨地区労働者福祉会館1F	0577-32-0895	0577-35-2358
三 重 県 本 部	514-0004	津市栄町4-259-1	059-227-6167	059-225-5069
四 日 市 支 所	510-0087	四日市市西新地14-1 太平洋四日市ビル2F	059-354-0033	059-354-0159
伊 勢 支 所	516-0073	伊勢市吹上1-11-31 伊勢志摩労協会館内	0596-25-7965	0596-25-7964
伊 賀 支 所	518-0712	名張市桜ヶ丘3088-106 キャッスル桜ヶ丘1F	0595-64-7456	0595-64-7457
滋 賀 県 本 部	520-0801	大津市におの浜4-5-1	077-524-6031	077-525-4021
大 津 支 所	520-0801	大津市におの浜4-5-1	077-524-6031	077-525-4021
彦 根 支 所	522-0074	彦根市大東町4-28 彦根勤労福祉会館2F	0749-24-6605	0749-24-6636
奈 良 県 本 部	630-8325	奈良市西木辻町200-47	0742-23-6031	0742-27-5358
京 都 府 本 部	604-8854	京都市中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都7F	075-812-7800	075-841-7805
北 部 支 所	624-0841	舞鶴市引土9-2	0773-75-6109	0773-75-1536
中 央 支 所	604-8854	京都市中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都7F	075-812-7800	075-841-7880
南 部 支 所	612-8089	京都市伏見区銀座町1-362 大手筋ビル2F	075-603-6031	075-603-6075
大 阪 府 本 部	559-0034	大阪市住之江区南港北1-24-33	06-4703-0171	06-4703-0172
共 済 シ ョ ッ プ 茨 木	567-0031	茨木市春日2-1-12 ラウンド春日ビル2F	072-625-6033	072-625-6061
共 済 シ ョ ッ プ 江 坂	564-0052	吹田市広芝町11-14 全労済西日本センター1F	06-6369-1717	06-6369-0800
共 済 シ ョ ッ プ 谷 町	540-0012	大阪市中央区谷町2-3-4 サンシャイン大手前ビル1F	06-6943-6336	06-6943-6515
共 済 シ ョ ッ プ 枚 方	573-0027	枚方市大垣内町2-10-4 宮村第三ビル3F	072-804-5550	072-804-5551

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L	F A X
共 済 シ ョ ッ プ 堺 東	590-0076	堺市堺区北瓦町2-4-13 堺東EHビル8F	072-233-6312	072-233-8144
和 歌 山 県 本 部	640-8331	和歌山市美園町5-10-3	073-425-6031	073-436-3787
紀南支所田辺営業所	646-0038	田辺市末広町4-30	0739-26-3770	0739-24-8690
紀南支所新宮営業所	647-0016	新宮市野田1-16 近畿労金新宮支店3F	0735-21-4530	0735-28-2017
兵 庫 県 本 部	650-0027	神戸市中央区中町通4-1-1	078-371-6502	078-366-2207
全労済ぐりんぼう神戸	650-0027	神戸市中央区中町通4-1-1	0120-090-853	078-371-7825
全労済ぐりんぼう尼崎	660-0892	尼崎市東難波町5-17-23 オ一住建尼崎ビル1F	0120-090-853	06-4868-8615
全労済ぐりんぼう姫路	670-0012	姫路市本町127 姫路大手前ビル1F	0120-090-853	079-226-6032
島 根 県 本 部	690-0006	松江市伊勢宮町543-3	0852-27-0631	0852-27-0622
東 部 支 所	690-0006	松江市伊勢宮町543-3	0852-27-0631	0852-27-0622
西 部 支 所	697-0033	浜田市朝日町1468-1	0855-23-6031	0855-23-1229
出雲共済ショップ	693-0068	出雲市姫原3-7-1	0853-21-0631	0853-22-6662
鳥 取 県 本 部	680-0846	鳥取市扇町14	0857-22-8234	0857-26-3427
東 部 支 所	680-0846	取市扇町14	0857-22-8234	0857-26-3427
中部共済ショップ	682-0804	倉吉市東昭和町286-2	0858-23-2855	0858-23-2839
西 部 支 所	683-0067	米子市東町189-2	0859-22-4133	0859-34-6072
岡 山 県 本 部	700-8569	岡山市北区駅元町6-26	086-254-2155	086-254-8116
津山出張所	708-0022	津山市山下92-1 津山圏域雇用労働センター1F「美作地区平和ヒガ-」内	0868-32-3711	0868-23-9119
広 島 県 本 部	732-8505	広島市東区曙4-1-28	082-262-6031	082-262-8276
福 山 支 所	721-0942	福山市引野町5-10-35	084-943-5800	084-943-9078
山 口 県 本 部	753-0215	山口市大内矢田360	083-927-5000	083-927-5005
山 口 支 所	753-0215	山口市大内矢田360	083-927-5009	083-927-5390
周 南 支 所	745-0063	周南市今住町3-18	0834-31-7171	0834-31-7809
岩 国 支 所	740-0016	岩国市三笠町2-1-23	0827-24-9845	0827-23-3798
宇 部 支 所	755-0047	宇部市島2-1-14	0836-35-4039	0836-35-2901
下 関 支 所	750-0007	下関市赤間町3-24	083-222-0631	083-231-6631
徳 島 県 本 部	770-0942	徳島市昭和町3-35-1(労働福祉会館1F)	088-625-2340	088-625-2131
香 川 県 本 部	760-0011	高松市浜/町72-5	087-822-1156	087-811-2662
愛 媛 県 本 部	790-8513	松山市辻町1-1	089-923-6031	089-996-8863
中 予 支 所	790-8513	松山市辻町1-1	089-923-6153	089-927-1859
新 居 浜 支 所	792-0812	新居浜市坂井町1-1-21	0897-37-6031	0897-37-6035
今 治 支 所	794-0028	今治市北宝来町3-1-19 今治勤労福祉会館内	0898-31-6031	0898-31-6148
宇 和 島 事 務 所	798-0060	宇和島市丸之内1-6-1	0895-23-6211	0895-23-6212
高 知 県 本 部	780-0870	高知市本町4-1-32	088-823-6031	088-823-1543
中 村 支 所	787-0012	四万十市右山五月町7-48	0880-35-3865	0880-35-3862
福 岡 県 本 部	810-8611	福岡市中央区舞鶴1-1-7 全労済マルチ天神ビル3F	092-739-6100	092-724-2468
福 岡 支 所	810-8611	福岡市中央区舞鶴1-1-7 全労済マルチ天神ビル1F	092-732-4047	092-771-7379
福岡支所共済ショップ	810-8611	福岡市中央区舞鶴1-1-7 全労済マルチ天神ビル1F	092-732-4047	092-771-7379
北 九 州 支 所	803-0844	北九州市小倉北区真鶴1-5-15 真鶴会館3F	093-591-7220	093-591-7225
筑 後 支 所	830-0032	久留米市東町42-14 ワカナステートビル3F	0942-38-8211	0942-38-8247
佐 賀 県 本 部	840-0054	佐賀市水ヶ江2-2-19	0952-41-1331	0952-41-1334
長 崎 県 本 部	852-8016	長崎市宝栄町3-15	095-864-6031	095-862-8126
長 崎 支 所	852-8016	長崎市宝栄町3-15	095-864-7144	095-862-8127
佐 世 保 支 所	857-0033	佐世保市城山町1-22	0956-25-8012	0956-22-7292
熊 本 県 本 部	860-0811	熊本市本荘5-10-30	096-372-0631	096-373-0205
城 南 支 所	866-0852	八代市大手町1-59-2 八代教育会館内	0965-35-4788	0965-31-6444
大 分 県 本 部	870-0035	大分市中央町4-2-5 全労済ソレイユ内	097-548-6031	097-548-5553
中 部 支 所	870-0035	大分市中央町4-2-5 全労済ソレイユ内	097-548-6031	097-548-5553
共 済 シ ョ ッ プ 大 分	870-0035	大分市中央町4-1-32 総合生協会館内	097-548-6777	097-548-5554
北 部 支 所	871-0030	中津市中殿町3-21-4	0979-24-6031	0979-22-4711
北部支所共済ショップ日田	877-0071	日田市玉川町3-555-3	0973-25-6031	0973-22-2412

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L	F A X
南 部 支 所	876-0841	佐伯市来島町5-15	0972-23-6031	0972-22-7729
宮 崎 県 本 部	880-0806	宮崎市広島1-11-17	0985-24-6262	0985-27-7739
宮 崎 支 所	880-0806	宮崎市広島1-11-17	0985-24-6297	0985-27-7709
延 岡 支 所	882-0866	延岡市平原町5-1497-3	0982-32-4599	0982-32-4345
都 城 支 所	885-0024	都城市北原町5街区10号	0986-46-5087	0986-26-1742
鹿 児 島 県 本 部	892-0835	鹿児島市城南町7-28	0120-070-477	099-805-3032
全 労 済 ぐりんぼう鹿児島	892-0835	鹿児島市城南町7-28	0120-070-477	099-805-3034
全 労 済 ぐりんぼう鹿屋	893-0015	鹿屋市新川町5768-2	0120-070-477	0994-40-9372
全 労 済 ぐりんぼう奄美	894-0027	奄美市名瀬末広町9-24 松元ビル1F	0997-53-6031	0997-53-9431
沖 縄 県 本 部	900-0014	那覇市松尾1-18-22	098-951-2002	098-951-1031
中 部 支 所	904-0101	中頭郡北谷町字上勢頭813-3	098-926-6031	098-926-3330
森 林 労 連 共 済 本 部	112-8627	文京区大塚3-28-7 全林野会館4F	03-3945-6392	03-3945-4341
た ば こ 共 済 本 部	108-0014	港区芝5-26-30 専売ビル2F	03-3454-2481	03-5476-8946
自 治 労 共 済 本 部	102-8403	千代田区六番町2-15 自治労第2会館	03-5276-0700	03-5210-7427
全 水 道 共 済 本 部	113-0033	文京区本郷1-4-1 全水道会館6F	03-3818-6031	03-3818-6788
新 潟 県 総 合 生 協	950-8566	新潟市中央区新光町6-6	025-282-2000	025-282-2053
新 潟 中 央 支 局	950-0086	新潟市中央区花園2-1-6	025-245-4150	025-245-4152
下 越 支 局	957-0054	新潟市本町1-1-6	0254-22-2241	0254-23-5604
県 央 支 局	955-0064	三条市横町2-4-18	0256-34-5658	0256-33-3846
中 越 支 局	947-0028	小千谷市城内2-6-16	0258-83-4151	0258-83-4153
上 越 支 局	942-0004	上越市西本町1-1-38	025-543-3789	025-543-8589
佐 渡 支 所	952-1307	佐渡市東大通1291-1	0259-57-2824	0259-57-3174
J P 共 済 生 協	151-8591	渋谷区千駄ヶ谷1-20-6	03-5785-6880	03-3405-1860
電 通 共 済 生 協	101-0041	千代田区神田須田町2-6-6 神田須田町ビル7F	03-6810-6788	03-5295-3231
教 職 員 共 済	162-8624	新宿区山吹町10-1 ラポール日教済内	03-5228-0661	03-5228-0693
全 国 交 運 共 済 生 協	166-0012	杉並区和田3-1-19	03-5377-3161	03-5377-3184
日 本 再 共 済 連	151-8531	渋谷区代々木2-12-10 全労済会館3F	03-3320-1711	03-3320-0566
全 労 済 協 会	151-0053	渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5F	03-5333-5126	03-5351-0421
全 労 済 健 康 保 険 組 合	151-0053	渋谷区代々木2-12-10 全労済会館5F	03-3299-0391	03-3299-0372
全 労 済 厚 生 年 金 基 金	151-0053	渋谷区代々木2-12-10 全労済会館5F	03-3299-0394	03-5371-2493
(株)全 労 済 シ ス テ ム ズ	192-0363	八王子市別所2-39-1 全労済情報センター4F	042-678-3900	042-678-3840
(株)ウ ィ ッ ク サ ー ビ ス	151-0053	渋谷区代々木1-27-5 代々木市川ビル2F	03-3299-0019	03-3299-0029
(株)ス ペ ー ス ・ ゼ ロ	151-0053	渋谷区代々木2-12-10 全労済会館内	03-3375-8741	03-3370-9140
(株)全 労 済 リ ブ ス	183-0055	府中市府中町1-9 京王府中1丁目ビル5F	042-330-0313	042-330-0317
全 労 済 ア シ ス ト (株)	564-0052	吹田市広芝町10-28 オーク江坂ビル3F	06-6330-1031	06-6330-9435
(株)ゼ ス ト	559-0034	大阪市住之江区南港北1-24-33 ヴィーコスZERO 4F	06-6945-1661	

《全労済の各種お問い合わせ・連絡窓口》

■資料のご請求、ご契約内容の確認や変更などの各種手続きに関するお問い合わせ・ご相談

お電話の場合

全労済お客様サービスセンター
☎0120-00-6031

受付時間 平日9:00~19:00 土曜9:00~17:00
(日曜・祝日・年末年始は除く)

ご来店の場合

全国200カ所を超える各都道府県本部・支所・
共済ショップ・ぐりんぼうの窓口へ

■病気やけが、住宅災害、自動車事故にあわれたときのご連絡先

病気やけが、
住宅災害に関する
事故受付専用ダイヤル

全労済共済金センター
☎0120-580-699
(受付時間 平日9:00~19:00)

マイカー共済の
事故受付専用ダイヤル

マイカー共済事故受付センター
☎0120-0889-24
(受付時間 24時間365日)

■苦情・ご相談に関する受付窓口

全労済 お客様相談室 ☎0120-603-180

受付時間 平日9:00~17:00(土・日・祝日除く)

*介護サービスに関する苦情・相談は、現在ご利用の「全労済住宅介護サービスセンター」となります。
*全労済ホームページでも受け付けております。http://www.zenrosai.coop

7 「マイカー共済」損調サービスセンター・損調サービスオフィス一覧

(2011年9月1日現在)

事務所名	TEL
北海道	北海道地方 損害調査センター 011-813-7738
	北海道損調SC 011-824-1500
	苫小牧損調SO 0144-32-2825
	函館損調SO 0138-22-3593
	釧路損調SO 0154-31-1212
	帯広損調SO 0155-25-0456
	北見損調SO 0157-22-2468
	旭川損調SO 0166-25-3550

事務所名	TEL
東北	東北地方 損害調査センター 022-266-5055
	青森損調SC 017-722-5525
	八戸損調SO 0178-45-1230
	岩手損調SC 019-652-3124
	宮城損調SC 022-266-5050
	大崎損調SO 0229-22-3930
	秋田損調SC 018-832-6031
	山形損調SC 023-647-7111
	庄内損調SO 0234-23-3061
	福島損調SC 024-521-3180
	郡山損調SO 024-922-2177
	会津若松損調SO 0242-32-8232
	いわき損調SO 0246-24-0456

事務所名	TEL
東部	東部地方 損害調査センター 03-3299-9281
	茨城損調SC 029-246-0091
	つくば損調SO 029-855-6860
	栃木損調SC 028-638-5899
	群馬損調SC 027-255-1001
	太田損調SO 0276-48-8425
	首都圏埼玉損調SC 048-822-0980
	川越損調SO 049-244-8988
	熊谷損調SO 048-523-4735

事務所名	TEL
東部	首都圏千葉損調SC 043-287-0435
	首都圏松戸損調SC 047-331-5881
	首都圏東京損調SC 03-3364-8421
	立川損調SO 042-525-1232
	首都圏神奈川損調SC 045-471-6905
	首都圏海老名損調SC 046-236-6865
	新潟損調SC 025-281-0788
	長岡損調SO 0258-35-8711
	上越損調SO 025-543-7271
	山梨損調SC 055-226-2041
	長野損調SC 026-234-6880
	松本損調SO 0263-48-3322
	静岡損調SC 054-252-0119
	浜松損調SO 053-452-0119
	沼津損調SO 055-924-1119

事務所名	TEL
中部	中部地方 損害調査センター 052-679-2288
	愛知損調SC 052-681-5533
	岡崎損調SO 0564-25-3215
	春日井損調SO 0568-89-1531
	三重損調SC 059-227-7477
	富山損調SC 076-441-3448
	高岡損調SO 0766-26-6751
	石川損調SC 076-222-4700
	福井損調SC 0776-27-7234
	岐阜損調SC 058-276-2181

事務所名	TEL
近畿	近畿地方 損害調査センター 06-4703-0274
	滋賀損調SC 077-525-2244
	京都損調SC 075-802-1144
	大阪損調SC 06-4703-0261
	兵庫損調SC 078-371-1671
	姫路損調SO 079-283-1200

事務所名	TEL
近畿	奈良損調SC 0742-27-5555
	和歌山損調SC 073-431-0210

事務所名	TEL
中国	中国地方 損害調査センター 082-264-2880
	鳥取損調SC 0857-21-1330
	島根損調SC 0852-23-2456
	岡山損調SC 086-233-2110
	広島損調SC 082-263-3450
	福山損調SO 084-943-7755
	山口損調SC 083-927-5123

事務所名	TEL
四国	四国地方 損害調査センター 087-823-1901
	徳島損調SC 088-626-2100
	香川損調SC 087-823-7631
	愛媛損調SC 089-927-1144
	新居浜損調SO 0897-34-8732
	高知損調SC 088-824-5050

事務所名	TEL
九州	九州地方 損害調査センター 092-726-3801
	福岡損調SC 092-721-1616
	北九州損調SO 093-591-2918
	佐賀損調SC 0952-26-4080
	長崎損調SC 095-864-2299
	熊本損調SC 096-375-8924
	大分損調SC 097-534-5366
	宮崎損調SC 0985-27-5388
	鹿児島損調SC 099-226-6171
沖縄損調SC 098-866-1651	

事務所名	TEL
損害事故受付センター 損害サポートグループ 0120-0889-24	
第一サポートセンター 03-5396-0617	
第二サポートセンター 06-4703-0307	

■自動車事故にあわれたときのご連絡先

マイカー共済の
事故受付専用ダイヤル

マイカー共済事故受付センター
☎0120-0889-24
(受付時間 24時間365日)

8 全労済在宅介護サービスセンター「ほほえみ」事業所一覧

(2011年9月1日現在)

事業実施 都道府県名	郵便番号	所在地	TEL	サービス事業案内					
				居宅介護 支 援	ホームヘルプ サービス	訪問 入浴	デイ サービス	福祉用具 貸 与	ショート ステイ
北海道	003-0803	札幌市白石区菊水3条4丁目1-3 全労済北海道会館3F	011-818-8833	○	○				
宮 城	980-0014	仙台市青葉区本町1-10-29 全労済宮城会館内	022-713-7401	○	○				
栃 木	321-0963	宇都宮市南大通り2-5-4 全労済栃木県本部会館1F	028-610-5577	○	○				
東 京	130-0022	墨田区江東橋4-11-1 錦糸町ダイヤビル5F	03-3846-6800	○	○				
神奈川	222-0033	横浜市港北区新横浜2-4-9 全労済神奈川会館内	045-473-7771	○	○				
長 野	380-8710	長野市立町978-2 全労済長野県本部内	026-237-6031	○	○				
山 梨	400-0031	甲府市丸の内3-29-11 全労済山梨県本部内	055-221-4165	○	○				
石 川	920-8544	金沢市西念1-12-22	076-223-5588		○				
愛 知	456-8530	名古屋市熱田区金山町1-12-7 アビタン3F	052-684-2422	○					
三 重	514-0004	津市栄町4-285	059-227-6022	○	○				
京 都	612-8089	京都市伏見区銀座町1-362 大手筋ビル2F	075-603-0065	○	○				
大 阪	581-0003	八尾市本町1-6-8 シティコート本町1F	072-925-5598	○	○				
兵 庫	660-0861	尼崎市御園町21 MG尼崎駅前ビル2F	06-6414-5501	○	○				
	699-0110	松江市東出雲町錦新町8-1-1	0852-52-6310	○	○		○	○	
島 根	690-0006	松江市伊勢宮町543-3 労済会館別館	0852-27-1526						
佐 賀	848-0027	伊万里市立花町2404-12	0955-20-4078	○	○	○			
大 分	870-0035	大分市中央町4-2-5 全労済ソレイユ内	097-548-6789	○	○				
宮 崎	880-0806	宮崎市広島1-11-17	0985-20-0556	○	○				
鹿児島	892-0835	鹿児島市城南町7-28 全労済鹿児島県本部内	099-239-4294	○	○				
新 潟	950-2054	新潟市西区寺尾東1-18-26(デイサービスセンターてらお園)	025-239-4500				○		
	950-2054	新潟市西区寺尾東1-18-29(ケアプランてらお)	025-239-4501	○					
	950-2054	新潟市西区寺尾東1-18-29(ショートステイてらお園)	025-201-9010						○

9 (株)ゼストの介護サービス事業所一覧

事業所名	郵便番号	所在地	TEL	サービス事業案内		
				居宅介護 支 援	ホームヘルプ サービス	訪問入浴
本 社	559-0034	大阪市住之江区南港北1-24-33 ヴィーコスZERO 4F	06-6569-2330	—	—	—
東大阪	577-0803	東大阪市下小阪1-5-7 大成ビル3F	06-6723-8228	○	○	
鶴 見	538-0052	大阪市鶴見区横堤5-1-18	06-6913-7572	○	○	○

共済用語の解説

あ行

■ 応当日

契約発効日や年金開始日などの各年の同月日(年応当日)あるいは各月の同日(月応当日)のことをいいます。
〈例〉2011年6月1日が発効日の契約の場合は、年応当日が2012年6月1日、2013年6月1日…、月応当日が2011年7月1日、8月1日…となります。

か行

■ 会員

全労済は「会員」によって構成されています。現在の会員数は、都道府県の区域ごとに設立された地域の労働者を主体とする共済事業を行う消費生活協同組合(47会員)、都道府県の区域を越えて設立された職域の労働者を主体とする共済事業を行う消費生活協同組合(8会員)、消費生活協同組合連合会(3会員)の全58会員です。

■ 解約控除

共済契約の解約の際、解約返戻金から一定額を控除することをいいます。控除する額を解約控除金といいます。解約控除を行う理由は、新契約費の未償却額、解約のための事務費等の対応のためです。

■ 解約返戻金

共済契約の失効・解除、ならびに共済契約者の都合で共済期間を途中で解約する場合等に、共済契約者に返される金銭のことです。規約に定める解約返戻金額算出方法書にしたがって計算されます。

■ 加入診査

生命保険申込者に対し、保険会社の嘱託医が行う健康診断のことをいいます。診査を行わず加入させることを無診査加入といい、全労済は原則として無診査加入です。ただし、質問表には必ず答えてもらうことを前提としており、この質問表に正しく答えなかった場合、告知義務違反となる場合があります。

■ 共済掛金

共済契約にもとづいて、一方の当事者である共済者(全労済)が支払う共済金の対価として共済契約の他方の当事者である共済契約者(加入者)が、支払うものをいいます。共済掛金は構成の面からみて、支払共済金に充当される純掛金と、共済者が共済事業の経営に要する経費等に充当する付加掛金に分けられます。純掛金は、平均危険率純掛金と平均安全率純掛金に分けられる場合があります。また、このほかに、共済種目や

保障内容によっては、異常危険準備金にあてられるための異常危険準備掛金や掛金免除に対応するための掛金免除契約分掛金などによっても構成されることがあります。共済掛金の算出根拠は、共済種目や保障内容によって多少の違いがあります。例えば、生命系共済の場合は、予定危険率、予定利率、予定事業費率(以上3つを総称して「基礎率」といいます)、性別、共済期間、払込方法などが根拠となります。

■ 共済期間

共済契約は、将来起こりうる危険に対して保障を約束する契約です。いつからいつまでの間に起きた事故に対して保障の責任を負うか、その責任を負う期間のことを共済期間といいます。

■ 共済金

共済事故が生じたときに共済者(全労済)から共済金受取人に支払われる金銭のことをいいます。

■ 共済金受取人

共済事故が発生した場合、共済金を請求し、共済金の支払いを受ける者のことをいいます。

■ 共済金額

共済事由が発生した場合に共済者(全労済)が支払うべき金額の最高限度として、共済契約の締結時に共済契約者と共済者との間で定めた金額のことであり、契約金額ともいいます。

■ 共済事故

共済金の支払い対象となる事故のことをいいます。マイカー共済(自動車総合補償共済)の場合、自賠責共済(保険)の限度額内、自己負担額内等の支払い対象とならない事故は、共済事故とはなりません。

■ 協同組合

協同組合は、生活をより良くしたいと願う人々が自主的に集まって事業を行い、その事業の利用を中心としながら、みんなで活動を進めていく、営利を目的としない組織です。

■ 組合員

各都道府県ごとに設立されている単位労働者共済生協(単協)は、組合員によって構成され、組合員は単協の共同の所有者であると同時に管理者となります。つまり、全労済における組合員は単なる「顧客」ではなく、全労済の「主体者」といえます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資(1,000円以上)をお願いしています(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)。組合員でなければ全労済の共済事業を利用することはできません。

■ 契約者

全労済と共済契約を結び、共済契約に関する権利義務を行使する人をいいます。必ずしも契約者イコール加入者とは限りません。共済の加入者(被共済者)は家族で、本人は契約を代表する契約者だけという場合もあります。

■ 契約者割戻金

毎事業年度の決算によって共済契約に剰余金が生じた場合に、その中から全労済が生命系共済契約者に還元するお金をいいます。

■ 更改

共済契約を期間の途中で任意に解約し、新たに異なる内容で共済契約を締結することをいいます。

■ 告知義務

共済契約の締結にあたって、共済契約者または被共済者は、共済者(全労済)に対し重要な事実(生命系共済の場合は病歴、入院歴、通院状況、職業など)を告げなければなりません。これを告知義務といいます。「重要な事実および重要な事項」とは、いわゆる危険の選択の資料となるべき事実のことで、共済者が各契約についてその危険率を測定して、これを引き受けるべきか否か、引き受けるとして掛金をいくらにするかを決定する資料となるものです。また、無診査加入方式の加入方法では最重要加入情報であり、告知漏れがある場合は、本人に戻して記入を要請しています。

さ行

■ 事業年度

会計年度と同義の言葉であり、継続して行われる団体の事業と会計活動の成果を、一定の期間に区切り判定するためのものです。全労済の場合は、6月1日から翌年の5月末までの1年間です。日本再共済連の場合は、4月1日から翌年の3月末までの1年間となります。

■ 失効(契約の消滅)

共済契約の効力を失うことをいいます。生命共済契約においては、共済契約者が共済掛金を払込まないで、払込期日後、一定の猶予期間を経過したとき契約は自然に効力を失います。損害共済契約では、共済の目的が共済事故以外の事由で消滅、または解体されたとき、または他人に譲渡されたときに契約は消滅します。

■ 責任準備金

払込まれた共済掛金の中から、将来発生するであろう共済金支払いや解約返戻金の一部にあてるために積立られる資金のことをいいます。その内の大部分が共済掛金積立金です。

た行

■ 特約

基本になっている契約(基本契約といいます)に付加する特別の共済契約のことをいいます。例えば、災害特約、病気入院見舞金特約などが挙げられます。

は行

■ 発効日

共済責任の始まる日(責任開始日)のことをいいます。

■ 被共済者

生命共済契約では、その人の死亡・障がい・入院などが共済事故とされる人のことをいいます。被共済者は通常、共済契約者自身が被共済者である場合が多いものの、配偶者や子供などを加入させる場合には、組合員が契約者で配偶者や子供などが被共済者となります。損害共済では、被共済利益の主体として共済事故発生の場合に、共済金の支払いを受けるべき者として定められた者をいいます。また、マイカー共済(自動車総合補償共済)の賠償部分では、事業規約に定めるところの事故の賠償責任者となるべき者をいいます。

ま行

■ 満了

共済契約の共済期間(保障期間)を終えたことをいいます。

ろ行

■ 利用分量(高)割戻金

組合員に対する直接還元の中心的方法で、利用分量(全労済でいえば共済利用)に応じて利益を還元する方式のことで、この方式で戻す還元金を利用分量(高)割戻金といいます。購買生協等の割戻し方法として使われ、全労済では生命系共済以外の共済種目を割戻す場合のみ利用分量割戻金としています。生命共済では契約者割戻金で行っています。

消費生活協同組合法施行規則にもとづく索引

消費生活協同組合法施行規則 第209条

一 組合の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
イ 業務運営の組織	58
ロ 役員の名及び役職名	61
ハ 事務所の名称及び所在地	119
二 組合の主要な業務の内容	63
三 組合の主要な業務に関する次に掲げる事項	
イ 直近の事業年度における事業の概況	11
ロ 直近の五事業年度における主要な業務の状況を 示す指標として次に掲げる事項	65
(1) 経常収益	
(2) 経常剰余金又は経常損失金	
(3) 当期剰余金又は当期損失金	
(4) 出資金及び出資口数	
(5) 純資産額	
(6) 総資産額	
(7) 責任準備金残高	
(8) 貸付金残高	
(9) 有価証券残高	
(10) 法第52条第2項の区分ごとの剰余金の配当の金額	
(11) 職員数	
(12) 保有契約高又は正味収入共済掛金の額	
ハ 直近の二事業年度における事業の状況を示す指 標として別表第三に掲げる事項	

(別表第三)

●主要な業務の状況を示す指標

一 共済種類別新契約高及び保有契約高 又は元受共済掛金	70
二 共済契約種類別保障機能別保有契約高	70
三 共済種類別支払共済金の額	71

●共済契約に関する指標

一 共済種類別保有契約増加率	72
二 新契約平均共済金額及び保有契約 平均共済金額	72
三 解約失効率	72
四 月払契約の新契約平均共済掛金	72
五 契約者割戻しの状況	69
六 再共済又は再保険を引受けた 主要な会社数	73
七 上位5社に対する支払再共済掛金又は 支払再保険料の割合	73
八 格付機関による格付に基づく区分ごとの 支払再保険料の割合	73
九 未収再共済金又は再保険金の額	73

●経理に関する指標

一 責任準備金の積立方式及び積立率	74
二 共済種類別契約者割戻準備金明細	74
三 引当金明細	74
四 区分ごとの法定準備金及び 任意積立金明細	74
五 事業経費の明細	75

●資産運用に関する指標

一 主要資産の区分別平均残高	77
二 主要資産の区分別構成及び増減	78
三 主要資産の区分別運用利回り	79
四 区分別の資産運用収益明細	79
五 区分別の資産運用費用明細	79

六 利息及び配当金収入等明細	80
七 有価証券の種類別残高	80
八 有価証券の種類別の残存期間別残高	81
九 業種別保有株式の額	82
十 共済契約貸付及び業種別の貸付金残 高並びに当該貸付金残高の合計に対 する割合	82
十一 使途別の貸付金残高	83
十二 担保の種類別貸付金残高	83
十三 区分別の海外投資残高	83
十四 海外投資の地域別構成	83
十五 海外投資運用利回り	84

●その他の指標

・業務用固定資産残高	76
------------	----

四 契約年度別責任準備金残高及び予定利率	73
五 組合の業務の運営に関する次に掲げる事項	
イ リスク管理の体制	20
ロ 法令遵守の体制	22
六 組合の直近の二事業年度における財産の 状況に関する次に掲げる事項	
イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 又は損失金処理計算書	95
ロ 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	84
(1) 破綻先債権に該当する貸付金	
(2) 延滞債権に該当する貸付金	
(3) 三ヶ月以上延滞債権に該当する貸付金	
(4) 貸付条件緩和債権に該当する貸付金	
ハ 債権について、債務者の財政状態及び経営成績 等を基礎として次に掲げるものに区分すること により得られる各々に関し貸借対照表に計上され た金額	84
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
(2) 危険債権	
(3) 要管理債権及び条件緩和貸付金	
(4) 正常債権	
ニ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、 時価及び評価損益	85
(1) 有価証券	
(2) 金銭の信託	
(3) デリバティブ取引	
ホ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	74
ヘ 貸付金償却の額	79

消費生活協同組合法施行規則 第211条

一 組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び 組織の構成	63
二 組合の子会社等に関する次に掲げる事項	98
イ 名称	
ロ 主たる営業所又は事務所の所在地	
ハ 資本金又は出資金	
ニ 事業の内容	
ホ 設立年月日	
ヘ 組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社 員又は総出資者の議決権に占める割合	
ト 組合の一の子会社等以外の子会社等有する 当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は 総出資者の議決権に占める割合	

全労済ファクトブック2011年版
(2010年度 決算のご報告など)

発行●全労済(全国労働者共済生活協同組合連合会)
〒151-8571 東京都渋谷区代々木2-12-10
☎03-3299-0161(代)
2011年10月発行(経営企画部 政策・広報室)

保障のことなら

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいで各都道府県生協の組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金の積み立てに加え、自己資本を拡充し財務基盤の強化に向けた積極的な対応をすすめています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています（※詳しくは各都道府県の全労済にお問い合わせください）。

新しく組合員になれる方へ(出資金について)

全労済は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員とされる方には、生活協同組合運営のために出資(1,000円以上)をお願いしています(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)。

なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの全労済へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。

また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただいていない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただく場合がありますのでご注意ください(※詳しくは各都道府県の全労済にお問い合わせください)。



全労済は全国で環境保全活動に取り組んでいます。